

平成 2 9 年度

法務省事後評価実施結果報告書（案）

平成 3 0 年 月

法 務 省

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	平成29年度事後評価実施結果報告書	
(1)	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	5
(2)	法曹養成制度の充実	11
(3)	法教育の推進	25
(4)	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (高齢・障害犯罪者に関する総合的研究)	30
(5)	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (窃盗事犯者に関する研究)	45
(6)	検察権行使を支える事務の適正な運営	60
(7)	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	108
(8)	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	112
(9)	医療観察対象者の社会復帰	118
(10)	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等	122
(11)	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理	135
(12)	国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理	142
(13)	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	149
(14)	法務行政における国際協力の推進	156
(15)	施設の整備(熊谷拘置支所整備等事業)	193
(16)	施設の整備(郡山第2法務総合庁舎整備等事業)	199
	(参考資料)	
	法務省大臣官房施設課「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」	206
	法務省大臣官房施設課「大臣官房施設課における事業評価の概要」	223

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため，紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう，裁判外の紛争解決手続について，その拡充及び活性化を図る。）

(4) 法教育の推進（国民一人ひとりが，法や司法の役割を十分に認識し，法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに，司法の国民的基盤の確立を図るため，法教育を推進する。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制の

整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

- (1) **社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言**（内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

4 検察権の適正迅速な行使（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により，社会の平和を保持し，個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い，裁判所に法の正当な適用を請求し，裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため，検察運営の全般にわたって改善を加え，検察機能のより一層の強化を図る。）

5 矯正処遇の適正な実施（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，適正な矯正処遇を実施する。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（矯正施設の適正な管理運営を維持するため，各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに，研修，訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，被収容者の個々の状況に応じて，収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（職員の業務負担の軽減を図るとともに，矯正処遇の充実を図るため，民間委託等を実施する。）

6 更生保護活動の適切な実施（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに，犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため，社会内において適切な処遇を行うとともに，犯罪や非行のない地域社会作りのため，犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため，医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。）

7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の

安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

- (1) **破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等**（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

8 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

- (1) **破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定**（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に関し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

- (1) **登記事務の適正円滑な処理**（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）
- (2) **国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理**（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）
- (3) **債権管理回収業の審査監督**（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

10 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

- (1) **人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防**（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理

11 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

- (1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。）

V 出入国の公正な管理

- 12 出入国の公正な管理（出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) 円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

- 13 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

- 14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

平成29年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		(法務省29- (1))				
施策名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備					
政策体系上の位置付け	基本法制の維持及び整備 (I-1-(1))					
施策の概要	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	124,477	122,782	127,738	133,314
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	—	/
		合計(a+b+c)	124,477	122,782	—	
執行額(千円)	82,502	89,166	—			
政策評価実施時期	平成32年8月 (平成30年8月は中間報告)	担当部局名	大臣官房秘書課政策立案・情報管理室, 民事局総務課, 刑事局総務課			
評価方式	総合評価方式					

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

社会経済構造の変革と「事後チェック・救済型社会」への転換に対応するため、国民や企業の経済活動に関わる民事・刑事の基本法について、抜本的な見直しが求められており、法務省では、平成13年度から、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。

しかしながら、民事基本法制は、国民生活の様々な分野に関係し、また、様々な面で円滑な経済活動を支えるものであって、その内容は膨大であるため、情報化・国際化等の取引社会の変化に対応していない部分や、関係各界から見直しに関する提言や指摘がされている分野が存在している。例えば、制定以来約120年の間、実質的な見直しが行われていない民法(債権関係)の規定など、改正を必要とする分野が、なお多数残されている。

一方、刑事基本法制については、近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い、企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。今後とも、我が国の治安及び社会経済秩序の維持を図っていくためには、そのような社会経済情勢の変化やそれに伴う犯罪動向の変化等に的確に対応することが重要である。

このように、依然として基本法制の整備に関する社会のニーズは高く、経済活動に関わる民事・刑事基本法制の整備は、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤を形成する上で極めて重要となっている。

(2) 目的・目標

上記の課題に対応するためには、まず、社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニーズに応え、民法・会社法等を始めとした民事基本法制について不断の整備を行っていくことが必要である。これによって、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が

実現され、我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また、社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができるように、刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資することとなる。

さらに、国民に分かりやすい司法を実現するためには、法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとする事となる。

法務省では、平成13年度以降、経済活動に関わる基本法制の整備について集中的に取り組み、平成22年度及び平成27年度に評価を行ったところである。しかし、依然として存在する課題・ニーズに対応するため、継続して取り組むこととした。

目的・目標の具体的内容は別紙のとおりである。

(3) 具体的内容

社会経済情勢に対応した民事・刑事基本法制の整備に積極的、集中的に取り組むため、平成13年4月に、民事・刑事基本法制プロジェクトチームを設置し、立法作業を進めている。

法整備の具体的内容は別紙のとおりである。

3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を「事後チェック・救済型社会」の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものであるためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、事後評価の実施に関する計画に基づき整備された民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。平成29年度においては、当該法制の立法作業の状況の説明を中心とする。

4. 評価結果等

平成29年度に実施した政策（具体的内容）

平成29年度における立法作業の状況については、別紙のとおりである。

【民事関係】

既に国会に提出した法律案のうち、平成29年度末時点において、成立・公布に至っていないものは以下のとおりである。

- 人事訴訟法等の一部を改正する法律案（平成30年2月提出）
- 商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案（平成30年2月提出）
- 民法の一部を改正する法律案
- 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案
- 法務局における遺言書の保管等に関する法律案

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

【民事関係】

民事関係の法制について、別紙のとおり所要の整備をしたことにより、国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化を実現した。しかし、例えば、民事執行法の規定について、債務者財産の開示制度の実効性を向上させ、不動産競売における暴力団員の買受けを防止し、子の引渡しの強制執行に関する規律を明確化するなどの見直しを図ったり、会社法制について、近年における社会経済情勢の変化等を踏まえ、株主総会における手続の合理化、役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、社外取締役を置くことの義務付けなど、企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討した上、当該規律の見直しを要する場合にはその見直しを行うなど、今後も対応を必要とする課題がある。これらに速やかに対応しなければ、様々な面で円滑な経済活動に支障を来

し、国民生活に影響を及ぼすことになるため、これまでの取組も踏まえ、平成30年度以降においても、引き続き、民事基本法制の整備を進めていくこととしている。

【刑事関係】

企業の刑事責任の在り方については、両罰規定の漸進的整備^{*1}を行うこととは別に、抜本的な見直しの必要性を見極めるべく、今後も引き続き検討を行うこととする。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

(2) 実施方法

(3) 意見及び反映内容の概要

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○法務省設置法（平成11年法律第93号）第3条、第4条第1項第1号、第4条第1項第2号^{*2}

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】

*1 「両罰規定の漸進的整備」

いわゆる両罰規定とは、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、事業主たる法人又は人に対して、罰金刑を科する旨を定める規定である。法務省においては、新規立法や法改正の際にきめ細やかな助言を行うなどして両罰規定の整備に努めている。

*2 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（任務）

第3条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第4条 法務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 民事法制に関する企画及び立案に関すること。
- 二 刑事法制に関する企画及び立案に関すること。

目的・目標の具体的内容	法整備の具体的内容	立法作業の状況
【民事関係】		
<p>社会や経済の著しい変化に適切に対応するとともに、国民一般に分かりやすい法制度を構築する必要がある。このような観点から、民事基本法典である民法のうち、債権関係の規定について、制定以来約120年の間に形成された膨大な数の判例法理を整理・分析して、できる限り明文化するとともに、現代社会に適合しない規定を改める等、民法（債権関係）の全般的な見直しを行う。</p>	<p>[民法等] ・民法（債権関係）の見直し</p>	<p><u>法整備済み</u> 平成27年3月、第189回国会に提出した「<u>民法の一部を改正する法律案</u>」及び「<u>民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案</u>」は、民法のうち債権関係の規定について、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備や定型約款に関する規定の新設など、約120年間の社会経済の変化への対応を図るとともに、民法を国民一般に分かりやすいものとする等の観点から改正を行うことを内容とするものであり、同法律案は、<u>平成29年5月26日に成立した</u>。</p>
<p>公益信託制度については、平成18年の信託法制定時の衆参両院の附帯決議において、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、所要の見直しを行うこととされている。そこで、公益法人制度改革の内容や、実際の運用状況等を踏まえつつ、公益信託ニ関スル法律の全般的な見直しを行う。</p>	<p>[公益信託ニ関スル法律等] ・公益信託ニ関スル法律の見直し</p>	<p><u>法制審審議中</u> 公益信託ニ関スル法律の見直しについては、平成27年4月から、「公益信託法改正研究会」（信託法研究者や、関係省庁の担当者等で構成）において検討が行われ、同年12月に報告書が取りまとめられた。これを受け、<u>平成28年6月から法制審議会信託法部会を再開し、同部会において調査審議が行われている</u>。</p>
<p>国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件の国際裁判管轄法制に係る法整備及び家事事件手続法の制定を踏まえ、人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備を行う。</p>	<p>[人事訴訟法等] ・人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備</p>	<p><u>国会提出中</u> 人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備の検討については、平成26年2月に法制審議会に諮問され、同年4月から平成27年9月まで国際裁判管轄法制（人事訴訟事件及び家事事件関係）部会において、調査審議が行われた。同年10月「人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制の整備に関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に答申された。そして、この答申を踏まえ、「<u>人事訴訟法等の一部を改正する法律案</u>」を立案し、平成28年2月、この法</p>

		<p>律案を第190回国会に提出したが、平成29年9月の衆議院解散に伴い廃案となり、平成30年2月、再度、この法律案を第196回国会に提出した。</p>
<p>商法制定以来の社会経済情勢の変化への対応、荷主、運送人その他の運送関係者間の合理的な利害の調整、海商法制に関する世界的な動向への対応等の観点から、商法等のうち、運送・海商関係を中心とした規定について、現代社会に適合しない規定を改めるとともに、片仮名文語体の条文を現代語化するなど、全般的な見直しを行う。</p>	<p>〔商法等〕 ・商法（運送・海商関係）等の見直し</p>	<p><u>国会提出中</u></p> <p>商法（運送・海商関係）等の改正については、平成26年2月に法制審議会に諮問され、同年4月から平成28年1月まで商法（運送・海商関係）部会において調査審議が行われた。同年2月、「商法（運送・海商関係）等の改正に関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に答申された。そして、この答申を踏まえ、「<u>商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案</u>」を立案し、同年10月、この法律案を第192回国会に提出したが、平成29年9月の衆議院解散に伴い廃案となり、平成30年2月、再度、この法律案を第196回国会に提出した。</p>
<p>相続法制については、配偶者の法定相続分の引上げや寄与分制度の新設を行った昭和55年の改正以降、大きな法改正はされていない。しかしながら、高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、残された配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す必要があると考えられる。そこで、相続法制について全般的な見直しを行う。</p>	<p>〔民法等〕 ・民法（相続関係）等の見直し</p>	<p><u>国会提出中</u></p> <p>民法（相続関係）等の見直しについては、平成27年2月に法制審議会に諮問され、同年4月から平成30年1月まで民法（相続関係）部会において調査審議が行われた。同年2月、「民法（相続関係）等の改正に関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に答申された。そして、この答申を踏まえ、「<u>民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案</u>」及び「<u>法務局における遺言書の保管等に関する法律案</u>」を立案し、同年3月、この法律案を第196回国会に提出した。</p>
<p>民事執行法は、昭和54年に制定された後、社会情勢の変化等に応じて、所要の改正が行われてきたところであるが、近時、債務者財産の開示制度の実効性の向上、不動産競売における暴力団員の買受けの防止、子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化など、民事執行手続についての検討課題が指摘</p>	<p>〔民事執行法〕 ・民事執行法の見直し</p>	<p><u>法制審審議中</u></p> <p>民事執行法の見直しについては、平成28年9月に法制審議会に諮問され、同年11月から民事執行法部会において調査審議が行われている。</p>

<p>されている。そこで、これらの点について、民事執行法の所要の見直しを行う。</p>		
<p>多くの18歳、19歳の者が、自ら就労して金銭を得たり、一人暮らしをしているという若年者に関する実態を踏まえた上で、憲法改正国民投票の投票権年齢及び公職選挙法の選挙権年齢が18歳と定められたことや、諸外国においては成年年齢を18歳と定めることが一般的になっているという社会経済情勢の変化に鑑みて、民法が定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げる。</p>	<p>〔民法等〕 ・民法（第4条等）の見直し</p>	<p>国会提出中 民法の成年年齢については、平成21年10月、法制審議会から法務大臣に対し、選挙権年齢が18歳に引き下げられるのであれば、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である旨の答申がされた。今般、選挙権年齢が18歳に引き下げられたこと等を踏まえ、「民法の一部を改正する法律案」を立案し、平成30年3月、この法案を第196回国会に提出した。</p>
<p>近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、株主総会に関する手続の合理化や、役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、社債の管理の在り方の見直し、社外取締役を置くことの義務付けなど、企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその見直しを行う。</p>	<p>〔会社法〕 ・会社法制（企業統治等関係）の見直し</p>	<p>法制審審議中 会社法制（企業統治等関係）の見直しについては、平成29年2月に法制審議会に諮問され、同年4月から会社法制（企業統治等関係）部会において調査審議が行われている。平成30年2月には「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」が取りまとめられ、パブリックコメントの手続を実施している。同部会においては、パブリックコメントの手続の終了後に、その結果を踏まえ、要綱案の取りまとめに向けた調査審議が引き続き行われる予定である。</p>

【刑事関係】

<p>近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い、企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。そこで、企業の刑事責任の在り方を含め企業活動に関する犯罪に対する法整備について、引き続き、必要な検討を行う。</p>	<p>〔経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備〕 ・企業の刑事責任の在り方</p>	<p>検討中 ・企業の刑事責任の在り方については、新規立法や法改正の際に、きめ細やかな助言を行うなどして両罰規定の漸進的整備に努めることとは別に、企業の刑事責任の在り方を抜本的に見直す必要性を引き続き検討している。</p>
--	--	--

平成29年度事後評価実施結果報告書

(法務省29- (2))

施策名	法曹養成制度の充実 (政策体系上の位置付け：I-2-(2))					
施策の概要	高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。					
達成すべき目標	平成25年7月16日付け法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」において示されている施策及び平成27年6月30日付け法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」（以下「推進会議決定」という。）において示されている施策のうち，法務省が担当する事項について，課題の検討を行うとともに，施策を実施する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	30,327	19,663	19,426	9,492
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	30,327	19,663	19,426	
執行額(千円)	28,776	19,163	17,598			
施策に係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<p>○法曹養成制度検討会議¹取りまとめ（平成25年6月26日）</p> <p>○法曹養成制度改革の推進について（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）（別紙1）</p> <p>○法曹養成制度改革の更なる推進について（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）（別紙2）</p>					

測定指標	平成29年度目標	達成
1 法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施	法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会 ² の取りまとめや推進会議決定の内容を踏まえ，法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体，福祉機関，企業等の間で共有され，各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう，関係機関の協力を得て，環境を整備する。	達成
施策の進捗状況（実績）		
<p>法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめや，推進会議決定においては，今後も，法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要であるとされ，法務省において，そのための環境を整備するとされた。</p> <p>法務省においては，推進会議決定を踏まえ，文部科学省と連携し，最高裁判所や日本弁護士連合会等の関</p>		

係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会³（以下「連絡協議会」という。）を開催しているところ、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組についても、同連絡協議会において、関係省庁や自治体、企業等の担当者から報告を受けるとともに、意見交換を行った。また、法曹有資格者の海外展開を支援するため、委託弁護士を海外に派遣し、現地における外国弁護士の活動規制状況や、日本人弁護士に対する需要、現地日本企業等に対する日本人弁護士としての支援の在り方等に関する調査を行い、その調査結果を法務省ホームページに公表して関係省庁、自治体、日本企業等が同調査結果にアクセスすることのできる環境を整備するとともに、調査結果公表済みの国（シンガポール、インドネシア及びタイ）についても、他の国内機関が公表する類似情報との差別化を図るためアップデート調査を行った。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 法務省ホームページ「法曹養成制度改革連絡協議会」閲覧件数（件）	—	—	2,991	10,166	10,270
2 法務省ホームページ「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究 ⁴ 」閲覧件数（件）	—	—	—	7,116	10,441

※ 法務省ホームページへの掲載年月

○「法曹養成制度改革連絡協議会」：平成27年12月

○「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究」：平成28年7月

測定指標	平成29年度目標	達成
2 法曹養成制度改革を推進するための取組の実施	文部科学省とともに連絡協議等の環境を整備し、法曹人口の在り方に関する必要なデータ収集と検証、司法試験の在り方の検討、司法修習生に対する経済的支援の在り方に関する検討等の各取組に関し、法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会における進捗状況を適時に把握しつつ、これを踏まえて、文部科学省と連携し、関係機関・団体の協力も得て、前記各取組を進める。	達成

施策の進捗状況（実績）

平成27年6月の推進会議決定を踏まえ、法務省においては、推進会議決定に掲げられた取組の進捗状況等を適時に把握し、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、前記のとおり、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、連絡協議会を開催している。

平成29年度は連絡協議会を3回開催し、①法曹有資格者の活動領域の拡大に関する各取組、②法曹人口の在り方に関する各種データ、③司法試験及び司法試験予備試験の合格状況等、④司法修習生に対する経済的支援の在り方に関する法曹の経済状況調査の結果、⑤法学部生を対象とする法曹志望に関する調査の結果等について報告し、意見交換するなど必要な取組を進めた。

なお、推進会議決定で、法務省において検討すべき事項として掲げられていた司法修習生に対する経済的支援に関しては、平成29年4月19日、法曹人材確保の充実・強化等の推進を図るため、司法修習生に対し、

修習給付金を支給する制度の創設等をする改正裁判所法（平成29年法律第23号）が成立し、同年11月1日から施行されている。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 法務省ホームページ「法曹養成制度改革連絡協議会」閲覧件数（件）	—	—	2,991	10,166	10,270

※ 法務省ホームページへの掲載年月

○ 「法曹養成制度改革連絡協議会」：平成27年12月

評価結果	目標達成度合い の測定結果	<p>（各行政機関共通区分）目標達成</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1, 2は、達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1, 2は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標1】</p> <p>推進会議決定（平成27年6月）においては、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」の取りまとめ（平成27年5月）を踏まえ、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要とされた。</p> <p>これを受けて、法務省においては、連絡協議会をおおむね3～4か月に1回開催しているところ、平成29年度においては、同年5月及び平成30年2月の各連絡協議会において、法曹有資格者の活動領域の拡大（自治体、企業）を取り上げ、協議会の概要や資料等を法務省ホームページに掲載している。また、アジア諸国に弁護士を派遣するなどし、現地の法運用等の調査を新規に行ったほか、既に調査が終了している国のアップデート調査を行い、これらの結果を法務省ホームページに掲載している。これらにより、有益な情報が広く共有されたといえることから、目標を達成することができたと評価できる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>法務省及び文部科学省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握するとともに、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、平成29年度においても、前年度に引き続き、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、同年5月、同年10月及び平成30年2月の3回にわたり連絡協議会を開催し、これまでに集積された法曹人口に関するデータなどについて報告・意見交換を行うなど、必要な取組を進めている。そのほか、文部科学省に設置された中央教育審議会法科大学院等特別委員会に、合計6回、担当者が参加して法科大学院改革について検討を行っていること、文部科学省と共同して法学部生を対象とする法曹志望に関するアンケート調査の実施・検証を行うなどの取組も行っていることから、目標を達成することができたと評価できる。</p> <p>（取組の有効性、効率性等）</p>	

	<p>【測定指標 1 及び 2 関係】</p> <p>測定指標 1 及び 2 については、『法曹養成制度改革の推進について』及び『法曹養成制度改革の更なる推進について』において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について、課題の検討を行うとともに、施策を実施する」という目標に対し、法曹有資格者の活動領域、法曹人口、司法試験、司法修習における課題について検討するため、連絡協議会を開催し、そこでの検討結果を踏まえ、必要な取組を進めるとともに、今後も必要な連絡協議を行うための環境整備も行った。中でも、測定指標 1 との関係では、平成29年度開催の連絡協議会において、2回にわたり法曹有資格者の活動領域の拡大について重点的に取り上げた上、それらの資料等を法務省ホームページに掲載したほか、海外調査の結果についても同様に法務省ホームページに掲載しているところ、各ホームページへのアクセス件数が年間1万件を超えており、有益な情報が広く共有され、法曹有資格者の活用に向けた環境整備が図られたといえることから、達成すべき目標にとって有効かつ効率的な取組であると評価できる。</p> <p style="text-align: center;">次期目標等への反映の方向性</p> <p>【施策】</p> <p>高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化するよう、現在の目標を維持し、引き続き取り組んでいく。</p> <p>【測定指標 1】</p> <p>法曹有資格者の活動領域の在り方については、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の取りまとめや推進会議決定を踏まえ、平成30年度も法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、日本企業等の間で共有され、各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、環境の整備に取り組む。</p> <p>【測定指標 2】</p> <p>法曹養成制度改革を推進するための取組については、平成30年度も文部科学省と連携し、関係機関・団体の協力も得て、連絡協議会を開催し、必要な連絡協議を行うとともに、法務省が担当する事項について、必要な取組を進める。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期</p> <p>2 実施方法</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>ア〔意見〕</p> <p>〔反映内容〕</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○評価の過程で使用した資料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法曹養成制度改革連絡協議会資料（法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.html〕） ・日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究（法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00135.html〕）
<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】</p>

--	--

担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	----------------	----------	---------

*1 法曹養成制度検討会議 (http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00001.html)

*2 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会 (http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00039.html)

*3 法曹養成制度改革連絡協議会 (http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.html)

*4 日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究 (http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00135.html)

法曹養成制度改革の推進について

平成25年7月16日
法曹養成制度関係閣僚会議決定

はじめに

本閣僚会議は、司法制度改革によって導入された新しい法曹養成制度について様々な課題が指摘されていることから、その在り方について、法曹養成制度検討会議の意見等も踏まえて検討を行ったものである。

本閣僚会議は、法曹養成制度検討会議取りまとめの内容を是認し、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講ずべき措置の内容及び時期を示すものである。

第1 今後の検討体制

内閣に閣僚会議で構成する会議体（以下「閣僚会議」という。）を設置し、その下に事務局を置いて、以下に述べる施策の実施をフォローアップするとともに、2年以内を目途に課題の検討を行うこととすべきである。

また、法曹養成制度改革・改善を進めていくに当たっては、政府のみでなく、最高裁判所及び日本弁護士連合会も一体となって取り組んでいく必要があることに鑑み、より良い法曹養成制度を実現するため、最高裁判所において、必要な施策を検討・実施することを期待するとともに、日本弁護士連合会においても、必要な取組を積極的に行うことを期待する。

第2 法曹有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

第3 今後の法曹人口の在り方

司法試験の年間合格者数については、3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くものであり、当面、このような数値目標を立てることはしないものとする。

閣僚会議の下で、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行うこととする。

そのために、閣僚会議の下で、法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を2年以内に公表する。また、その後も継続的に調査を実施する。

第4 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成課程における経済的支援について

最高裁判所において、可能な限り第67期司法修習生（平成25年11月修習開始）から、次の措置を実施することが期待される。

- (1) 分野別実務修習開始に当たり現居住地から実務修習地への転居を要する者について、旅費法に準じて移転料を支給する（実務修習地に関する希望の有無を問わない。）。
- (2) 集合修習期間中、司法研修所内の寮への入寮を希望する者のうち、通所圏内に住居を有しない者については、入寮できるようにする。
- (3) 司法修習生の兼業の許可について、法の定める修習専念義務を前提に、その趣旨や司法修習の現状を踏まえ、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において従来運用を緩和する。具体的には、司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることを認める。

2 法科大学院について

- (1) 法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

ア 文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審」という。）の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

イ 閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、上記文部科学省の公的支援の見直し強化策をも踏まえて、1年以内に検討し、結論を得る。

法務省は、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

また、最高裁判所においても、同様に教員派遣の見直し方策を実施することが期待される。

ウ 上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る。

- (2) 文部科学省において、法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院についてその先導的な取組に必要な支援を1年以内に検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。
- (3) 文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験（仮称）」の早期実現を目指すとともに、こ

れを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内に検討を行う。

また、閣僚会議の下で、上記文部科学省及び中教審の検討を踏まえながら、「共通到達度確認試験（仮称）」の法律基本科目の試験について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、その制度設計・実施についての検討を2年以内に行う。

文部科学省は、これらの検討を受けて、5年以内に試行を開始することを目指して「共通到達度確認試験（仮称）」の実施準備を行う。

- (4) 文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を1年以内に検討し、実施準備を行う。

3 司法試験について

- (1) 法務省において、司法試験の受験回数制限につき、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう緩和し、短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法の3科目に限定するために、所要の法案を1年以内に提出する。
- (2) 閣僚会議の下で、法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、司法試験の論文式試験の試験科目の削減につき、論文式試験の選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ検討し、2年以内に結論を得る。
- (3) 閣僚会議の下で、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度の在り方について検討し、2年以内に結論を得る。
- (4) 司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験委員会において、現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される。

4 司法修習について

最高裁判所においては、司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことが期待される。

また、閣僚会議の下で、質の高い法曹を育成できるよう、法科大学院教育との連携、司法修習の実情、上記の最高裁判所における検討状況等を踏まえつつ、司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習の在り方を含め司法修習の更なる充実に向けて、法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行い、2年以内に結論を得る。

法曹養成制度改革の更なる推進について

平成27年6月30日

法曹養成制度改革推進会議決定

司法制度改革において、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度が創設されたが、約10年が経過した今、法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態に陥っている。本推進会議は、こうした事態を真摯に受け止め、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくため、国民の理解を得ながら、以下の各施策を進めることとし、関係者に対しても、現状認識を共有して必要な協力を行うことを期待する。

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する基本的な考え方

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法務省に設置した「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びにその下に日本弁護士連合会との共催により設置された「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の各分野に関する分科会において、法曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図る方策等を検討するとともに試行的な取組を行ってきた。その結果、これまで、各分野において法曹有資格者の専門性を活用する機会は増加してきたところであるが、このような流れを加速させるためには、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である。

2 具体的方策

法務省は、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の中で共有され、前記各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備する。

日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においては、こうした取組と併せて、前記各分野における法曹有資格者の専門性を活用することの有用性や具体的な実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有すること並びに関係機関と連携して、前記各分野において活動する弁護士を始めとする法曹有資格者の養成及び確保に向けた取組を推進することが期待される。

最高裁判所においては、司法修習生が前記各分野を法曹有資格者の活躍の場として認識する機会を得ることにも資するという観点から、実務修習（選択型実務修習）の内容の充実を図ることが期待される。

第2 今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

第3 法科大学院

1 法科大学院改革に関する基本的な考え方

○ 平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（※）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。

※ 地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上。

○ 法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。

2 具体的方策

(1) 法科大学院の組織見直し

○ 平成27年度から、文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、平成28年度以降においても継続的に実施する。また、最高裁判所においても教員派遣見直し方策の実施が継続されることが期待される。

- 文部科学省は、司法試験合格率（目安として平均の50%未満）、定員充足率（目安として50%未満）、入試競争倍率（目安として2倍未満）などの客観的指標を活用して認証評価の厳格化等を図るべく、平成27年3月31日改正に係る「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に基づき、認証評価機関における平成27年度中の評価基準改正及び平成28年度からの認証評価における積極的な運用を促進する。

文部科学省は、認証評価結果又はその他の事情から客観的指標に照らして課題があるものと認められる法科大学院に対し、教育の実施状況等を速やかに調査することとし、その結果、法令違反に該当する状況が認められる場合は、直ちに是正を求め、それでもなお改善が図られないときは、学校教育法第15条に基づき、当該法科大学院に対し、改善勧告、変更命令、組織閉鎖命令の各措置を段階的に実施するものとする。また、文部科学省は、前記調査の実効性を確保するため、客観的指標の水準を下回る法科大学院に対して教育状況の報告又は資料の提出を適時に求めることができる体制及び手続を平成27年度中に検討し、速やかに整備する。

- 文部科学省は、前記取組の状況を適時精査・検討し、その結果、司法試験の合格状況の低迷が著しいなど課題が深刻な状況について何ら改善が見られないにもかかわらず、しかるべき措置が講じられないなど、前記取組の十分な効果を認めることができない場合には、例えば、課題が深刻な法科大学院について客観的指標も活用しつつ適切な措置が講じられるよう、司法試験の合格状況などの教育活動の成果と関連性の高い基準について、専門職大学院設置基準の見直しないし解釈の明確化を平成30年度までの間に検討し、速やかに措置を講じる。
- 前記の各措置の実施に当たっては、法曹を志す者の誰もが法科大学院で学ぶことができるよう、法科大学院の所在する地域の状況や夜間開講状況、ICT（情報通信技術）を活用した授業の実施状況などの事情を適切に考慮するものとする。

(2) 教育の質の向上

- 平成27年度以降、文部科学省は、以下の取組を加速する。
 - ・ 法科大学院を修了した実務家教員等を積極的に活用した指導の充実を促進する。
 - ・ 法学未修者に対する法律基本科目の単位数増加など教育課程の抜本的見直し及び学習支援などを促進する。
 - ・ その他、我が国におけるあるべき法曹像を踏まえ、海外展開や国、地方自治体、企業などの組織内法務、福祉分野等への対応をはじめ、社会のニーズに応じて様々な分野で活躍できる法曹の養成に有意義と認められる先導的な取組を支援する。
- 文部科学省は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組みである共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）について、平成

30年度を目途に本格実施に移すべく、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、試行を毎年度行い、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図るとともに、その試行対象者を法学未修者から法学既修者に順次拡大することとする。

また、文部科学省は、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、前記試行と並行して、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析し、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図ることとする。

その状況に応じて、文部科学省及び法務省は、確認試験実施の安定性及び確認試験結果の客観的・社会的信頼性等を踏まえ、確認試験がその結果を国家試験たる司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有すると認められることを前提に、確認試験の目的、司法試験短答式試験免除に必要とされる合格水準、確認試験の実施主体、実施体制等、必要な制度設計を具体的に検討する。

- 文部科学省は、確認試験の定着状況に応じて、当該確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する。

(3) 経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、経済的負担の軽減に向けて、意欲と能力のある学生が経済状況にかかわらず進学等の機会を得られるよう、平成28年1月からの社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入を前提に、平成29年度以降の大学等進学者を対象に、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた対応を加速するとともに、総務省と連携して地方公共団体と地元産業界が協力して地元就職する学生の奨学金返還支援のための基金の造成に対する支援及び優先枠（地方創生枠）を設けて無利子奨学金の貸与を行うなど奨学金制度や、授業料減免制度など、給付型支援を含めた経済的支援の充実を推進する。
- 文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在学した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。
- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対するICT（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

3 法科大学院集中改革期間の成果の検証等

文部科学省は、前記2記載の平成30年度までの法科大学院集中改革期間の成果については、その期間経過後速やかに法科大学院生の司法試験の累積合格率その他教育活動の成果に関する客観的状況を踏まえて分析・検討し、必要な改革を進める。

第4 司法試験

1 予備試験

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであるところ、出願時の申告によれば、毎年の予備試験の受験者の過半数を占める無職、会社員、公務員等といった者については、法科大学院に進学できない者あるいは法科大学院を経由しない者である可能性が認められ、予備試験が、これらの者に法曹資格取得のための途を確保するという本来の制度趣旨に沿った機能を果たしていると考えられる。他方で、予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり、しかも、その人数が予備試験合格者の約8割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘されている。このことから、予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況が乖離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきとの指摘がされている。

これらを踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持する観点から、法科大学院が期待されている当初の役割を果たせるようにするため、前記のとおり、平成30年度までに、文部科学省において、法科大学院の改革を集中的に進めるものとする。他方、法務省において、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者について、試験科目の枠にとらわれない多様な学修を実施する法科大学院教育を経ていないことによる弊害が生じるおそれがあることに鑑み、予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を引き続き検証するとともに、その結果も踏まえつつ予備試験の試験科目の見直しや運用面の改善なども含め必要な方策を検討し、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者の法曹としての質の維持に努めるものとする。また、司法試験委員会に対しては、予備試験の実態を踏まえ、予備試験の合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮することを期待する。さらに、平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないように、必要な制度的措置を講ずることを検討する。

2 司法試験選択科目の廃止

司法試験論文式試験の選択科目の廃止については、司法試験受験者の負担軽減に資するとともに、司法試験においては法律基本科目の基礎的理解力を重視すべきであるという観点から、これを積極的に評価する見解がある一方で、選択科目の廃止は、法律科目に限らない幅広い知識、教養をもつ多様な人材の育成という法曹養成の理念に沿わないといった指摘や法科大学院生の学修意欲を低下させることにつながるという

懸念もあることから、法務省において、文部科学省と連携しながら、引き続き、法科大学院での履修状況等を見つつ、選択科目の廃止の是非を検討することとする。

3 司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方

司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験法の改正等を踏まえ、試験時間等に一定の変更が加えられたものであるが、今後においても、司法試験委員会において、継続的な検証を可能とする体制を整備することとしたことから、検証を通じ、より一層適切な運用がなされることを期待する。

第5 司法修習

最高裁判所において、第68期司法修習生（平成26年11月修習開始）から導入修習が実施されたのに加え、分野別実務修習のガイドラインの策定・周知及び選択型実務修習における修習プログラムの拡充のための検討がそれぞれ行われたところ、法曹として活動を開始するに当たって必要な能力等を修得させるという司法修習の役割が果たされるよう、こうした施策を着実に実施し、今後も司法修習内容の更なる充実に努めることが期待される。また、法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。

第6 今後の検討について

法務省及び文部科学省は、連絡協議等の環境を整備し、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、先に掲げた両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握しつつ、これを踏まえて、両省が連携し、関係機関・団体の必要な協力も得て、両省における前記各取組を進める。

さらに、グローバル化の進展、超高齢社会、個人や企業の社会経済活動の多様化・複雑化等の社会的状況等を踏まえ、新たな課題に対応し、有為な人材が法曹を志望し、質・量ともに豊かな法曹が輩出されるよう、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実に図る抜本的な方策を検討し、必要な措置を講じる。

平成29年度事後評価実施結果報告書

(法務省29- (3))

施策名	法教育の推進 (政策体系上の位置付け：I-2-(4))					
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。					
達成すべき目標	法曹関係者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会 ¹ 及び法教育広報部会 ² (以下「協議会等」という。)を開催し、法教育に関する最新情報の共有を図り、協議の状況等を公開して広く情報提供するとともに、これらの内容を踏まえた教材の作成等を行う。法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、法教育に関する広報活動や法教育活動に対する協力・支援等を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	14,387	9,638	20,982	22,051
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	14,387	9,638	20,982	
執行額(千円)	5,963	6,264	16,468			
執行額(千円)	5,963	6,264	16,468			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説のうち主なもの)	○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) ・Ⅲ-3-(6)-① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定 ³					

測定指標	平成29年度目標	達成
1 協議会等の活動状況	協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。 なお、協議会等においては、小・中・高等学校における法教育の実践状況調査 ⁴ の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。	達成
施策の進捗状況(実績)		
協議会等を開催し、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組等についての報告を踏まえ、法教育の推進に資する施策等について協議を行い、その結果に基づき、法曹関係者・教育関係者の連携の		

在り方等の有用な情報交換等を行った。

また、法教育推進協議会の下に設置した教材作成部会を中心に、小学生向け及び中学生向け視聴覚教材並びに高校生向け法教育教材の作成に関する協議等を行い、小学生向け視聴覚教材を作成した。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 協議会等の開催実績（回）	5	7	5	8	10

測定指標	平成29年度目標	達成
2 法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況	法教育活動（教材作成、授業実施、地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）への協力・支援等を行うことにより、法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる。	達成

施策の進捗状況（実績）

法務省職員が学校等に出向いて実施する法教育授業について、法務省関係機関において多数実施（別紙参照）するとともに、更なる利用の促進を図るため、学習の目的や授業内容を分かりやすくまとめた広報用資料を作成し、教育関係機関等に配布した。併せて、法務省職員が教職員研修等において現職の教職員に対して法教育授業のガイダンス等を行い、学校現場における法教育授業の実践拡大を図った。

その他、法の日週間記念行事において法教育関連イベントを実施し、併せて法教育マスコットキャラクターを活用した積極的な広報活動を行った。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
2 法教育授業実施回数（回）	2,992	3,325	2,947	3,167	3,553

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）目標達成 ----- （判断根拠） 測定指標1, 2は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものと考えている。 測定指標は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	（測定指標の目標達成度の補足） 【測定指標1】 法教育の推進のため、法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があり、各界の代表や有識者で構成される協議会等を開催して密接な連携を図りつつ、教材の作成等、法教育の推進に資する施	

策を実施していくことが求められる。

同協議会等においては、学校現場における法教育の実践状況調査を行い、その結果に基づき、法教育の推進に資するための今後の展開、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等について協議、情報交換等を行い、互いの理解を深めた。

さらに、法教育推進協議会の下に設置した教材作成部会を中心に、小学生向け及び中学生向け視聴覚教材並びに高校生向け法教育教材の作成に向けた協議等を行い、小学生向け教材を作成しており、目標を達成することができたと評価することができる。

【測定指標 2】

法教育の推進のため、具体的な法教育活動（教材作成、授業実施等）に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要がある。

そこで、学校等における法教育実践活動への協力・支援を行うため、法務省職員が教職員向け研修等に講師として参加し、法教育授業の実践に向けたガイダンスを行うとともに、法務局や検察庁等の法務省関係機関の職員が学校等に出向いて法教育授業を実施している。さらに、法務省職員による法教育授業の更なる利用促進のため、法教育授業の目的や内容を分かりやすくまとめた広報用資料を教育関係機関等に配布し周知を図ったほか、法の日週間記念行事等において法教育関連イベントを実施するなど、法教育授業実施の告知及び実際の授業を通じた広報活動を行っている。加えて、法教育マスコットキャラクターを活用し、幅広い層に対して法教育の意義や重要性を伝えるための広報活動を実施しており、目標を達成することができたと評価することができる。

（達成手段の有効性・効率性等）

【測定指標 1, 2 関係】

達成手段①「法教育の推進」において実施している協議会等においては、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性、法教育の推進に資するための今後の展開等について、協議、情報交換等を行うことにより、各機関において、これら法教育の推進に資する有用な情報を共有し、活用することができ、目標の達成に効果的に寄与したといえる。このことは学校現場での法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる上で必要かつ有効であると考えられる。

また、法務省関係機関において、学校現場にとどまらず、具体的な法教育活動に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行うことは、国民一般に法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践を拡大させるという目標の達成に、必要かつ有効であると考えられる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。

【測定指標 1, 2】

現在の目標を維持しつつ、今後の法教育推進協議会等での検討状況等の結果を踏まえ、測定指標の内容を見直すなどの必要性が生じた場合には、適宜、適切な目標を設定する。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
- 2 実施方法
- 3 意見及び反映内容の概要
ア〔意見〕

	〔反映内容〕		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報			
備考	【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】		
担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	平成30年8月

*1 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、さらに法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*2 「法教育広報部会」

法教育推進協議会での議論を踏まえながら、法教育の更なる普及・促進に向け、法教育に関する情報発信・情報提供の在り方についての検討を行うため、法教育推進協議会のもとに設置された。

*3 「『世界一安全な日本』創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ－３－（６）－① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定

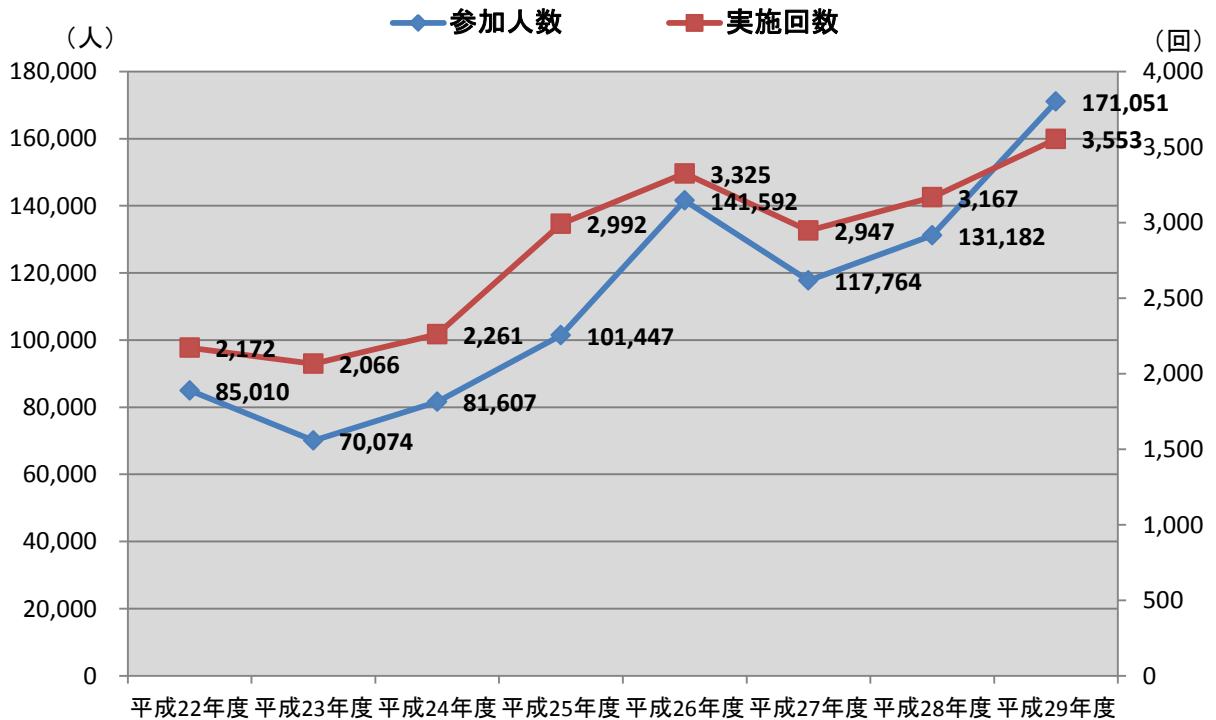
更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、高等学校における法教育の実施状況に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学校現場に対する法教育の支援を行う。

*4 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成23年度から平成25年度までの間に、順次、法教育の充実が盛り込まれた新学習指導要領が完全実施されたことから、平成26年度は普通科高等学校を対象に調査を行い、平成27年度は普通科以外の高等学校を対象に調査を行った。

法教育授業実施状況報告書

	参加人数	実施回数
平成22年度	85,010	2,172
平成23年度	70,074	2,066
平成24年度	81,607	2,261
平成25年度	101,447	2,992
平成26年度	141,592	3,325
平成27年度	117,764	2,947
平成28年度	131,182	3,167
平成29年度	171,051	3,553
計	899,727	22,483



平成29年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		(法務省29- (4))				
施策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（高齢・障害犯罪者に関する総合的研究）					
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))					
施策の概要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	861	7,017	—	—
		補正予算(b)	0	0	—	—
		繰越し等(c)	0	0	—	/
		合計(a+b+c)	861	7,017	—	
執行額(千円)		861	7,017	—		
政策評価実施時期	平成30年8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課			
評価方式	事業評価方式					

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

我が国は急速な高齢化社会を迎えているが，高齢者による犯罪は，高齢者の人口増加を大きく上回る勢いで増加し，平成23年の65才以上の高齢者の一般刑法犯検挙人員は，4万8,637人（20年前の約6.3倍）である。また，65才以上の刑事施設¹入所受刑者人員は，20年前の274人に対し，平成23年は2,028人に増加（高齢者率は20年前の1.3パーセントに対し，8.0パーセントに上昇）している。一方，平成23年の高齢者の仮釈放率は，31.3パーセントと出所受刑者全体（51.2パーセント）より約20ポイント低く，その背景に，適当な帰住先のない者が年々増加していることがあると推測されている。

また，障害者についても，累犯障害者の問題が浮き彫りになり，刑務所が福祉施設の代用と化している実態があるのではないかなど等の問題が指摘されている。

こうした情勢を踏まえ，平成24年7月に犯罪対策閣僚会議において策定された「再犯防止に向けた総合対策」では，その重点施策の一つとして「高齢者又は障害者に対する指導及び支援」を掲げており，高齢・障害犯罪者に対する再犯防止対策，とりわけ社会復帰に向けた生活環境の調整や生活基盤の確保等は，喫緊の課題となっている。

高齢又は障害のある犯罪者には，就労し，自立した生活を送ることが困難な者も少なくなく，刑事施設から出所する高齢・障害者を対象とする特別調整等のように，医療や福祉施設等への橋渡しを含む福祉的支援に重点を置いた社会復帰支援策が実施され始めているほか，検察庁においても，不起訴処分にあたって福祉的支援に橋渡しするなどの新しい取組も試行され始めた。

こうした支援策の改善・強化を含む今後の適切な高齢・障害犯罪者の社会復帰支援策の在り方を検討するにあたっては，支援を必要とする者の実態並びに支援の実施状況及びその有効性を把握する必要がある。しかし，従前の研究等では，まず，支援の対象となるべき者，すなわち，高齢者又は障害者で，医療や福祉等のサービス・支援を必要とする起訴猶予者，執行猶予者，保護観察対象者，刑事施設出所者・出院者等の規模自体明らかでないほか，罪種・手口等や属性ごとの帰住状況や家族関係等を含む生活基盤の確保等に係る実態も全く明らかではない。また，中には，福祉施設等になじまないなど，特定の支援策が有効に機能しない者もいることが推測され，対象者の特性に応じた適切

な支援を選択することが求められるところ、罪種や属性等の犯罪者のタイプ別についての特別調整や住居確保支援等の効果の有無と程度も明らかではない。

したがって、高齢又は障害を有する犯罪者の実態並びに、これらの者に対する社会復帰支援対策の現状及び課題を明らかにし、これらの者に対する再犯防止及び社会復帰支援の在り方の検討に資する資料を提供することが必要であり、有益であると考えられる。

(2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は「高齢又は障害を有する犯罪者の実態並びに、これらの者に対する社会復帰支援対策の現状及び課題を明らかにし、これらの者に対する再犯防止及び社会復帰支援の在り方を検討するための基礎資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成26年度から平成27年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 動向分析

警察統計、検察統計、矯正統計、保護統計等を用いて、高齢・障害犯罪者の動向及び処遇状況等を分析する。

(イ) 高齢・障害犯罪者の支援必要者と支援状況の実態調査

一定期間における刑事施設出所者のうち、高齢者及び精神障害者に対し、刑事施設の職員記入等による調査票調査を実施する。

なお、調査票調査については、検察、矯正、更生保護の対象者に対する調査・分析を計画していたが、研究計画を進める中で、「障害者」の範囲を画定するに当たり、刑事施設において精神障害があると診断された者に絞ることが適切と認められたことなどから、刑事施設の対象者を分析することとした。

(ウ) 高齢・障害犯罪者の実態と社会復帰支援策の調査

一定時期において、刑事施設から出所する高齢・精神障害犯罪者を調査対象者として抽出し、調査票により、対象者の属性、犯罪の内容等を調査する。また、対象者に対する処遇状況（特に、特別調整・特別処遇等、医療・福祉的支援の必要性から実施されるものや住居確保支援等）や出所後の帰住状況等を調査する。

さらに、出所等の後、一定期間を経て、調査対象者の再犯状況等に関する追跡調査を実施する。

(エ) 高齢・障害犯罪者の処遇に関する実地調査

刑事施設、保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設等において、高齢・障害犯罪者の処遇の現状を実地調査する。さらに、検察庁において、障害等で医療・福祉的支援を必要とする者に対する支援を含む取組についても実地調査する。

また、イタリアにおける高齢・障害犯罪者の処遇について実地調査する。

(オ) 成果物の取りまとめ

上記を総合して、高齢・障害犯罪者及び処遇の実態を明らかにし、これらの者に対する再犯防止及び社会復帰支援対策の課題と展望を取りまとめて、法務総合研究所研究部報告として発刊する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成25年5月22日に実施された研究評価検討委員会（学者7名、法務省の他部局4名計11名により構成）の結果を踏まえ、平成25年8月に評価基準（別紙1）第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った（事前評価時の施策名は「法務に関する調査研究（高齢・障害犯罪者に関する総合的研究）」である。）。

(1) 必要性

本研究の対象である高齢・障害犯罪者の再犯防止は、犯罪対策閣僚会議が策定した「再

「再犯防止に向けた総合対策」を中核とする法務省の重要な施策である再犯防止対策に密接に関連しており、実施の必要性が極めて高く、かつ、高齢者犯罪が増加する中、同総合対策も策定のおおむね5年後を目途に見直しが予定されていることなどから、早期に実施する必要性が極めて高いテーマである。また、現在まで本研究に代替する包括的な研究は実施されていない上、本研究のように、検察・矯正・保護関係機関の公的記録等に基づくデータを使用する手続横断的な研究は、法務総合研究所以外では実施できないと思われるから、他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目の評点は、30点中30点である。

(2) 効率性

本研究における調査対象者の設定については、検察、矯正、保護の各段階における高齢・障害犯罪者を広く調査対象とする上、いずれも一定期間を区切って該当する対象者を抽出するため、適切な規模・範囲の調査対象者を抽出することができる見込みであり、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。他方、調査対象となる「障害者」の範囲については、今後研究計画を進める中で適切に画定する必要があるほか、研究を深めるためには、実施実績数の制約から、統計的な分析になじみにくいものの、不起訴処分等となった検察庁による福祉的支援等の対象者の追跡調査を検討する余地がある。研究の手法等は、実務経験を有する者が、公的記録に基づく十分に信頼性があるデータを収集し、統計的に適切な分析手法によることが予定されており、適切なものとなる見込みであり、かつ、特別な支出を要しないものであって、費用対効果の観点からも十分に合理的なものになると見込まれる。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は、30点中24点である。

(3) 有効性

本研究は、特別調整等導入後の高齢・障害犯罪者の実態や処遇状況等を包括的かつ実証的に研究するものであり、従来にない研究であることを踏まえると、高齢・障害犯罪者対策、処遇の在り方等の検討等に大いに利用されることが見込まれる。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目の評点は、10点中10点である。

(4) 総合的評価

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価でき、研究評価検討委員会における評点の合計点は70点中64点であったことから、本研究は、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められる。

4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の平成30年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会において、評価基準第4の2に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 事後評価の内容

本研究について、平成30年4月18日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、次のとおり事後評価を行った。

(1) 本研究の成果について

本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」において、高齢者又は障害者に対する指導及び支援が重点施策の一つとされ、その再犯防止対策が喫緊の課題となっていることを踏まえ、高齢者及び精神障害のある者の犯罪の動向、その処遇や再犯防止対策の現状と課題等を明らかにするため、公式統計や特別調査結果等に基づき、以下の知見を得た。

ア 高齢者及び精神障害のある者による犯罪等の動向

(ア) 高齢者

刑事司法手続の各段階における高齢者の人員は、社会における高齢者人口の増加をはるかに超える勢いで増加し、最近20年間で見ると、高齢者の刑法犯検挙人員は約3.8倍、刑法犯の検察庁既済事件人員は約6.1倍、同起訴人員は約6.9倍、入所受刑者人員は約4.5倍の増加となっており、検察庁の段階における人員の増加が著しい。また、特に女性と70歳以上の者の人員の増加が更に顕著であった。

(イ) 精神障害のある者

精神障害者等による刑法犯検挙人員は、最近20年間で約2倍に増加し、その人員に占める精神障害者等の人員の比率も上昇している。平成27年の入所受刑者人員のうち、精神障害を有する者の人員は、最近20年間で約2.5倍に増加し、精神障害の種別では、知的障害と人格障害は、おおむね横ばいであるが、神経症性障害は約8倍、その他の精神障害は約2.7倍にそれぞれ増加している。また、同年の入所受刑者中に占める精神障害を有する者の比率は13.1パーセントに上昇している。精神障害を有する入所受刑者のうち、女性の人員は最近20年間で約6倍に急増し、同年の女性の入所受刑者に占める精神障害を有する者の比率は2割を超えている。

イ 高齢者及び精神障害のある者による犯罪の実態

(ア) 高齢者

平成27年の高齢者の刑法犯検挙人員の罪名は、窃盗の割合が最も高く、女性高齢者は、約9割が窃盗で、その手口のほとんどが万引きである。また、窃盗以外の犯罪では、特に傷害、暴行の増加（約8.8倍、約50.1倍）が顕著である。

高齢入所受刑者中の再入者率は、男性は、65歳未満の者よりも一貫して高い水準で推移し、平成27年は73.0パーセントとなり、女性は、近年50パーセント前後で推移し、27年は48.6パーセントであった。また、高齢者の2年以内再入率は、17年の出所受刑者の31.1パーセントから大幅に低下し、26年の出所受刑者では20.4パーセントとなっているものの、65歳未満の者の2年以内再入率（18.3パーセント）より依然として高い。

(イ) 精神障害のある者

知的障害を有する者については、平成27年の入所受刑者の罪名では、窃盗が過半数を占め、覚せい剤取締法違反の割合が精神障害のない者と比べて顕著に低いこと、29歳以下の者の割合が精神障害のない者等と比べて高いこと、住居不定の割合が精神障害のない者等と比べて高いこと、未婚の割合が顕著に高いこと、教育程度は不就学又は中学卒業の割合が6割を超えること等が特徴として挙げられる。また、同年の再入者率（65.0パーセント）は、精神障害のない者（58.1パーセント）よりも高い。

知的障害以外の精神障害を有する者については、平成27年の入所受刑者の罪名では、覚せい剤取締法違反が約4割、窃盗が約3割で、精神障害のない者と比べると、覚せい剤取締法違反の割合が高いこと、精神障害のない者等と比べて、40～49歳の者の割合が最も高く、高齢者の割合が最も低いこと等が特徴として挙げられる。また、同年の入所受刑者のうち、再入者の人員は、最近20年間で約2.7倍に増加し、同年の再入者率（68.4パーセント）は、精神障害のない者（58.1パーセント）よりも高い。

ウ 特別調査

特別調査では、平成26年2月1日から同年3月14日までの間に刑事施設から出所した高齢受刑者及び精神障害受刑者（知的障害を有する者及び知的障害以外の精神障害を有する者）の基本的属性等のほか、再入状況や特別調整の実施状況について調査した。

高齢受刑者（293人）のうち、調査期間再入者は47人（全体の16.0パーセント）で、

再入時罪名は、窃盗が過半数を占め、罪名が財産犯の者（33人）の犯行の動機・背景事情を見ると、家族と疎遠又は身寄りなしが約6割、生活困窮等が約5割などとなっており、調査期間再入者の8割以上は同居人がいなかった。

知的障害を有する者（66人）のうち、調査期間再入者は、14人（21.2パーセント）であり、再入時罪名では、窃盗が9人と最も多かった。罪名が財産犯の調査期間再入者（12人）の犯行の動機・背景事情の主たるものとしては、体調不良（10人）等が挙げられ、犯行時に無職であった者が約8割を占めた。

知的障害以外の精神障害を有する者（385人）のうち、調査期間再入者は80人（20.8パーセント）で、再入時罪名は、窃盗が最も多く、次いで覚せい剤取締法違反の順であった。再入時罪名が財産犯の調査期間再入者（38人）の犯行の動機・背景事情を見ると、体調不良、家族と疎遠又は身寄りなし、生活困窮、盗み癖、自己使用・費消目的などが半数又は半数近くを占めた。

これらの者に対する特別調整の実施状況については、特別調整対象者は、これまで何度も繰り返し刑事施設を入出所してきた者が多くを占め、住居、仕事、更生を支える家族等、自立を可能にする生活基盤や生活環境が極めて脆弱であったが、特別調整辞退者、そのいずれでもない者に比べて調査期間再入者の人員の割合が低かった。

エ 提言

以上の調査研究の結果を踏まえ、本研究では、次のような課題の提示や提言を行った。

（ア）刑事司法の各段階における社会復帰支援の充実

検察庁における社会復帰支援については、高齢者又は障害のある被疑者等に対する福祉的支援は早期介入の観点から意義があり、刑事施設については、試行中の「社会復帰支援指導プログラム」のほか、今後、高齢者の犯罪や問題性に着目した様々なプログラム等の矯正指導を一層充実させる必要がある。また、保護観察所については、更生緊急保護や特別調整等において、地域生活定着支援センター等の関係機関との調整の核となることから、人的体制の強化やノウハウの蓄積により、調整機能を向上させる必要がある。刑事司法の各段階において、対象者の福祉的支援や医療上・処遇上の配慮に係るニーズを的確に把握し、早い時期から社会復帰に必要な支援を開始する必要性が増している。

（イ）女性高齢者に対する窃盗防止指導や生活環境調整等の充実

女性高齢者に対する支援について、女性受刑者特有の課題に係る処遇プログラムの一つとして実施されている「窃盗防止指導」を始め、個々の高齢受刑者の問題性等に応じて、本人の行動の適正化や家族関係の調整等を図るプログラムがより多くの刑事施設で本格的に実施されることが望ましく、女性を収容する更生保護施設においても、刑事施設内の窃盗防止プログラムの実施状況を踏まえた効果的な処遇を展開することが期待される。

（ウ）社会復帰支援の課題と方向性

特別調整による支援を拒み、出所後、短期間で刑事施設に再入所する者への対応は大きな課題であることから、試行中の「社会復帰支援指導プログラム」の本格実施が期待されるほか、検察庁において支援に携わる職員が、外部の社会福祉士会や福祉関係機関と意見交換や協議会を通じて研鑽を積むこと、社会復帰支援の対象人員の増加に伴い、検察庁、刑事施設、指定更生保護施設等において、社会福祉士や精神保健福祉士の配置の増加や専門性の向上を含めた実施体制の整備を一層充実させること、刑事司法機関と福祉関係機関等との間で基礎的な知識と相互の立場の違いを共有し相互理解を深めることが、機関間の連携には重要であること、福祉関係機関等との良好なネットワークを共有し、再犯者に対し切れ目のない効果的な支援を実施していく必要があること等を指摘した。

オ 成果物

本研究の成果は、研究部報告56²「高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究」として公刊され、法務省関係部局や犯罪者処遇等を研究する大学研究者等に配布・送付されたほか、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。また、本研究で得られた高齢者による犯罪や高齢犯罪者の実態等に関する基礎的研究を基に、平成30年版犯罪白書の特集「超高齢社会における犯罪」において、高齢犯罪者の再犯防止に関する施策・取組の検討や見直し等に資するよう、更に掘り下げた調査研究を行い、公表する予定である。

(2) 各評価項目の判定

評価基準第4の2に掲げる各評価項目について、研究評価検討委員会において評価した結果は別紙2のとおりである。

(必要性の評価項目)

近年、刑事司法の各段階における高齢者又は精神障害者の人員が増加しており、「再犯防止に向けた総合対策」においても、高齢者又は障害者に対する指導・支援が重点施策として掲げられているなど、これらの者に対する再犯防止対策が大きな課題となっている。したがって、高齢者又は精神障害のある者の犯罪の動向や実態、再犯状況、再犯防止対策の現状や課題等を明らかにする必要がある。本研究は、法務省の重要な再犯防止施策と密接に関連し、早急に実施する必要が高かった。本研究は、警察、検察、矯正、保護等の各種統計に基づき、高齢者又は精神障害のある者による犯罪の近年の動向を男女別、年齢別等により詳細に分析しているほか、刑事施設が保有する記録を基に特別調査を実施し、再入状況や再入者の特徴、特別調整の実施状況等を詳細に分析するもので、法務総合研究所以外においては行うことは著しく困難であり、代替性のない研究であった。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する2項目の評点は、20点中20点であった。

(効率性の評価項目)

本研究では、高齢者と精神障害のある者、更に後者を知的障害のある者とそれ以外の精神障害のある者に分けて調査したところ（なお、特別調査において、「障害を有する犯罪者」については、範囲を確定するため、刑事施設で精神障害と診断された者を対象として分析した。）、これらの者による犯罪の実態の把握や再犯防止対策がとりわけ急務となっていることから、調査対象の設定は非常に適切なものであった。本研究に使用したデータは、公式統計や刑事施設等が保有する公的記録に基づき収集されたものを使用しており、十分に信頼性がある。また、その調査・分析も、検察・矯正・更生保護での実務経験を有する研究官等の知見を積極的に活用し、多様な観点から分析を加えるとともに、最新の社会復帰支援等の施策について、実務における様々な個別事例を引用し、今後の施策の参考になる諸外国の制度やその運用等から得られた知見も踏まえつつ、バランス良く実施している。以上から、研究の実施体制・手法は非常に適切なものであった。本研究に用いたデータの入手方法は、公刊されている統計資料のほか、主として、法務省機関の協力により入手したものであり、その分析方法も、犯罪者処遇の実務経験を有する研究官等の専門的知見をもって、既存の設備・備品等を活用して行うものであった。以上から、本研究の研究手法は、研究目的を達成するに当たり、費用対効果の観点から十分に合理的なものであった。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は、30点中30点であった。

(有効性の評価項目)

本研究の研究成果は、研究部報告56「高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究」として刊行されたところ、見やすく工夫した図表を豊富に使用し、分かりやすく解説しているほか、特別調査の基礎データの詳細を提示し、調査結果を検証できるよう配慮したり、諸外国の施策については、その前提となる法制度の概要を関連資料として取りまとめるなど、実務家にとっても研究者にとっても分かりやすいものとなって

いる。本研究は、その研究成果の一部が「再犯防止推進計画」の策定過程において資料として活用されるなど、施策の立案の参考とされたほか、本研究の知見も踏まえ、高齢犯罪者処遇に関する公開シンポジウムを開催し、関係部局幹部、刑事司法機関や関係機関の実務者、外部有識者等との発展的な議論の契機として利用された。また、高齢者等による犯罪の実態等に関する直近の基礎研究として、マスコミ等にも参照されている。さらに、本研究で得られた高齢者による犯罪や高齢犯罪者の実態等に関する基礎的な知見を基に、平成30年版犯罪白書の特集「超高齢社会における犯罪」において、高齢犯罪者の再犯防止に関する施策・取組の検討や見直しに資するよう、更に掘り下げた調査研究を行い、公表する予定である。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する2項目の評点は、20点中20点であった。

(3) 総合評価

したがって、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、研究評価検討委員会における評点の合計点は、70点中70点であったことから、評価基準第3の3に基づき、総合評価としては、大いに効果があったと評価できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

(2) 実施方法

(3) 意見及び反映内容の概要

ア〔意見〕

〔反映内容〕

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

- 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）^{*3}
 - 第3 再犯防止のための重点施策
 - 1－(2) 高齢者又は障害者に対する指導及び支援
 - 3－(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- 評価の過程で使用したデータや文献等
- 評価の過程で使用した公的統計
- 評価の過程で使用したアンケート調査等

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】

*1 刑事施設

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

*2 研究部報告56 (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00091.html)

*3 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

第3 再犯防止のための重点施策

1 対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する

(2) 高齢者又は障害者に対する指導及び支援

高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な者に対しては、刑務所等、保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設、福祉関係機関等の連携の下、地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により、出所等後直ちに福祉サービスにつなげる準備を進めるとともに、帰住先の確保を強力に推進する。

また、地域生活定着促進事業の対象とならない者に対しても、個々の必要性に応じた指導・支援、医療・福祉等のサポートを、刑務所等収容中から出所等後に至るまで切れ目なく実施できるように取組を強化する。

さらに、高齢者については、その再犯期間が短いことに注目し、刑務所から出た直後の指導・支援を強化するとともに、刑務所収容中、福祉や年金に関する基礎的知識の付与、対人スキルの向上等、出所後の生活へのスムーズな適応を目指した指導を充実する。

3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する

(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等、再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため、対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとって分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていないとしても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用された，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用された，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用された，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

事後評価結果表

【高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究】

評価項目	評価	評点	参考	
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	近年、刑事司法の各段階における高齢者又は精神障害者の人員が増加しており、「再犯防止に向けた総合対策」においても、高齢者又は障害者に対する指導・支援が重点施策として掲げられているなど、これらの者に対する再犯防止対策が大きな課題となっている。したがって、高齢者又は精神障害のある者の犯罪の動向や実態、再犯状況、再犯防止対策の現状や課題等を明らかにする必要があり、本研究は、法務省の重要な再犯防止施策と密接に関連し、早急に実施する必要が高かった。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	本研究は、警察、検察、矯正、保護等の各種統計に基づき、高齢者又は精神障害のある者による犯罪の近年の動向を男女別、年齢別等により詳細に分析しているほか、刑事施設が保有する記録を基に特別調査を実施し、再入状況や再入者の特徴、特別調整の実施状況等を詳細に分析するもので、法務総合研究所以外においては行うことは著しく困難であり、代替性のない研究である。
効率性	3 研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点	本研究では、高齢者と精神障害のある者、さらに後者を知的障害のある者とそれ以外の精神障害のある者に分けて調査したところ、これらの者による犯罪の実態の把握や再犯防止対策がとりわけ急務となっていることから、調査対象の設定は非常に適切なものであった。
	4 研究の実施体制・手法が適切であるか。	A	10点	本研究に使用したデータは、公式統計や刑事施設等が保有する公的記録に基づき収集されたものを使用しており、十分に信頼性がある。また、その調査・分析も、検察・矯正・更生保護での実務経験を有する研究官等の知見を積極的に活用し、多様な観点から分析を加えるとともに、最新の社会復帰支援等の施策について、実務における様々な個別事例を引用し、今後の施策の参考になる諸外国の制度やその運用等から得られたの知見も踏まえつつ、バランス良く実施している。以上から、研究の実施体制・手法は非常に適切なものであった。
	5 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	本研究に用いたデータの入手方法は、公刊されている統計資料のほか、法務省機関の協力により入手したものであり、その分析方法も、犯罪者処遇の実務経験を有する研究官等の専門的知見をもって、既存の設備・備品等を活用して行うものであり、特別な追加的費用を要しなかった。以上から、本研究の研究手法は、研究目的を達成するに当たり、費用対効果の観点から十分に合理的なものであった。
有効性	6 研究の成果物は分かりやすいものであるか。	A	10点	本研究の研究成果は、研究部報告56「高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究」として刊行されたところ、見やすく工夫した図表を豊富に使用し、分かりやすく解説しているほか、特別調査の基礎データの詳細を提示し、調査結果を検証できるよう配慮したり、諸外国の施策については、その前提となる法制度の概要を関連資料として取りまとめるなど、実務家にとっても研究者にとっても分かりやすいものとなっている。
	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されたか。	A	10点	本研究は、その研究成果の一部が「再犯防止推進計画」の策定過程において資料として活用されるなど、施策の立案の参考とされたほか、本研究の知見も踏まえ、高齢犯罪者処遇に関する公開シンポジウムを開催し、関係部局幹部、刑事司法機関や関係機関の実務者、外部有識者等との発展的な議論の契機として利用された。また、高齢者等による犯罪の実態等に関する直近の基礎研究として、マスコミ等にも参照されている。さらに、本研究で得られた高齢者による犯罪や高齢犯罪者の実態等に関する基礎的な知見を基に、平成30年版犯罪白書の特集「超高齢社会における犯罪」において、高齢犯罪者の再犯防止に関する施策・取組の検討や見直しに資するよう、更に掘り下げた調査研究を行い、公表する予定である。

評点合計： **70点** / 70点

平成29年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		（法務省29－（5））				
施策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（窃盗事犯者に関する研究）					
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究（I－3－（1））					
施策の概要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の実施と必要な刑事政策上の提言を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況（千円）	当初予算(a)	582	1,424	－	－
		補正予算(b)	0	0	－	－
		繰越し等(c)	0	0	－	/
		合計(a+b+c)	582	1,424	－	
執行額（千円）	582	1,424	－			
政策評価実施時期	平成30年 8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課			
評価方式	事業評価方式					

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

平成24年7月に犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」では、「再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し，更に効果的な対策を検討・実行すること」が，重点施策として掲げられている。

ところで，窃盗は，刑法犯認知件数の約4分の3を占めており，国民が最も被害に遭いやすく，身近に不安を感じる犯罪の一つであるが，それにとどまらず，犯罪白書等における研究によれば，窃盗事犯者は，5年内再入率等が覚せい剤取締法違反者と同程度に高く，窃盗を繰り返す傾向も認められることなどが明らかになっている。また，再犯防止に向けた総合対策における重点施策の対象である「少年・若年者」，「高齢者」，「女性」といった類型に占める窃盗の割合も全体と比べて目立っている上，例えば，高齢者が万引きを繰り返す実態がある旨の指摘もなされている。さらに，住居や就労の確保も同対策の重点施策とされているところ，平成21年版犯罪白書¹によれば，窃盗事犯者については，安定した住居や就労が再犯抑止要因であることも指摘されている。有効な再犯防止対策を検討するに当たって，質・量の両面において「窃盗」はその中心的な課題といえる。

窃盗により初めて執行猶予判決を受けた者の再犯状況の調査等を実施した平成21年版犯罪白書では，窃盗事犯者の再犯リスク要因等のある程度明らかにしたものの，窃盗は，手口，動機，背景事情等の点で多種多様な類型にわたっており，それぞれの特性に応じた再犯防止対策をとることが必要と思われるが，同白書を含むこれまでの研究では，こうした，類型ごとの特性に応じた処遇等の対策の在り方を検討するための基礎資料となる再犯リスク等のきめ細やかな実態把握までには至っていない。

さらに，窃盗罪については，刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成18年法律第36号）により，平成18年5月から罰金刑が導入されており，窃盗により懲役刑に処せられる者の相当数が窃盗による罰金前科を経ていることが推測され，再犯に陥る窃盗事犯者の重要な分岐点となり得ていると考えられる一方，罰金に処せられる窃盗事犯者の手口・動機等の犯罪内容，前科前歴，属性等の実態や再犯状況等は全く明らかになっていない。

したがって、罰金に処せられた者を含めた初犯者を中心に、特に再犯率が高い万引き、侵入盗といった、窃盗事犯者の重要類型ごとの実態を明らかにするとともに、類型別の効果的な処遇の在り方の検討に資する資料を提供することが必要であり、有益であると考えられる。

(2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は、「窃盗事犯の重要類型について、初犯者を中心に、その実態を明らかにし、犯罪防止策及び処遇の在り方を検討するために有益な基礎資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成26年度から平成27年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 窃盗事犯の動向

警察統計、検察統計、矯正統計、保護統計等を用いて、窃盗事犯者の動向及び処遇状況等を分析する。

(イ) 窃盗事犯者の前科・手口別の実態調査

一定期間における、窃盗を主な罪名として罰金以上の刑が確定した者を対象とし、属性、手口、前科、刑の内容等の実態を分析するため、判決・前科調査を実施する。

(ウ) 重要な類型（手口・前科による類型）の実態及び成行き調査

(イ)の結果を踏まえ、(イ)の調査対象者のうち、再犯防止を考える上で重要な類型（手口・前科による類型。初犯者で、手口が「万引き」又は「侵入盗」の類型を想定している。）について、動機や背景事情を含めた犯行態様の詳細を把握するため、刑事確定記録調査を実施する。

さらに、刑確定から一定期間の再犯状況等を調査し、調査対象者の基本的属性（性別、年齢等）、犯行に関すること（動機や背景事情、手口、共犯者の有無、被害額等）、犯罪の進度に関すること（処分歴や罪名等）、生活状況に関すること（初・再犯時や処分後の住居・職業の状況、同居保護者・監督者の有無等）、処遇に関すること（更生緊急保護やその他の措置の実施状況等）などの観点から、再犯リスクの分析を行う。

(エ) (ウ)の調査対象以外の実態及び成行き調査

(ウ)で対象としていない他の重要な類型に該当する者を(イ)の調査対象者から抽出し、(ウ)と同様の調査を行い、(ウ)で得られた結果と合わせて、再犯リスクの分析を行う。

(オ) 成果物の取りまとめ

上記を総合して、初犯者を中心に、窃盗事犯者の類型別の実態を明らかにし、再犯防止策及び処遇の在り方に関する課題と展望を取りまとめて、平成26年版犯罪白書^{※2}の特集及び法務総合研究所研究部報告として発刊する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成25年5月22日に実施された研究評価検討委員会（学者7名、法務省の他部局4名計11名により構成）の結果を踏まえ、平成25年8月に評価基準（別紙1）第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った（事前評価時の施策名は「法務に関する調査研究（窃盗事犯者に関する研究）」である。）。

(1) 必要性

本研究の対象である窃盗事犯者は、再犯防止対策上の重要課題であり、犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」を中核とする法務省の重要な施策である再犯防止対策に密接に関連しており、実施の必要性が極めて高く、かつ、その多様な特性に応じた対策を検討する必要から、早期に実施するべきテーマである。また、罰金に

処せられた者を含む窃盗事犯の詳細な実態把握や再犯状況等の研究は、現在まで実施されていない上、使用するデータの性質に照らし、法務総合研究所以外では実施できないと思われるから、他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目の評点は、30点中30点である。

(2) 効率性

窃盗事犯者は、同種再犯に陥りやすく、初めての刑事処分が再犯防止上の重要な分岐点となると考えられるところ、本研究では、懲役刑だけではなく、広く、罰金刑に処せられた者も含めて、初めて刑事処分を受けた窃盗事犯者を調査対象とするなど、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。研究を深めるために、起訴猶予処分者等の調査を検討する余地もあるが、抽出やデータ収集上の制約を併せ考慮する必要がある。研究の手法等は、実務経験を有する者が、公的記録に基づく十分に信頼性があるデータを収集し、統計的に適切な分析手法によることが予定されており、適切なものとなる見込みであり、かつ、特別な支出を要しないものであって、費用対効果の観点からも十分に合理的なものになると見込まれる。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点については、30点中24点である。

(3) 有効性

本研究は、罰金に処せられた者を含む初犯者で、重要な類型の窃盗事犯者及びその再犯の実態等をその特性に応じて明らかにするという、これまでの研究では把握できなかった内容に渡る見込みであるから、窃盗事犯に関係する再犯防止施策や処遇等の在り方の検討に大いに利用される見込みである。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目の評点は、10点中10点である。

(4) 総合的評価

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価され、研究評価検討委員会における評点の合計点は70点中64点であったことから、本研究は、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められる。

4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の平成30年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会において、評価基準第4の2に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 事後評価の内容

本研究について、平成30年4月18日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、次のとおり事後評価を行った。

(1) 本研究の成果について

本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」において、「再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実行すること」が、重点施策として掲げられているところ、窃盗は、認知件数、検挙人員等が最も多く、窃盗事犯者の再入率が高いなど、量的質的に再犯防止施策の中心的な課題であることを踏まえ、窃盗事犯の動向と窃盗事犯者の処遇の状況を明らかにするとともに、特別調査等に基づき、窃盗事犯者の実態と再犯状況を分析するなどし、以下の知見を得た。

ア 窃盗事犯の動向と処遇の状況

(ア) 窃盗事犯の動向

窃盗の認知件数は、例年、刑法犯の認知件数の7割以上を占めているところ、平成14年をピークに減少し続けており、26年以降は、戦後最少を更新している。他方、

手口別の認知件数では、万引きの認知件数は、16年以降、おおむね横ばいで推移した後、22年から毎年減少しているものの、27年はピーク時（16年）から25.7パーセント減少するにとどまっている。

窃盗の検挙人員も、平成17年から減少傾向にあるが、高年齢化が進んでいる。特に、万引きの検挙人員においては、高年齢化が顕著である。

また、窃盗の検挙人員は、年金等生活者を除く無職者が約3割を占めている。他方、万引きの検挙人員は、高齢者の検挙人員の増加に伴い、年金等生活者の割合が上昇している。

(イ) 窃盗事犯者の処遇

万引きの検挙人員は、他の手口と比べて、微罪処分率が最も高く、平成11年からは4割台で推移している。

また、窃盗の起訴人員は、高齢者が大幅に増加しており、その傾向は女性高齢者において顕著である。

窃盗の入所受刑者は、無職者が大半を占めており、入所度数が多くなるにつれて、無職者の割合や住居不定の者の割合が高くなっている。窃盗の2年以内再入率は、緩やかな低下傾向にあるものの、依然として、他の罪名と比べて最も高い。

窃盗の保護観察対象者は、若年者が他の年齢層と比べて、無職者の取消・再処分率が顕著に高く、年齢層が高くなるにつれて、無職者か有職者かによる差は小さくなっている。

イ 窃盗事犯者の実態と再犯状況（特別調査）

特別調査では、平成23年6月中に、全国の裁判所において、窃盗罪により有罪裁判（略式命令を含む。）が確定した2,421人を対象とし、裁判書等の資料に基づき、調査対象者の属性や調査対象事件の内容等について調査した上で、罰金処分者のほか侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者、万引き事犯者について、より詳細な実態を明らかにするとともに、約2年間における再犯状況を分析した。

(ア) 調査対象者全体の概要

調査対象者は、男性1,930人（79.7パーセント）、女性491人（20.3パーセント）で、犯行時の年齢層別構成比では、男女共に、50～64歳の割合が最も高かった。手口別構成比では、男女共に、万引きの割合が最も高く、男性では、万引きが5割近くを占めており、次いで、侵入窃盗、車上ねらい、自動車盗の順であり、これらの手口で約7割を占めているのに対し、女性では、万引きが9割近くを占めていた。

(イ) 罰金処分者

罰金処分者は766人であり、そのうち、男性は485人（63.3パーセント）、女性は281人（36.7パーセント）であった。犯行時の年齢層別構成比では、男女共に、50～64歳の割合が最も高かった。手口別構成比では、万引きが8割を超えており、男女別に見ると、男性では万引き以外の手口も2割を占めていた。

罰金処分者の約6割が前科のない者であるが、窃盗前歴のある者が約8割を占めており、窃盗の微罪処分歴がある者も6割を超えていた。

(ウ) 侵入窃盗事犯者

侵入窃盗事犯者は302人であり、そのうち、男性は294人（97.4パーセント）、女性は8人（2.6パーセント）であった。犯行時の年齢層別構成比では、若年者の割合が最も高かった。侵入窃盗事犯者は、約6割が婚姻歴のない者であり、大半は住居のある者であるが、住居不定の者も2割を超えていた。また、無職者が6割を超えており、無職者のうち、勤労意欲のない者が約6割を占めていた。

侵入窃盗事犯者のうち、執行猶予者は、約2年間の再犯率が22.0パーセント、窃盗再犯率が19.7パーセントであり、前科のある者の方が、再犯率や窃盗再犯率が高かった。

(エ) 車両関連盗事犯者

車両関連盗事犯者は163人であり、そのうち、男性は158人（96.9パーセント）、女性は5人（3.1パーセント）であった。犯行時の年齢層別構成比では、30歳代の割合が最も高かった。車両関連盗事犯者は、婚姻歴のない者が5割近くを占めており、住居不定の者も3割を超えていた。また、無職者が6割を超えており、無職者のうち、勤労意欲のない者が過半数を占めていた。

車両関連盗事犯者のうち、執行猶予者は、約2年間の再犯率が23.1パーセント、窃盗再犯率が18.5パーセントであり、犯行の背景事情として「無為徒食・怠け癖」に該当しなかった者は、窃盗再犯率が低かった。

(オ) 万引き事犯者

万引き事犯者は1,385人であり、そのうち、男性は944人（68.2パーセント）、女性は441人（31.8パーセント）であった。犯行時の年齢層別構成比では、男女共に、50～64歳の割合が最も高かった。万引き事犯者は、男性では、婚姻歴のない者や配偶者と離別した者の割合が高く、女性では、婚姻継続中の者の割合が高かった。また、万引き事犯者は、男女共に、無職者の割合が最も高かった。無職者の無職の理由については、男性では、就職難や勤労意欲のない者の割合が高いのに対し、女性では、年金等の受給により就労の必要がない者や精神疾患を理由とする者の割合が高かった。

約2年間の再犯率について見ると、万引き事犯者のうち、罰金処分者は、「生活困窮」に該当する者の窃盗再犯率が高かった。また、男性の罰金処分者では、「習慣飲酒・アルコール依存」に該当する者の窃盗再犯率が高かった。他方、女性の罰金処分者は、高齢者では、「近親者の病気・死去」に該当する者の窃盗再犯率が極めて高いなど、むしろ家族関係や対人関係等に問題があることの方が多くことが示唆された。

ウ 提言

本研究では、以上の調査研究の結果を踏まえ、次のような課題の提示や提言を行った。

(ア) 刑事処分の早い段階での処遇等の重要性

窃盗事犯者の再犯防止のためには、刑事処分の早い段階における処遇等が重要であり、特に万引き事犯者については、初めて刑務所に服役する時点において、既に窃盗を何度も繰り返して数回にわたり検挙されている者が多いことなどから、犯罪傾向が進んでいない早い段階において、より適切な指導や支援を行っていく必要がある。

(イ) 窃盗事犯者の特性等を踏まえた処遇の在り方とプログラムの必要性

窃盗事犯者の中においても、「経済状況等が不良で生活困窮に陥っている者」や「社会的に孤立している者」、「心身に問題を抱えている者」、「若年者」、「高齢者」、「女性」などといったように、対象者によっても問題性は様々であり、個々の対象者の特性に応じた指導や支援が必要であり、今後は、矯正等の各施設で実施されている窃盗事犯者に対する再犯防止指導の内容等を精査し、より精度の高い効果的なプログラム等の処遇手法を開発することが望まれる。

(ウ) 関係機関間の連携強化

多種多様な窃盗事犯者に対して、就労支援、住居確保、医療的措置の実施等のきめ細かな支援や対策を実施するためには、関係諸機関における一層の連携強化が必要となる。

エ 成果物

本研究の成果は、平成26年版犯罪白書特集のほか、研究部報告57^{*3}「窃盗事犯者に関する研究」として公刊され、法務省関係部局や犯罪者処遇等を研究する大学研究者等に配布・送付されたほか、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。また、学会において、研究の一部を活用した発表を

行った。

(2) 各評価項目の判定

評価基準第4の2に掲げる各評価項目について、研究評価検討委員会において評価した結果は別紙2のとおりである。

(必要性の評価項目)

「再犯防止に向けた総合対策」では、「再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実行すること」が、重点施策として掲げられているところ、窃盗は、刑法犯のうち、認知件数、検挙人員等が最も多く、窃盗事犯者の再入率が高いなど、量的質的に再犯防止施策の中心的な課題となっている。したがって、窃盗事犯の動向や窃盗事犯者の処遇、再犯状況、再犯防止対策の現状や課題等を明らかにする必要があり、本研究は、法務省の重要な再犯防止施策と密接に関連し、早急に実施する必要が高かった。本研究は、警察、検察、矯正、保護等の各種統計等に基づき、窃盗事犯の動向等を詳細に分析しているほか、特別調査においては、約2,400人を対象とした判決・前科調査を実施し、更に窃盗事犯者の再犯防止対策上、重要な類型の者に対しては刑事確定記録調査を実施し、成行き調査も行うなど、大規模な調査を実施し、手口別等による精緻な分析等を行っており、法務総合研究所以外においては行うことは著しく困難であり、代替性のない研究であった。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する2項目の評点は、20点中20点であった。

(効率性の評価項目)

本研究では、一定期間に窃盗により有罪判決を受けた者について、懲役刑だけではなく、広く、罰金刑に処せられた者も含めて、初めて刑事処分を受けた窃盗事犯者を調査対象とするなど、調査対象の設定は非常に適切なものであった。本研究に使用したデータは、公式統計や検察庁等が保有する公的記録に基づき収集されたものを使用しており、十分に信頼性がある。また、その調査・分析も、検察・矯正・更生保護での実務経験を有する研究官等の知見を積極的に活用し、多様な観点から分析を加えるとともに、科学的に妥当な統計手法を用いて、再犯防止対策上、重要な窃盗事犯者の類型別に再犯リスク等を含め、その特徴を分析するなどしている。以上から、研究の実施体制・手法は適切なものであった。ただし、起訴猶予処分を受けた者との比較で、罰金対象者の全体像につき、より詳しい分析がされていれば、一層適切であった。本研究に用いたデータの入手方法は、公刊されている統計資料のほか、法務省機関の協力により入手したものであり、その分析方法も、犯罪者処遇の実務経験を有する研究官等の専門的知見をもって、既存の設備・備品等を活用して行うものであった。以上から、本研究の研究手法は、研究目的を達成するに当たり、費用対効果の観点から十分に合理的なものであった。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は、30点中27点であった。

(有効性の評価項目)

本研究の研究成果は、平成26年版犯罪白書特集のほか、研究部報告57「窃盗事犯者に関する研究」として公刊されたところ、その記述内容も、図表を豊富に使用しつつ、検証可能な形で調査データを提示し、分析の根拠や内容を平易に記載しており、専門知識を有しなくても読み進められるよう工夫が施されている。以上から、成果物は、実務家にとっても研究者にとっても分かりやすいものとなっていると評価できる。次に、本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」に沿ったものであり、刑法犯認知件数の約4分の3を占め、かつ、手口等の態様においても様々な類型のある窃盗事犯及び窃盗事犯者について、初めて大規模かつ詳細な調査を行い、再犯防止対策上、重要な類型ごとに、その実態を明らかにしたものであることから、窃盗事犯者の処遇や再犯防止対策の在り方の検討の際の基礎資料となっている。特に、本研究は、平成18年の刑法改正により窃盗罪に罰金刑が導入された後、罰金刑を受けた窃盗事犯者の実態を初めて詳しく調査し、明らかにしたものであり、立法・施策の在り方を検討するための資料としても有益であ

る。また、成果物は法務省ホームページにおいて一般に公開されていることから、今後、地方公共団体が地域の実情に応じた再犯防止施策を立案・実施する際にも活用し得るものであるほか、大学等において同種問題を調査研究する際などに主要な先行研究として位置付けられるほか、マスメディア等も含め広く国民に窃盗事犯に関する基礎的な知見を提供するものである。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する2項目の評点は、20点中20点であった。

(3) 総合評価

したがって、本研究は、必要性、効率性及び有効性いずれの観点からも高く評価することができ、研究評価検討委員会における評点の合計は70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき、総合評価としては、大いに効果があったと評価できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

(2) 実施方法

(3) 意見及び反映内容の概要

ア [意見]

[反映内容]

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

- 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）^{*4}
 - 第3 再犯防止のための重点施策
 - 1－(1) 少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援
 - 3－(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- 評価の過程で使用したデータや文献等
- 評価の過程で使用した公的統計
- 評価の過程で使用したアンケート調査等

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】

*1 平成21年版犯罪白書 (<http://hakusho1.moj.go.jp/jp/56/nfm/mokuji.html>)
*2 平成26年版犯罪白書 (<http://hakusho1.moj.go.jp/jp/61/nfm/mokuji.html>)
*3 研究部報告57 (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00090.html)
*4 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」
第3 再犯防止のための重点施策
1 対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する
(1) 少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

少年・若年者及び初入者に対しては、再犯の連鎖に陥ることを早期に食い止めるために、個々の犯罪・非行歴、家庭環境、交友関係、発達上の課題、生活設計等を的確に把握し、これらに応じた指導・支援を集中的に実施する。

3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する。

(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等、再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため、対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとって分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていないとしても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用された，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用された，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用された，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

事後評価結果表

【窃盗事犯者に関する研究】

	評価項目	評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	「再犯防止に向けた総合対策」では、「再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実行すること」が、重点施策として掲げられているところ、窃盗は、刑法犯のうち、認知件数、検挙人員等が最も多く、窃盗事犯者の再入率が高いなど、量的質的に再犯防止施策の中心的な課題となっている。したがって、窃盗事犯の動向や窃盗事犯者の処遇、再犯状況、再犯防止対策の現状や課題等を明らかにする必要がある、本研究は、法務省の重要な再犯防止施策と密接に関連し、早急に実施する必要が高かった。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	本研究は、警察、検察、矯正、保護等の各種統計等に基づき、窃盗事犯の動向等を詳細に分析しているほか、特別調査においては、約2,400人を対象とした判決・前科調査を実施し、更に窃盗事犯者の再犯防止対策上、重要な類型の者に対しては刑事確定記録調査を実施し、成行き調査も行うなど、大規模な調査を実施し、手口別等による精緻な分析等を行っており、法務総合研究所以外においては行うことは著しく困難であり、代替性のない研究である。
効率性	3 研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点	本研究では、一定期間に窃盗により有罪判決を受けた者について、懲役刑だけではなく、広く、罰金刑に処せられた者も含めて、初めて刑事処分を受けた窃盗事犯者を調査対象とするなど、調査対象の設定は非常に適切なものであった。
	4 研究の実施体制・手法が適切であるか。	B	7点	本研究に使用したデータは、公式統計や検察庁等が保有する公的記録に基づき収集されたものを使用しており、十分に信頼性がある。また、その調査・分析も、検察・矯正・更生保護での実務経験を有する研究官等の知見を積極的に活用し、多様な観点から分析を加えるとともに、科学的に妥当な統計手法を用いて、再犯防止対策上、重要な窃盗事犯者の類型別に再犯リスク等を含め、その特徴を分析するなどしている。以上から、研究の実施体制・手法は非常に適切なものであった。
	5 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	本研究に用いたデータの入手方法は、公開されている統計資料のほか、法務省機関の協力により入手したものであり、その分析方法も、犯罪者処遇の実務経験を有する研究官等の専門的知見をもって、既存の設備・備品等を活用して行うものであり、特別な追加的費用を要しなかった。以上から、本研究の研究手法は、研究目的を達成するに当たり、費用対効果の観点から十分に合理的なものであった。
有効性	6 研究の成果物は分かりやすいものであるか。	A	10点	本研究の研究成果は、平成26年版犯罪白書特集のほか、研究部報告57「窃盗事犯者に関する研究」として公開されたところ、その記述内容も、図表を豊富に使用しつつ、検証可能な形で調査データを提示し、分析の根拠や内容を平易に記載しており、専門知識を有しなくても読み進められるよう工夫が施されている。以上から、成果物は、実務家にとっても研究者にとっても分かりやすいものとなっていると評価できる。
	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されたか。	A	10点	本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」に沿ったものであり、刑法犯認知件数の約4分の3を占め、かつ、手口等様々な態様の窃盗事犯及び窃盗事犯者について、初めて大規模かつ詳細な調査を行い、再犯防止対策上、重要な類型ごとに、その実態を明らかにしたものであることから、窃盗事犯者の処遇や再犯防止対策の在り方の検討の際の基礎資料となっている。特に、本研究は、平成18年の刑法改正により窃盗罪に罰金刑が導入された後、罰金刑を受けた窃盗事犯者の実態を初めて詳しく調査し、明らかにしたのであり、立法・施策上の資料としても有益である。また、成果物は法務省ホームページにおいて一般に公開されていることから、今後、地方公共団体が地域の実情に応じた再犯防止施策を立案・実施する際にも活用し得るものであるほか、大学等において同種問題を調査研究する際などに主要な先行研究として位置付けられるほか、マスメディア等も含め広く国民に窃盗事犯に関する基礎的な知見を提供するものである。

評点合計： 67点 / ~~79点~~

平成29年度事後評価実施結果報告書

(法務省29- (6))

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-4-(2))					
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。					
達成すべき目標	・サイバー犯罪 ¹ が増加傾向にあることなどから、コンピュータネットワークの仕組みやサイバー犯罪で利用される技術的手口を広く理解し、的確な捜査手法を習得させ、また、証拠の保全や解析に関する技術を向上させて、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査・公判能力の向上を図る。 ・犯罪被害者等基本法 ² 及び同基本計画を踏まえ、検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の知識や対応技能の向上を図る。 ・小・中・高等学校の児童・生徒や一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を広報活動や法教育活動を通じて周知し、検察の業務等についての理解を深めることを通じて、刑事司法の円滑な運営をより一層促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	3,465,886	3,305,384	3,373,731	3,142,750
		補正予算(b)	304,942	114,172	478,638	—
		繰越し等(c)	0	281,643	—	/
		合計(a+b+c)	3,770,828	3,701,199	—	
執行額(千円)	3,253,034	3,348,337	—			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説のうち主なもの)	○犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第19条 ○第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日閣議決定) ³ Ⅴ-第2-3-(1)-オ 職員等に対する研修の充実等 ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) ⁴ Ⅲ-1-(2)-① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上					

測定指標	平成29年度目標	達成
1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査能力の向上を図る。	おおむね達成
施策の進捗状況(実績)		
コンピュータネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組み、サイバー犯罪で利用される技術的手口の理解、デジタルフォレンジックを利用した捜査手法の習得を目的とし、サイバー犯罪及び独自捜査事件の捜査に当たる検事を対象としたネットワークフォレンジック研修 ⁵ を実施した。		

同研修では、コンピュータ犯罪をめぐる諸問題や情報セキュリティに関する講義のほか、不正アクセス・侵入方法や攻撃を受けたコンピュータの検証・ログ解析に関する講義・実習のほか、警察庁情報技術犯罪対策課や警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

また、デジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の養成を目的として、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析の捜査に現に従事している検察事務官を対象としたデジタルフォレンジック研修Ⅰ⁶を実施した。

同研修では、デジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義のほか、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレンジック機器を使用した実習、警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

さらに、スマートフォンに対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、デジタルフォレンジック研修修了者等（検察事務官）を対象としたデジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）⁷を実施した。

同研修では、電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための委託業者によるスマートフォンの概要と証拠保全等の講義、データ解析等の実習等を実施した。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 ネットワークフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率（※））（％）	100.0	100.0	92.0	100.0	100.0
2 デジタルフォレンジック研修Ⅰ参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（％）	95.0	98.3	95.0	100.0	100.0
3 デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（％）	—	96.6	92.0	98.0	100.0

※平成25年度は「役立つ内容であった」とする回答率

測定指標	平成29年度目標	達成
2 被害者支援担当者の育成	被害者支援担当者に対して、個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し、対応能力を向上させる。	おおむね達成

施策の進捗状況（実績）

犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者（被害者支援員⁸及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。

研修では、法務・検察における被害者施策やこれに関連する制度等の説明、警視庁職員による第3次犯

罪被害者等基本計画の概要等についての説明，臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び実際に被害に遭った経験のある犯罪被害者支援団体職員からの犯罪被害者の心情及び必要とする支援に関する講義，各庁における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッション，最高検察庁検事による検察庁における被害者支援への取組に関する説明を行った。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（％）	91.3	95.0	94.9	93.6	88.5

測定指標	平成29年度目標	達成
3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため，地域に密着した効果的な広報活動を実施する。	達成

施策の進捗状況（実績）

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し，これまでに培ったネットワークや経験を活用して，全国の検察庁において広報活動を実施した。また，法教育の重要性が高まっていることから，教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動のほか，一般市民や企業等を対象とした講演会，説明会を積極的に行った。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 広報活動の実施回数（回）	1,158	1,069	1,029	1,121	1,104

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分）相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1，2，3は，各達成すべき目標に照らし，全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標3について，目標を達成することができた。また，測定指標1及び2について，目標をおおむね達成することができた。</p> <p>したがって，本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標1】</p>	

平成29年10月16日から同月20日までの5日間、地方検察庁の検事26名を対象としてネットワークフォレンジック研修を実施し、平成29年6月26日から同月30日までの5日間及び同年11月13日から同月17日までの5日間、前期及び後期の2回にわたり、地方検察庁の検察事務官合計60名を対象としてデジタルフォレンジック研修Ⅰを実施し、平成29年11月13日から同月15日の3日間、同月28日から同月30日までの3日間、同年12月11日から同月13日までの3日間及び平成30年1月23日及び同月24日の2日間の4回にわたり、地方検察庁の検察事務官合計50名を対象としてデジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）を実施した（別紙1-1参照）。

ネットワークフォレンジック研修では、東京地方検察庁検事及び警察庁情報技術犯罪対策課警察官によるサイバー犯罪捜査に関する講義や事例検討会等を実施した。

デジタルフォレンジック研修Ⅰでは、デジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した捜査能力の養成を目的として、東京地方検察庁職員によるデジタルフォレンジックの概要及びその意義に関する講義、デジタルフォレンジック機器を使用した委託業者による解析実習及び同庁職員による保全解析実習を行ったほか、より高度化・複雑化していくデジタルフォレンジック技術・知識の習得を図るため、携帯電話・スマートフォンの実機を使った保全実務に関する講義及び実習、警察・検察におけるそれぞれのデジタルフォレンジック実務の現状等に関する講義を行った。

デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）では、対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、委託業者による解析の概要等に関する講義、初動対応及び証拠保全、アプリケーションデータ解析実習等を行った。

上記研修終了後は、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員を対象としたアンケートを実施し、136名全員（ネットワークフォレンジック研修26名、デジタルフォレンジック研修Ⅰ60名、デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）50名）から回答を得ることができた（別紙1-2参照）。その中で、研修受講後の理解度について尋ねる問いに対し、ネットワークフォレンジック研修では26名全員（100パーセント）が、同研修について「概要について理解した」（100パーセント）と回答した。デジタルフォレンジック研修Ⅰでは、60名全員（100パーセント）が「概要については理解した」（65.0パーセント）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（35.0パーセント）と回答した。デジタルフォレンジック研修Ⅱでは、50名（100パーセント）が、同研修について「概要について理解した」（66.0パーセント）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（34.0パーセント）と回答した。

また、いずれの研修に対しても、有意義であったとの感想が相当数述べられていることから、上記各研修により、サイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を図るという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標2】

平成29年10月4日、全国の地方検察庁の被害者支援担当者78名を対象に、被害者支援担当者中央研修を実施した（別紙2-1参照）。

同研修では、刑事局職員による法務・検察における犯罪被害者保護・支援に関する施策等についての説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び犯罪被害者支援団体職員による犯罪被害者の望む支援等に関する講義、警視庁職員による関係機関と連携した被害者支援に関する講義、最高検察庁検事による刑法の一部を改正する法律に関する説明等がなされた。

そのほか、平成28年度に引き続き、研修員、刑事局職員、上記警視庁職員及び被害者支援団体職員との間で、各庁における被害者支援活動の実情や問題点等について、フリーディスカッションを行った。

研修終了後には、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、78名全員から回答を得た（別紙2-2及び2-3参照）。その結果、研修全般の内容については、69名（88.5パーセント）が「有意義」と回答し、さらに、研修全体に対しては、「最高検及び刑事局から、検察庁における被害者支援活動を行う上で身に付けておかなければならない法律改正や制度の拡充経緯などをまとめた資料の配付や講義を通じて最新の情報を入手できるほ

か、部外講師による講義も地元では拝聴できない内容であったので、大変有意義であった。」「被害者支援制度については、充実した制度に変わってきているため、その説明を受けることによって今後の被害者対応に活用できる。」「部外講師の講義は、被害者の心情等について、検察庁とは異なった視点からの切り口で説明していただき大変参考になりました。フリーディスカッションでは、他庁の実情・活動状況、相談員の経験談を知ることができ、経験の浅い自分にとって良きアドバイスともなり、今後の支援対応に活かしていきたいと思っています。」等の業務に資するとする回答が多く見られた。

以上のことから、同研修により、被害者支援担当者の対応能力を向上させるという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標3】

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを全国の検察庁に配布し、広報活動の際にはこれを利用することとした（別紙3-1参照）。また、過去の広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、地域に密着した広報活動を実施した。平成23年度から実施されている新しい学習指導要領では、法の基本的な考え方、国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実化され、学校教育の現場で法教育の重要性が高まっているところ、平成29年度においても引き続き、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を積極的に展開した。

これらの広報活動の実施回数は1,104回であり、活動への参加人数は合計3万961人であった（別紙3-2参照）。実施回数は昨年度実施件数とほぼ同数であるが、依然として1,000回以上の高い水準にあり、また、前記のとおり、近年は法教育の趣旨を取り入れた広報活動も実施しており、一般市民、企業等を対象とした講演会、説明会については、実施回数が131回、参加人数は5,259人と、数多くの広報活動が実施できた。

以上のことから、検察活動の意義や役割を国民に正しく理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施するという目標を達成したと評価できる。

（達成手段の有効性、効率性等）

【測定指標1, 2, 3関係】

達成手段③「各種犯罪への対応」において実施しているネットワークフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修Ⅰ及びデジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）により、サイバー犯罪に対処する職員に対し、コンピュータネットワーク、セキュリティシステム及びデジタルフォレンジックに関する基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠に関する収集、保全及び解析を適切に行うための実践的技術等を習得させることは、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図るという目標に有効に寄与したといえる。

また、被害者支援担当者の育成については、被害者支援担当者の中央研修を実施することで、職員の意識や対応能力の向上を図ることができ、検察における犯罪被害者の保護・支援に資することができたほか、全国均一的な能力向上及び統一的な情報の共有を図ることができた。また、同研修におけるフリーディスカッションでは、各庁における実情や問題点を議論することにより、各庁間の情報共有が一層図られたことから、目標に対し効果的かつ効率的に寄与したといえる。

さらに、国民に検察の機能や役割を理解してもらうための広報活動については、捜査等への協力や裁判員制度への理解を深める契機となり、検察権の適正な行使に一定の効果을上げていていると考えられる。

（行政事業レビューの結果の活用状況）

本施策は、平成28年度行政事業レビューにおいて、「各経費について事業計画の見直しを行い、経費の削減を図るべきである。」との指摘を受けたところ、研修計画及び物品の購入計画について、廃止又は変更を行うことにより、本施策にかかる平成29年度予算概算要求額を前年度比約6,400万円削減し、効率的な施策の実施に努めている。

次期目標等への反映の方向性

【施策】	<p>検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進していく。</p> <p>【測定指標 1】</p> <p>サイバー犯罪は、技術の進歩が著しいコンピュータネットワークを介して行われ、年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある状況であるため、より効果的な捜査を実現するためにネットワークフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修Ⅰ及びデジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）の実施は大きな意義を有している。今後もサイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を目的として、アンケート結果を踏まえ、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き上記各研修を実施していく。</p> <p>【測定指標 2】</p> <p>国の施策として行われる犯罪被害者支援策は、全国で均質である必要があり、また、被害者の心情等に配慮したきめ細やかな対応でなければならない。したがって、被害者支援担当者を対象とした中央研修については、アンケート結果を踏まえて、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き同研修を実施していく。</p> <p>【測定指標 3】</p> <p>国民の安全な生活を守るための適正、迅速な検察活動を行うためには、検察の使命や検察活動の機能・役割に関する広報活動が重要であり、引き続き、国民から寄せられる意見・感想を反映し、広報活動の充実を図るほか、学校教育や市民教育等において、幅広い層の国民に対して、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を行うなど、多様な広報活動を実施していく。</p>
------	--

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期</p> <p>2 実施方法</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 ア〔意見〕</p> <p>〔反映内容〕</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したアンケート調査等 ネットワークフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修Ⅰ、デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）及び被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果並びに全国の検察庁における広報活動の実施回数及び参加人数の集計データは、刑事局総務課において保管している。</p>
---------------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】</p>
----	--

担当部局名	刑事局総務課企画調査室	政策評価実施時期	平成30年 8 月
-------	-------------	----------	-----------

*1 「サイバー犯罪」

コンピュータウイルスによる攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪などを総称したもの。

*2 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*3 第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）

V－第2－3－（1）－オ 職員等に対する研修の充実等

法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。

*4 「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）

Ⅲ－1－（2）－① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor（The Onion Router）⁹⁸等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。

*5 ネットワークフォレンジック研修

コンピュータネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組みと、サイバー犯罪で利用される技術的手口を理解するとともに、ログ解析等の捜査手法の基礎知識を習得し、サイバー犯罪の捜査に不可欠な能力の養成を目的として、平成13年度から検事を対象に実施している。平成25年度まで「情報システム専門研修」の名称で実施していたところ、より研修内容に即した名称とするため、平成26年度より名称を「ネットワークフォレンジック研修」に変更した。

なお、ここでいう「ネットワークフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータネットワーク内を流れる通信データやログ等の証拠となる電磁的記録に対して収集・保全・解析を行い、法的に利用する技法や手法のことをいう。

*6 デジタルフォレンジック研修Ⅰ

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより、捜査能力を向上させることを目的として、平成24年度から実施している。研修体系の整理に伴い、平成27年度から、名称を「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」と変更し、対象を検察事務官とした。

なお、ここでいう「デジタルフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータやスマートフォンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い、法的に利用する技術や手法のことをいう。

*7 デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）

対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用

した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成26年度から実施している。平成26年度は「スマートフォンフォレンジック研修」として実施したが、研修体系の整理に伴い、平成27年度から「デジタルフォレンジック研修Ⅱ(スマートフォン編)」と名称変更した。

*8 被害者支援員

全国の地方検察庁に配置され、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

*9 「Tor (The Onion Router)」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは、無作為に選ばれた複数の中継ノード（通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと）を経由して宛先との通信を行うが、中継ノード上にログを残す機能がない、出口以外の通信路が暗号化される、一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により、発信者の特定は困難になっている。

平成29年度ネットワークフォレンジック研修日程

		日 程 ・ カリキュラム(講義内容)について			
10月16日(月)	時 限	10:00 ~ 12:00	13:00 ~ 14:30	14:45 ~ 16:45	17:00~18:00
	講義科目	検察官のための情報処理技術	サイバー犯罪捜査及びDFを巡る法的問題	DF概要	DFセンター見学
	講 師	津地方検察庁検事	刑事局付	DFセンター	
	研修場所	刑事局会議室			DFセンター
10月17日(火)	時 限	9:30 ~ 14:30	14:45 ~ 18:15		
	講義科目	押収実務	解析実務(モバイルフォレンジック)		
	講 師	東京地方検察庁特別捜査部DF班 DFセンター	DFセンター		
	研修場所	東京高等検察庁第2会議室			
10月18日(水)	時 限	9:30 ~ 11:00	13:00 ~ 14:30	15:30 ~ 18:15	
	講義科目	警察におけるDF		警察におけるサイバー犯罪捜査	
	講 師	警視庁捜査支援分析センター	警察庁情報技術解析課	警察庁情報技術対策課	
	研修場所	刑事局会議室	高度情報技術解析センター	刑事局会議室	
10月19日(木)	時 限	9:30 ~ 14:00	14:15 ~ 18:15		
	講義科目	解析実務(コンピュータフォレンジック)	検察におけるサイバー犯罪捜査と捜査におけるDF活用		
	講 師	DFセンター	東京地方検察庁検事 DFセンター		
	研修場所	東京地検刑事部会議室			
10月20日(金)	時 限	9:30 ~ 11:15	12:30 ~ 14:30		
	講義科目	サイバー犯罪の公判	事例検討会		
	講 師	最高検察庁検事	東京地方検察庁検事 DFセンター 刑事局付		
	研修場所	東京地検刑事部会議室			

6/26 (月)	時限	9:30~10:50	11:00~12:00	昼 休 み	13:00~14:00	14:10~15:10	休 憩	15:30~17:45	事 務 連 絡
	内容	研修目的・ スケジュール説明等 DF概要	DFのための コンピュータ基礎 I		DFのための コンピュータ基礎 II	捜査・公判におけるD Fの意義		東京地検特別捜査部におけるデジタルフォ レンジック	
	担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター	東京地検検事	東京地検特捜部			
場 所 最高検会議室									
6/27 (火)	A班 (10名)	時限	9:30~18:15						
		内容	コンピュータ解析実習						
		担当	委託業者						
		場 所	委託業者が指定する場所						
	B班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~17:00	休 憩	17:15~18:15		
		内容	保全実務 I FTKImagerIによる保全実習 (メディアを中心として実習)		保全実務 II DEFTIによる保全実習 (PCからのHDD取り出し等)		保全実務 III FTKImagerを使った保全データ確認 保全に関する様々な注意点等		
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター				
		場 所	東京地検1534号室						
	C班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~14:40	休 憩	15:00~18:15		
		内容	携帯電話・スマートフォン保全解析実務 I (フィーチャーフォンの保全・解析、UFEDを 使った保全・解析実習等)		携帯電話・スマートフォン保全解析実務 II (フィーチャーフォンの保全・解析、UFEDを 使った保全・解析実習等)		押収実務 メールダウンロード等の押収実習 押収したメールアドレスの可視化 etc		
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター				
		場 所	東京地検1406号室						
6/28 (水)	A班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~14:40	休 憩	15:00~18:15		
		内容	携帯電話・スマートフォン保全解析実務 I		携帯電話・スマートフォン保全解析実務 II		押収実務		
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター				
		場 所	東京地検1406号室						
	B班 (10名)	時限	9:30~18:15						
		内容	コンピュータ解析実習						
		担当	委託業者						
		場 所	委託業者が指定する場所						
	C班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~16:30	休 憩	16:45~18:15		
		内容	保全実務 I		保全実務 II		保全実務 III		
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター				
		場 所	東京地検1534号室						
6/29 (木)	A班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~16:30	休 憩	16:45~18:15		
		内容	保全実務 I		保全実務 II		保全実務 III		
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター				
		場 所	東京地検1534号室						
	B班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~14:40	休 憩	15:00~18:15		
		内容	携帯電話・スマートフォン保全解析実務 I		携帯電話・スマートフォン保全解析実務 II		押収実務		
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター				
		場 所	東京地検1406号室						
	C班 (10名)	時限	9:30~18:15						
		内容	コンピュータ解析実習						
		担当	委託業者						
		場 所	委託業者が指定する場所						
6/30 (金)	時限	9:30~11:00	11:10~12:40	昼 休 み	13:40~14:30				
	内容	警察におけるDF	検察官から見たDF 実務		質疑応答 意見交換				
	担当	警視庁職員	津地検検事	DFセンター					
	場 所	最高検会議室							

平成29年度後期デジタルフォレンジック研修 I 日程表

別紙1-1

11/13 (月)	時限	9:30~10:50	11:00~12:00	昼 休 み	13:00~14:00	14:10~15:10	休 憩	15:30~17:45	事 務 連 絡
	内容	研修目的・ スケジュール説明等 DF概要	DFのための コンピュータ基礎 I		DFのための コンピュータ基礎 II	捜査・公判におけるD Fの意義		東京地検特別捜査部におけるデジタルフォ レンジック	
	担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター	東京地検検事	東京地検特捜部			
	場所	最高検会議室							
11/14 (火)	A班 (10名)	時限	9:30~18:15						
		内容	コンピュータ解析実習						
		担当	委託業者						
		場所	委託業者が指定する場所						
	B班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~17:00	休 憩	17:15~18:15		
		内容	保全実務 I FTKImagerIによる保全実習 (メディアを中心として実習)		保全実務 II DEFTIによる保全実習 (PCからのHDD取り出し等)		保全実務 III FTKImagerを使った保全データ確認 保全に関する様々な注意点等		
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター				
		場所	東京地検1534号室						
	C班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~14:40	休 憩	15:00~18:15		
		内容	携帯電話・スマートフォン保全解析実務 I (フィーチャーフォンの保全・解析、UFEDを 使った保全・解析実習等)		携帯電話・スマートフォン保全解析実務 II (フィーチャーフォンの保全・解析、UFEDを 使った保全・解析実習等)		押収実務 メールダウンロード等の押収実習 押収したメールデータの可視化 etc		
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター				
		場所	東京地検1406号室						
11/15 (水)	A班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~14:40	休 憩	15:00~18:15		
		内容	携帯電話・スマートフォン保全解析実務 I		携帯電話・スマートフォン保全解析実務 II		押収実務		
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター				
		場所	東京地検1406号室						
	B班 (10名)	時限	9:30~18:15						
		内容	コンピュータ解析実習						
		担当	委託業者						
		場所	委託業者が指定する場所						
	C班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~16:30	休 憩	16:45~18:15		
		内容	保全実務 I		保全実務 II		保全実務 III		
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター				
		場所	1534号室						
11/16 (木)	A班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~16:30	休 憩	16:45~18:15		
		内容	保全実務 I		保全実務 II		保全実務 III		
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター				
		場所	東京地検1534号室						
	B班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~14:40	休 憩	15:00~18:15		
		内容	携帯電話・スマートフォン保全解析実務 I		携帯電話・スマートフォン保全解析実務 II		押収実務		
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター				
		場所	東京地検1406号室						
	C班 (10名)	時限	9:30~18:15						
		内容	コンピュータ解析実習						
		担当	委託業者						
		場所	委託業者が指定する場所						
11/17 (金)	時限	9:30~11:00	11:10~12:40	昼 休 み	13:40~14:30				
	内容	警察におけるDF	検察官から見たDF 実務		質疑応答 意見交換				
	担当	警視庁職員	津地検検事	DFセンター					
	場所	最高検会議室							

日程表(東京開催)

1月23日 (火)	時限	10:00～12:30	昼 休 み	13:30～17:30
	内容	オリエンテーション スマートフォンに対する初動対応 スマートフォンに対するフォレンジック Oxygenの概要と基本操作(前半)		Oxygenの概要と基本操作(後半) SQLite3データベースの概要 Androidデバイスからの証拠保全 Androidアプリケーションデータの解析(前半)
	場所	委託業者が指定する場所		
1月24日 (水)	時限	10:00～12:30	昼 休 み	13:30～17:30
	内容	Androidアプリケーションデータの解析(後半) Android演習問題・解説 iOSデバイスからの証拠保全(前半)		iOSデバイスからの証拠保全(後半) iOSアプリケーションデータの解析 iOS演習問題・解説 評価試験
	場所	委託業者が指定する場所		

日程表(大阪開催)

11月13日 (月)	時限	/		13:00~17:00
	内容			<p>オリエンテーション スマートフォンに対する初動対応 スマートフォンに対するフォレンジック Oxygenの概要と基本操作 SQLite3データベースの概要(前半)</p>
	場所			<p>大阪高等検察庁 OA教室 (大阪市福島区福島1丁目1番60号 大阪中之島合同庁舎24階)</p>
11月14日 (火)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~17:00
	内容	<p>SQLite3データベースの概要(後半) Androidデバイスからの証拠保全 Androidアプリケーションデータの解析(前半)</p>		<p>Androidアプリケーションデータの解析(後半) Android演習問題・解説 iOSデバイスからの証拠保全 iOSアプリケーションデータの解析(前半)</p>
	場所	<p>大阪高等検察庁 OA教室 (大阪市福島区福島1丁目1番60号 大阪中之島合同庁舎24階)</p>		
11月15日 (水)	時限	9:30~12:00	/	
	内容	<p>iOSアプリケーションデータの解析(後半) iOS演習問題・解説 評価試験</p>		
	場所	<p>大阪高等検察庁 OA教室 (大阪市福島区福島1丁目1番60号 大阪中之島合同庁舎24階)</p>		

日程表(福岡開催)

12月11日 (月)	時限	/		13:00~17:00
	内容			<p>オリエンテーション スマートフォンに対する初動対応 スマートフォンに対するフォレンジック Oxygenの概要と基本操作 SQLite3データベースの概要(前半)</p>
	場所			九州地方更生保護委員会 7階会議室 (福岡市中央区舞鶴2丁目5番30号)
12月12日 (火)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~17:00
	内容	<p>SQLite3データベースの概要(後半) Androidデバイスからの証拠保全 Androidアプリケーションデータの解析(前半)</p>		<p>Androidアプリケーションデータの解析(後半) Android演習問題・解説 iOSデバイスからの証拠保全 iOSアプリケーションデータの解析(前半)</p>
	場所	九州地方更生保護委員会 7階会議室 (福岡市中央区舞鶴2丁目5番30号)		
12月13日 (水)	時限	9:30~12:00	/	
	内容	<p>iOSアプリケーションデータの解析(後半) iOS演習問題・解説 評価試験</p>		
	場所	九州地方更生保護委員会 7階会議室 (福岡市中央区舞鶴2丁目5番30号)		

日程表(仙台開催)

11月28日 (火)	時限	/		13:00～17:00
	内容			オリエンテーション スマートフォンに対する初動対応 スマートフォンに対するフォレンジック Oxygenの概要と基本操作 SQLite3データベースの概要(前半)
	場所			仙台高等検察庁 第2会議室(12階) (仙台市青葉区片平1丁目3番1号)
11月29日 (水)	時限	9:30～12:00	昼 休 み	13:00～17:00
	内容	SQLite3データベースの概要(後半) Androidデバイスからの証拠保全 Androidアプリケーションデータの解析(前半)		Androidアプリケーションデータの解析(後半) Android演習問題・解説 iOSデバイスからの証拠保全 iOSアプリケーションデータの解析(前半)
	場所	仙台高等検察庁 第2会議室(12階) (仙台市青葉区片平1丁目3番1号)		
11月30日 (木)	時限	9:30～12:00	/	
	内容	iOSアプリケーションデータの解析(後半) iOS演習問題・解説 評価試験		
	場所	仙台高等検察庁 第2会議室(12階) (仙台市青葉区片平1丁目3番1号)		

○取組内容①1

ネットワークフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果

指 標	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
研修を理解したとする回答の割合	100.0%	100.0%	92.0%	100.0%	100.0%
研修を理解したとする回答数	20	20	23	27	26
参加人数	20	20	25	27	26

※「研修を理解した」とは、下記アンケート回答内容における回答内容欄の①と②の割合を合算したものの。

<アンケート回答内容>

研修全般の内容について		
回答内容	回答人数（人）	割合（%）
①実務に従事できる程度の理解を得た	0	0.0
②概要について理解した	26	100.0
③理解できなかった	0	0.0
④その他意見	0	0.0
⑤無回答	0	0.0

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

○取組内容①2

デジタルフォレンジック研修Ⅰ参加者に対するアンケート調査結果

指 標	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
研修を理解したとする回答の割合	95.0%	98.3%	95.0%	100.0%	100.0%
研修を理解したとする回答数	57	59	57	60	60
参 加 人 数	60	60	60	60	60

※「研修を理解した」とは、下記アンケート回答内容における回答内容欄の①と②の割合を合算したものです。

<アンケート回答内容>

研修全般の内容について		
回答内容	回答人数（人）	割合（%）
①実務に従事できる程度の理解を得た	21	35.0
②概要について理解した	39	65.0
③理解できなかった	0	0.0
④その他意見	0	0.0
⑤無回答	0	0.0

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

○取組内容①3

デジタルフォレンジック研修Ⅱ(スマートフォン編)参加者に対するアンケート調査結果

指 標	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
研修を理解したとする回答の割合	96.6%	92.0%	98.0%	100.0%
研修を理解したとする回答数	28	46	49	50
参加人数	29	50	50	50

※「研修を理解した」とは、下記アンケート回答内容における回答内容欄の①と②の割合を合算したものの。

<アンケート回答内容>

研修全般の内容について		
回答内容	回答人数(人)	割合(%)
①実務に従事できる程度の理解を得た	17	34.0
②概要について理解した	33	66.0
③理解できなかった	0	0.0
④その他意見	0	0.0
⑤無回答	0	0.0

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

被害者支援担当者中央研修日程

法務省大会議室(地下棟)

平成29年10月4日(水)	
時 間	実 施 内 容
9:30	開 場
9:45	事務連絡
10:00 ~ 10:15	開始式
10:20 ~ 10:50	最高検察庁説明 最高検察庁検事
10:50 ~ 11:50	講 義(犯罪被害者等の心情に配慮した支援について) 臨床心理士
11:50 ~ 12:50	休 憩
12:50 ~ 13:20	刑事局説明 刑事局付
13:20 ~ 13:30	休 憩
13:30 ~ 14:30	講 義(関係機関と連携した被害者支援について) 警視庁職員
14:30 ~ 14:40	休 憩
14:40 ~ 15:40	講 義(被害者支援の実情と対策について) 犯罪被害者支援団体職員
15:40 ~ 15:50	休 憩
15:50 ~ 17:20	フリーディスカッション・質疑応答
17:20 ~ 17:30	事務連絡等

○取組内容②

被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査

指 標	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
有意義とする回答の割合	95.0%	88.8%	91.3%	95.0%	94.9%	93.6%	88.5%
有意義とする回答数	76	71	73	76	75	73	69
参 加 人 数	80	80	80	80	79	78	78

<アンケート回答内容>

研修全般の内容について			
回答内容	回答人数	割合	主な感想
有意義である	69	88.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の被害者支援業務に携わる者が同一の研修を受けることは情報共有のためにも有意義であると思われます。 ・被害者支援員経験の長短に拘わらず、支援業務の在り方、関係法令の改正に伴う留意事項など被害者等対応時に不可欠な知識、技能を習得することができる絶好の機会である。 ・充実した研修資料、講師の方の丁寧かつ、分かり易い講話等により、刑事司法における被害者支援の重要性を改めて認識することができました。 ・被害者支援制度については、充実した制度に変わってきているため、その説明を受けることによって今後の被害者対応に活用できるため。
どちらとも言えない	8	10.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・内容的にはこれまでの各回とさほど変わるところがないことから、方法等を含めて他に何か変化を持たせるような内容になれば良いかと思われる。 ・被害者支援員の業務は庁ごとに異なっているため一概には言えないが、多くの庁における被害者支援員の業務の実態と研修内容に必ずしも整合性がない内容もあるように思われる。
有意義でない	1	1.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでも聞いたことのある話がほとんどであり、時間をかけて東京に行ってまで受ける意義があるのか疑問に思いました。
無回答	0	0.0%	
不提出	0	0.0%	

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

平成29年度被害者支援担当者中央研修アンケート集計結果

回答人数 78人

質問項目	回答内容	回答人数	割合
1. 研修全体			
開催時期(10月4日)	早い	0	0.0%
	適当	77	98.7%
	遅い	1	1.3%
	無回答	0	0.0%
期間(1日)	長い	1	1.3%
	適当	72	92.3%
	短い	5	6.4%
	無回答	0	0.0%
内容	有意義	69	88.5%
	どちらとも言えない	8	10.3%
	有意義でない	1	1.3%
	無回答	0	0.0%
主な理由	<p>(「有意義」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の被害者支援業務に携わる者が同一の研修を受けることは情報共有のためにも有意義であると思われます。 ・多岐にわたった講義等は大変有意義なものと思いますが、1日では時間が少し足りないかも知れません。的を絞り、習得すべき知識・技能を明確にした方が効果的では。 また、外部講師は講義、内部講師は説明となっていますが、知識・見聞を広めるための講演と制度等の勉強のための座学という位置づけでしょうか。 ・内容的にはこれまでの各回とさほど変わるところがないことから、方法等を含めて他に何か変化を持たせるような内容になれば良いかと思われる。 ・被害者支援員経験の長短に拘わらず、支援業務の在り方、関係法令の改正に伴う留意事項など被害者等対応時に不可欠な知識、技能を習得することができる絶好の機会である。 ・充実した研修資料、講師の方の丁寧かつ、分かり易い講話等により、刑事司法における被害者支援の重要性を改めて認識することができました。 ・被害者支援制度については、充実した制度に変わってきているため、その説明を受けることによって今後の被害者対応に活用できるため。 <p>・検察庁での被害者支援に必要な基礎的な知識を学ぶとともに、ほかの公的又は私的な団体等の被害者支援の実情、あるいは長く被害者支援に取り組んできた精神科医の経験に裏打ちされた話を聞くことができたことは、大変意義深いことだと思います。</p> <p>・最高検及び刑事局から、検察庁における被害者支援活動を行う上で身に付けておかねばならない法律改正や制度の拡充経緯などをまとめた資料の配布や講義を通じて最新の情報を入手できるほか、部外講師による講義も地元では拝聴できない内容であったので、大変有意義であった。</p> <p>・部外講師の講義は、被害者の心情等について、検察庁とは異なった視点からの切り口で説明していただき大変参考になりました。フリーディスカッションでは、他庁の実情・活動状況、相談員の経験談を知ることができ、経験の浅い自分にとって良きアドバイスともなり、今後の支援対応に活かしていきたいと思っています。</p> <p>(「どちらとも言えない」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容的にはこれまでの各回とさほど変わるところがないことから、方法等を含めて他に何か変化を持たせるような内容になれば良いかと思われる。 ・被害者支援員の業務は庁ごとに異なっているため一概には言えないが、多くの庁における被害者支援員の業務の実態と研修内容に必ずしも整合性がない内容もあるように思われる。 ・被害者支援員の業務は、犯罪被害者等の保護・支援であるはずのものが、いわゆるクレイマーによるクレイマー対応に時間やエネルギーが費やされている実情にあるのに、本来業務に関してのみの研修になっている。支援員としては日々対応に苦慮しているクレイマー対策、対応に関する研修の企画を望みます。 <p>(「有意義でない」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでも聞いたことのある話がほとんどであり、時間をかけて東京に行くまで受ける意義があるのか疑問に思いました。 		

<p>今後の被害者支援活動に活用できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他機関の活動状況を知ることにより、今後、相談者に対してそれら機関を紹介しようと考えている ・各講師から、被害者支援に当たり留意すべき事項等の説明を受け、実際に多くの被害者対応に当たられている講師の話は説得力があり、とても参考になりました。いろいろな被害者対応のテクニックを教えてくださいましたので、今後実践してみたいと思います。 ・各庁の被害者支援担当の業務はまちまちで、公判廷への付添を行っている庁では活用できる講義内容も、それ以外の庁では活用範囲は少ないと思います。ましてや早期支援や被害者が回復するまでの支援となると、検察庁では関係機関の紹介程度しかできず、その体験談等は被害者の心情を配慮するときの心構えにはなりますが、具体的に活用する場面は少ないように思います。 ・今まで自分としては相談者の話を良く聞き、説明も丁寧にしてきたつもりでしたが、今回の講義を受けて被害者の心情を十分に理解することや他機関との連携等のあり方について痛感するところもあったので、再度配付資料を読み直して今後の執務に活用したいと思います。 <ul style="list-style-type: none"> ・各庁の対応状況がその実情内容から把握でき、対応の手法として考慮したものもあり、今後自分なりに検討していきたい。 ・被害妄想等の対応苦慮相談者に対する対応の方策として、沈黙を守ることも一方策、否定も肯定もせず聞くことで、妄想が拡大するのを軽減させることができる、〇〇がなくなると良いですね等と話しかけてやる、これ以上紹介するところはありません等と「できないことはできないときちんと伝えることも重要」との話は参考になりました。 ・被害者の対応は国の施策であることの再認識ができたので、そのような心構えで適切な対応を心掛けるとともに、研修等で職員に周知していきたい。 ・二次被害防止の観点を踏まえて被害者等と接するためには勉強になりましたので、当庁職員にも情報提供し、留意すべき点等を意識しながら、今後活用したいと考えています。 ・相談者に対し適切な対応支援ができるよう日々努力しているところであるが、被害者が検察庁に被害相談に来るまでの心情について改めて考えさせられ参考になりました。今回の研修で知見したことを糧として、被害者のニーズに沿った対応支援ができるよう務めていきたい。
---------------------------	---

主な感想	<p>・一方的に自己主張を繰り返し話を聞かない被害者に対し、他庁の担当者も同じように御苦労されていることが分かり、少なからずそのような被害者がいることは仕方のないことだと納得しました。そういった被害者に対しては、丁寧に話を聞いて、できないことはできないと毅然とした態度で臨もうと思います。</p> <p>・被害者支援員に対する研修とするならば、経験年数に応じた内容とすべきではないでしょうか。特に1年足らずの経験しかない支援員に対しては、心構えから基本的な制度解説を研修内容にすべきと思います。また、ベテランの支援員を複数回研修に参加させるならば、その体験談等を披露していただいた方が、初心者支援員には有用かと思えます。</p> <p>・講義時間と休憩時間とのバランス良く講義に集中できた。また各庁及び他機関の支援の実情を知ることができました。</p> <p>・いつものことながら、充実した各種研修資料を準備し、提供して頂いたことに深く感謝いたします。その中でも特に刑事局付検事ご担当のものは、犯罪被害者等に関する立法の経緯が時系列に列記されているのに始まり、犯罪被害者等保護施策を理解することの重要性に至るまで、その間に必要資料が整然と添付されており、今後の執務に大いに役立てていきたいと思えます。</p> <p>・1日座りっぱなしで聞いているのはかなり苦痛でした。半日で外部講師2名程度の講義のみでいいのではないかと思います。</p> <p>・前回の研修にも参加させて頂いたが、前回よりも内容が充実していたように感じた。</p> <p>・今回の研修内容であれば、テレビ会議システムでの研修でもいいのではないかと。</p> <p>・毎年定期的にも実施すべき研修であると思う。</p> <p>・事務担当者として2年目で本研修に参加しましたが、他庁や被害者支援センター等の対応等について参考となることが多々有り、大変有意義な研修であったと感じました。支援員ともども今後の被害者支援業務に活かしていきたいと考えています。</p> <p>・研修のほとんどは講義形式であったが、各時間は長くて1時間の設定であって、適宜休憩が入るなど集中して講義を受けることができるちょうど良い時間配分であった。また、研修内容も今後の被害者対応で役立つ実践的な内容も盛り込まれるなど、全体的には良好な研修であった。</p> <p>・フリーディスカッションについては、もう少し時間をとっていただき、各庁の実情(苦慮している事項)及びその対処方法について、多くの庁からお聞きできれば、もっと有意義であったと思えます。</p> <p>・被害者支援員1～2年の人と3年以上の人とでは感じ方は様でないと思う。</p> <p>両者をともに満足させることは難しいと思う。</p> <p>平均的な内容を是とするか、あるいは的を絞った内容にするやり方もあると思う。</p> <p>・各庁の対応事例につき、書面資料としてはいただいたが、書面に記載できなかったような苦慮した部分などについての発言など、詳細についての説明を行う時間が足りなかったように思えた。</p> <p>・本研修は、被害者支援業務の意義と役割を再認識し、支援員や担当者に共通する悩みや課題を共有できる貴重な機会であり、今後とも継続を望みたい。</p> <p>・1日のスケジュールに対して多くのカリキュラムが組み込まれているせいか、一つ一つの講義、説明等の時間が短く、物足りなさを感じた。最高検説明や刑事局説明についても、1時間ないし2時間の枠で、もっと詳しい解説、説明を聞きたかった。</p> <p>・本研修は、犯罪被害者の心情に配慮した被害者支援及び関係機関との連携の現状等を習得できる研修内容であり、被害者支援業務に関する理解が深まるため、今後も継続して研修を実施していただきたい。</p> <p>・丸1日の研修であるが、日程も無理なく組まれている上、各講師も色々研究してわかりやすく講義をしていただき、とても参考になりました。</p> <p>日頃顔を合わせる事のない他庁の支援員とも親しくなることができ、今後も継続していただきたい研修だと思いました。</p> <p>・1コマ1コマを1時間以内に収めてくださったので、集中力が途切れることなく臨めました。</p> <p>・参加庁が全国規模になると、フリーディスカッション・質疑応答検討対象案件が制限される上十分な検討を尽くす時間的余裕がないので、参加庁を分けて複数回開催するとか年度毎に参加庁を振り分けても良いのではないかと考えた。</p>
------	--

検察庁

真実を見つめ、
社会正義の実現のために
犯罪に立ち向かいます！



Public
Prosecutors
Office



検察庁は、刑事事件を捜査して真相を明らかにし、その犯人を処罰することを通じ、社会正義を実現し、市民生活や社会経済の基盤である法秩序を守っています。

こうした役割を果たすため、常に厳正公平・不偏不党の立場で、人権を尊重しながら、法と証拠に基づき、適切に捜査・公判を遂行することによって、刑事事件の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に実現することが検察の使命であり、この使命は、時代が変わってもいささかも変わるものではありません。

このように検察の使命は不変であるとはいえ、これを実現する捜査・公判の手法は、時代や社会の変化に合わせて柔軟に変え、最近の犯罪情勢に的確に対応していかなければなりません。また、被害者の心情に十分配慮してきめ細かな対応をするとともに、加害者の処分に当たっては再犯防止・社会復帰の観点からの検討も必要です。

検察庁職員は、その職責を自覚して、公正誠実に熱意をもってその職務に取り組んでいます。

検事総長 西川 克行

検察庁の組織	3
地方検察庁の機構	4
検察庁の職員	5
全国の検察庁で処理した事件	5
刑事事件の流れと検察庁職員の関わり	6
捜査・公判部門	11
検務部門	13
他機関での勤務	15
検察庁における犯罪被害者支援	16
検察庁における刑事政策的取組, 再犯防止・社会復帰支援に関する取組	17
国際捜査	18
検察の理念	19
Q&A コーナー	21
検察庁所在地一覧	22

目次 Contents

検察庁の組織

検察庁には、最高検察庁・高等検察庁・地方検察庁・区検察庁の4種類があり、裁判所に対応して置かれています。

最高検察庁 1庁

最高裁判所に対応する検察庁で、東京にあります。高等裁判所が行った刑事事件の裁判で、上告された事件などを取り扱います。

高等検察庁 8庁(支部6庁)

高等裁判所に対応する検察庁で、東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松の8か所にあります。その他、高等裁判所の支部に対応する高等検察庁支部が合計6か所あり、地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所が行った刑事事件の裁判で、控訴された事件などを取り扱います。



地方検察庁 50庁(支部203庁)

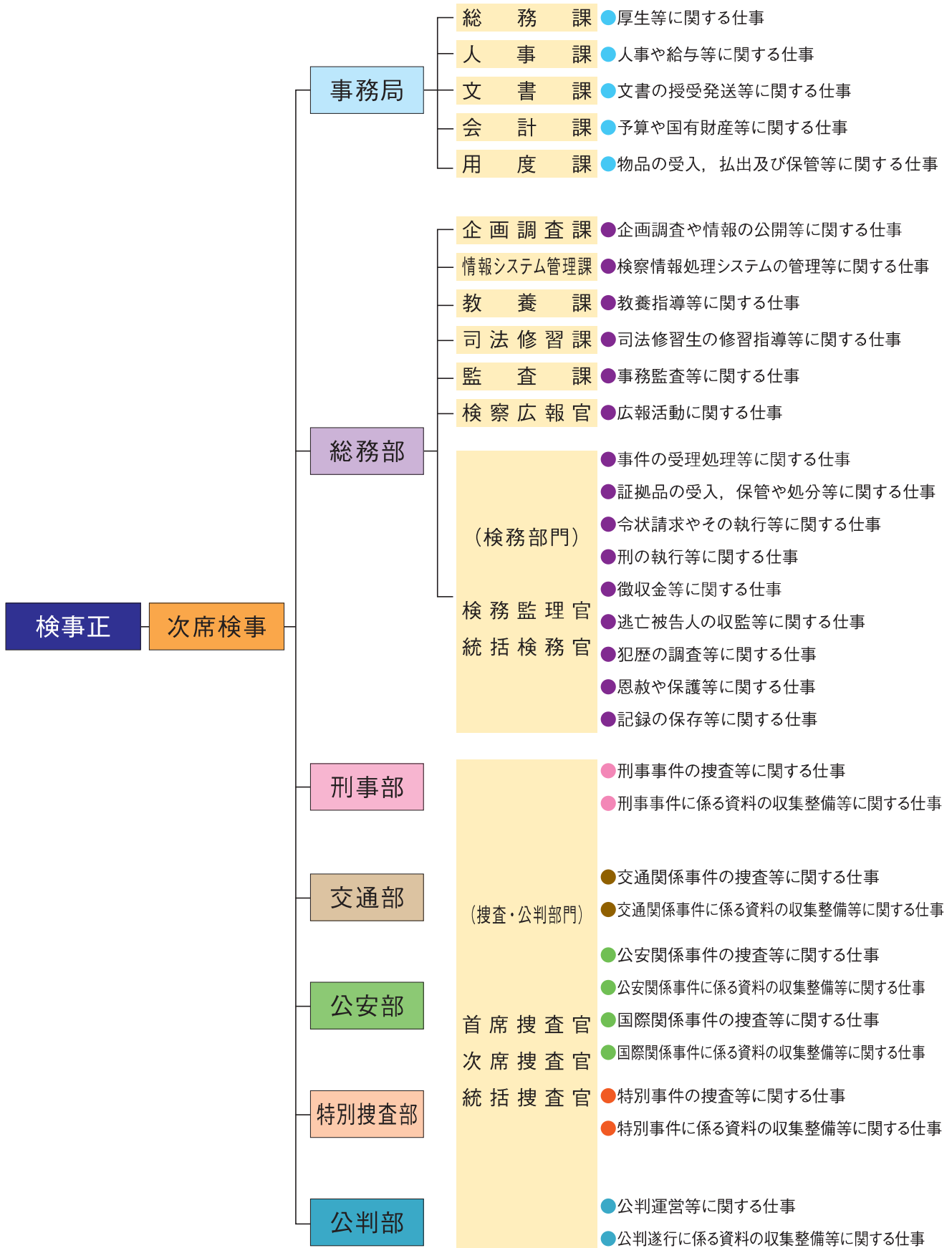
地方裁判所・家庭裁判所に対応する検察庁で、各都道府県庁所在地と北海道の函館・旭川・釧路を加えた50か所にあります。その他、各地方裁判所の支部に対応する地方検察庁支部が合計203か所あり、地方裁判所・家庭裁判所が管轄する刑事事件などを取り扱います。

区検察庁 438庁

簡易裁判所に対応する検察庁で、全国438か所にあり、比較的軽微な刑事事件を取り扱います。

地方検察庁の機構

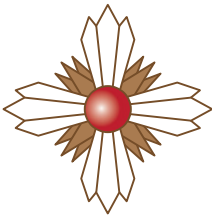
※東京地方検察庁の例



(注) 上記は、東京地方検察庁の機構を示しています。
 検察庁の規模等に応じて構成されている部、課・室の名称及び数は変わりますが、仕事の内容は同じです。

検察庁の職員

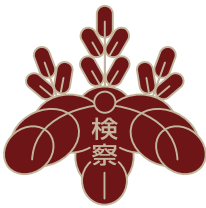
一人一人の職員が捜査・公判活動を通じて、活力ある社会経済と安全で安心な市民生活の基盤である法秩序の維持に貢献しているという誇りを持って、明るく活気ある職場をつくっています。



(検察官記章)

検察官

検察官は、刑事事件について、捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を持っているほか、公益の代表者として民法等各種の法律により数多くの権限が与えられています。検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事に区分されます。



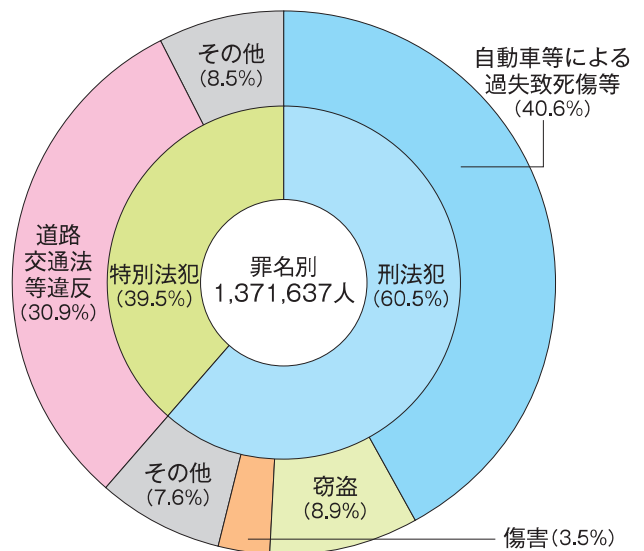
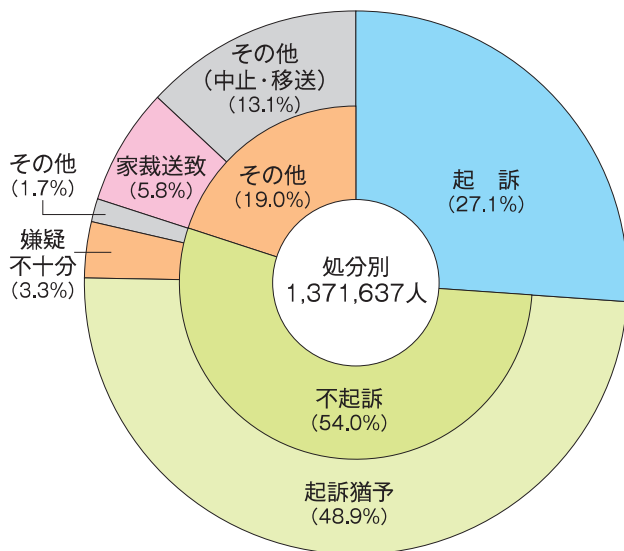
(検察事務官記章)

検察事務官

検察事務官は、検察官を補佐し、又はその指揮を受けて捜査・公判活動に携わります。捜査官として犯罪の捜査や逮捕状による逮捕などを行う捜査公判部門、罰金の徴収などの事務を行う検務部門、総務・会計などの事務を扱う事務局部門などに配置されています。

全国の検察庁で処理した事件

(平成27年)



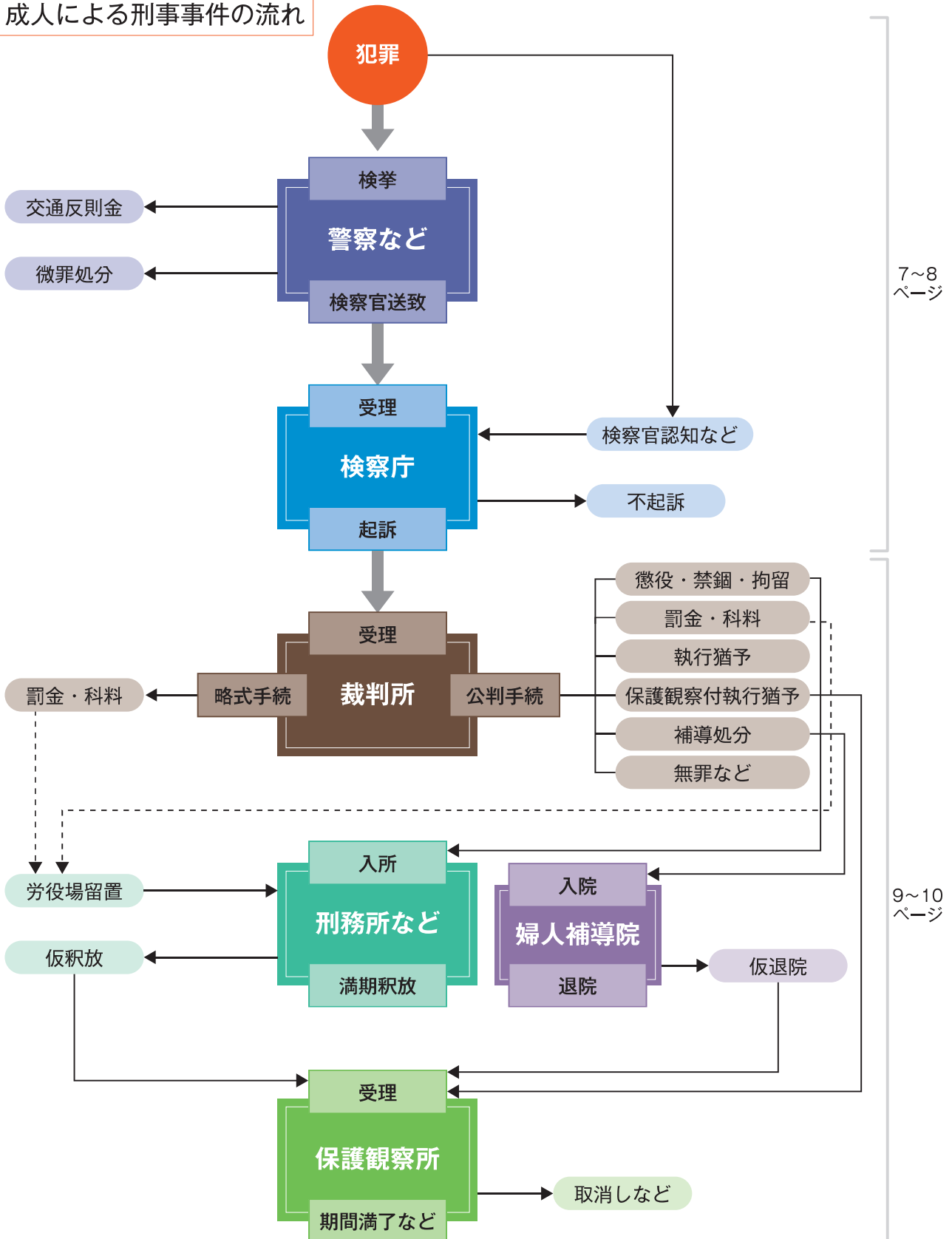
刑事事件の流れと検察庁職員の関わり

検察庁では、検察官が犯罪を捜査し、刑事事件に関し裁判所に対して裁判を求め、裁判所に法の正当な適用を請求し、かつ、裁判の執行を指揮・監督しています。

刑事事件の一連の流れについては下の図のとおりです。

「捜査」、「公判」、「執行」それぞれの分野において検察官・検察事務官が活躍しています。

成人による刑事事件の流れ

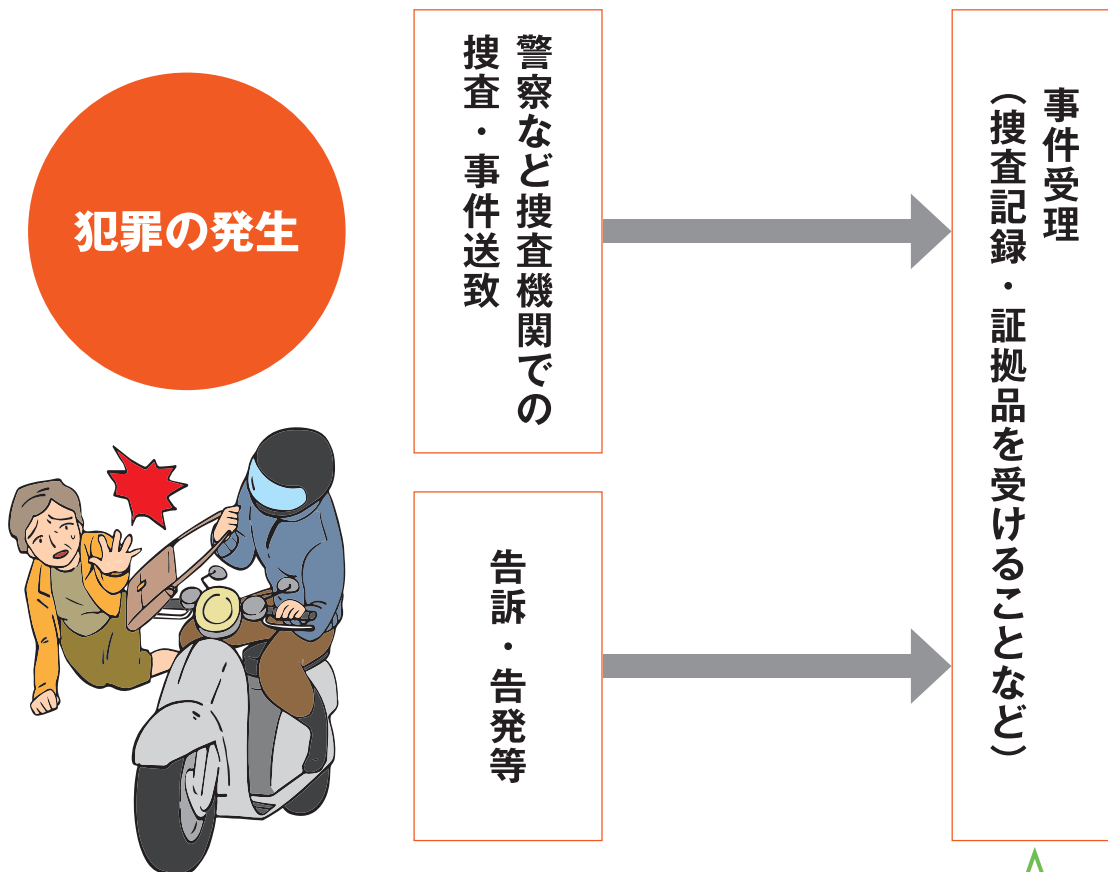


捜査

～検察官は、あらゆる犯罪を捜査します～

刑事事件（犯罪）が発生すると、多くの場合、警察などの捜査機関が、第一次的に被疑者（犯罪を犯した疑いがあり、捜査の対象とされている者）を逮捕したり、証拠を収集するなどの捜査を行った後、検察官に事件が送られる（送致・送付）ことになります。

そのほかにも、検察官は、自ら犯罪を捜査し、又は告訴・告発を受けて捜査を行うことがあります。



警察などから事件が送られてくると、検察庁では、その手続が法律に従っているかどうかを確認した上で受理します。また、犯罪で使われた物など（証拠品）も併せて受け入れて保管します。

捜査の流れ－警察の役割と検察の役割の違い－

一般的に犯罪が発生した場合、警察が第一次的に捜査を行い、被疑者（犯罪を犯した疑いがあり、捜査の対象とされている者）を逮捕したり、証拠を収集したり、取調べ等を行います。なお、警察は、被疑者を逮捕したときには、逮捕の時から48時間以内に事件記録とともに被疑者を検察官に送致しなければなりません。検察官は、警察から送致された事件について、警察を指揮し、あるいは自ら捜査を行い、収集された証拠の内容を十分に検討した上で、被疑者を起訴するかしないかの処分を決定します。このように被疑者を起訴するかしないかを決定するのは公訴の主宰者である検察官のみに与えられた権限です。また、起訴した事件について公判で立証し、裁判所に法の正当な適用を求めたり、裁判の執行を指揮監督するのも検察官の重要な仕事です。

被疑者の取調べや捜索・差押え等

起訴

不起訴



検察官は、犯人でない者が罰せられることのないように、十分な証拠があり、確実に有罪判決が得られると判断した場合のみ起訴することとしています。

起訴処分には、法廷で裁判が開かれる公判請求と、これを開かずに書類審査で刑（罰金・科料のみ）が言い渡される略式命令請求があります。

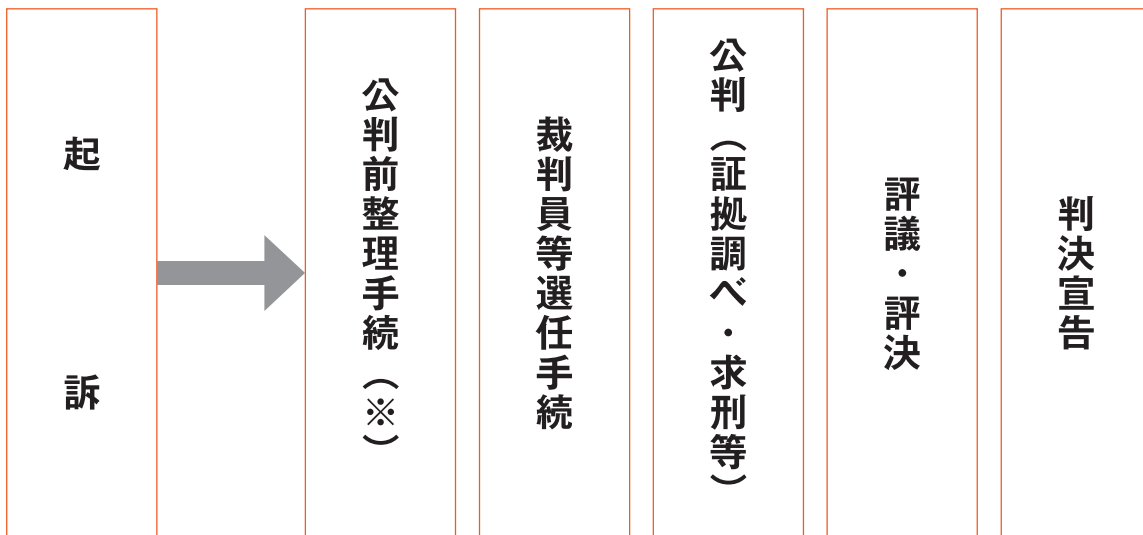
なお、一定の重大な犯罪については、裁判員裁判の対象となります。

少年事件については、処分の意見を付して家庭裁判所に事件を送ります。

検察庁で受理した事件について、検察官が自ら被疑者・参考人（被害者や目撃者等）の取調べを行ったり、証拠の不十分な点について、警察を指揮して補充捜査を行わせたりするなどの捜査を行い、収集された証拠の内容を十分に検討した上で、被疑者を起訴するか不起訴にするかを決めます。



公判（裁判員裁判の例）～検察官は、公判請求した事件の裁判に立ち会います～



検察官は、証人尋問などを行って被告人（起訴された被疑者）が犯罪を行ったことなどを証明します（証拠調べ）。証拠調べの終了後、犯罪事実及び法律の適用や求刑についての意見を述べます（論告）。

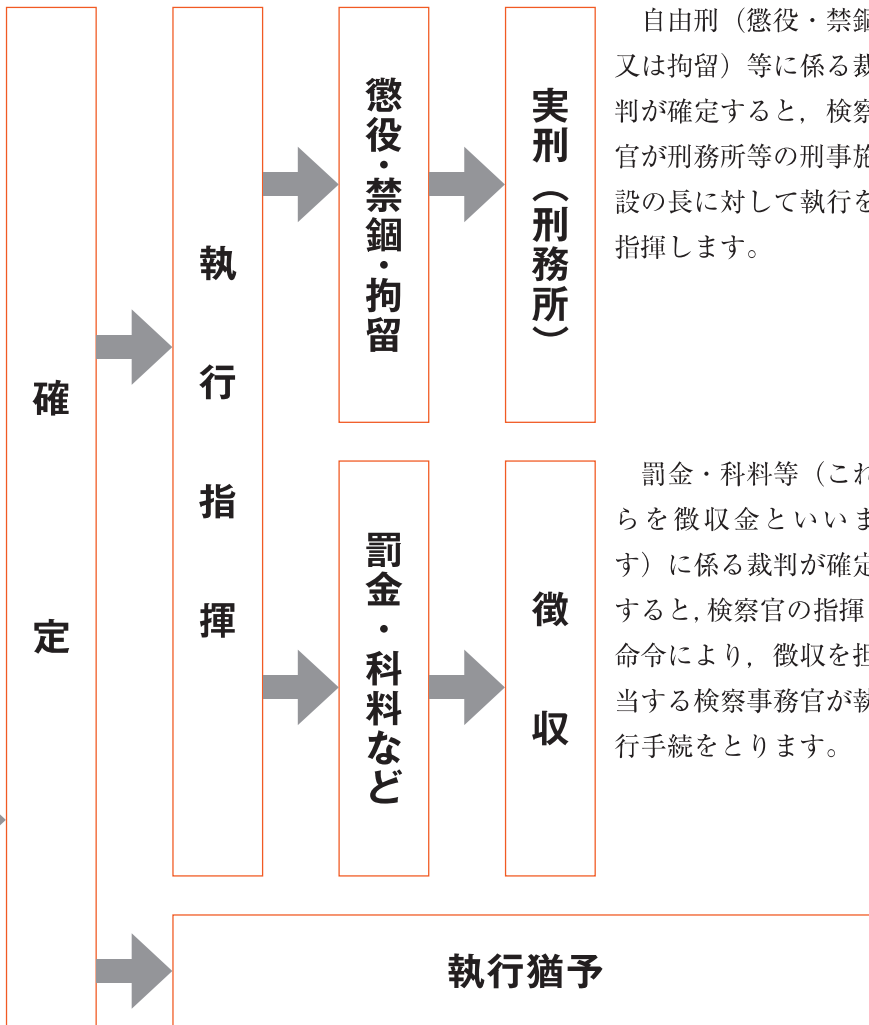
裁判所の判決に対して不服があるときは上訴することもあります。

裁判員裁判では、検察官は、一般の国民から選ばれる裁判員が審理の内容を十分に理解し、容易に心証を形成できるよう、より分かりやすく、迅速で、しかも的確な立証に努めています。

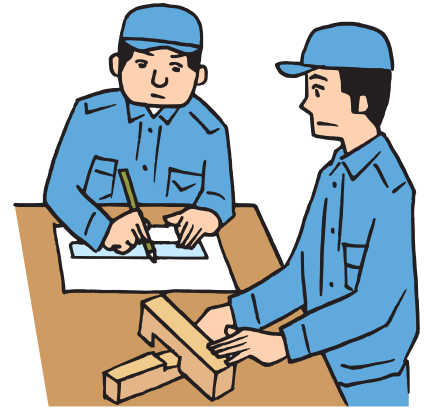
※ 公判前整理手続とは、裁判員裁判対象事件や争点が多岐にわたる複雑な事件等の場合に、迅速な審理を実現するため、その裁判が開始される前に、証明予定事実の提示や証拠開示を行うとともに、審理計画の策定等を行うことです。

執行

～有罪判決が確定すると、検察官は裁判の執行を指揮します～



自由刑（懲役・禁錮又は拘留）等に係る裁判が確定すると、検察官が刑務所等の刑事施設の長に対して執行を指揮します。



罰金・科料等（これらを徴収金といいます）に係る裁判が確定すると、検察官の指揮・命令により、徴収を担当する検察事務官が執行手続をとります。



その他

収容手続等

検察庁では、公判に出廷せず逃亡している被告人の収容を行っているほか、言渡しを受けた罰金等を納めない者に対しては、身柄を確保した上で刑務所等において労役場留置する処分を行っています。



犯歴・記録

検察庁では、有罪の裁判を受けた人の犯罪歴の調査・管理を行う「犯歴事務」や、裁判が確定した記録等を保管・管理し、記録の閲覧申請の審査を行ったり、これを許可した場合の閲覧手続等を行う「記録事務」を行っています。



捜査・公判部門

検察は、法と証拠に基づいて、事案の真相解明に取り組み、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現を目指しています。

刑事部



福岡地方検察庁刑事部 検事 渡部 礼子

刑事部は、殺人・強盗等の凶悪事犯、詐欺等の知能犯等、日々発生する様々な事件の捜査を担当している部署です。

検察官は、警察等の捜査機関と協力、連携しながら、数多くの事件について捜査を行い、起訴、不起訴等の処分を決定します。

起訴、不起訴等の処分は、被疑者だけでなく被害者等の事件関係者にも影響を与える重大なものですから、捜査に当たっては、被疑者、被害者、目撃者等からじっくり話を聴くとともに、現場に残された凶器等の遺留物や防犯カメラ映像等の客観証拠を収集し、経験豊富な上司や先輩方から指導・助言を受けて、適正な処分を決めるように努めています。

また、被害者のいる事件においては、被害者の声にも耳を傾け、被害者の心の痛みを適切に裁判官に伝えられるよう心掛けています。

知識・経験不足等で思うように捜査が進まず、もがき苦しむこともありますが、上司、先輩方、検察事務官、警察等の関係機関と協力して、真相を解明し、被疑者の適正な処分を決めるよう日々、努力しています。

福岡地方検察庁刑事部 検察事務官 西村 正志

刑事部の立会事務官は、検察官とペアになり、検察官をあらゆる面でサポートしながら、二人三脚で事件に取り組んでいます。

その職務内容は多岐にわたっており、検察官の取調べに同席して事件捜査に従事するほか、刑事訴訟法を始めとする各種法令に基づく手続、検察庁内部における各部署や警察等の関係機関との連携調整を行います。また、検察官に事件の内容やその法的解釈について意見を求められることもあります。

多種多様な事案を取り扱い、その状況は日々変化するため、求められる業務はその時々で異なります。また、被害者等の事件関係者と直に接する仕事であるため、法律的知識だけでなく、相手に対する気遣いや思いやりも必要となりますし、時には事件のことでつらい思いをすることもあります。しかし、事案の真相を解明し、社会正義を実現するという検察の理念の下、検察官と共に捜査を尽くす立会事務官の仕事は、検察庁の一員としての誇りを持たせてくれますし、非常に充実感があります。

今後も、検察官や諸先輩方の温かい御指導に感謝しながら、皆様の信頼や期待に応えられるよう、日々の業務に取り組んでいきたいと思っています。

特別捜査部



東京地方検察庁特別捜査部 主任捜査官 兼子 彰

特別捜査部にあるデジタルフォレンジック担当（DF担当）では、押収したパソコン、スマートフォン等の電子機器に対し、保全・解析作業を行うデジタルフォレンジックと呼ばれる業務（DF業務）を行っています。

保全作業とは、押収した電子機器に保存されているデータを全く同じ状態で抽出する作業であり、解析作業は、抽出したデータの中から解析専用のソフト等を駆使して捜査・公判に必要な情報を発見していく作業になります。

現在では、パソコンやスマートフォン等の電子機器が法人・個人を問わず広く普及し日常的に使用されているので、電子機器内に保存されているデータの中から犯罪を行った痕跡などの重要な証拠となるデータが発見できることもあるため、DF業務は特別捜査部で取り扱う事案だけではなく、刑事・交通事件を問わずあらゆる犯罪捜査に欠かせないものとなっています。

DF担当では、保全作業を中心に業務を行っていますが、電子機器等のデジタルの世界は日々進化しており、従来の保全手法が突然使えなくなることも少なくありません。

そのため、私達は常にデジタルフォレンジックに関する様々な情報を収集し、外部の研修に参加するなどして新たな知識や技術の習得に励み、あらゆる場面に柔軟に対応できるよう、日々自己研さんをしながら業務を行っています。

このように、DF業務は常に新しい知識や技術を学び、吸収して実践することで自己の能力が磨かれ成長することができるとてもやりがいのある業務であると感じています。

事案の真相解明のため、DF業務の重要性は今後も増していくものと考えられることから、求められる役割に応えられるよう日々精進していきたいと思っています。

公判部



広島地方検察庁公判部 検事 清田 周祐

公判部は、刑事裁判を主に担当する部署です。刑事裁判で取り扱う事件は様々ですが、例えば、殺人事件の場合、亡くなられた被害者の御遺族にとって、裁判の場は、真実を知り、そのお気持ちを裁判所に伝える一度しかない機会です。公判担当検察官は、御遺族のお気持ちに寄り添いながら公判活動を行うことが求められていますので、起訴後、速やかに御遺族と面談し、そのお気持ちを伺い、疑問点などがあれば聴取することが重要です。

被告人が、包丁を持ってもみ合っているうちに「たまたま被害者の胸に刺さった」と主張して殺意を否認した殺人事件の裁判では、被害者の御遺体に残された傷のうち、死因とは関係のない細かい傷ですが、負傷の原因が解明されておらず、被害者の奥様が気にしておられたため、御遺体の司法解剖を行った医師に説明して頂いたところ、奥様の御納得が得られるとともに、この傷の存在が被告人の嘘を明らかにする重要な根拠の一つとなったということがありました。

御遺族だからこそ気付く点などがあります。公判担当検察官は、その声十分に耳を傾けて初めて、裁判で真実を明らかにすることができるのです。

広島地方検察庁公判部 主任捜査官 田中 元晴

公判部の主任捜査官（中核事務官）の主な業務には、裁判員裁判の公判活動において、検事と立証方法などを話し合い、法律に触れる機会の少ない裁判員にも分かりやすい資料を作成することや、不安を抱えたまま裁判の行く末を見守る被害者やその御遺族の方々に対応することなどがあります。

裁判員裁判で審理されるのは、被害者が亡くなられた事件が多く、御遺族の怒りや悲しみは、私達の想像をはるかに上回るものです。被告人に対して厳しい判決が言い渡されたと思われる場合でも、その判決に御遺族が満足することはほとんどありませんが、御遺族から、「判決に納得はできないけど、検事さんや事務官さんが親身になって一生懸命やってくれたことが私の唯一の救いです。」などと言われると、少しでも御遺族の役に立つことができたことに大きな充実感や、やりがいを感じるができます。

今後も、検事の信頼を得て、検事の良きパートナーとしての役割を果たし、裁判で事件の真相を明らかにするとともに、被告人に相応の刑罰を科すことができるよう努力していきたいと思います。

交通部



名古屋地方検察庁交通部 副検事 原 俊文

検察庁の交通部は、交通違反や交通事故といった道路交通に関する事件を捜査して、被疑者に裁判を受けさせるかどうかを最終的に決める部署です。

交通事故は、双方当事者が事故の発生を予想しない通常の生活の中で発生するため、事故の状況を正確に記憶にとどめることが困難な事案も多く、当事者だけでなく目撃者等の関係者から十分に話を聞いた上、必要があれば、検察官自ら事故現場に行って道路状況を確認したり、事故状況を撮影した防犯カメラやドライブレコーダーの映像などの客観的な証拠を収集して検討することが必要になります。

交通事故の中には、無免許運転や酒気帯び運転による事故や、事故後、被害者を救護することなく現場から逃走するような悪質な事案もあります。このような悪質な運転者が刑事処分を免れて得をする事のないように、この種事案に対しては、特に断固たる処分を行っています。

また、交通事故では、後遺症が残るような重症を負って苦しんでいる被害者や大きな家族を突然亡くして、非常につらい思いをしている御遺族もいます。そのような事故の場合、検察官が被害者や御遺族と会って、事故で失ってしまったものや事故で変わってしまった生活のことなど、被害者や御遺族のつらいお気持ちを直接聴き、それを裁判に反映できるようにしています。そして、被疑者に対しては、事故の被害に遭って苦しんでいる被害者や御遺族のお気持ちや自分が起こした事故の重大さを理解してもらい、二度と同じ過ちを起さぬよう交通法規の遵守、安全運転の必要性を説示しています。

これからも、交通違反が1件でも減り、つらい思いをする交通事故の被害者や御遺族が1人でも減るようという思いで仕事をしていきたいと思っています。

検務部門

検務部門の仕事は、刑事事件の受理、証拠品の保管・処分、裁判の結果確定した懲役刑などの執行指揮や罰金などの徴収などです。

事件・令状



大津地方検察庁 検務専門官 木村 愛

事件事務では、警察等の捜査機関から送致される事件について、犯罪事実の特定がされているか、身柄拘束を伴う事件については、定められた時間内に送致されているかなど、法律に従った手続がされているかを確認して受理手続をしています。

また、検察官の起訴及び不起訴処分の際に作成される起訴状等の書類に誤りがないかを点検し、その処理手続をしています。

令状事務では、被疑者等の身柄の管理が主な仕事です。常に被疑者等の身柄の勾留期間満了日を把握するとともに、不当に勾留することがないように勾留状や釈放指揮書等の一枚一枚について何重にも記載内容の確認作業を行っています。

それぞれの業務が、法律等に基づいて厳格に遂行されていることを実感するとともに、被疑者等の身体を制限することに対する責任と重みを日々感じる部署です。

私は、民間企業に勤務した後、検察庁で働いていますが、常に自分の営業成績と対峙していた民間時代とは違い、被疑者や被害者等事件関係者の人生に大きな影響を与えることに対する緊張感と、検察官と共に適正に事件を処理することに対するやりがいがあります。

また、私は、育児休業を2度経験しており、現在は育児のために時間的制約がある身ですが、周りの職員に助けられながら十分な業務経験を積むことができています。将来は、私のように仕事と育児を両立する職員の力になりたいです。

証拠品



高知地方検察庁 検務専門官 宮本 嵩久

証拠品担当は、警察等が押収した証拠品を受け入れ、保管し、還付・廃棄等の処分を行います。証拠品は、刑事裁判の重要な証明資料であり、滅失・毀損・変質等により証拠価値を減減させることがないように細心の注意を払って取り扱い、財産的価値の保全にも配慮しています。

押収される証拠品は様々であり、メモ紙等の一般的な物品、現金等の貴重品、覚せい剤・大麻等の違法薬物、事件現場等で採取した毛髪・微物等のほか、車両・船舶等の大型証拠品もあります。現金や違法薬物等は特殊証拠品として他の一般証拠品とは区別して厳重に保管します。

一般的には事件の終結により証拠品を処分しますが、押収を継続する必要がない場合には、終結前に被押収者等に還付することもあります。法令や規程に注意しながら関係書類等を調査し、受還付人の選定を誤ることがないように特に留意しており、処分のために必要な事項を関係機関に照会することもあります。

このように、証拠品担当は、証拠品に関する一切の事務に携わる責任重大なポストで、多くの実務知識等が必要ですが、その分やりがいを感じています。まだまだ未熟ではありますが、諸先輩からの手厚い御指導をいただきながら、充実した日々を過ごしています。

執行



函館地方検察庁 上席検務専門官 杉木 麻記子

執行担当は、裁判の把握から自由刑（懲役・禁錮又は拘留）等の執行指揮に至るまでの手続及びこれに付随する事務を行っています。人の自由を奪うという直接人権に影響を及ぼす重要な仕事なので、基本となる刑事訴訟法等の関係法令の把握はもとより、常に判例、各種通達等を確認し、細心の注意を払いながら業務に取り組んでいます。

刑の執行は、刑事裁判の締めくくりとして重要な意義を持っています。いかに裁判が有罪となり、刑が確定しても、その裁判を具体的に実現する刑の執行段階で迅速、適正、公平に行われなければ、裁判の目的は達せられないこととなります。

また、被害者の方に対して、受刑中の加害者の刑務所内における処遇状況や出所時期などの情報を提供する事務も行っていますが、その際には、被害者の方の中には、肉体的のみならず精神的苦痛に悩まされている方もいますので、その心情に配慮した対応ができるよう心掛けています。

このように、執行担当では、人の権利に関わる事務を行っており、その対応には困難を伴うものもありますが、上司に指導を受けたり、職場内で相談し合いながら一つ一つ解決し、やりがいのある毎日を過ごしています。

徴収



富山地方検察庁 検務専門官 岩井 耕一

徴収事務は、罰金、科料、追徴、過料、訴訟費用などの刑罰等の徴収金に係る裁判結果の管理から、納付告知、徴収金等の収納、未納者に対する強制執行等までの一連の事務を行っています。

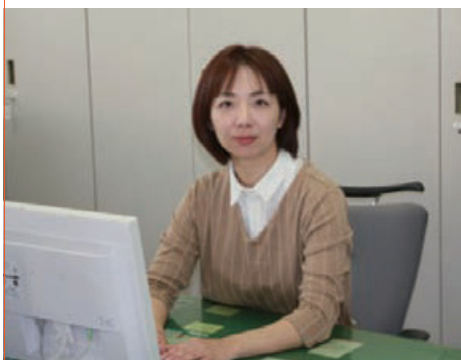
納付義務者が任意に納付すればこれを収納することにより徴収金に係る裁判の執行は終了しますが、任意に納付しないときは、納付義務者の財産につき強制執行を行い、また、罰金、科料を完納することができない者は労務場に留置することとなります。

徴収事務は、納付義務者等と接することが多く、常に言動等に注意が必要となることから、緊張感を持って対応することを心掛けて職務に当たっています。

徴収金未納者から納付に窮する状況を切実に語られ、情に流されそうになったり、長期未納者への対策等に行き詰まることがあった際には、経験豊富な上司に指導を受けたり、同僚に相談したり、職場内で議論し合いながら、厳格な執行に向けて職務に当たっています。これらの悩ましい事案が収納に至り、裁判の執行を終えた際の達成感や充実感は格別です。

徴収事務は非常にやりがいのある職務だと思います。

犯歴／記録



秋田地方検察庁 検務専門官 阿部 あゆみ

犯歴担当事務官は、有罪の裁判を受けた人の犯罪歴の調査・管理についての事務を行い、記録担当事務官は、裁判が確定し裁判所から引き継がれた記録等を保管・管理する事務や記録の閲覧の事務を行います。

私は、現在、記録事務を担当しております。保管記録の閲覧請求があったときは、閲覧の必要性和閲覧に伴う弊害、例えば被害者、目撃者などの事件関係者の名誉やプライバシーを侵害するおそれがないかなどを十分検討することとなります。その結果、場合によっては閲覧に一定の制限を加える必要がある場合もあるので、慎重な対応が求められます。関係法令を確認することはもちろん、個々の記録を十分精査することが必要ですが、複雑な事案については一人で悩むのではなく、同僚からアドバイスをもらったり、上司から指導を受けるなどして対応しています。

検察庁の仕事は、緊張感と責任感が必要ですが、職場の雰囲気は明るく、仕事と育児の両立をサポートする制度も整っており、充実したやりがいのある毎日を送っています。

他機関での勤務

検事や検察事務官は、検察庁のほか、様々な組織で活躍しています。

外務省



在独国日本大使館一等書記官 徳永 国大(検事)

昨今、違法薬物密輸等の国境をまたぐ国際犯罪が増加しており、犯人が国外に逃亡し、また、重要な証人・証拠が国外に存在することも少なくありません。こうした場合に、ドイツ側と交渉するなどして、犯罪人の引渡しや証拠の提供等の日独間協力の実現のための調整を行うことが私の大使館での業務の一つです。そのほか、日本の立法動向等を踏まえたドイツ法制度の調査、司法領域における日独間の協力関係強化のための各種活動等、大使館での業務は多種多様です。文化制度の異なる異国の地で、外国語を用いて考え方の異なる外国人と仕事をする外交官の業務には困難も多く、試行錯誤を重ねる毎日ですが、新たな知識を得、経験を積むことができるこちらでの生活はとても充実しています。

在ロサンゼルス日本国総領事館 副領事 高橋 秀夫(検察事務官)



ロサンゼルス総領事館の管轄する地域は、在外公館の中で最も在留邦人数が多く、また多くの邦人旅行者が訪れる地域です。私は領事業務を担当しておりますが、その中の一つに「邦人援護」という業務があります。これは、邦人が事件や事故に巻き込まれた場合に側面的に支援するというものです。時には、邦人が当局に身柄を拘束された場合、被收容者に対する領事面会を行うこともあります。また、緊急のため、土日や深夜に対応しなければいけない事案もあり、大変な仕事ですが、検察庁とは違ったやりがいや達成感を感じられる仕事です。ロサンゼルスは年中気候が良いため、休日にはスポーツや旅行等でリフレッシュしており、公私ともに充実した日々を過ごしています。

公正取引委員会



事務総局 審査局付 特別専門官 岩根 哲康(検事)

私は、主に審査局付として、談合やカルテルといった独禁法違反の行政事件の審査に携わっており、必要に応じて犯則審査部付に異動し、検事総長への告発を目指す犯則事件の調査に携わっています。具体的には、検察官としての経験を生かし、客観的証拠の収集や事情聴取、事実認定等に関する指導・助言を行っており、これらは、私自身にとっても有意義な経験となっています。

事務総局 審査局犯則審査部 内閣府事務官 大西 真樹(検察事務官)

私が出向している公取委犯則審査部は、大規模な談合事件等を調査し、検事総長に告発することを目的としている部署です。そのために、内偵調査や令状請求、搜索差押え、証拠品管理、告発準備などの業務を行い、これまで得てきた様々な経験を発揮できることにやりがいを感じています。

国税局



査察部統括国税査察官付国税査察官 吉村 有加(検察事務官)

査察部は、一般の納税者に対する税務調査とは異なり、大口・悪質な脱税者に対し納税を求めるとともに刑事責任の追及を行う部署であり、内偵調査等により脱税者を探し出す情報担当とその調査結果を踏まえて裁判官発行の令状により強制調査や脱税者に質問調査をする実施担当があります。検察庁に告発されてくる脱税事件がどのように調査・判断されてきたのか、どの証拠を基に脱税額を確定したのかといった事件が認定される過程を目の当たりにすることができる上、責任は重大ですが、脱税者と相対して質問調査等のやりとりをするなど、査察官として事案の真相解明のための調査を行うことができ、まるで検察官のような仕事を事務官でありながら経験できることに魅力を感じつつ、職務に当たっています。

その他出向先

司法研修所、内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、預金保険機構、財務省、国税庁、防衛省、文部科学省など

検察庁における犯罪被害者支援

捜査や裁判を行うためには、被害者の方に、検察庁で事情聴取にに応じていただいたり、裁判で証人として証言していただくなどの協力を得ることが必要となります。被害者の方の協力によって、事件の真相が明らかとなり、犯人に対し、犯した罪の重さに見合った刑罰を科すことが可能となるのです。

一方、犯罪によって様々な困難に直面した被害者の方に対しては、適切なサポートが必要な場合が少なくありません。刑事手続においては、多方面にわたり犯罪被害者保護・支援のための制度が用意されており、検察庁では、被害者の方からの相談に応じ、各種制度についての説明を行ったり、事件の処分結果をお知らせするなど、被害者の方の保護と支援に努力しています。

被害者等通知制度

被害者や親族等の方々に対し、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、受刑中の犯人に関する刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を提供できるよう、被害者等通知制度を設けています。

このパンフレットは、検察庁における被害者保護・支援について分かりやすく解説しています。
ホームページからもご覧になれますので、ご活用下さい。
(<http://www.kensatsu.go.jp/>)



被害者支援員制度

全国の地方検察庁には、被害者の方などに対して、よりきめ細やかな配慮を行うため、犯罪被害者の支援に携わる「被害者支援員」が配置されています。

被害者支援員は、被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けを行っています。

また、被害者の方々の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介する支援も行っており、例えば、心のケアを必要としている犯罪被害者の方には、心理カウンセラーなどの専門家による支援を行っている機関を紹介するなど、被害者の方々が適切な支援を受けることができるよう、関係機関との連携を図っています。

京都地方検察庁

被害者支援員 志賀 和幸
被害者支援担当事務官 吉牟田 みゆき

犯罪の被害に遭われた方やその御遺族等の方は、刑事手続がどのように行われるのか、また、検察庁において、どのような支援を受けることができるのかなど、様々な不安をお持ちになっておられます。

そのような被害者や御遺族等の方々が、検察庁へ気軽に相談や問合せをしていただけるよう「被害者ホットライン」が設置されています。

その電話のベルが鳴らない日はなく、日々様々な相談が寄せられます。また、直接被害者支援員室に相談に来られる方もおられます。

被害者支援員は、被害者等の心情に配慮しながら、少しでも不安を和らげるように誠意を持って対応することを心掛け、被害者の方々の要望に応じ、事件の処分結果の通知や被害者支援のための各種情報の提供や助言、必要な問合せ先の紹介等を行っています。

また、被害者支援担当の検察事務官は、被害者支援員の活動を支え、被害者支援に関する研修等に参加するなどして、被害者等の心理状態の理解や対応方法等の習得に努め、捜査・公判を担当する検察官・検察事務官と共に被害者の方々の保護・支援が円滑に行えるように、警察等の被害者支援関係機関との連携体制の整備を図っております。



検察庁における刑事政策的取組，再犯防止・社会復帰支援に関する取組

検察庁では，犯罪の防止や，罪を犯した者の更生といった刑事政策的観点も踏まえながら，捜査・公判活動を行っています。最近では，高齢化や児童虐待事案の増加といった社会情勢や検察庁を取り巻く環境の変化に伴い，刑務所や保護観察所などに加え，児童相談所や福祉機関などの関係機関と協力して，被疑者・被告人の再犯を防止，社会への復帰を支援するための様々な取組を行っています。



最高検察庁刑事政策推進室からのメッセージ

最高検察庁刑事政策推進室では，犯罪被害者の保護・支援や児童虐待事案への対応のほかに，罪を犯した者の再犯防止や社会復帰支援など刑事政策に関する諸課題について，全国各地での取組を収集し，また，各種学会等へ参加するなどし，全国検察庁への情報提供を行っています。また，検察官や検察事務官を対象とする各種研修において，刑事政策に関する講義や具体的事例を題材として再犯防止・社会復帰支援のための対策を検討する講習等を実施するなど，再犯防止・社会復帰支援等について，検察職員全体の能力向上に努めています。



室員一同（検事，検察事務官，社会福祉士）

東京地方検察庁社会復帰支援室からのメッセージ

東京地方検察庁社会復帰支援室では，平成25年1月以降，不起訴が見込まれる被疑者や執行猶予付き有罪判決が見込まれる被告人等，罪を犯したものの，刑務所等に入所することなく釈放された者に対して，社会福祉事務所や保護観察所等の関係機関と連絡調整をして，居場所（住居）と出番（仕事）を確保する支援を行うことで，再犯防止を図る取組を進めています。また，新たな取組として，近時深刻化している児童虐待事案及びドメスティックバイオレンス事案について，東京地方検察庁犯罪被害者支援室と緊密に連携し，児童相談所等の関係機関と必要な調整を行いつつ，再犯防止に積極的に取り組んでいます。

参考

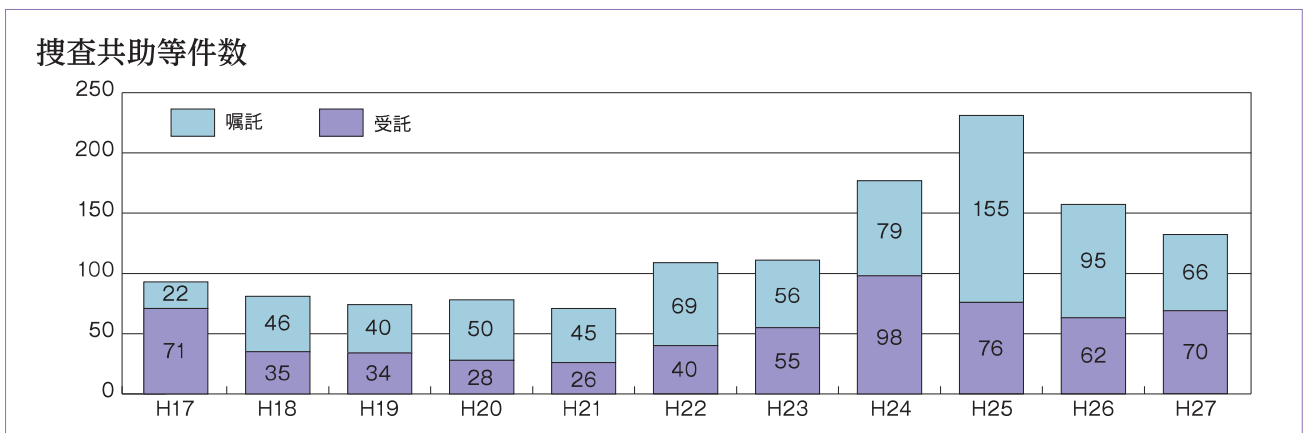
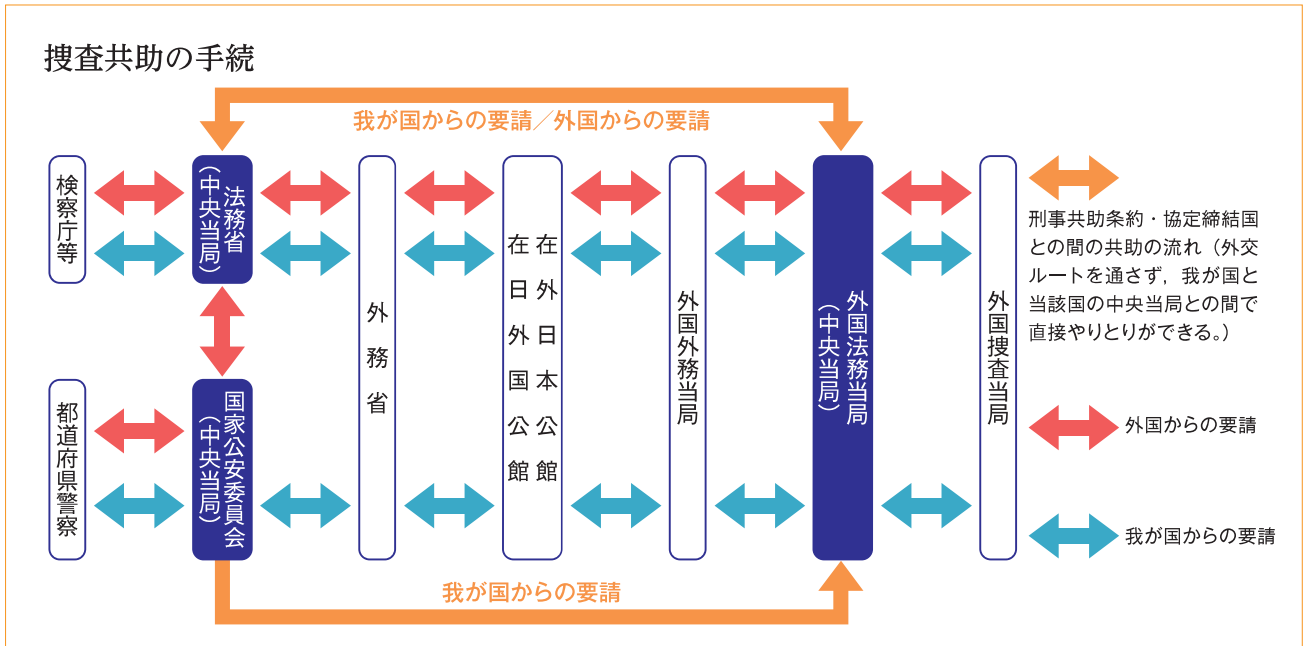
検察の理念 第8項

警察その他の捜査機関のほか，矯正，保護その他の関係機関とも連携し，犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。

国際捜査

近時、政治・経済・文化等あらゆる分野で国際化が進展していますが、犯罪もその例外ではなく、多国籍企業による脱税・贈収賄事件や麻薬密輸事件など国境を越えて敢行される犯罪が増加しています。そのため、犯人が国外に逃亡したり、重要な証人や証拠が国外に存在したりすることなどから、刑事分野における国際間の協力が強く求められています。そこで、我が国は米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間で刑事共助条約又は協定を締結するなどし、諸外国との捜査関係協力の一層の強化に取り組んでいます。

検察庁では、我が国の刑事事件の捜査・公判活動や刑の執行等に関して、外国に逃亡した犯罪人の引渡しや証拠の提供等を受けるため、あるいは外国からの協力要請に応じるため、検察官・検察事務官を海外へ派遣するなどしています。



検察の理念

この「検察の理念」は、検察の使命と役割を明確にし、検察職員が職務を遂行するに当たって指針とすべき基本的な心構えを定めたものです。

検察の理念

この規程は、検察の職員が、いかなる状況においても、目指すべき方向を見失うことなく、使命感を持って職務に当たるとともに、検察の活動全般が適正に行われ、国民の信頼という基盤に支えられ続けることができるよう、検察の精神及び基本姿勢を示すものである。

検察は、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するため、重大な役割を担っている。我々は、その重責を深く自覚し、常に公正誠実に、熱意を持って職務に取り組まなければならない。

刑罰権の適正な行使を実現するためには、事案の真相解明が不可欠であるが、これには様々な困難が伴う。その困難に直面して、安易に妥協したり屈したりすることのないよう、あくまで真実を希求し、知力を尽くして真相解明に当たらなければならない。

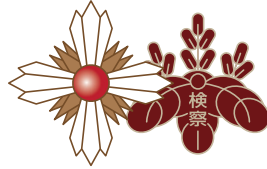
あたかも常に有罪そのものを目的とし、より重い処分の実現自体を成果とみなすかのごとき姿勢となってはならない。我々が目指すのは、事案の真相に見合った、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現である。

そのような処分、科刑を実現するためには、各々の判断が歪むことのないよう、公正な立場を堅持すべきである。権限の行使に際し、いかなる誘引や圧力にも左右されないよう、どのような時にも、厳正公平、不偏不党を旨とすべきである。また、自己の名誉や評価を目的として行動することを潔しとせず、時としてこれが傷つくことをもおそれない胆力が必要である。

同時に、権限行使の在り方が、独善に陥ることなく、真に国民の利益にかなうものとなっているかを常に内省しつつ行動する、謙虚な姿勢を保つべきである。

検察に求められる役割を果たし続けるには、過去の成果や蓄積のみに依拠して満足してはならない。より強い検察活動の基盤を作り、より優れた刑事司法を実現することを目指して、不断の工夫を重ねるとともに、刑事司法の外、広く社会に目を向け、優れた知見を探求し、様々な分野の新しい成果を積極的に吸収する姿勢が求められる。

これらの姿勢を保ち、使命感を持って各々の職務に取り組むことを誇りとし、刑事司法の一翼を担う者として国民の負託に応えていく。



- 1 国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を自覚し、法令を遵守し、厳正公平、不偏不党を旨として、公正誠実に職務を行う。
- 2 基本的人権を尊重し、刑事手続の適正を確保するとともに、刑事手続における裁判官及び弁護人の担う役割を十分理解しつつ、自らの職責を果たす。
- 3 無実の者を罰し、あるいは、真犯人を逃して処罰を免れさせることにならないよう、知力を尽くして、事案の真相解明に取り組む。
- 4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。
- 5 取調べにおいては、供述の任意性の確保その他必要な配慮をして、真実の供述が得られるよう努める。
- 6 犯罪被害者等の声に耳を傾け、その正当な権利利益を尊重する。
- 7 関係者の名誉を不当に害し、あるいは、捜査・公判の遂行に支障を及ぼすことのないよう、証拠・情報を適正に管理するとともに、秘密を厳格に保持する。
- 8 警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。
- 9 法律的な知識、技能の修得とその一層の向上に努めるとともに、多様な事象とその変化にも対応し得る幅広い知識や教養を身につけるよう研鑽を積む。
- 10 常に内省しつつ経験から学び行動するとともに、自由闊達な議論と相互支援を可能とする活力ある組織風土を構築する。

Q&Aコーナー

捜査について

Q 警察で事情を聞かれて調書を作成したのに、また、検察庁に呼ばれて事情を聞かれたり、調書を作成したりすることもあるのですか？

A 検察官は、起訴・不起訴を決定するため、改めて被害者の方等から事情を聞く必要がある場合があります。御迷惑をおかけしますが、適正妥当な処分を行うためですので、御協力ください。

Q 検察庁の独自捜査とは、具体的にどういふことをするのですか？

A 検察庁の独自捜査とは、検察庁自ら検挙摘発して行う捜査で、政治家等による汚職事件、法律や経済についての高度な知識を必要とする企業犯罪等について行われます。なお、東京、大阪、名古屋の地方検察庁には特別捜査部（特捜部）が置かれ、そのほかの地方検察庁にも、同様の業務を行う特別刑事部が置かれている庁があります。

検察官・検察事務官の資格、採用について

Q 検察官になるための資格について教えてください。

A

- 1 司法試験に合格した後、司法修習を終えた者
- 2 裁判官（判事・判事補）
- 3 弁護士
- 4 3年以上特定の大学において法律学の教授又は助教授の職にあった者
- 5 3年以上副検事の職にあって、検察官になるための特別の試験に合格した者

が、検事になるための資格を持ちます。また、検察事務官や法務事務官などの一定の公務員が副検事になるための特別の試験に合格すると副検事になることができます。

Q 検察官になるためには年齢とか学歴は関係あるのですか？

A 年齢については特段の制限はありません。なお、検察官の定年は63歳（検事総長のみ65歳）となっています。学歴についての制限はありませんが、法科大学院修了の有無によって、受験すべき試験が加わることがあります。

Q 検察事務官になるための資格について教えてください。

A 検察事務官になるためには、国家公務員採用一般職試験に合格することが必要です。

Q 検察官や検察事務官についての採用手続を教えてください。

A 検察官の採用に関する事務は、法務省の大臣官房人事課（法務省代表電話03-3580-4111）において取り扱っているので、そちらに問い合わせてください。検察事務官の採用については各地方検察庁ごとに取り扱っていますので、採用を希望する地方検察庁にお問い合わせください。

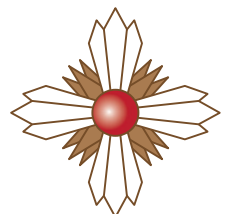
その他

Q 検察庁の業務や裁判員制度について、もっと詳しく知りたいのですが？

A 検察庁では、より詳しく検察庁の業務を知っていただくため、広報活動を積極的に行っています。主として小学校高学年から高校生までを対象に、検察庁を見学しながら、検察庁の業務や検察官の役割の説明を行う移動教室プログラム、検察庁職員が学校や講演会等に出向いて業務などの説明を行う出前教室プログラム、法廷での裁判傍聴に加えて、説明や質疑応答等を行う刑事裁判傍聴プログラムなどを行っています。また、裁判員制度や刑事裁判のルールなどについての説明も行っております。詳しくは、最寄りの検察庁まで御連絡ください。

Q 検察官の付けているバッジには、どんな意味があるのでしょうか？

A 検察官のバッジの形は、紅色の旭日に菊の白い花卉と金色の葉があしらってあり、昭和25年に定められました。その形が霜と日差しの組合せに似ていることから、厳正な検事の職務とその理想像とが相まって「秋霜烈日のバッジ」と呼ばれているようです。「秋霜烈日」とは、秋におりる霜と夏の厳しい日差しのことで、刑罰や志操の厳しさにたとえられています。



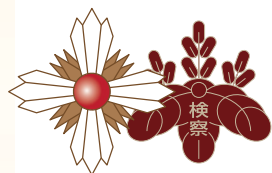
検察庁所在地一覧表

平成28年12月現在

最高検察庁		〒100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5611
高等検察庁	東京	〒100-8904	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5611
	大阪	〒553-8511	大阪市福島区福島1-1-60	06-4796-2100
	名古屋	〒460-0001	名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-1581
	広島	〒730-0012	広島市中区上八丁堀2-31	082-221-2451
	福岡	〒810-0073	福岡市中央区舞鶴2-5-30	092-734-9000
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平1-3-1	022-222-6153
	札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西12	011-261-9311
	高松	〒760-0033	高松市丸の内1-1	087-821-5631
地方検察庁	東京	〒100-8903	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5611
	横浜	〒231-0021	横浜市中区日本大通9	045-211-7600
	さいたま	〒330-8572	さいたま市浦和区高砂3-16-58	048-863-2221
	千葉	〒260-8620	千葉市中央区中央4-11-1	043-221-2071
	水戸	〒310-8540	水戸市北見町1-11	029-221-2196
	宇都宮	〒320-0036	宇都宮市小幡2-1-11	028-621-2525
	前橋	〒371-8550	前橋市大手町3-2-1	027-235-7800
	静岡	〒420-8611	静岡市葵区追手町9-45	054-252-5135
	甲府	〒400-8556	甲府市中央1-11-8	055-235-7231
	長野	〒380-0846	長野市大字長野旭町1108	026-232-8191
	新潟	〒951-8502	新潟市中央区西大畑町5191	025-222-1521
	大阪	〒553-8512	大阪市福島区福島1-1-60	06-4796-2200
	京都	〒602-8510	京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82	075-441-9131
	神戸	〒650-0016	神戸市中央区橘通1-4-1	078-367-6100
	奈良	〒630-8213	奈良市登大路町1-1	0742-27-6821
	大津	〒520-8512	大津市京町3-1-1	077-527-5120
	和歌山	〒640-8143	和歌山市二番丁3	073-422-4161
	名古屋	〒460-8523	名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-1481
	津	〒514-8512	津市中央3-12	059-228-4121
	岐阜	〒500-8812	岐阜市美江寺町2-8	058-262-5111
	福井	〒910-8583	福井市春山1-1-54	0776-28-8721
	金沢	〒920-0912	金沢市大手町6-15	076-221-3161
	富山	〒939-8510	富山市西田地方町2-9-16	076-421-4106
	広島	〒730-8539	広島市中区上八丁堀2-31	082-221-2453
	山口	〒753-0048	山口市駅通り1-1-2	083-922-1440
	岡山	〒700-0807	岡山市北区南方1-8-1	086-224-5651
	鳥取	〒680-0022	鳥取市西町3-201	0857-22-4171
	松江	〒690-0886	松江市母衣町50	0852-32-6700
	福岡	〒810-8651	福岡市中央区舞鶴2-5-30	092-734-9090
	佐賀	〒840-0833	佐賀市中の小路5-25	0952-22-4185
	長崎	〒850-8560	長崎市万才町9-33	095-822-4267
	大分	〒870-8510	大分市荷揚町7-5	097-534-4100
	熊本	〒860-0078	熊本市中央区京町1-12-11	096-323-9030
	鹿児島	〒892-0816	鹿児島市山下町13-10	099-226-0611
	宮崎	〒880-8566	宮崎市別府町1-1	0985-29-2131
	那覇	〒900-8578	那覇市樋川1-15-15	098-835-9200
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平1-3-1	022-222-6151
	福島	〒960-8017	福島市狐塚17	024-534-5131
	山形	〒990-0046	山形市大手町1-32	023-622-5196
	盛岡	〒020-0023	盛岡市内丸8-20	019-622-6195
	秋田	〒010-0951	秋田市山王7-1-2	018-862-5581
	青森	〒030-8545	青森市長島1-3-25	017-722-5211
札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西12	011-261-9313	
函館	〒040-0031	函館市上新川町1-13	0138-41-1231	
旭川	〒070-8636	旭川市花咲町4	0166-51-6231	
釧路	〒085-8557	釧路市柏木町5-7	0154-41-6151	
高松	〒760-0033	高松市丸の内1-1	087-822-5155	
徳島	〒770-0852	徳島市徳島町2-17	088-652-5191	
高知	〒780-8554	高知市丸ノ内1-4-1	088-872-9191	
松山	〒790-8575	松山市一番町4-4-1	089-935-6111	

検察庁ホームページはこちら →

<http://www.kensatsu.go.jp>



Public
Prosecutors
Office

検察庁ホームページはこちら

<http://www.kensatsu.go.jp>

○取組内容③

広報活動の実施回数

指 標	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
広報活動の実施回数（回）	1,135	1,158	1,069	1,029	1,121	1,104

平成29年度の活動項目別広報活動実施回数・人数

活動項目別	実施回数（回）	参加人数（人）
出前・移動教室	680	17,579
講演会・説明会	131	5,259
模擬裁判	117	3,976
イベントの実施・参加	39	2,652
その他	137	1,495
合 計	1,104	30,961

・出前教室

検察庁職員が学校等に出向いて、司法の役割、刑罰や刑事裁判の意義及び裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、広報ビデオの上映などを行うもの

・移動教室

検察庁等において、検察庁職員が裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、庁舎見学、広報ビデオの上映、模擬取調べなどを行うもの

・講演会、説明会

一般人や企業等を対象とし、検察庁職員が講師となり、裁判員制度や司法の役割、検察活動の意義・役割について説明を行うほか、質疑応答や広報ビデオの上映などを行うもの

・模擬裁判

一般人や学生等を対象に、裁判官、検察官、弁護士、被告人、証人等の役を割り振り、あらかじめ用意された架空の事件について、実際の刑事裁判手続に則って審議を進め、判決に至るまで演じるもの

平成29年度事後評価実施結果報告書

（法務省29－（7））

施策名	矯正施設 ¹ の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (政策体系上の位置付け：Ⅱ－5－(1))				
施策の概要	矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 矯正施設における非常事態（暴動、逃走、天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態）発生時に警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力の向上を図る。 ・ 刑事施設²の総合警備システム³を更新整備する。 				
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	5,339,428	6,180,263	6,374,053	6,440,989
	補正予算(b)	1,653,690	1,377,528	1,324,467	－
	繰越し等(c)	987,621	△254,680	－	/
	合計(a+b+c)	7,980,739	7,303,111	7,698,520	
	執行額(千円)	7,281,588	7,098,398	－	
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第1条⁴等 ○ 矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）第9条⁵等 				

測定指標	目標（平成26年度～平成29年度）	達成			
1 刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況	各刑事施設において実施している各種訓練（警備用具の使用訓練、防災器具の使用訓練等）、管区機動警備隊集合訓練等を通じて、保安警備に係る職員の職務執行力の向上を図る。	達成			
施策の進捗状況（実績）					
<p>各矯正管区に所属する管区機動警備隊員（刑務官）については、各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上、同訓練においては、保安事故等が発生した場合に迅速かつ確な対応ができるよう、様々な訓練を取り入れるとともに、外部機関の専門家を講師に迎えるなどして、実践的かつ実務的な訓練を行った。</p>					
参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度

1 管区機動警備隊集合訓練の実施回数(回)	8	8	8	8	8
2 同訓練の参加者数(人)	343	343	343	346	353
3 同訓練参加者に対するアンケート(訓練を有意義とする回答)(%)	96.2	97.4	95.9	98.3	98.6

測定指標	目標値(平成26年度～平成29年度)					達成
	26年度	27年度	28年度	29年度		
2 総合警備システムの更新整備施設数(施設)						おおむね達成
	14	14	22	14		
	基準値	実績値				
	—	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	—	22	14	7	15	15

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠) 測定指標1及び2は、各達成すべき目標に照らし、主要なものである。測定指標1については、集合訓練に参加した隊員の98.6パーセントが「有意義」と回答しており、隊員各々が自己の職務執行力の向上を実感できたと思えることができ、測定指標2については、27年度及び28年度において、実績値が目標値を下回っているものの、総合警備システムは、年度ごとの計画の中で、老朽化(耐用年数)が進んでいる施設を優先的に更新しており、目標について「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足)	<p>【測定指標1】</p> <p>札幌から福岡までの全国8管区(全国の刑事施設に勤務する管区機動警備隊員計353人)において、平成29年9月から同年12月までの間、それぞれ5日間の日程で、大規模震災等の非常事態の発生、被收容者による逃走、暴動・騒じょう、施設襲撃等を想定し、非常動員赴援訓練、総合防災訓練、拳銃、警備用具の使用訓練、特別警備活動訓練、消防訓練、救急法、警備研究討議等の様々な訓練を行った。</p> <p>また、本訓練は、仮に刑事施設自体が被災した場合において、被收容者への食事給与等は欠かせないものであるところ、一部の訓練においては、専門分野の指導者(消防士等)を招へいするなどして、防災訓練等の実践的かつ実務的な訓練を実施するなど、有事の際の保安警備の観点からも、非常に有意義な訓練である。</p> <p>さらに、同訓練の結果、平成23年に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震の際に、飲食物の提供や風呂の提供等の救援活動を積極的かつ円滑に行うことができるなど、訓練の成果は対外的な側面においても生かされている。</p> <p>以上のとおりであるところ、管区機動警備隊集合訓練終了後の各隊員353人に対するアンケートに</p>

において、「有意義であった」旨を回答した者が98.6パーセントであったことからすれば、同訓練を通じて、多種多様な技能を身に付けさせることができ、保安警備に係る職員の職務執行力の強化を図るという目標を達成したといえることができる。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標 1, 2 関係】

達成手段①「矯正施設の保安及び処遇体制の整備」において実施している管区機動警備隊集合訓練については、非常事態等場面における対応等のほか、刑事施設での通常の勤務場面においても使用する警備用具等の使用方法を実践的に指導するなどしている。このため、同訓練終了後、現場施設で勤務する際、同訓練で習得したことを実践の場面で発揮することができるとともに、同訓練に参加できなかった刑事施設職員にも伝達研修などを行い、共有を図っている。これらのことから、非常事態に迅速かつ適切に対処するため、刑事施設職員の能力の向上を図るという目標に対し、有効的かつ効果的に寄与したといえる。

また、同達成手段において実施している刑事施設の総合警備システムの更新整備については、監視カメラの性能向上や必要箇所の見直しを行った結果、夜間の視認性が高くなり、戒護区域内における死角面積を減少させるという効果が得られた。これにより、外部侵入者の早期発見、被収容者の不適正行為の早期摘発を行うことが可能となり、保安事故の早期発見及び事態収束に寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

矯正施設の適正な管理運営を維持するため、現在の目標を維持し、引き続き、保安警備体制の向上を図っていく。

【測定指標 1, 2】

刑事施設においては、「被収容者の身柄の確保」、「保安事故の防止」及び「規律秩序の維持」を目的とし、国の治安を支え、平穏な国民生活を確保する最後の砦として、厳重な保安警備体制が要請されており、加えて、昨今、国民の注目度が高い「再犯防止」を図るための適切な処遇を行うためには、平穏な状態を維持することは重要であることは言うまでもない。仮に、保安事故が発生したとしても、いち早く、平時の状態に回復することが刑事施設あるいはそこで勤務する刑務官に求められている。

一たび、重大な保安事故が発生すれば、国民生活に与える影響も甚大であることから、機械警備による保安警備体制の向上に努めるとともに、刑務官の職務執行力の向上を図るための管区機動警備隊集合訓練を充実させ、あらゆる危機場면을想定して、物的人的の両面から刑事施設における保安警備体制の構築を図ることは意義があるといえる。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期</p> <p>2 実施方法</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 ア〔意見〕</p> <p>〔反映内容〕</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料</p>	<p>管区機動警備隊訓練に対する隊員のアンケートに関する調査結果は、矯正局成人矯正課において保管している。</p>
----------------------------	---

料その他の情報			
備考	【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】		
担当部局名	矯正局成人矯正課警備対策室	政策評価実施時期	平成30年 8 月

*1 「矯正施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」

刑務所，少年刑務所及び拘置所の総称

*3 「総合警備システム」

警備用機器のうち，外塀，工場，廊下，居室，保護室の監視用カメラについて，操作卓モニターにて集中監視を行い，24時間自動録画を行うとともに，同操作卓周辺に，無線機基地局を始め，非常通報装置及び侵入防止センサーの警報・表示装置を設置し，異常事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム

*4 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」

第1条 この法律は，刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに，被収容者，被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ，これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

*5 「矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）」

第9条 管区機動警備隊は，（中略）非常事態が発生した矯正施設に派遣された場合には，当該矯正施設の警備応援その他警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事するものとする。

平成29年度事後評価実施結果報告書

(法務省29- (8))

施策名	矯正施設 ¹ における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-5-(2))					
施策の概要	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。					
達成すべき目標	刑事施設 ² における職業訓練や少年院における職業指導、矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等の充実により、出所(院)後の就労の安定を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	47,659,973	46,333,848	45,480,904	44,020,708
		補正予算(b)	0	299,408	85,907	-
		繰越し等(c)	266,208	0	-	/
		合計(a+b+c)	47,926,181	46,633,256	45,566,811	
執行額(千円)	47,525,233	46,431,566	-			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○子供・若者育成支援推進大綱(平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定)第3-2(2)③(施設内処遇を通じた取組等)³ ○再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)第3-2-(2)就労の確保⁴ ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)Ⅲ-3-(2)-②就労支援の推進⁵ ○「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)3 再犯防止につながる仕事の確保⁶ 					

測定指標	年度ごとの目標値					達成
	28年度		29年度			
1 刑事施設における職業訓練の充実度 (受講者数, 受講率, 修了者数, 資格・免許等の取得者率) ※PFI刑務所 ⁷ は, その他の刑事施設と異なり, 民間業者が職業訓練の実施主体であることから, 両者を区別して取り扱っている。	対27年度増		対28年度増			達成
	基準値	実績値				
	27年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
職業訓練受講者数(人)	4,770	3,710	3,977	4,770	5,317	5,407 (速報値)

職業訓練受講率（％）	9.2	6.7	7.4	9.2	10.6	11.5
職業訓練の修了者数（人）	4,204	3,267	3,529	4,204	4,755	4,816 （速報値）
資格免許等の取得者率（％）	88.5	88.2	89.1	88.5	89.4	89.9 （速報値）
参考指標	実績値					
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
受刑者数（人）	55,750	53,687	51,858	49,930	47,126	

測定指標	年度ごとの目標値					達成
	28年度		29年度			
2 刑事施設における就労支援 実施人員の割合	対27年増		対28年増			達成
	基準値	実績値				
	27年	25年	26年	27年	28年	29年
就労支援実施人員の割合（％）	14.5	10.3	12.2	14.5	15.4	18.1 （速報値）
参考指標	実績値					
	25年	26年	27年	28年	29年	
就労支援実施人員（人）	2,721	3,005	3,413	3,529	3,989	
刑事施設出所者数（人）	26,535	24,684	23,566	22,947	22,025 （速報値）	

測定指標	年度ごとの目標値					達成
	28年度		29年度			
3 少年院における就労支援 実施人員の割合	対27年増		対28年増			達成
	基準値	実績値				
	27年	25年	26年	27年	28年	29年
就労支援実施人員の割合（％）	20.8	18.3	19.0	20.8	20.6	22.8

参考指標	実績値				
	25年	26年	27年	28年	29年
就労支援実施人員（人）	724	689	683	631	656 （速報値）
少年院出院者数（人）	3,948	3,630	3,286	3,068	2,882 （速報値）
少年院仮退院者の保護観察終了時の有職者の割合（％）	73.6	74.9	76.0	77.2	78.7 （速報値）

評価結果	<p>（各行政機関共通区分）目標達成</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標 1, 2 及び 3 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>全ての測定指標について、目標を達成することができた。</p>
	<p>施策の分析</p>
	<p>（達成手段の有効性、効率性等）</p> <p>刑事施設における職業訓練については、出所後の就労は再犯率の改善に大きく寄与することに鑑み、社会及び雇用者のニーズに応じた職業訓練の導入やその拡充を進めているところ、資格免許等の取得者率の実績は0.5ポイント上昇し、職業訓練受講者数、同受講率及び同修了者数といった他の目標についても上昇しており、受刑者に対して必要な職業訓練受講の機会の拡充が認められる。（平成29年度速報値ベース）</p> <p>また、刑事施設における就労支援については、出所後の生活に不安を抱く受刑者に対し、就労支援スタッフがハローワークから必要な求人情報を適時に入手しつつ、就職意欲の向上を図るとともに、具体的な求職活動の指導を行っているところ、刑事施設における就労支援実施人員の割合は18.1パーセント（平成29年速報値ベース）となっており、一定の効果を上げていると認められる。</p> <p>さらに、少年院における就労支援については、原則的に全在院者を対象に出院後の就労の安定、ひいては再犯・再非行防止のために取り組んでおり、個別的な必要に応じて、職業相談、職業紹介や求人情報の提供を行い、有効かつ効率的に実施されている。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>
	<p>【施策】</p> <p>更に被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するよう、現在の目標に加え、受刑者の特性に応じた指導の実施状況についても評価の対象とする。</p> <p>【測定指標 1】</p> <p>職業訓練受講率は上昇しており、今後においても受刑者の出所後の就職に資する職業訓練の拡充を図ることにより、受刑者の職業訓練受講の機会を増やしていく。</p> <p>【測定指標 2】</p>

再入所者に占める無職者の割合は年々増加しており、就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは、再犯防止のために重要であることから、引き続き刑事施設における就労支援事業の拡充を図っていく。

【測定指標 3】

出院者に占める就労支援実施人員の割合は増加しており、今後も、少年院在院者に対して就労支援の充実を図っていく。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 ア〔意見〕 〔反映内容〕
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したデータや文献等 ・「職業訓練実施報告」 (矯正局成人矯正課, 対象期間: 平成25年4月1日～平成30年3月31日) ・「受験結果報告書」 (矯正局成人矯正課, 対象期間: 平成25年4月1日～平成30年3月31日) ○評価の過程で使用した公的統計 ・「成人矯正統計年報」※平成29年の数値は速報値 (法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html]) ・「少年矯正統計年報」※平成29年の数値は速報値 (法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_shonen-kyosei.html])
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	矯正局成人矯正課, 矯正局少年矯正課	政策評価実施時期	平成30年 8 月
-------	--------------------	----------	-----------

*1 「矯正施設」

刑務所, 少年刑務所, 拘置所, 少年院, 少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」

刑務所, 少年刑務所及び拘置所の総称

*3 子供・若者育成支援推進大綱(平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定)第3-2(2)

③(施設内処遇を通じた取組等)

少年院・少年刑務所において、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる指導等の充実を図るほか、社会復帰に資する就労支援を行う。また、少年院において、修学の意欲を高めるため、高等

学校卒業程度認定試験受験の督励や個々のニーズに合わせた支援を行う。

*4 「再犯防止に向けた総合対策」第3-2-(2) 就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。

また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

*5 「世界一安全な日本」創造戦略」Ⅲ-3-(2)-②就労支援の推進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

*6 「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」(平成26年12月16日 犯罪対策閣僚会議決定 3 再犯防止につながる仕事の確保

犯罪や非行をした者の多くは、基礎的な学力や仕事上求められる技能を身に付けておらず、粘り強さや対人関係能力等が不足しているほか、前歴そのものによる就労上の制約があるなど、様々な課題を抱えている。そのため、矯正施設収容中から、就労に必要な技能を身に付けさせるための指導・訓練を推進するとともに、これらを活かして出所後直ちに就労できるよう、矯正施設、保護観察所、ハローワーク等が連携し、具体的な就労先の確保に向けた調整を一層進めることが肝要である。

*7 PFI手法(公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力等を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。)を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センター、喜連川社会復帰促進センター、黒羽刑務所、播磨社会復帰促進センター、加古川刑務所及び東日本成人矯正医療センターの総称

別紙

○ 職業訓練受講者数の推移

(単位：人)

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29
職業訓練受講者数	2,745	2,616	3,101	3,248	3,710	3,977	4,770	5,317	5,407

○ 職業訓練受講率の推移

(単位：人)

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29
職業訓練受講者数	2,745	2,616	3,101	3,248	3,710	3,977	4,770	5,317	5,407
受 刑 者 数	67,144	64,570	62,137	59,076	55,750	53,687	51,858	49,930	47,126
受 講 率	4.1%	4.1%	5.0%	5.5%	6.7%	7.4%	9.2%	10.6%	11.5%

※職業訓練受講率＝職業訓練受講者数／受刑者数×100(%)

○ 職業訓練修了者数の推移

(単位：人)

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29
職業訓練修了者数	2,343	2,248	2,647	2,883	3,267	3,529	4,204	4,755	4,816

○ 資格・免許等取得状況の推移

(単位：人)

年度	資格等	危険物 取扱者	溶接 技能者	ボイラー 技師	自動車 整備士	理容師	その他	合計	取得者率
	21	受 験 者	1,106	479	321	88	38	3,037	
	合 格 者	885	414	273	83	37	2,691	4,383	
22	受 験 者	1,026	363	298	73	36	3,462	5,258	87.4%
	合 格 者	802	337	251	71	36	3,096	4,593	
23	受 験 者	1,132	344	307	78	39	3,765	5,665	88.4%
	合 格 者	914	319	252	77	39	3,405	5,006	
24	受 験 者	1,200	375	339	73	40	3,920	5,947	87.1%
	合 格 者	933	316	288	72	39	3,529	5,177	
25	受 験 者	1,281	425	306	59	32	4,435	6,538	88.2%
	合 格 者	1,025	374	262	55	27	4,021	5,764	
26	受 験 者	1,083	427	321	79	37	4,860	6,807	89.1%
	合 格 者	850	379	286	79	35	4,434	6,063	
27	受 験 者	980	502	301	86	25	5,514	7,408	88.5%
	合 格 者	749	426	256	84	25	5,016	6,556	
28	受 験 者	801	496	281	78	34	5,588	7,278	89.4%
	合 格 者	628	425	242	76	34	5,105	6,510	
29	受 験 者	699	448	283	67	32	5,221	6,750	89.9%
	合 格 者	571	386	261	60	30	4,762	6,070	

※資格・免許等の取得者率＝資格・免許取得者数／資格・免許取得者試験受験者数×100(%)

平成29年度事後評価実施結果報告書

(法務省29- (9))

施策名	医療観察対象者 ¹ の社会復帰 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-6-(2))					
施策の概要	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。					
達成すべき目標	地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保するため、関係機関の協力体制を整備するとともに、精神保健観察 ² を適正に実施するなどして、医療観察対象者の一般精神科医療等への移行を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	255,353	246,394	252,566	256,771
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	—	/
		合計(a+b+c)	255,353	246,394	—	
執行額(千円)	229,090	220,860	—			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)					

測定指標	目標値(平成26年度～平成29年度)				達成
	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定 ³ (医療観察法第56条第1項第2号に係る決定に限る。)を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合(%)	23.4%	24.3%	24.3%	24.3%	おおむね達成
	23年度～25年度の平均値超	24年度～26年度の平均値超(ただし、本平均値が26年度の目標値よりも低い場合は、26年度の目標値超。)	25年度～27年度の平均値超(ただし、本平均値が27年度の目標値超。)	26年度～28年度の平均値超(ただし、本平均値が28年度の目標値よりも低い場合は、28年度の目標値超。)	

	基準値	実績値				
	一年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	—	22.0%	24.8%	22.8%	22.7%	25.9%
参考指標	実績値					
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 ケア会議 ⁴ の開催回数（回）	2,860	3,180	3,484	3,758	3,666	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標は1つであり、達成すべき目標に照らし、主要なものである。</p> <p>測定指標について、目標をおおむね達成することができた。したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>測定指標である「精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合」は、「社会復帰を実現したと評価できる医療観察対象者の割合」を表しており、平成20～24年度までの5年間は、平均20.7%であったところ、平成25～29年度は、平成25年度の実績値22.0%をその後は上回り、平均23.7%となるなど一定程度の水準で推移しており、そのうち2回は目標値を超えていることから、目標をおおむね達成したと評価できる。</p> <p>(達成手段の有効性・効率性等)</p> <p>医療観察対象者の社会復帰を促進するためには、地域社会において、「①指定通院医療機関による継続的かつ適切な医療」、「②継続的な医療を確保することを目的として保護観察所の社会復帰調整官が必要な指導等を行う精神保健観察」及び「③医療観察対象者が地域社会において安定した生活を営んでいくために必要な精神保健福祉サービス等の援助」を適切かつ円滑に実施する必要がある。そのため、保護観察所の長は、地方公共団体や医療機関等の関係機関と協議して医療観察対象者ごとに処遇の実施計画を定め、各機関は、この計画に基づいて処遇を実施している。また、保護観察所の長は、精神保健観察を実施するとともに、ケア会議を開催して、医療観察対象者に係る情報の共有や処遇方針の統一を図り、関係機関相互の緊密な連携の確保に努めながら、適切な時期に一般精神科医療等への移行を図ることとしている。</p> <p>目標をおおむね達成することができた主な要因としては、平成25年度以降、医療観察対象者に対する処遇を標準化するためのマニュアルの導入や、精神保健観察を的確に実施するために必要なアセスメントツールの開発・実施、社会復帰調整官に対する研修の充実強化による処遇技術の向上などにより、地域社会における処遇がより適正かつ円滑に実施されるようになり、医療観察対象者の社会復帰の促進が更に適期に図られるようになったことが挙げられる。そのほか、ケア会議の開催回数も増加傾向にあることから、関係機関相互の緊密な連携の確保が図られ、その協力体制の整備が進んでいることも、医療観察対象者の社会復帰の促進に寄与しているものと考えられる。</p> <p>以上のことから、本取組は、医療観察対象者の社会復帰に有効であるといえる。</p>	

なお、平成29年度行政事業レビューの結果を受けて、自動車のリース料等について、執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより、経費を削減した。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保するよう、現在の目標を維持し、引き続き、本取組を推進していく。

【測定指標】

社会復帰を果たしたと評価できる医療観察対象者の割合は、地域社会における処遇の充実強化等により一定程度上昇すると考えられることから、引き続き、現在の指標を維持しつつ、精神保健観察の更なる適正実施のための方策の検討や関係機関の協力体制の整備を図るなどして、医療観察対象者の社会復帰を促進していく。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 ア〔意見〕 〔反映内容〕
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了者数の割合並びにケア会議の開催回数に関するデータは、保護局総務課において保管している。
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	保護局総務課	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	--------	----------	---------

*1 「医療観察対象者」

心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいう。）で重大な他害行為を行った者が医療観察制度の対象となる。重大な他害行為と

は、殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ（これらの未遂を含む。）、傷害（軽微なものは対象としないこともある。）に当たる行為をいう。

*2 「精神保健観察」

裁判所から入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けた医療観察対象者は、その通院期間中、精神保健観察に付されることとされ、保護観察所は、当該対象者と適当な接触を保ち、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長から報告を求めるなどして、その者が必要な医療を受けているか否か及びその生活の状況を見守り、継続的な医療を受けさせるために必要な指導その他の措置を講ずることとされている（医療観察法第106条）。

*3 「保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定」

保護観察所の長は、精神保健観察中の者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために医療観察法による医療を受けさせる必要があると認めることができなくなった場合は、指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、本法による医療の終了の申立てをしなければならないとされており（医療観察法第54条第1項）、同申立てについて裁判所がその旨を決定をしたもの（医療観察法第56条第1項第2号）。

*4 「ケア会議」

保護観察所が開催し、地域処遇に携わる関係機関の担当者や医療観察対象者本人及びその保護者が参加して、処遇を実施する上で必要となる情報を共有するとともに、処遇方針の統一を図っていく会議のこと。

平成29年度事後評価実施結果報告書

(法務省29-(10))

施策名	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-7-(1))					
施策の概要	公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・オウム真理教（以下「教団」という。）の活動状況^{*1}を明らかにし、教団に対する観察処分^{*2}を適正かつ厳格に実施する。 ・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,169,613	2,076,942	2,357,242	2,056,954
		補正予算(b)	123,476	368,258	596,675	—
		繰越し等(c)	38,783	△3,294	△539,999	
		合計(a+b+c)	2,331,872	2,441,906	2,413,918	
執行額(千円)	2,322,674	2,433,938	—			
施策に係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<p>○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条^{*3}</p> <p>○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条^{*4}</p> <p>○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）第5条、第7条、第29条^{*5}</p> <p>○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第6条^{*6}</p> <p>○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*7}</p> <p>○カウンターインテリジェンス^{*8}機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）^{*9}</p> <p>○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）^{*10}</p> <p>○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*11}</p> <p>○邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*12}</p> <p>○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）^{*13}</p> <p>○パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*14}</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）^{*15}</p> <p>○サイバーセキュリティ2017（平成29年8月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定）^{*16}</p> <p>○第196回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成30年1月20日）^{*17}</p> <p>○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（Ver.1）（平成29年3月21日セキュリティ幹事会）^{*18}</p> <p>○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策</p>					

測定指標	平成29年度目標	達成
1 教団の活動状況及び危険性の解明	教団施設等に対する立入検査の実施回数、施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力、危険な綱領の保持等）を解明する。	達成

施策の進捗状況（実績）

別紙1のとおり、観察処分の適正かつ厳格な実施により、教団の活動状況及び危険性について解明した。

参考指標	実績値					
立入検査の実施回数等		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	実施回数（回）	20	21	25	27	29
	施設数	27	56	33	27	30
	動員数（人）	554	808	555	523	572

測定指標		平成29年度目標値					達成
2 地域住民との意見交換会の実施回数		45回以上実施					達成
		基準値	実績値				
		○年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
過去5年間における地域住民との意見交換会の実施状況	実施回数	—	51	45	46	41	51
	過去5年の平均実施回数	—	43.2	44	45	45	46.8

測定指標	平成29年度目標	達成
3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国	達成

		民に適時適切に提供する。				
施策の進捗状況（実績）						
別紙2のとおり、収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。						
参考指標		実績値				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ホームページのアクセス件数	フロントページへのアクセス件数	241,486	402,213	346,365	408,252	541,809
	ウェブリンク等によるサブページへのアクセス件数を含めた総件数	—	2,873,829	2,716,924	2,889,929	4,789,488

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分）目標達成</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>全ての測定指標で目標を達成したことから、施策は「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標1】</p> <p>平成29年度は、団体規制法に基づき、教団に対する観察処分の実施として、教団施設に対する立入検査を合計29回、延べ30施設、公安調査官延べ572人を動員して行った。また、教団から4回にわたり報告を徴取し、別紙1のとおり教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）を明らかにした。</p> <p>以上のことから、立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証したことで、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したと言え、教団の活動状況及び危険性の解明という目標を達成したと評価できる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>平成29年度は、地域住民との意見交換会の実施回数が51回となり、目標とした45回以上を達成することができた。</p> <p>以上のことから、地域住民との意見交換会の実施によって、地域住民から教団に関する情報提供を受けることで、教団の活動状況を明らかにし、教団に対する観察処分の適正かつ厳格な実施に資するとともに、当庁から教団の現状や立入検査の実施状況等を説明し、相互に意見交換を行うことによって、地域住民を始めとした国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資したと評価できる。</p> <p>【測定指標3】</p>	

平成29年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢及び我が国領土や海洋権益をめぐる動向等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」^{*20}、「内外情勢の回顧と展望」^{*21}のほか、「国際テロリズム要覧」(Web版)^{*22}、「世界のテロ等発生状況」^{*23}等を掲載することでホームページの内容を充実させている。

以上のことから、その時々々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供したといえ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供するという目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標 1, 2 関係】

達成手段②「オウム真理教に対する観察処分の実施」において実施している教団施設に対する立入検査等は、教団の活動状況及び危険性を明らかにし、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するという目標に対して有効に寄与したと言える。また、地域住民との意見交換会を繰り返し行ったことは、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和に有効であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段②に係る予算の執行に当たり、立入検査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するほか、一括調達等を推進するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

【測定指標 3 関係】

達成手段①「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」において実施している調査の過程で得られた情報を適時適切に関係機関及び国民等に提供したことは、目標を達成するために有効かつ適切な取組であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段①に係る予算の執行に当たり、破壊的団体等の規制に関する調査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

公共の安全の確保に寄与するよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。

【測定指標 1, 2】

教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。

教団施設が存在する地域の住民等は、依然として教団に対する恐怖感・不安感を抱いており、今後もその恐怖感・不安感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、地域住民との意見交換会について、過去5年の平均実施回数を上回るよう開催していく。

【測定指標 3】

国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進める。

学識経験を有する者の知見

1 実施時期

の活用	<p>2 実施方法</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>ア〔意見〕</p> <p>〔反映内容〕</p>
-----	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	公安調査庁総務部総務課	政策評価実施時期	平成30年 8 月
-------	-------------	----------	-----------

*1 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望」(http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html)を参照

*2 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取，団体規制法第5条第2項，第3項及び第5項），②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査，団体規制法第7条第1項），③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査，団体規制法第7条第2項）。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる（団体規制法第32条）。

*3 「公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）」

（任務）

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*4 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」

（公安調査官の調査権）

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内に

において、必要な調査をすることができる。

*5 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）」

（観察処分）

第5条 *2参照

（観察処分の実施）

第7条 *2参照

（公安調査官の調査権）

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*6 「国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）」

（資料提供等）

第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

*7 「テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

第3-6-⑩ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り、テロの未然防止に万全を期するため、関係省庁（公安調査庁を含む）は、国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに、当該情報の活用に努める。

*8 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）」

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。

*10 「官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）」

2-（2）-① 対外的情報収集機能の強化

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であつて、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

2-（2）-② その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）

*11 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ-1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は、その前提条件である。また、サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため、以下の施策等を着実に推進する。

（1）-⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化

（1）-⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化

（2）-② 日本版NCF TA^{*24}の創設

Ⅲ-2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また、各地で多様な形態のテロが発生しているほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) - ② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進
- (2) - ① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化
- (3) - ① 空港・港湾における水際危機管理の強化
- (3) - ④ 海上警備・沿岸警備の強化
- (5) - ① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化
- (5) - ② 在外公館における警察アタッシュ^{*25}、防衛駐在官等の体制強化
- (5) - ③ テロに関する情報収集・分析機能の強化
- (5) - ⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化
- (5) - ⑥ 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法行為の取締り

- (6) - ① 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進
- (6) - ③ 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備
- (7) - ① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化
- (8) - ① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進
- (8) - ② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化

Ⅲ-7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「世界一安全な日本」創造戦略」に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備、制度の改善等、多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) - ② 治安関係機関（公安調査官を含む）の増員等の人的基盤の強化
- (1) - ③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備
- (1) - ⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進
- (1) - ⑦ 女性の視点を一層反映した組織運営
- (1) - ⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保

*12 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

シリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおける銃撃テロ事件及びパリの新聞社襲撃事件のように、テロ情勢は非常に厳しい状況にあり、今や全ての国がテロの脅威にさらされる時代となったといっても過言ではない。特に、シリアにおける邦人殺害テロ事件が各国のメディアでも多く取り上げられ、国際的に非常に注目を集めたこと等を踏まえれば、I S I L等のイスラム過激派やインターネット等を通じた過激化によりI S I L等のイスラム過激派に共鳴する個人・グループ等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっていることを再認識する必要がある。

政府においては、テロに決して屈することなく、テロとの闘いに積極的に取り組んでいくとの基本的な方針の下、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え、国内外における邦人の安全確保に向け、各種テロ対策の一層の徹底・強化を図るとともに、特に次の対策を喫緊の課題として推進するものとする。

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 海外における邦人の安全の確保
- 3 水際対策の強化
- 4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 5 官民一体となったテロ対策の推進
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

*13 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）」

- 3 大会の円滑な準備及び運営
 - ①セキュリティの万全と安心安全の確保
- テロ対策については、テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外での

テロの脅威が現実のものとなっており、また、大会が世界の注目を集め多数の要人の観戦も予想されることからテロの発生が懸念されるところ、政府の各種決定を確実に推進し、情報収集・分析、水際対策、周辺会場・上空を含む競技会場等の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

*14 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

近年、シリア、チュニジア等において、邦人がテロの犠牲となる事案等が発生し、I S I Lが日本をテロの標的として名指ししている中、本年11月、フランス・パリにおける連続テロ事案が発生するなど、現下のテロ情勢は非常に厳しい状況にあり、我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっている。

また、我が国では、（中略）、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることも踏まえ、テロ対策を一層強化する必要がある。

政府は、本年1月及び2月に発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件等を受けて決定した「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」（平成27年5月29日付け国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）に掲げられた各種テロ対策に取り組んできているところであるが、現下の非常に厳しいテロ情勢を踏まえ、特に以下の各種対策について強化・加速化していくとともに、国際テロ対策の強化に係る継続的な検討体制を構築し、テロ対策に万全を期することとする。

I 各種テロ対策の強化・加速化

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 水際対策の強化
- 3 重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 4 官民一体となったテロ対策の推進
- 5 海外における邦人の安全の確保
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

II 国際テロ対策強化に係る継続的な検討

*15 「経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）」

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

3. 消費の活性化

（2）新しい需要の喚起

③2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた取組

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019は、日本全体の祭典であり、日本を再興し、レガシーの創出と、日本が持つ力を世界に発信する最高の機会である。その開催に向け、先端技術の利活用を含めた関連情報の収集・分析の強化などセキュリティ・安全安心の確保、円滑な輸送、暑さ・環境への配慮等大会の円滑な準備を進める。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

（1）外交・安全保障

①外交

日米同盟の強化、近隣諸国との関係強化、経済外交の強化という三本柱を軸として、地球儀を俯瞰する視点からソフトパワーも活用して戦略的な外交を強力に展開する。特に、「自由で開かれたインド太平洋戦略」の具体化、在外邦人・在外公館等の安全対策の強化、我が国の安全保障やテロ対策等に係る情報収集・分析機能の強化（中略）に積極的に取り組む。

②安全保障

北朝鮮の核・ミサイル開発が新たな段階の脅威となるなど厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、国家安全保障会議（NSC）の司令塔機能を強化するとともに、政府全体として、情報機能、危機管理機能を含め、外交力、防衛力等を大幅に強化し、戦略的かつ体系的な政策を推進する。

（2）治安、消費者行政

①治安・司法・危機管理等

良好な治安を確保するため、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策、水際対策を含めたテロ対策

や組織犯罪対策，カウンターインテリジェンス機能の強化，密輸対策，保護観察の体制整備を含む薬物対策，性犯罪，ストーカー，配偶者暴力，若年層に対する性的な暴力，特殊詐欺等への対策，不法滞在対策等を推進するとともに（中略）治安や海上保安，司法分野の人的・物的基盤や国際的ネットワークの強化を図る。

*16 「サイバーセキュリティ2017（平成29年8月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定）」

3. 国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障

3. 1. 我が国の安全の確保

（1）対処機関の能力強化

（イ）警察庁及び法務省において，サイバーインテリジェンス対策に資する取組を実施する。

3. 2. 国際社会の平和・安定

（3）サイバー空間を悪用した国際テロ組織の活動への対策

（イ）警察庁及び法務省において，サイバー空間における国際テロ組織等の動向把握及びサイバー攻撃への対策を強化するため，サイバー空間における攻撃の予兆等の早期把握を可能とする態勢を拡充し，人的情報収集やオープンソースの情報を幅広く収集する等により，攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を強化する。

3. 3. 世界各国との協力・連携

（カ）警察庁及び法務省において，サイバー攻撃対策を推進するため，諸外国関係機関との情報交換等国際的な連携を通じて，サイバー攻撃に関する情報収集・分析を継続的に実施する。

*17 「第196回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成30年1月22日）」

（安全と安心の確保）危機管理に万全を期すとともに，サイバーセキュリティ対策，テロなど組織犯罪への対策など，世界一安全・安心な国創りを推し進めます。

（北朝鮮問題への対応）北朝鮮の核・ミサイル開発は，これまでにない重大かつ差し迫った脅威であり，我が国を取り巻く安全保障環境は，戦後，最も厳しいと言っても過言ではありません。北朝鮮に，完全，検証可能かつ不可逆的な方法で，核・ミサイル計画を放棄させる。そして，引き続き最重要課題である拉致問題を解決する。北朝鮮に政策を変えさせるため，いかなる挑発行動にも屈することなく，毅然とした外交を展開します。

*18 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略(Ver.1)（平成29年3月21日セキュリティ幹事会）」

2 基本的な考え方

（2）我が国における，テロ等の未然防止対策を徹底するとともに，サイバー攻撃によるものを含めて緊急事態が発生した際の備えにも遺漏なきを期す。

4 情報収集・分析の強化

国内外及びサイバー空間における情報収集・分析，関係機関間の情報共有及び外国治安・情報機関との情報交換を推進するとともに，セキュリティ対策に資する情報の提供を幅広く受けられるよう国民，民間事業者等の協力の促進を図り，大会の安全・円滑な準備及び運営並びに継続性の確保に必要な情報の収集・分析を強化する。

さらに，「セキュリティ情報センター」において，国の関係機関の協力を得て，大会の安全に関する情報を集約し，大会の安全に対する脅威及びリスクの分析・評価を行い，関係機関等に対し必要な情報を随時提供する。

5 主な対策

（4）水際対策の強化

我が国への人や物の流れの大幅な増加が予想される大会前及び大会期間中におけるテロリスト等の入国，テロ関連物資の国内流入を阻止するため，水際関係機関間の情報共有や連携を強化するとともに，水際対策に資する事前情報の収集や分析の高度化を推進し，情報に基づく迅速・確実な手配を行うほか，国際空港における入国審査・税関検査の厳格化及び警戒監視の強化のために必要な人的・物的体制の整備を推進する。

*19 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱（平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

1 情報収集・集約・分析等の強化

(1) イスラム過激派等に関する情報収集・集約・分析等の強化

イ 「国際テロ対策等情報共有センター」(仮称)の活用

テロ容疑事案等に関する情報の共有・分析を強化するため、平成30年夏から「国際テロ情報集約室」に設置する「国際テロ対策等情報共有センター」(仮称)を活用する。同センターでは、11省庁(内閣官房、警察庁、金融庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁及び防衛省)の職員が一堂に勤務し、これら省庁が保有するデータベース等や知見を有効に活用、テロ容疑事案等に関する端緒情報について迅速に共有するとともに、各省庁が保有する関連情報と照合するなどの分析を行い、当該テロ容疑事案等の詳細についての解明に努める。分析の結果判明した事項については、テロの未然防止対策の実施等に資するよう、官邸及び関係省庁に迅速に提供する。

ウ 関係国機関との連携強化等

関係省庁においては、情報の収集・分析に必要な体制の整備を図るとともに、各国治安・情報機関や関係国際機関との連携、交流及び情報交換の体制を強化する。また、我が国安全保障上の重要地域における防衛駐在官による情報収集、国際テロリズム緊急展開班(TRT-2)の対処能力向上を通じた即応態勢の強化等により、国外における国際テロ情報の収集・分析等を推進する。防衛省においては、商用光学衛星等による情報収集に必要な機能及び体制を強化するとともに、関係省庁への必要な情報の提供に取り組む。

さらに、国内においては、ISIL関係者と連絡を取っていると称する者やインターネット上でISIL支持を表明する者、テロの標的となり得る施設に係る不穏動向等に関する情報収集・分析を強化する。

(2) サイバー空間上の関連情報収集・分析に必要な体制等の充実

サイバー空間上におけるテロ組織等による過激思想の伝播、構成員の勧誘、テロの準備に関する相互連絡、爆発物の製造方法等のテロの実行に資する情報発信、資金調達等の動向把握に向け、関係省庁は、テロ組織関連のウェブサイトやソーシャルネットワークサービス等のサイバー空間上の関連情報の収集・分析に必要な体制の整備及び装備資機材の充実を図るとともに、引き続き、「インターネット・オシントセンター」等における情報の収集・分析に取り組む。

(4) 「セキュリティ情報センター」による取組の推進

関係省庁は、各国治安・情報機関等との連携を強化するなどして、大会の安全に関する情報を積極的に収集し、警察庁に設置された「セキュリティ情報センター」に対し、適時に提供する。

「セキュリティ情報センター」は、集約した情報に基づき、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析及び評価を行い、その結果について、内容に応じ関係省庁等に随時提供する。

*20 「最近の内外情勢」

公安調査庁ホームページ (http://www.moj.go.jp/psia/kouan_naigai_index.html) を参照。

*21 「内外情勢の回顧と展望」

公安調査庁ホームページ (http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html) を参照。

*22 「国際テロリズム要覧」(Web版)

公安調査庁ホームページ (<http://www.moj.go.jp/psia/ITH/html>) を参照。

*23 「世界のテロ等発生状況」

公安調査庁ホームページ (<http://www.moj.go.jp/psia/terrorism/index.html>) を参照。

*24 「NCF TA」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。FBI、民間企業、学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析、海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*25 「アタッシュェ」

各府省等から派遣され、在外公館に勤務する職員

〔測定指標 1〕 教団の活動状況及び危険性の解明

以下のとおり、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施した。

- 1 公安調査庁長官は、平成29年5月、8月、11月、平成30年2月の4回にわたり、教団から、教団の役職員及び構成員の氏名及び住所、教団の活動の用に供されている土地及び建物の所在、用途及び教団の資産等の事項について報告を徴するとともに、平成29年度中に教団施設に対する立入検査を合計29回、延べ30施設に対して実施した。
- 2 かかる立入検査及び教団からの報告徴取等により、教団については、
 - ・ 平成29年12月31日現在、国内に出家信徒約300人、在家信徒約1,350人、ロシア連邦内に信徒約460人を擁し、また、国内に34か所の拠点施設及び約10か所の信徒居住用施設、ロシア連邦内に数か所の拠点施設を確保している
 - ・ 現在においても依然として、麻原及び麻原の説く教義が教団の存立、運営の基盤をなしていると認められ、麻原が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有している
 - ・ 教団の活動に反対する勢力や悪業を積む者を殺害することも正しいなどとする、殺人を暗示的に勧める内容を含む「綱領」を保持している
 - ・ 組織拡大に向けて活発な勧誘活動を展開している
 - ・ 依然として閉鎖的・欺まんの組織体質を保持していることなどが明らかとなっている。

〔測定指標 3〕 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施

破壊的団体等に関する情報の収集及び関係機関等に対する情報提供のため、以下の項目を実施した。

1 破壊的団体等に関する情報の収集等

(1) 破壊的団体等に関して以下の情報収集を行った。

- ・ 北朝鮮関係では、朝鮮総聯の組織及び活動の実態、北朝鮮の国内情勢、対外・対日動向等のほか、日本人拉致問題や核・ミサイル問題等に関する情報
- ・ 国際テロ関係では、国際テロ組織等の動向のほか、国内において国際テロ組織との関わりが疑われる者の有無やその動向に関する情報
- ・ カウンターインテリジェンス関係では、外国情報機関による情報収集活動に関する情報のほか、我が国の重要情報等の保護に資する情報
- ・ 大量破壊兵器等の拡散関係では、拡散懸念国等による我が国の関連物質・技術の調達に関する情報のほか、拡散懸念国等の調達・供与等に関する情報
- ・ サイバーテロ・サイバーインテリジェンス関係では、サイバー攻撃の主体・手法、活動の実態等に関する情報のほか、テロの未然防止に資する情報
- ・ 中国関係では、尖閣諸島や日中中間線をめぐる中国の動静、我が国の尖閣諸島領有に抗議する中国等の活動家の動向等のほか、反日デモ等に関する情報
- ・ ロシア関係では、北方領土問題をめぐるロシア国内の動向等に関する情報
- ・ 国内公安動向では、普天間基地移設や慰安婦問題、反原発運動等をめぐる過激派等の動向のほか、尖閣諸島や近隣諸国との歴史認識等をめぐる右翼団体の活動等に関する情報

(2) 上記により収集・分析した情報を以下のとおり、情報の質やニーズに応じて適時適切に関係機関等に提供した。

- ・ 収集・分析した情報については、随時、官邸等に直接報告したほか、政府部内の各種会議（内閣情報会議、合同情報会議等）を通じ、あるいは担当官が内閣官房等の関係機関に直接赴くなどして、迅速に提供した。
- ・ 平成29年6月には、世界のテロリズムの動きについて取りまとめた「国際テロリズム要覧」を、同年12月に内外の公安情勢について取りまとめた「内外情勢の回顧と展望」をそれぞれ公表したのを始め、随時、各種作成資料を政府・関係機関等に配付した。
- ・ 官民でテロ等危険情報の共有を強化するため、民間企業や経済団体等に対して講演を実施するとともに、当庁ホームページに「最近の内外情勢」、「内外情勢の回顧と展望」、「立入検査の実施結果について」、「国際テロリズム要覧」（Web版）及び「世界のテロ等発生状況」を掲載するなど、国民に対する情報提供に努めた。

2 情報収集及び分析・評価能力の向上

1の取組に当たっては、官邸を始め政府・関係機関との連絡を密に行うなどして情

報ニーズの把握に努めたほか、各種会議、外部有識者との意見交換等を開催し、重要課題に関する現状、情勢認識及び今後の対応等について協議・検討するとともに、その結果を関係部署にフィードバックした。また、担当調査官に対する各種研修を実施した。この他、外国関係機関等との更なる関係強化を図り、種々の重要課題に関するより頻繁かつ詳細な情報及び意見の交換を行った。

平成29年度事後評価実施結果報告書

(法務省29- (11))

施策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け：Ⅲ-9-(2))					
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍事務^{*1}を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務^{*2}である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図るため、オンラインによる供託手続を推進する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,955,521	1,921,948	2,203,085	2,968,253
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	—	/
		合計(a+b+c)	1,955,521	1,921,948	—	
執行額(千円)	1,904,401	1,840,414	—			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定) 3. 2 横断的サービス改革 2) 手続オンライン化の徹底 ^{*3}					

測定指標	平成29年度目標	達成
1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。	達成
施策の進捗状況(実績)		
<p>帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正された国籍法^{*4}及び国籍法施行規則^{*5}の趣旨にのっとった適正な審査を継続して行った。</p> <p>なお、帰化許可者数及び帰化不許可者数の総数が帰化許可申請者数と一致しないのは、取り下げられた申請があるほか、申請された年において、許可・不許可の決定がされるとは限らないためである。</p>		
参考指標	実績値	

	25年	26年	27年	28年	29年
1 帰化許可申請数(人)	10,119	11,337	12,442	11,477	11,063
2 帰化許可者数(人)	8,646	9,277	9,469	9,554	10,315
3 帰化不許可者数(人)	332	509	603	607	625
4 改正国籍法施行(平成21年1月1日)後の国籍取得者数(人)	1,030	1,131	1,089	1,033	966

測定指標	平成29年度目標	達成
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等 ^{*6} への適正な対応	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。	達成

施策の進捗状況(実績)

市区町村からの受理又は不受理の照会は1,956件であり、適切に対応した。
また、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を行った。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 市区町村からの受理又は不受理の照会件数(件)	2,449	2,327	2,021	2,133	1,956
2 市区町村戸籍事務従事職員研修 ^{*7} の延べ実施日数(日)	617	588	605	598	563
3 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数(人)	10,194	9,959	9,643	9,558	9,524
4 現地指導実施回数 ^{*8} (回)	1,824	1,840	1,796	1,755	1,715
5 現地指導実施率 ^{*9} (%)	96	97	95	93	90

測定指標	平成29年度目標値	達成
3 供託手続のオンライン利用率 ^{*10} の向上(大量供託事件 ^{*11} を除外)	対28年度増	おおむね達成

	基準値	実績値				
	28年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン利用率(%)	18.1	17.9	17.3	17.7	18.1	18.0
参考指標	実績値					
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン件数(件)	96,068	89,805	91,343	87,776	84,043	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標1, 2, 3は, 各達成すべき目標に照らし, 全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標については, 目標をおおむね達成することができたことから, 本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1】</p> <p>平成29年の帰化許可者数は, 過去5か年の平均値を大きく上回っており, また, 帰化不許可者数についても, 過去最高となっている。このように, 平成29年における帰化許可・不許可者数はいずれも高水準であったが, 仮装婚姻や不法就労等, 国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いのある帰化許可申請については, 関係機関と相互協力を緊密に行うなど調査を尽くした上で, 適正かつ厳格に許可・不許可の判断を行った。また, 国籍取得届についても, 虚偽の認知届出による日本国籍の不正取得防止を目的として改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり, 慎重な審査を行った。</p> <p>さらに, 適正・厳格な処理に資するため, 戸籍・国籍課長会同及び国籍事務担当者打合せ会を開催し, 国籍事務に係る問題点等について協議するとともに, 本省及び法務局・地方法務局における研修や外国法令等事務処理に必要な情報共有を行い, 調査担当者の能力向上を図った。</p> <p>以上から, 目標を達成することができたといえる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>市町村からの受理又は不受理の照会に対する受否指示の件数(以下「受理照会件数」という。)は, 平成29年度は1,956件であり, 前年度と比較すると177件減少した。このうち, 渉外事件^{*12}に係るものは, 929件(前年度は1,027件)である。</p> <p>平成29年度の法務局・地方法務局における受理照会件数は, 前年度から減少しているものの, 複雑・困難な渉外事件が占める割合は依然として大きなものとなっている。その原因としては, 国際的な人的交流が活発化したことに伴い, 複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加していることが挙げられる。</p>	

市区町村の戸籍事務従事職員に対する研修については、平成29年度における延べ実施日数が563日であり、前年度と比較すると、35日減少し、延べ受講者数も9,524人と前年度より34人減少しているが、市区町村の戸籍事務処理に対する法務局・地方法務局の指示及び助言をより実効性のあるものにするため、法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場に赴き、適正な処理について直接指導を行った現地指導の実施率は、全市区町村の9割以上と高い数値となっていることから、市区町村の戸籍事務従事職員に対し職務の遂行に必要な知識及び技能の習得を図ったといえる。

【測定指標3】

平成29年度においては、目標とする前年度の利用率（18.1パーセント）をわずかに下回っているものの、おおむね達成できたものと評価することができる。

以上から、目標はおおむね達成することができたといえる。

（達成手段の有効性、効率性等）

【測定指標1・2関係】

達成手段①「国籍・戸籍事務等の運営」において実施している国籍法に基づく事務については、近年の、在日韓国・朝鮮人の世代交代に伴う帰化に対する意識の変化や、我が国の国際化に伴う中国、東南アジア諸国及び中南米を中心とした訪日外国人の増加等を背景に、複雑・多様化している。これに伴い、仮装婚姻、不法就労等、国籍法で規定する条件を具備していない疑いのある帰化許可申請や、虚偽の認知届による不正な日本国籍取得の疑いがある国籍取得届等、慎重な調査を要する申請等の件数が増加しており、これらの申請等について、適正かつ厳格な処理を行うには、実際に帰化許可申請及び国籍取得届の調査を担当する職員に、必要な知識を習得させ、能力の向上を図ることが必要不可欠である。したがって、これらの調査担当職員を対象とした会同、事務担当者打合せ会、研修等の実施や情報共有に係る取組は、調査担当職員の能力向上に極めて有用であり、国籍事務の適正・厳格な処理に寄与しているといえる。

同達成手段において実施している戸籍法に基づく事務については、近年、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加している。そうした中で、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証するためには、実際に戸籍事件の事務処理に当たる市区町村の戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることが欠かせない。以上のことから、受理照会、研修、現地指導等の取組は、戸籍事務の円滑な処理並びに法令適合性及び全国統一性の確保を図るために必要性かつ有効性が高いものと考えられる。

【測定指標3関係】

達成手段②「供託事務の運営」において実施している①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）及びオンラインによる供託手続の申請等を行うシステムの法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの切替えは、システム処理の性能を向上させるとともに、供託申請者等にとっての使い勝手の向上につながっている。また、供託書正本作成時のスキャナ読み取りが不要であるオンラインによる供託の推進により、スキャナ読み取り誤りを防ぐことができるなど、供託所職員の業務処理の適正化に資することにもつながっており、当該達成手段は、有効な手段であったと評価することができる。

（行政事業レビューの結果の活用状況）

本施策は、平成29年度行政事業レビューにおいて、「各経費について執行実績を踏まえた見直しを図るほか、事業計画の見直しを行い、経費の削減を図るべきである。」などの指摘を受けたところ、システムの機器等借料及び消耗品費等について、執行実績を踏まえた見直し等を行うことにより、約82百万円を節減した。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、現在の目標を維持しながら、引き続き国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。

【測定指標 1】

日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、平成21年1月1日の改正国籍法施行に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密にして、適正かつ厳格に処理する必要がある。よって、今後も引き続き、帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく。

【測定指標 2】

戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく。

【測定指標 3】

供託手続については、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに、オンライン申請の場合は、書面申請とは異なり、供託書のスキャナ読み取り作業はなく、供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり、業務処理の適正化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
- 2 実施方法
- 3 意見及び反映内容の概要
ア〔意見〕

〔反映内容〕

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	民事局民事第一課, 商事課	政策評価実施時期	平成30年 8 月
-------	---------------	----------	-----------

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務、届出による日本国籍取得に関する事務、日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務、重国籍者の国籍選択に関する事務、国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務をいう。

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。)をいう。戸籍に関する事務については、戸籍法(昭和22年法律第224号)第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定)

3. 2 横断的サービス改革

2) 手続オンライン化の徹底

ア. 行政サービスの利便性向上

業務改革(BPR)を徹底する過程で把握した利用者のニーズを踏まえ、行政サービスの利便性の向上を図る。

各府省は、一つ一つの手続について、オンラインで行う場合と書面で行う場合の実態を把握した上でオンライン利用のインセンティブを付与するなど、オンライン利用の利便性向上に取り組む。

*4 「改正された国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得(国籍法(昭和25年法律第147号)第3条の国籍取得届)について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*5 「国籍法施行規則の一部を改正する省令」の主な内容

国籍法第3条第1項の定める国籍取得の届出を審査するに当たっては、虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために、実親子関係を認めるに足りる書類(認知に至った経緯等を記載した父母の申述書、子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等)を提出させる(国籍法施行規則第1条第5項)など、審査が厳格化された。

*6 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において、戸籍事務の取扱に関して疑義が生じたときに、管轄法務局、地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*7 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市区町村の戸籍事務従事職員を対象とした戸籍に関する研修

*8 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

*9 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*10 「供託手続のオンライン利用率」

オンライン件数（オンライン申請と書面申請電子納付の合計）を供託事件総数で割った率（大量供託事件を除外）

*11「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託根拠法令に基づき大量に申請をする供託事件及びその事件に関してする払渡請求事件をいう。

平成24年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が23,975件、平成25年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が15,854件、平成26年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が12,794件、平成27年度において、著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく大量供託が43,169件、平成28年度において、著作権法等に基づく大量供託が150,693件、平成29年度において、著作権法等に基づく大量供託が139,832件あった。

*12「渉外事件」

事件本人の全部若しくは一部が外国人であるもの又は親族的身分行為の行為地等が外国である事件をいう。

平成29年度事後評価実施結果報告書

(法務省29- (12))

施策名	国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理 (政策体系上の位置付け：IV-11-(1))					
施策の概要	国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。					
達成すべき目標	国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理するため、訟務組織における人的・物的体制の充実強化を図るとともに、法律問題を抱えている行政機関に訟務局、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門が実施している予防司法支援制度 ¹⁾ を積極的に利用させる。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,826,542	1,838,257	1,891,119	1,900,192
		補正予算(b)	19,079	0	0	—
		繰越し等(c)	1,749,132	25,624,340	1,305,464	
		合計(a+b+c)	3,594,753	27,462,597	3,196,583	
執行額(千円)	3,487,248	27,321,094	3,069,891			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○法務省設置法(平成11年法律第93号)第4条第31号 ²⁾ ○裁判の迅速化に関する法律(平成15年法律第107号)第2条第1項、第7条 ³⁾ ○第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説(平成17年1月21日) ⁴⁾					

測定指標	目標(平成26年度～平成29年度)	達成
1 訟務組織における人的・物的体制の充実強化	各種研修・打合せ会等を通じて、訟務担当者の能力向上を図る。また、事務合理化機器の積極的利用により、事務処理の効率化を図る。	おおむね達成
施策の進捗状況(実績)		
<p>「研修」は、前年度との比較では、実施回数が減少しているが、平成25年度以降、全体として増加傾向にある。</p> <p>「打合せ会等」は、前年度に比較して、実施回数、延べ日数及び参加人数のいずれも増加している。</p> <p>事務合理化機器である「テレビ会議装置」は平成28年1月に本省、法務局及び地方法務局の全庁(51庁)に拡大したところ、前年度に比較して、利用回数及び延べ利用時間のいずれも増加している。</p>		

参考指標		実績値				
1 研修		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	実施回数（回）	132	180	163	220	198
	延べ日数（日）	255	323	302	356	364
	参加人数（人）	2,834	3,964	3,800	5,152	4,465
2 打合せ会等		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	実施回数（回）	123	142	146	146	160
	延べ日数（日）	153	167	160	161	173
	参加人数（人）	3,796	3,619	3,238	3,258	4,003
3 テレビ会議装置		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	利用回数（回）	637	836	1,477	2,091	2,234
	延べ利用時間（時間）	1,177	1,544	2,109	5,148	6,412
	導入庁数（庁）	25	25	51	51	51

※平成27年度（H28.1）に全庁（51庁）に拡大。

測定指標	目標（平成26年度～平成29年度）	達成
2 予防司法支援制度の積極的利用の促進	予防司法支援制度について、関係行政機関に対して周知活動を行い、その積極的な利用促進を図る。	おおむね達成

施策の進捗状況（実績）

予防司法支援事件（法律意見照会事件）は、前年度に比較して、大きく増加している。
 なお、法律意見照会制度は、予防司法支援制度に発展的に解消され、法律意見照会事件は、平成29年4月1日から予防司法支援事件に呼称が改められた。
 打合せ会等での説明は、前年度に比較して、減少しているが、平成25年度以降、全体として横ばいである。また、出向いての説明は、前年度に比較して、増加している。

参考指標		実績値				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1	予防司法支援事件（法律意見照会事件）数（件）	2,150	2,157	2,200	2,413	3,846
2	行政機関等に対する予防司法支援制度（法律意見照会制度）の周知状況					
	打合せ会等での説明（回）	79	83	85	87	83
	出向いての説明（回）	378	368	453	383	716
	合計	457	451	538	470	799

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分）相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1, 2は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1, 2は、いずれも「（目標を）おおむね達成」であることから、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	
	（測定指標の目標達成度の補足）	<p>【測定指標1】</p> <p>訟務担当者の能力向上を目的とする研修及び訴訟対応方針の検討や訴訟担当者間での協議・情報交換を行い、その結果を訴訟の処理に反映させることを目的とする打合せ会等を継続的に実施しているところ、各参考指標に係る実績値について、平成29年度の「研修」は、前年度との比較では、実施回数が減少しているが、平成25年度以降、全体として増加傾向にあり、同「打合せ会等」は、前年度に比較して、実施回数、延べ日数及び参加人数のいずれも増加している。</p> <p>また、各法務局において実施している訟務新任研修のアンケート集計結果（平成29年度）は、「とても有意義であった」（68.9%）及び「有意義であった」（30.4%）を合わせると99.3%となっており、訟務担当者の能力向上が図られたといえる（別紙の別表1）。</p> <p>事務処理の効率化を目的とする事務合理化機器の積極的利用を推進し、平成28年1月に「テレビ会議装置」を全庁（51庁）に設置したところ、平成29年度における利用回数及び延べ利用時間のいずれも、前年度に比して増加している。同装置の利用により、訟務担当者間において、打合せのための出張をすることなく、遠隔地における複数の部署をつないだ会議や必要に応じた迅速な意見交換を行うことにより、事務処理の効率化を図った。</p> <p>以上のような取組を行った結果、各種研修・打合せ会等を通じて、訟務担当者の能力向上を図ること及び事務合理化機器の積極的利用により、事務処理の効率化を図るという目標はおおむね達成できたといえる。</p> <p>【測定指標2】</p>

予防司法支援制度について、関係行政機関に対して継続的に周知活動を行った結果、平成29年度の予防司法支援事件数は、前年度を大きく上回っている。

これは、予防司法支援制度に対する行政機関の認知度が向上し、今まで以上に他の行政機関との連携が緊密となったことによるものと考えられる。

以上のような取組を行った結果、予防司法支援制度について、関係行政機関に対して周知活動を行い、その積極的な利用促進を図るという目標はおおむね達成できたといえる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標 1, 2 関係】

達成手段①「訟務事件の適正処理」においては、前記のような各取組に加え、法務省、法務局及び地方法務局において、国の主張例、重要判例及びその解説、現在及び過去の事件の経過情報など、準備書面の作成に当たり参考となる情報を掲載したデータベースや法律文献を整備するなど執務環境を整え、さらに、法律意見照会制度における回答事例集などの訟務資料を作成するなどして、大型化・複雑困難化している国の利害に係るある訴訟について、国の立場から適正かつ効率的な主張立証活動を行っている。また、国の主張が国民に正しく理解されるよう、主な訴訟における国の主張の概要、最近の主な判決の結果を法務省ホームページに掲載し、広く一般に情報を発信しているところである⁵。加えて、予防司法支援制度の活用により、国を当事者とする紛争が訴訟提起前に解決される可能性が高まったほか、訴訟が提起された場合における訴訟の処理の適正・迅速化に資するものとなっている。

その結果、国を当事者とする訴訟は、事件自体が近時一層複雑・困難化しているものの、地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち審理期間が2年以内であったものの割合は、ここ数年継続して80パーセントを超えており、平成29年度は85.9パーセントとなっている(別紙の別表2)。

以上のことから、同達成手段によって、国の訴訟対応がより迅速に行われたことが一定の効果を上げ、有効に寄与したものとする。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

本施策について達成すべき最終目標は、訴訟当事者として国の利害に係るある訴訟を適正・迅速に処理することである。この点、具体的な訟務事件の処理において、法と証拠に基づく適正な主張・立証に努めることが訟務組織に期待されている。また、裁判の迅速化に関する法律により、第1審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間内に終局させるという努力義務が裁判所と当事者に課されており、国も当事者としてこの責務を全うする必要がある。

以上のことから、本施策については、現在の目標を維持し、引き続き各取組を推進していくこととする。

【測定指標 1, 2】

引き続き、訟務担当者の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備及び各行政機関等との協力関係の一層の充実強化を図ることとする。また、予防司法支援制度の積極的運用及び同制度の利用促進のための周知活動を引き続き実施することとする。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
- 2 実施方法
- 3 意見及び反映内容の概要
ア〔意見〕

	〔反映内容〕
--	--------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「研修、打合せ会の開催に関する調査」（訟務局訟務企画課，平成30年4月作成，対象期間：平成25年4月1日～平成30年3月31日） ・「テレビ会議システム使用実績調査」（訟務局訟務企画課，平成30年4月作成，対象期間：平成25年4月1日～平成30年3月31日） ・「行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況に関する調査」（訟務局訟務企画課，平成30年4月作成，対象期間：平成25年4月1日～平成28年3月31日） ・「法律意見照会事件数に関する調査」（訟務局訟務企画課，平成29年5月作成，対象期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日） ・「予防司法支援事件数に関する調査」（訟務局訟務企画課，平成30年4月作成，対象期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日） ・「審理期間が2年以内であったものの率及び判決数に関する調査」（訟務局訟務企画課，平成30年4月作成，対象期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日）
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	訟務局訟務企画課	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	----------	----------	---------

*1 「予防司法支援制度」

訟務局，法務局訟務部及び地方法務局訟務部門において，各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について，当該行政機関からの照会に応じて法律の見解を述べたり，助言などを行う制度。紛争を未然に防ぐ予防司法的役割をも果たすほか，訴訟のより適正・迅速な処理に寄与することができるものである。なお，法律意見照会制度は，予防司法支援制度に発展的に解消され，法律意見照会事件は，平成29年4月1日から予防司法支援事件に呼称が改められた。

*2 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（所掌事務）

第4条 法務省は，前条第一項の任務を達成するため，次に掲げる事務をつかさどる。

三十一 国の利害に関係のある争訟に関すること。

*3 「裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）」

（裁判の迅速化）

第2条 裁判の迅速化は，第一審の訴訟手続については二年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ，その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として，充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする。

（当事者等の責務）

第7条 当事者，代理人，弁護士その他の裁判所における手続において手続上の行為を行う者（次項において「当事者等」という。）は，可能な限り裁判の迅速化に係る第二条第一項の目標が実現できるよう，手続上の権利は，誠実にこれを行使しなければならない。

2 前項の規定は、当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。

*4 「第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）」

国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。

*5 係属している主な訴訟の概要及び国の主張並びに主な判決については、法務省ホームページ「国に関する訴訟情報」中の「係属中の主な訴訟の概要」（http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00024.html）及び「最近の主な判決一覧」（http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00023.html）において掲載している。

別表 1 訟務新任研修アンケート集計結果（平成29年度）

		とても有意義であった	有意義であった	どちらともいえない	あまり有意義でなかった	有意義でなかった
合計	割合(%)	68.9%	30.4%	0.7%	0%	0%
	回答者(人)	104	46	1	0	0
東京	回答者(人)	18	15	0	0	0
大阪	回答者(人)	24	4	0	0	0
名古屋	回答者(人)	20	10	1	0	0
広島	回答者(人)	6	3	0	0	0
福岡	回答者(人)	12	2	0	0	0
仙台	回答者(人)	10	8	0	0	0
札幌	回答者(人)	8	3	0	0	0
高松	回答者(人)	6	1	0	0	0

別表 2 審理期間が2年以内であったものの率及び判決数に関する調査

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
達成率(%)	87.1	86.4	85.6	86.2	85.9
判決数(件)	1,685	1,810	1,760	1,769	1,411
全判決数(件)	1,935	2,094	2,056	2,053	1,642

平成29年度事後評価実施結果報告書

(法務省29- (13))

施策名	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進 (政策体系上の位置付け：V-12-(1))					
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ¹ 対策を推進する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な出入国審査の実施を推進するため、空港での入国審査待ち時間を20分以内にする。 偽装滞在が疑われる者に対し、在留資格取消を厳格に実施することで、偽装滞在者²への対策を推進する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	20,536,495	19,672,612	21,321,838	23,004,877
		補正予算(b)	2,529,052	4,090,914	2,256,789	—
		繰越し等(c)	△1,877,804	1,225,711	△1,313,441	/
		合計(a+b+c)	21,187,743	24,989,237	22,265,186	
執行額(千円)	20,646,370	23,647,623	—			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)^{*3} ○観光立国推進基本計画(平成29年3月28日閣議決定)^{*4} ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)^{*5} 					

測定指標	平成29年度目標値					達成
1 入国審査待ち時間20分以内達成率(%)	対28年度増(29年1月～3月)					達成
	基準値	実績値				
	28年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	72(注)	—	—	—	72(注)	76

(注) 平成29年1月から3月までの実績値

測定指標	平成29年度目標値					達成
2 在留資格取消件数(件) ※各年末現在	対28年度増					達成
	基準値	実績値				

	28年	25年	26年	27年	28年	29年
	294	269	286	306	294	385 (速報値)
参考指標	実績値					
1 中長期在留者 ⁶ 数（人）※各年末現在	25年	26年	27年	28年	29年	
	1,693,224	1,763,422	1,883,563	2,043,872	2,232,026	
2 不法残留者数（人）※各年1月1日現在	25年	26年	27年	28年	29年	
	62,009	59,061	60,007	62,818	65,270	

評価結果	目標達成度合い の測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標1及び2は、各達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1及び2はいずれも目標を達成することができた。</p>
	施策の分析	
	<p>(達成手段の有効性、効率性等)</p> <p>【測定指標1関係】</p> <p>達成手段①「出入国管理業務の実施」、⑤「バイオメトリクスシステム⁷の維持・管理」、⑥「出入国審査システム⁸の維持・管理」及び⑦「外国人の出入国情報の管理」において、審査ブースコンシエルジュの配備、バイオカート⁹の導入等出入国審査業務に必要な環境整備等の充実・強化をした結果、入国審査待ち時間20分以内達成率は前年度を上回ったことから、円滑な出入国審査の実施を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。</p> <p>【測定指標2関係】</p> <p>達成手段①「出入国管理業務の実施」の一環として、平成28年に引き続き、平成29年7月に全国の地方入国管理局及び支局の事実の調査担当者による意見交換会、また、同年12月に入国在留審査業務に従事する職員を対象とする実態調査・事実の調査に係る研修を行い、偽装滞在者対策に資する事実の調査¹⁰に必要な見識を深めるとともに、事実の調査の積極的な実施に努めた。また、達成手段②「中長期在留者住居地届出等事務の委託」の適正な運用により、在留外国人の在留状況を迅速かつ的確に把握し、偽装滞在者対策としての在留資格取消業務に活用している。</p> <p>また、平成29年においては、出入国管理及び難民認定法を改正し、同年1月1日から、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じたほか、在留資格取消のための事実の調査を入国審査官に加えて入国警備官も行うことができることとし、在留資格の取消のための体制が強化されている。</p> <p>これらにより、前年に比べより多くの偽装滞在者を発見することができ、在留資格取消件数も前年を91件上回ったことから、不法滞在者等への対策を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。</p>	

次期目標等への反映の方向性	
<p>【施策】 我が国の国際交流の推進及び観光立国実現に加え、安全・安心な社会の実現のため、平成30年度事後評価の実施に関する計画においては、以下のとおり目標を設定し、各取組を推進していくこととしている。</p> <p>【測定指標1】 入国審査待ち時間20分以内達成率 平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現する」とされており、円滑な出入国審査を実施することは、政府を挙げて取組を進めている観光立国の実現に貢献するものであるため、平成29年1月から、全国の空港ごとに計測対象となる外国人乗客（在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人乗客）総数に占める入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者の割合（達成率）を計測し、公表しているところ、当該取組¹¹は、審査待ち時間の実態をより正確に把握するためのものであるとともに、外国人入国者の利便性を高めるほか、空港ごとにデータ分析を行いそれに見合った人員配置を機動的に行うこと等により、よりスムーズな上陸審査手続の向上に資するものである。円滑な出入国審査を実施するという施策の達成度合いをより直接的に図るための測定指標として、本取組の達成率を設定することとしている。</p> <p>【測定指標2】 在留資格取消件数 平成28年の出入国管理及び難民認定法の改正により、平成29年1月1日から在留資格取消事由の新設及び在留資格取消しのための事実の調査を入国審査官に加えて入国警備官も行うこととなり、在留資格取消しのための体制を強化したこと、また、情報収集・分析結果の活用により、偽装滞在が疑われる者の発見を行い、在留資格取消制度を厳格に運用していく。</p>	
学識経験を有する者の知見の活用	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 ア〔意見〕 〔反映内容〕
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「在留資格取消件数の推移」（入国管理局入国在留課，対象期間：平成25年1月1日～平成29年12月31日） ・「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」（第6次出入国管理政策懇談会，平成25年5月20日） ・「今後の出入国管理行政の在り方」（第6次出入国管理政策懇談会，平成26年12月26日） ・「第5次出入国管理基本計画¹²」（法務省，平成27年9月15日）
備考	【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】

担当部局名	入国管理局総務課企画室	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	-------------	----------	---------

*1 「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて、いわゆる偽装滞在者（*2参照）も含む。

*2 「偽装滞在者」

偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に在留許可を受けて在留する者。あるいは、必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが、現に在留資格とはかけ離れて不法に就労する者。偽装滞在者への対策は不法滞在者対策とともに我が国の出入国管理行政上重要な課題となっている。

*3 「出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）」

第9条

4 入国審査官は、次の各号のいずれにも該当する外国人が第7条第1項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、氏名、上陸年月日、上陸する出入国港その他の法務省令で定める事項を上陸許可の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて法務省令で定める電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、第1項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。

一 第7項の規定による登録を受けた者であること。

二 上陸の申請に際して、法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

7 法務大臣は、本邦に在留する外国人で本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものが、次の各号（特別永住者にあつては、第3号を除く。）のいずれにも該当し、かつ、その上陸しようとする出入国港において第4項の規定による記録を受けることを希望するときは、法務省令で定めるところにより、その旨の登録をすることができる。

一 第26条第1項の規定により再入国の許可を受けている者又は第61条の2の12第1項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者であること。

二 法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

三 当該登録の時に、第5条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

第19条の19 法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、この款の規定により届け出ることとされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣、入国審査官又は入国警備官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第59条の2 法務大臣は、第7条の2第1項の規定による証明書の交付又は第12条第1項、第19条第2項、第20条第3項本文（第22条の2第3項（第22条の3において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第21条第3項、第22条第2項（第22条の2第4項（第22条の3において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第26条第1項、第50条第1項若しくは第61条の2の11の規定による許可若しくは第22条の4第1項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官は、前項の調査のため必要があるときは、外国人その他の関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣又は入国審査官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の

報告を求めることができる。

*4 「観光立国推進基本計画（平成29年3月28日閣議決定）」（抜粋）

第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 国際観光の振興

④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等

最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、関係省庁が連携して以下の取組を実施する。

・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカードを平成28年度に関西空港等3空港に導入し、平成29年度に成田空港をはじめとする12空港に導入予定であるところ、今後も対象空港の拡大を検討する。

・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）の平成30年度以降の早期実現に向けて具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を加速する。

・出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」（トラスティド・トラベラー）として特定し、ビジネス旅行者のみならず、観光旅行者等の自動化ゲート利用を実現する（平成32年までの実施を目指す）。

・日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けて必要な準備を進め、平成30年度以降本格的に導入し、日本人の自動化ゲート利用の大幅な拡大を目指す。

・我が国の空港における外国人の出国手続に要する時間を短縮するため、個人識別情報を活用し、出国時に自動化ゲートを利用できる対象者を拡大すべく、具体的な利用対象者の範囲や実施方法等の検討を進める。

・訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等やCIQに係る予算・定員の充実を図り、訪日外国人旅行者の更なる増加への対応に必要な物的・人的体制の計画的な整備を進める。

・増加する旅客の円滑な入国と国の安全な確保をするための水際対策を両立するため、入国管理当局の情報収集、分析及び活用のための体制強化を図ることにより、全ての乗客の乗客予約記録（PNR: Passenger Name Record）の電子的な取得等、情報収集を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を推進する。

・入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間のインターネット上での公開について、主要7空港を中心に検討を進める。

*5 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・Ⅱ-3-（6）安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を行わせること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在外者・偽装滞在外者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

また、不法滞在外者等を縮減し、我が国に滞在する外国人と日本人とが安心して共生できる環境を整備することが、根本的な外国人犯罪対策として重要である。

このため、

- ① 水際対策
- ② 不法滞在等対策
- ③ 情報収集・分析機能の強化

に関する施策を推進することとし、具体的には、

ア) 不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進

イ) 出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

等に積極的に取り組んでいくこととする。

・Ⅲ-6-(3)-①新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

・Ⅲ-6-(3)-②出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

効果的な不法滞在対策及び偽装滞在対策並びにテロリスト等のハイリスク者の入国防止のため、在留外国人に関する情報収集・管理を一層的確かつ効率的に行うとともに、情報リテラシーの高い職員を育成し、これらの職員の高度な分析によるハイリスク者の発見や地方入国管理官署への迅速な伝達を実施する。また、関係機関との連携を図り、より有益な情報を入手し活用すること等により、入国管理局におけるインテリジェンス機能の強化を推進する。

*6 「中長期在留者」

出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者及び④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者、不法滞在者及び特例上陸許可等を受けている者等はこれに含まれない。

*7 「バイOMETRICSシステム」

外国人個人識別情報システム（上陸審査時に外国人本人から提供を受けた指紋及び顔写真からなる個人識別情報を、当局が保管する要注意人物リストと照合するシステム）と自動化ゲートを合わせたシステムのこと。

*8 「出入国審査システム」

出入国審査等における申請内容、審査記録及び処分結果等に関する情報の保管・管理をコンピュータ化することにより正確かつ迅速に処理し、円滑・適正な出入国管理行政の運営を確保するシステムのこと。

*9 「バイオカート」

各空港の上陸審査場における上陸審査待ち時間を短縮するため、従来、上陸審査ブースで入国審査官が行っていた「上陸申請者から個人識別情報（指紋及び顔写真）を取得する手続」を、審査機器とは別の専用機器を使って、上陸申請者の審査待ち時間中に個人識別情報を事前取得することにより、上陸審査ブースでの手続を省略化し、外国人旅行者の入国手続をより迅速にすることを目的として導入された。

*10 「事実の調査」

出入国管理及び難民認定法第19条の19に規定する事実の調査は、中長期在留者に関する情報を継続的に把握するために、中長期在留者が届け出ることとされている①住居地（同法第19条の7～9）、②氏名、生年月日、性別、国籍・地域（同法第19条の10）、③所属機関等に関する事項（同法第19条の16）のほか、所属機関が届け出るよう努めることとされている中長期在留者の「受入れ状況」（同法第19条の17）を対象として、各種届出情報の正確性やその事実関係を調査する必要があるときに行うものである。また、出入国管理及び難民認定法第59条の2に規定する事実の調査は、在留期間更新許可申請等の許可に関する処分及び在留資格の取消しに関する処分等を行うために必要がある場合に行うものである。

*11 入国審査待ち時間の計測について

平成29年1月から新たに開始した取組であり、計測結果については、法務省ホームページ上で公表している（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00117.html）。

○入国審査待ち時間に関する計測方法

到着便の入国審査待ち時間＝上陸許可時刻－（到着便の到着スポット・イン時刻（航空機がスポットに到着した時刻）＋入国審査場までの移動時間）

○入国審査待ち時間20分以内の達成率の計測方法

【計測対象者】上陸審査ブースにおいて、観光、短期商用、親族訪問等の短期間の入国を目的として在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人

【計測方法】全国の空港（ターミナル・入国審査場ごと）ごとの計測対象となる外国人乗客の総数から、入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者総数の割合を計測

*12 「第5次出入国管理基本計画」

出入国管理基本計画は、出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画を法務大臣が策定するもので、平成27年9月15日、第5次出入国管理基本計画が策定された。当該基本計画では、観光立国実現に向けた取組として、自動化ゲートの利用拡大を掲げ、その効果的な広報活動の実施及び円滑かつ効果的な運用に努めていくとともに、諸外国の取組状況をも参考にしながら、顔認証技術の導入について速やかに検討を行っていくこととしている。また、安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進に向けた取組として、偽装滞在者対策の強化を掲げ、事実の調査に係る権限の積極的な活用等を通じ、中長期在留者に関する情報を継続的に把握して対策を講じていく必要があるとしている。

同基本計画の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00065.html）を参照。

平成29年度事後評価実施結果報告書

(法務省29- (14))

施策名	法務行政における国際協力の推進 (政策体系上の位置付け：VI-13-(2))					
施策の概要	国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上、人材育成等を図る。 ・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	212,468	225,931	258,298	301,814
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	—	/
		合計(a+b+c)	212,468	225,931	258,298	
執行額(千円)	195,393	204,765	—			

測定指標	平成29年度目標	達成
1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上、人材育成等に貢献する。	達成
施策の進捗状況（実績）		

日本を含む45の国と地域から、205名の刑事司法実務家を招へいし、計11回の国際研修・セミナー等を実施した（別紙1参照）。

特に東南アジア諸国にフォーカスしたものとしては、東南アジア9か国から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいし、ベトナムのハノイにおいて、ベトナム最高人民検察院との共催により、「第11回東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー」を開催し、議長総括を行った。

なお、国際会議には、26の会議に45名が参加した。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 国際研修の実施件数（回）	7	6	10	11	11
2 国際研修への参加人数（人）	118	149	193	218	205
3 国際研修参加者の研修に対する満足度	別紙2のとおり				
4 国際会議への参加回数（回）	13	9	16	23	26
5 国際会議への参加人数（人）	15	16	27	34	45

測定指標	平成29年度目標	達成
2 支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況	法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。	達成

施策の進捗状況（実績）

支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ミャンマー、ラオス、ベトナム、インドネシア等から、司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家等を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草、審査能力の向上、法曹育成などをテーマとして研修を実施した。また、平成29年度は、訴訟外紛争解決手続（ADR）をテーマとして、新たにバングラデシュに対する研修を開始したほか、知的財産分野の支援の一環として、国連の専門機関であるWIPO（世界知的所有権機関）日本事務所からの要請を受けて、ラオスの裁判官に対する知的財産制度をテーマとした研修を実施するなど、支援活動の内容は広がりを見せている。

研修では、専門家による講義、研修参加者による発表及び質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知識の習得や経験等の共有に貢献した。

参考指標	実績値				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 国際研修の実施件数（回）	9	9	11	16	14

2	国際研修への参加人数（人）	121	122	162	237	204	
3	国際研修参加者の研修に対する満足度	別紙3-1のとおり					
4	法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数（回）	7	11	13	16	26	
5	法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数（人）	25	28	22	31	46	
6	法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数 ※依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	依頼件数(回)	27	22	22	35	21
		派遣件数(回)	26	21	23	33	22
7	法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼人数 ※依頼人数、派遣人数は延べ人数である。	依頼人数(人)	30	28	30	41	28
		派遣人数(人)	29	27	31	39	29
8	国際専門家会議の開催回数（回）	1	1	1	1	1	
9	国際専門家会議への参加人数（人）	155	174	176	164	159	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 ----- (判断根拠) 測定指標1, 2は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標1, 2については、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標1】 国際研修・セミナー等への参加者の満足度は、別紙2のアンケート調査結果のとおり、「非常に役立った。」「役立った。」又は「非常に有益であった。」「有益であった。」と回答した者の割合がいずれの質問項目においても96パーセントを超えており、非常に有効であった。 東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーでは、議長総括を発表するとともに、参加した9か国の実務家及び共催したベトナム最高人民検察院との緊密な関係を構築すること	

ができた。

国際研修・セミナー等では、日本を含む45の国と地域から計205名の参加を得て活発な議論が行われたことにより、各国の現状や問題点を効率的に把握できた。また、国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知名度を利用して、トップクラスの海外専門家を招へいして議論を行うなど、質の高い内容の研修・セミナー等を行い、効率的にその効果を高めるよう図った。

国際研修の講師として適切な専門家を招へいするため、国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や、刑事司法関係機関、専門家とのネットワークを活用しているところ、国際会議への参加人数は、過去5年間で最多であった前年実績を上回った。

以上の結果から、充実した研修を実施し、研修参加者の能力向上に貢献できたと認められる。

なお、上記施策の分析においては、行政評価レビューにおける点検結果を活用し、有効かつ効率的な目標の達成がなされたかを検討した。

【参考指標 1ないし3について】

国際研修・セミナー等を計11回205人に対して実施（別紙1参照）、各研修参加者の研修に対する満足度（各研修の際に実施するアンケートにおいて、「非常に役立った。」「役立った。」又は「非常に有益であった。」「有益であった。」と回答した者の割合）はいずれの質問項目においても、96パーセントを超えており、特に、「全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。」「グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。」という質問項目については、ほぼ全ての回答者が「非常に有益であった。」又は「有益であった。」と回答している（別紙2参照）。

【参考指標 4及び5について】

国際会議への参加状況については、参加回数、及び参加人数共に、前年を上回り、過去5年間で最多となっている。

【測定指標 2】

平成29年度の国際研修の実施件数及び参加人数は、参考指標1及び2のとおり、いずれも前年度の実績を下回る結果となっているが、これは、もともと実施を予定していた研修の件数が少なかったのではなく、支援対象国側の事情等により、研修の実施が見送られたものがあること等によるものである。それを除けば、過去5年間で最多となった前年度と同規模で研修を実施することができている。

また、専門家の派遣依頼件数及び人数についても、参考指標6及び7のとおり、過去5年で最多となった前年度を下回っているものの、参考指標4の法整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数が過去5年間で最多となっている。これは、当省と連携して法制度整備支援活動を行っている独立行政法人国際協力機構（JICA）からの派遣依頼を受けるまでもなく、当省として積極的に支援対象国へ職員を派遣して、情報収集を行うとともに、現地セミナーへの参加を行うことにより、現地における支援活動に従事した結果である。

諸外国からの研究員の招へい人数については、参考指標5のとおり前年度の実績を大幅に上回り、過去5年間で最多になっている。

また、国際専門家会議の参加人数についても、参考指標9のとおり、前年度の実績を若干下回ったものの、依然として多くの参加人数を確保している。

研修参加者の研修に対する満足度は、別紙3-1のアンケート調査結果のとおり、研修において「多くの知識を習得できた。」及び「習得できた。」と回答した割合、また、研修が「大変有意義であった。」及び「有意義であった。」と回答した割合は、いずれも合わせて100パーセントとなっており、研修対象国の立法技術向上及び法曹人材育成強化が将来的に大いに期待できる結果となっている（アンケートの内容は別紙3-2のとおり）。

国際研修の対象国・テーマ等は、別紙4のとおりであり、法制度整備支援の対象国と概要は、別紙5のとおり（「各国プロジェクト等紹介・成果」法務省ホームページから抜粋¹¹¹）である。

支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究に際しては、相手国の立法・司法関係者等と対話や協議を十分に行い、他国ドナーや国際機関等の支援との調整・協力にも留意して行った。

また、我が国の法制度整備支援の特徴として、日本の法制度を押しつけるのではなく、支援対象国

の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行っているため、現地に派遣されている長期派遣専門家による関係機関等からの情報収集、これに基づく国際研修のテーマの選定、日本における学者等のサポート体制の構築、現地で開催するセミナーにおける国際研修で得た最新の知見等のフィード・バックなど、様々な点にも配慮した活動を行った。

さらに、ミャンマー、ラオス、ベトナム等の支援対象国のニーズに応える形で実施した国際研修の参加者や我が国との共同研究における招へい研究員は、研修又は研究の成果が各国の法制の維持・整備及び法曹人材育成に確実に反映される見込みのある各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者とし、加えて、知的財産権保護法制支援の観点から、支援対象国において知的財産分野を取り扱う職員等も参加者とした。

以上のことから、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図るという目標を達成できたと評価できる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標 1 関係】

達成手段①「国際連合に協力して行う国際協力の推進」において実施している、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修については、国際会議への積極的な参加等によって、最新の国際動向等の把握並びに刑事司法関係機関及び専門家とのネットワークの強化を図り、国連の重要施策や開発途上国のニーズを参加国の選定や主要課題の設定に反映させたほか、同課題に係る情報収集、研究及び適切な講師の人選を行った。

このような取組の下で実施した質の高い、充実した内容の研修は、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成に有効に機能しており、アジア地域を中心とした諸国の刑事司法の健全な発展に寄与したといえる。

【測定指標 2 関係】

達成手段②「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」において実施している国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣については、支援対象国に対し、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなどして継続的な支援を実施している。

また、毎年開催している国際専門家会議において、法制度整備支援の専門家の意見を取り入れ、法制度整備支援の在り方を検証すること等により、現状に満足することなく、常により有効かつ効率的な支援が行えるように努めている。

法制度整備支援は近時、政府の経済政策において日本企業の海外展開促進のための重要かつ有効なツールとして取り上げられ、支援対象国の発展につながるのみならず、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、かつ、同支援事業は、アジア諸国の市場経済化を進めるとともに、我が国を含むアジア地域の持続的発展を促進させるためには不可欠な事業であると理解されている。また、これまでの支援活動の実績や研修員の満足度の高さから有効性が高いことも認められている。

さらに、平成28年度の行政事業レビューにおける外部有識者の所見を踏まえて、平成29年度も引き続き法制度整備支援事業を推進すべく、JICAプロジェクト¹²における成果目標や指標等の適正な設定に努めるとともに、関係省庁・組織との連絡会合等を通じて情報共有・連携を強化することにより、法務省のみならず、オールジャパン体制で、より効率的に支援活動を行うよう、支援の手法・範囲の精査に留意して実施した。

こうした取組は、法律や制度を支援対象国に根付かせるための妥当な達成手段であり、支援対象国の法制度等の発展に寄与したといえる。

このように、本達成手段は、本施策の目標である支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化に有効に機能しており、支援対象国の基本法令の整備に役立つことができたとともに、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）の確立にも寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上に資するため、現在の目標を維持し、引き続き、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進していく。

【測定指標1】

国際連合と協力して行う研修については、国連との協定に基づき、持続可能な開発のための2030アジェンダ並びに刑事司法に関する我が国及び海外の動向も踏まえ、今後とも、本取組を継続実施していくこととする。

なお、同研修の在り方として、①国連の重要施策、②刑事政策に関する国際的動向・知見、③各国・地域・世界の刑事司法の実情、問題点、ニーズ、④我が国の重要施策、国益、刑事政策の動向、⑤法制度整備支援との連携の強化の視点を取り入れつつ、継続研修のテーマ及び内容を時宜に適した充実したものにするるとともに、新規研修等についても積極的に開拓することとする。

【測定指標2】

日本の法制度整備支援については、現在、平成25年に改訂された「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」の下で戦略的かつ積極的に運用されているところ、近時、政府の経済政策においては日本企業の海外展開の促進（そのための海外におけるビジネス環境の整備）が重要な要素として議論され、法制度整備支援は、そのための重要かつ有効なツールとして取り上げられている。

また、本施策の目標である支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成の促進は、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものである。

法務省としては、今後も支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、目標達成のために積極的な支援を行うこととする。

さらに、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズを的確に把握し、知的財産を始めとする専門分野等の新たなニーズにも対応したテーマを選定するとともに、研修参加者へのアンケート結果を適切に把握することにより、より効率的な支援を継続実施することとする。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 ア〔意見〕 〔反映内容〕
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価で使用したアンケート調査 研修参加者アンケート調査結果は、法務総合研究所国際連合研修協力部及び同所国際協力部において保管している。
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課	政策評価実施時期	平成30年8月

*1 「G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的な重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪等に適切に対処するため、アジア等の開発途上国の刑事司法機関職員の能力向上を図るとともに、各国刑事司法機関と日本の刑事司法実務家との連携を推進する。

*4 「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）（平成25年5月改訂）」

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（3）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお、同基本方針は、平成21年4月の海外経済協力会議で策定されたものであるが、今回の改訂は、「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため」に設置された経協インフラ戦略会議（平成25年3月12日内閣総理大臣決裁）を経て公表されたもの。

*5 「インフラシステム輸出戦略（平成29年度5月29日改訂）」

インフラビジネスの基礎となるビジネス環境整備を強化するための具体的施策として法制度整備支援を実施していくことが明記されている。

なお、同戦略は、前記(*4)経協インフラ戦略会議において決定されたものである。

*6 「未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）」

未来投資戦略2017における鍵となる施策の一つとして挙げられた「海外の成長市場の取り込み」の中で、「インフラシステム輸出の拡大」のための取組として法制度整備支援や人材育成等を推進していくことが明記されている。

さらに、中短期工程表「海外の成長市場の取り込み⑨」において、ASEAN諸国との政府間協力関係の蓄積に基づき、従来の取組に続き「ASEAN諸国における法制度整備支援を実施」とされている。

*7 「経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）」

海外の成長市場との連携強化を図る取組の一つとして、「海外展開先における産業人材育成や法制度整備支援及びビジネス環境（中略）を行う。」とされている。

また、治安・司法・危機管理等の確保の取組の一つとして「日本型司法制度の強み等を重要なソフトパワーとし、コンGRES2020開催に向け、司法分野における国内外の取組を総合的・戦略的に推進する。」とされている。

*8 「知的財産推進計画2017（平成29年5月16日知的財産戦略本部決定）」

我が国企業のグローバル事業展開を一層支援するための取組の一つとして、「成長著しいASEAN地域などの新興国等における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援する」こととされているほか、海外における正規品・正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策のための取組の一つとして、「海外での取締などの権利執行の支援を促進するため、取締機関職員等を対象にした真贋判定セミナーなど各種セミナーや研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行う」こととされている。

*9 「開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）」

法の支配といった普遍的価値の共有の実現のため、「実定法の整備や法曹、司法関係者の育成等の法制度整備支援」を行うこととされている。

*10 「日・メコン協力のための新東京戦略2015（平成27年7月4日採択）」

東京にて開催された第7回日本・メコン地域諸国首脳会議において採択されたもの。

メコン地域諸国から、同地域における法律や司法制度の発展において日本が担ってきた役割が高く評価され、今後も法制度の整備に取り組むことが確認されている。

*11 「各国プロジェクト等紹介・成果」

法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html)

*12 「JICAプロジェクト」

政府開発援助（ODA）を実施する機関である独立行政法人国際協力機構（JICA）が開発途上国に対して一定の期間実施する技術協力事業（専門家の派遣，研修員の受入れ，機材の供与）であり，法務省は，法制度整備支援に関する同事業につき，専門家派遣，研修の企画・実施，調査等において協力している。

別表 1 平成29年度に実施した研修及び参加国・参加人数

研修名	件数	参加国等	人数
国際研修・セミナー	3	アルメリア, インドネシア, ウズベキスタン, エルサルバドル, コートジボワール, コンゴ民主共和国, サモア, ザンビア, スリランカ, ソマリア, タイ, ナミビア, ネパール, パプアニューギニア, パレスチナ, バングラデシュ, フィリピン, ブータン, ブラジル, ベトナム, マリ, ミャンマー, モルディブ, モロッコ, ヨルダン, ラオス, 香港, 大韓民国, 東ティモール, 日本	79
国別・地域別研修	6	カンボジア, コートジボワール, コンゴ民主共和国, セネガル, タイ, チャド, ニジェール, ネパール, ブルキナファソ, ベトナム, マリ, ミャンマー, モーリタニア, ラオス	80
汚職防止刑事司法支援研修	1	イラク, インドネシア, エジプト, カンボジア, ケニア, ジンバブエ, スーダン, スリランカ, タイ, タジキスタン, タンザニア, チャド, ネパール, パプアニューギニア, バングラデシュ, ブータン, ブラジル, ミャンマー, モルディブ, ラオス, 日本	28
東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー	1	インドネシア, カンボジア, シンガポール, タイ, フィリピン, ベトナム, マレーシア, ミャンマー, ラオス	18
計	11	45か国・地域	205

別表2 平成29年度に開催された国際会議及び参加人数

開催地	期 間	会 議 名	人数
ソウル	29.4.4～5	国際刑事裁判所主催地域協力高官セミナー	1
スマラン	29.4.11～12	GCTF（グローバル・テロ対策フォーラム） 収容・社会復帰作業部会実務者ワークショップ	1
ジャカルタ	29.5.8～9	IJ（国際司法・法の支配研究所）主催 グローバル中央当局イニシアティブ・東南アジア地域ワークショップ	1
ダカール	29.5.8～12	サヘル地域の裁判官を対象としたテロ対策キャパシティビルディングのためのワークショップ	1
ウィーン	29.5.22～26	第26回国連犯罪防止・刑事司法委員会（コミッション）	4
ポインタ・デルガーダ	29.6.6～8	IPPF（国際刑事法・刑事施設財団）主催専門家会合	2
モントリオール	29.6.17～22	①米国国立薬物乱用研究所 2017年国際フォーラム ②米国薬物依存問題協会第79回年次総会	2 (各1)
香港	29.7.19～21	香港矯正局主催 矯正会議 2017	1
テヘラン	29.7.26～27	UNODC（国連薬物・犯罪事務所）及びイラン警察主催サイバー犯罪の予防・対策に関するテヘラン会合	1
東京	29.9.12～14	世界保護観察会議	6
ウィーン	29.10.11～13	UNODC・WHO（世界保健機関）主催「罪を犯した薬物使用者の治療とケア：有罪判決と処罰の代替措置」ハンドブック作成に係る専門家会合	1
ロンドン	29.10.23～27	第19回国際矯正・刑務所協会年次会合	2
シアトル	29.10.29～11.1	国際社会内処遇協会第25回研究会議	2
ロンドン	29.11.1	GCTF 外国人戦闘員の家族の帰還対策イニシアティブ・ロンドン会合	1
ナンディ	29.11.6～9	第37回アジア・太平洋矯正局長等会議	2
ベルリン	29.11.13～15	G20 過激化防止に関する国際会議	1
オタワ	29.11.22～24	UNODC 主催修復的司法に関する専門家会合	1
ソウル	29.12.7～8	① PNI（国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関）調整会合 ② KIC（韓国刑事政策研究院）国際フォーラム	6 (各3)

		ム	
バレッタ	30.1.30	GCTF 刑事司法・法の支配作業部会会合	1
アブダビ	30.2.19 ~ 20	GCTF 暴力的過激主義対策作業部会ワークショップ	1
コロンボ	30.3.12 ~ 16	第7回アジア矯正建築実務者会議	2
ビシュケク	30.3.13 ~ 16	① UNODC 中央アジア地域ワークショップ ② キルギスにおける暴力的過激主義受刑者の管理強化プロジェクトに係る会合	2 (各1)
東京	30.3.20	第13回 GCTF 調整委員会会合	3
計			45

国際連合に協力して行う国際研修参加者アンケート調査結果

指標		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
研修参加人数		149	193	218	205
質問	回答区分※3	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。	非常に役立った。	73.2%(109人)	71.0%(137人)	74.8%(163人)	73.7%(151人)
	役立った。	26.2%(39人)	26.4%(51人)	24.8%(54人)	26.3%(54人)
	どちらとも言えない。	0.7%(1人)	0%(0人)	0.5%(1人)	0%(0人)
	役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※3	0%(0人)	2.6%(5人)	0%(0人)	0%(0人)
全体として、刑事司法関係施設の見学は有益であったか。※1	非常に有益であった。	71.2%(94人)	71.5%(123人)	72.6%(143人)	70.4%(131人)
	有益であった。	28.0%(37人)	26.2%(45人)	23.9%(47人)	26.3%(49人)
	どちらとも言えない。	0.8%(1人)	0.6%(1人)	2.5%(5人)	3.2%(6人)
	有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	1.0%(2人)	0.5%(1人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※3	0%(0人)	1.7%(3人)	0%(0人)	0.5%(1人)
グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。※2	非常に役立った。	61.7%(92人)	67.4%(122人)	75.4%(153人)	70.3%(130人)
	役立った。	36.2%(54人)	29.3%(53人)	24.1%(49人)	27.6%(51人)
	どちらとも言えない。	2.0%(3人)	0.6%(1人)	0.5%(1人)	1.6%(3人)
	役立たなかった。	0%(0人)	1.1%(2人)	0%(0人)	0.5%(1人)
	全く役立たなかった。	0%(0人)	0.6%(1人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※3	0%(0人)	1.1%(2人)	0%(0人)	0.5%(1人)
アジア研修教官や各国参加者との意見交換及び交流は有益であったか。	非常に有益であった。	76.5%(114人)	72.0%(139人)	74.8%(163人)	78.5%(161人)
	有益であった。	22.8%(34人)	24.9%(48人)	23.9%(52人)	21.5%(44人)
	どちらとも言えない。	0%(0人)	0.5%(1人)	0.9%(2人)	0%(0人)
	有益ではなかった。	0.7%(1人)	0%(0人)	0.5%(1人)	0%(0人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※3	0%(0人)	2.6%(5人)	0%(0人)	0%(0人)
この研修に参加したことは、自国の刑事司法の発展に有益であったか。	非常に有益であった。	68.5%(102人)	75.1%(145人)	75.7%(165人)	79.5%(163人)
	有益であった。	29.5%(44人)	19.2%(37人)	22.9%(50人)	19.0%(39人)
	どちらとも言えない。	2.0%(3人)	0.5%(1人)	1.4%(3人)	1.5%(3人)
	有益ではなかった。	0%(0人)	2.6%(5人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※3	0%(0人)	2.6%(5人)	0%(0人)	0%(0人)

※1 刑事司法関係施設の見学を実施していない研修等があるため、回答数が異なっている。

※2 グループワークを実施していない研修等があるため、回答数が異なっている。

※3 アンケートを提出しなかった者については無回答に計上している。

※4 各質問に対する回答者の割合は、それぞれ四捨五入によっているので、合計して100%とならない場合がある。

法制度整備支援に関する国際研修参加者アンケート調査結果

指標		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
研修参加人数		122	162	237	206
アンケート回収数		122	162	237	204
アンケート回収率		100.0%	100.0%	100.0%	99.0%

質問	回答区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
新しい知識を習得したか	多くの知識を習得できた。	75.4% (92人)	69.1% (112人)	74.7% (177人)	71.1% (145人)
	習得できた。	24.6% (30人)	30.9% (50人)	25.3% (60人)	28.9% (59人)
	どちらとも言えない。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	習得できなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	全く習得できなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
研修が有意義であったか	大変有意義であった。	82.0% (100人)	81.5% (132人)	77.6% (184人)	76.5% (156人)
	有意義であった。	18.0% (22人)	18.5% (30人)	21.9% (52人)	23.5% (48人)
	どちらとも言えない。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	有意義でなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	全く有意義でなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	(無回答)	0% (0人)	0% (0人)	0.5% (1人)	0% (0人)

研修アンケート

(各項目右端の口の該当する箇所に☑ を付けてください)

セッション名：

実施日：

1 研修の期間は適切でしたか？

1	長すぎた。	<input type="checkbox"/>
2	ちょうど良かった。	<input type="checkbox"/>
3	短すぎた。	<input type="checkbox"/>

2 講義，協議時における教室等の環境はどうでしたか？

1	快適だった。	<input type="checkbox"/>
2	どちらとも言えない。	<input type="checkbox"/>
3	あまり快適ではなかった。	<input type="checkbox"/>

3 今回の研修で新しい知識を修得できましたか？

1	多くの知識を修得できた。	<input type="checkbox"/>
2	修得できた。	<input type="checkbox"/>
3	どちらとも言えない。	<input type="checkbox"/>
4	修得できなかった。	<input type="checkbox"/>
5	全く修得できなかった。	<input type="checkbox"/>

4 研修全般については、どうでしたか？

1	大変有意義であった。	<input type="checkbox"/>
2	有意義であった。	<input type="checkbox"/>
3	どちらとも言えない。	<input type="checkbox"/>
4	有意義でなかった。	<input type="checkbox"/>
5	全く有意義でなかった。	<input type="checkbox"/>

ご協力に感謝します。

国際研修実施一覧

平成30年4月1日現在

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成 6年度	1	第1回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(6)	H 6. 10. 3 ~ 10. 7 (1週間)	日本における民事法の概要等	
平成 7年度	1	第2回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H 7. 10. 16 ~ 11. 2 (3週間)	日本における国籍法等の概要	
	2	第1回カンボジア司法支援研修	カンボジア(6)	H 8. 2. 27 ~ 3. 15 (3週間)	司法制度の概要	
平成 8年度	1	ベトナム国法整備支援研修(刑法)	ベトナム(5)	H 8. 8. 19 ~ 8. 30 (2週間)	刑法, 刑事訴訟法	
	2	第3回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H 8. 9. 2 ~ 9. 20 (3週間)	商法, 日本の裁判制度・法律家養成の概要	
平成 9年度	3	第2回カンボジア司法支援研修	カンボジア(6)	H 8. 11. 19 ~ 12. 12 (3週間)	日本の司法制度概要	
	4	ロシア司法関係専門家招聘	ロシア(4)	H 9. 1. 21 ~ 1. 30 (10日間)	日本の司法制度	
	5	第1回国際民商事法研修	モンゴル(3) ミャンマー(3) ベトナム(3) 日本(7)	H 9. 2. 17 ~ 3. 20 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 (民事訴訟制度, 法律関係者の養成)	
平成 9年度	1	第4回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(8)	H 9. 6. 16 ~ 7. 4 (3週間)	戸籍・登記・供託	
	2	第5回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(12)	H 9. 10. 13 ~ 10. 31 (3週間)	民事執行法・民事訴訟法	
	3	第3回カンボジア司法支援研修	カンボジア(5)	H 10. 1. 13 ~ 2. 6 (3週間)	日本の司法制度概要	
	4	第2回国際民商事法研修	カンボジア(1) 中国(2) フィリピン(2) モンゴル(2) ミャンマー(1) ベトナム(1) 日本(6)	H 10. 2. 2 ~ 3. 6 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 (担保制度, 裁判外の紛争処理システム)	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成10年度	1	第6回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H10. 6.15～7.10 (4週間)	会社法(証券取引法を含む)	
	2	第7回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(11)	H10.10. 5～10.30 (4週間)	知的財産権	
	3	カンボジアカウンタートパート研修	カンボジア(2)	H10. 8.24～9.18 (3週間)	司法行政の在り方, 裁判官・検察官の任用及び研修制度	
	4	第4回カンボジア司法支援研修	カンボジア(15)	H11. 1.12～2. 5 (3週間)	民法・民事訴訟法	
	5	第1回汚職防止刑事司法支援研修	カンボジア(1) ベトナム(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(1) フィリピン(1) サンビア(1) 日本(3)	H10.11.16～12.11 (4週間)	汚職防止に関する法制度とその運用に関する研究	
	6	第3回国際民商事法研修	カンボジア(2) ベトナム(2) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) 日本(6)	H11. 2. 1～3. 5 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①企業の経済活動に関する法制度の現状とその問題点 ②法律関係者の役割と法律関係者の養成に関する現状とその問題点	
	7	インドネシア経済法研修	インドネシア(20)	H10.10. 2～11.25 (8週間)	経済関係法	
	8	第1回ラオス法整備支援研修	ラオス(17)	H11. 2.19～3.12 (3週間)	基本法・環境法・地方自治法	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成11年度	1	第8回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H11. 6. 7～ 7. 2 (4週間)	刑事手続	
	2	第9回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H11.10. 4～10.29 (4週間)	民事責任	
	3	ベトナム最高人民検察院研修	ベトナム(10)	H11.10.18～11. 5 (3週間)	刑事手続と検察官の役割	国連開発計画(UNDP)の支援
	4	第5回カンボジア司法支援研修	カンボジア(15)	H12. 1.17～ 1.21 (1週間)	日本の司法制度概要	
	5	第2回汚職防止刑事司法支援研修	カンボジア(1) 中国(1) モンゴル(1) ベトナム(1) パレスチナ(1) ケニア(1) ウガンダ(1) アルゼンチン(1) コロンビア(1) パラグアイ(1) リトアニア(1) 日本(3)	H11.11.15～12.10 (4週間)	汚職防止に関する法制度とその運用に関する研究	
	6	第4回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(6)	H12. 1.24～ 2.25 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①不動産に関する所有権の比較研究 ②法人格を有する事業形態の比較検討	
	7	第2回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H11.11. 8～12. 3 (4週間)	基本法・経済法・司法制度	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成12年度	1	カンボジア民訴法起草支援研修	カンボジア(5)	H12. 7. 10～ 7. 21 (2週間)	民訴法起草支援	
	2	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(5)	H12. 9. 4～ 9. 14 (2週間)	民法起草支援	
	3	カンボジア民事法制度研究	カンボジア(6)	H13. 2. 19～ 3. 5 (2週間)	民法及び民訴法起草支援	法総研予算
	4	第3回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H12. 11. 6～11. 17 (3週間)	基本法・経済法・司法制度	
	5	第10回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 6. 5～ 6. 30 (4週間)	日本の司法制度, 戸籍・犯歴制度	
	6	第11回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 9. 18～10. 13 (4週間)	弁護士制度, WTO加盟問題	
	7	第12回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 10. 16～11. 10 (4週間)	日本の検察, 刑事手続関係	
	8	第13回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H13. 2. 19～ 3. 16 (4週間)	日本の裁判所制度関係	
	9	第5回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(5)	H13. 1. 22～ 2. 23 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①物的担保制度の比較研究 ②会社制度の比較研究	
	10	法律関係業務支援多数国研修(ADB研修)	中国(2) インド(2) ネパール(2) パキスタン(2) フィリピン(2) タイ(2) 日本(3)	H12. 5. 18～ 7. 26 (70日)	日本の政府機関の運営や立法作業等の現状	アジア開発銀行(ADB)の支援
	11	行政強制制度に関する研修	中国(10)	H12. 4. 18 (1日)	日本の行政執行制度の仕組みと運用について	
	12	ロシア公務員(不動産登記専門家)研修	ロシア(8)	H13. 1. 29～ 2. 2 (5日)	不動産登記制度関係	
	13	ラオス司法省カウンタート研修	ラオス(1)	H13. 3. 21～ 4. 27 (6週間)	日本の司法制度研究	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成13年度	1	第14回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H13. 5.14～ 6. 8 (4週間)	民事・刑事における検察官の役割と人材育成	
	2	第15回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H13. 6.18～7.13 (4週間)	法曹養成と弁護士制度	
	3	カンボジア民事訴訟法起草支援研修	カンボジア(8)	H13. 8.27～ 9. 7 (2週間)	民事訴訟法起草支援	
	4	第16回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H13. 9.17～10.12 (4週間)	民事訴訟手続	
	5	第4回ラオス法整備支援研修	ラオス(15)	H13.10.15～11. 9 (4週間)	基本法・経済法・司法制度	
	6	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(8)	H13.12. 3 ～12.21 (3週間)	民法起草支援	
	7	第6回国際商事法研修	カンボジア(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(1) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(7)	H14. 2. 4～ 3. 8 (5週間)	訴訟外紛争解決制度 ①裁判所が提供するADR ②裁判所以外の機関が提供するADR	
	8	第17回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 2.25～ 3.20 (4週間)	民法改正共同研究	
	9	第5回ラオス法整備支援研修	ラオス(14)	H14. 2.25～ 3.22 (4週間)	基本法・経済法・司法制度	
	10	日本・モンゴル司法制度比較セミナー	モンゴル(5)	H13.10.29～11.13 (2週間)	日蒙司法制度比較研究	
	11	ウズベキスタン国法整備支援カウンターパート研修	ウズベキスタン(3)	H14. 4. 1～ 4.19 (3週間)	日本との司法制度比較研究	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成14年度	1	第18回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H14. 5. 13～ 6. 7 (4週間)	市場経済を発展させるための経済の刑事的規制	
	2	第2回法務省・ADB共催研修・フィリピン裁判官裁判運営研修	フィリピン(15) 日本(3)	H14. 6. 3～ 6. 24 (3週間)	フィリピン司法制度の効率的運用	
	3	第19回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 6. 24～ 7. 19 (4週間)	証券取引市場をめぐる法制度とその運用	
	4	第1回インドネシア法整備支援研修	インドネシア(11)	H14. 7. 8～ 7. 27 (3週間)	日本とインドネシアの各法制度及びその運用の比較研究	
	5	第20回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 9. 17～10. 11 (4週間)	民事訴訟手続	
	6	第6回ラオス法整備支援研修	ラオス(15)	H14. 10. 15～10. 25 (10日間)	市場経済の基礎をなす民事法の役割と国際取引	
	7	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(8)	H14. 11. 5～11. 29 (3週間)	民法及び民事訴訟法起草支援	
	8	第1回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H14. 10. 28～11. 22 (4週間)	経済取引を促進する法制度 ー中小企業に関する法制度を中心としてー	
	9	第7回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(2) カザフスタン(1) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) タイ(2) 日本(9)	H15. 1. 20～ 2. 21 (5週間)	知的財産権に関する法制度の研究	
	10	第21回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(9)	H15. 2. 17～ 3. 7 (4週間)	担保取引をめぐる法制度とその運用	
	11	第7回ラオス法整備支援研修	ラオス(12)	H15. 3. 10～ 3. 20 (10日間)	市場経済を支える民事手続法の基本原則と各法曹の役割	
	12	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(8)	H15. 3. 24～ 4. 11 (20日間)	民法及び民事訴訟法	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成15年度	1	第2回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(17)	H15. 6. 9～7. 4 (4週間)	公正かつ効率的な訴訟制度の運営に関する比較研究	
	2	日本・インドネシアADR比較研究セミナー	インドネシア(4)	H15. 10. 20～10. 31 (12日間)	裁判外紛争処理	
	3	第2回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(10)	H15. 10. 27～11. 21 (4週間)	経済取引を促進する法律制度 —担保制度及び不動産登記制度を中心として—	
	4	第8回ラオス法整備支援研修	ラオス(16)	H15. 11. 10～11. 2 (12日間)	海外投資と債権担保	
	5	第9回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H16. 1. 13～1. 30 (18日間)	教科書作成支援	招へい研究員(4名)を含む
	6	第22回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H16. 2. 4～3. 4 (4週間)	法曹養成制度及び法曹実務教育	
	7	2003年度国際商民事法研修(地域別)	カンボジア(3) ラオス(3) ベトナム(3) モンゴル(2) 日本(6)	H16. 2. 16～3. 26 (6週間)	知的財産権に関する法制度の比較研究	招へい研究員(モンゴル2名)を含む
平成16年度	1	第3回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(12)	H16. 6. 2～7. 2 (4週間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究	
	2	カンボジア王国法整備支援カウンターパート研修(法曹養成)	カンボジア(7)	H16. 9. 6～9. 15 (10日間)	法曹養成	
	3	第10回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H16. 9. 27～10. 15 (11日間)	判決書マニュアル作成及び検察官マニュアル作成	
	4	第3回ウズベキスタン共和国法整備支援研修	ウズベキスタン(12)	H16. 10. 1～10. 29 (29日間)	倒産法注釈書作成	
	5	第11回ラオス法整備支援研修	ラオス(12)	H16. 11. 4～11. 18 (15日間)	民法教科書作成	
	6	カンボジア王国法整備支援カウンターパート研修(民法・民訴法起草)	カンボジア(8)	H17. 1. 31～2. 18 (19日間)	民法・民訴法起草	
	7	第23回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(9)	H17. 1. 25～2. 4 (11日間)	法曹養成制度及び法曹実務教育	
	8	第24回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(12)	H17. 2. 21～3. 4 (12日間)	ベトナム改正民法起草	
	9	2004年度国際商民事法研修(地域別)	カンボジア(2) ラオス(3) ベトナム(3) ミャンマー(2) 日本(5)	H17. 1. 31～3. 4 (33日間)	海外投資を取り巻く法的枠組み及び海外投資契約	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成17年度	1	第12回ラオス法整備支援研修	ラオス(8)	H17. 5. 23～ 6. 3 (12日間)	民法教科書作成	
	2	第4回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H17. 5. 23～ 6. 3 (12日間)	倒産法注釈書作成	
	3	第25回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(14)	H17. 9. 6～ 9. 16 (11日間)	判決書標準化	
	4	第1回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(6)	H17. 9. 27～10. 14 (18日間)	法曹養成	
	5	第13回ラオス法整備支援研修	ラオス(7)	H17. 11. 7～11. 18 (12日間)	民法教科書作成	
	6	第5回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H17. 11. 14～11. 25 (12日間)	倒産法注釈書作成	
	7	第4回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(12)	H17. 12. 5～12. 16 (12日間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の構築と運営に関する比較研究	
	8	カンボジア法整備支援研修(立法支援)	カンボジア(6)	H18. 2. 6～ 2. 17 (12日間)	民法・民訴法起草	
	9	第26回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H18. 2. 5～ 2. 17 (12日間)	法曹養成	
	10	2005年度国際商法研修(地域別)	ベトナム(2) ミャンマー(4) カンボジア(2) ラオス(4) 日本(5)	H18. 2. 6～ 3. 10 (33日間)	海外投資を取り巻く法的枠組み－国際会社法－	
平成18年度	1	第6回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(3)	H18. 5. 22～ 5. 29 (8日間)	倒産法注釈書作成	
	2	第5回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(12)	H18. 7. 3～ 7. 14 (12日間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の構築と運営に関する比較研究	
	3	第7回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(2)	H18. 7. 31～ 8. 7 (8日間)	倒産法注釈書作成	
	4	第8回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(2)	H18. 9. 4～ 9. 12 (9日間)	倒産法注釈書作成	
	5	ベトナム最高人民裁判所との日越司法制度研修及び共同研究	ベトナム(4)	H18. 10. 8～10. 17 (10日間)	日越司法制度研修及び研究	
	6	第9回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(2)	H18. 11. 13～11. 27 (15日間)	倒産法注釈書作成	
	7	第14回ラオス法整備支援研修	ラオス(7)	H18. 11. 21～12. 1 (11日間)	プロジェクト総括と成果物普及 司法制度改革マスタープランの内容	
	8	2006年度国際商法研修(地域別)	ベトナム(3) ミャンマー(3) カンボジア(3) ラオス(3) 日本(5)	H19. 2. 5～ 3. 9 (33日間)	コーポレート・ガバナンス－非市場型ガバナンス－	
	9	第2回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(16)	H19. 2. 19～ 3. 3 (13日間)	法曹養成	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成19年度	1	第3回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(16)	H19. 7. 9～7. 20 (12日間)	法曹養成	
	2	ウズベキスタン倒産法注釈書の活用のための取扱等についてのワーキングショップ	ウズベキスタン(2)	H19. 8. 31～9. 6 (7日間)	意見交換	
	3	第1回インドネシア和解・調停制度強化支援研修	インドネシア(12)	H19. 10. 22～11. 2 (12日間)	和解・調停制度研修	
	4	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第1回本邦研修	中国(8)	H19. 11. 12～11. 21(10日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	5	第27回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H19. 11. 19～11. 29(11日間)	国家賠償法草案作成支援	
	6	2007年度国際民間商事法研修(地域別)	ベトナム(3) ミャンマー(2) カンボジア(2) ラオス(3) 日本(4)	H20. 2. 4～3. 7(33日間)	コーポレート・ガバナンスー非市場型ガバナンスー	
平成20年度	1	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第2回本邦研修	中国(9)	H20. 5. 19～5. 30(12日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	2	第28回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H20. 6. 23～7. 4(12日)	犯罪学研究センター設立支援	
	3	第2回インドネシア和解・調停制度強化支援研修	インドネシア(12)	H20. 7. 7～7. 18(12日)	和解・調停制度研修	
	4	第29回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H20. 8. 18～8. 29(12日)	裁判実務改善及び判例情報等の提供のための方策	
	5	第4回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H20. 10. 6～10. 17(12日)	法曹養成	
	6	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第3回本邦研修	中国(10)	H20. 11. 5～11. 14(10日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	7	第1回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(4) キルギス(2) タジキスタン(2) ウズベキスタン(4)	H20. 12. 10～12. 19(10日)	中央アジア諸国における企業法制	
	8	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(14)	H21. 2. 9～2. 20 (12日)	民法・民事訴訟法に関する附属法令起草支援	
	9	第5回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(4)	H21. 3. 9～3. 17 (9日)	民事訴訟第一審手続マニュアルの再検討及び改訂作業等	
	10	第30回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(16)	H21. 3. 9～3. 19 (11日)	刑事訴訟実務の向上と刑事訴訟法改正に向けた刑事訴訟の比較研究	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成21年度	1	東ティモール法案件作成能力向上研修	東ティモール(2)	H21.7.27～8.7(12日)	法案件作成能力向上支援	
	2	第31回ベトナム法整備支援研修(司法省)	ベトナム(7)	H21.8.17～8.21(5日)	不動産登記法・担保取引登録法起草支援	
	3	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(8)	H21.9.9～9.17(9日)	民法・民事訴訟法に関する附属法令起草支援	
	4	第6回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(6)	H21.10.5～10.16(12日)	法曹養成	
	5	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第4回本邦研修	中国(11)	H21.11.2～11.13(12日)	民事訴訟法・仲裁法改善, 権利侵害責任法	
	6	インドネシア国別研修	インドネシア(12)	H21.11.2～11.13(12日)	法廷と連携した和解・調停実施	
	7	第7回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H21.11.11～11.18(8日)	民事訴訟第一審手続マニュアルの再検討及び改訂作業等	
	8	第32回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H21.11.30～12.11(12日)	改正刑事訴訟法起草	
	9	第2回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(3) キルギス(3) タジキスタン(3) ウズベキスタン(3)	H21.12.9～12.18(10日)	中央アジア諸国における企業法制	
	10	第33回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H21.12.21～12.25(5日)	ベトナムにおける民事判決執行実務の問題点及びその改善策	
	11	第34回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H22.2.23～3.5(11日)	裁判実務改善及び判例情報等の提供のための方策	
平成22年度	1	平成22年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」	中国(12)	H22.7.12～7.21(10日)	国際私法草案作成支援	
	2	ネパール国別研修「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」	ネパール(12)	H22.7.14～7.23(10日)	刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究	
	3	東ティモール本邦研修「法案件作成能力向上研修」	東ティモール(2)	H22.8.9～8.17(9日)	法案件作成能力向上支援	
	4	ネパール国別研修「民法及び関連法セミナー」	ネパール(7)	H22.8.19～8.25(7日)	民法草案の改善及び関連法整備支援	
	5	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第5回本邦研修	中国(12)	H22.10.11～10.19(9日)	民事訴訟法・仲裁法改善支援	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成23年度	6	第8回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H22.10.18～10.29(12日)	法曹養成	
	7	第35回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(7)	H22.11.8～11.12(5日)	戸籍法起草支援	
	8	インドネシア裁判官人材育成強化支援研修	インドネシア(10)	H22.11.29～12.3(5日)	裁判官人材育成強化支援	
	9	第3回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(2) キルギス(3) タジキスタン(3) ウズベキスタン(3)	H22.12.7～12.17(12日)	中央アジア諸国における企業法制	
	10	第36回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(7)	H22.12.13～12.22(11日)	刑事訴訟法改正支援	
	11	第37回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(7)	H23.1.13～1.21(8日)	民事訴訟法改正支援	
	12	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(14)	H23.2.1～2.10(10日)	不動産登記制度に関する省令起草支援	
	13	第1回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(13)	H23.3.14～3.22(9日)	民法のモデル教材作成支援	1名途中帰国
	1	第9回カンボジア法曹養成支援研修(RSJP)	カンボジア(6)	H23.6.20～6.24(5日)	法曹養成	
	2	第10回カンボジア法曹養成支援研修(RSJP)	カンボジア(7)	H23.10.3～10.14(12日)	法曹養成	
	3	第2回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(13)	H23.10.17～10.28(12日)	刑事訴訟法のモデル教材作成支援	
	4	平成23年度中国国別研修「司法人材育成研修」	中国(8)	H23.11.7～11.12(6日)	裁判官養成	
	5	第4回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(3) キルギス(2) タジキスタン(2)	H23.12.5～12.16(12日)	中央アジア諸国における企業法制	
6	平成23年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」	中国(11)	H24.1.10～1.16(7日)	民事訴訟法改正支援		
7	第3回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(15)	H24.1.23～2.3(12日)	民事訴訟法のモデル教材作成支援		
8	第38回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(15)	H24.2.27～3.9(12日)	民法改正支援		

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成24年度	9	第39回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H24.3.12~3.21(10日)	裁判所組織法改正支援	
	1	平成24年度第1回中国国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」	中国(10)	H24.7.9~7.19(11日)	行政訴訟法及び行政関連法改正支援	
	2	平成24年度第1回ネパール国別研修「民法解説書準備」	ネパール(10)	H24.8.13~8.24(12日)	民法解説書作成支援	
	3	第40回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(8)	H24.9.5~9.12(8日)	ベトナム国家賠償法改正支援	
	4	平成24年度ネパール国別研修「事件管理」	ネパール(10)	H24.9.18~9.27(10日)	裁判所能力強化支援	
	5	第41回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H24.10.1~10.12(12日)	民事訴訟関連法等改正支援	
	6	第4回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(13)	H24.10.15~10.26(12日)	刑事訴訟法のモデル教材作成支援	
	7	第5回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(12)	H24.11.25~12.8(14日)	民事訴訟法のモデル教材作成支援	
	8	第5回中央アジア比較法制研究セミナー	ウズベキスタン(3) カザフスタン(3) キルギス(3) タジキスタン(3)	H24.11.29~12.14(16日)	中央アジア諸国における企業法制	
	9	第42回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(15)	H24.12.10~12.18(9日)	ベトナム刑事司法制度改革支援	
	10	第43回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(8)	H25.1.9~1.15(7日)	ベトナム民事判決執行法改正支援	
	11	平成24年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」	中国(12)	H25.1.28~2.5(9日)	消費者保護法等の民事関連法改正支援	
	12	第6回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(19)	H25.2.4~2.15(12日)	民法のモデル教材作成支援	
13	第1回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(20)	H25.2.18~2.28(11日)	民法・民事訴訟法普及支援		
平成25年度	1	第8回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(15)	H25.7.29~8.9(12日)	刑事訴訟法のモデル教材作成支援	
	2	第44回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(6)	H25.8.4~8.8(5日)	ベトナム刑事司法制度改革支援	
	3	第45回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H25.10.2~10.11(10日)	民事訴訟関連法等改正支援	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成26年度	4	第9回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(12)	H25. 10. 7～10. 18(12日)	民事訴訟法のモデル教材作成支援	
	5	第2回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(20)	H25. 10. 21～11. 1(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	6	第6回中央アジア比較法制研究セミナー	ウズベキスタン(3) カザフスタン(3) キルギス(3) タジキスタン(3)	H25. 11. 27～12. 15(19日)	中央アジア諸国における企業法制	
	7	第1回ネパール法整備支援研修「事件管理」	ネパール(20)	H25. 12. 10～12. 20(11日)	裁判所能力強化支援	
	8	第3回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H26. 2. 10～2. 21(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	9	第46回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(10)	H26. 3. 4～3. 11(8日)	ベトナム国際私法改正支援	
	1	第1回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(12)	H26. 5. 17～5. 31(15日)	ミャンマー法整備支援プロジェクト詳細計画策定	
	2	第4回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H26. 6. 9～6. 20(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	3	第2回ネパール法整備支援研修「調停」	ネパール(10)	H26. 9. 15～9. 27(13日)	裁判所能力強化支援	
4	第5回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H26. 10. 20～10. 31(12日)	民法・民事訴訟法普及支援		
5	第2回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(14)	H26. 11. 2～11. 15(14日)	裁判官・検察官人材育成支援		
6	第3回ネパール法整備支援研修「事件管理」	ネパール(14)	H26. 12. 1～12. 13(13日)	裁判所能力強化支援		
7	第6回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H27. 2. 2～2. 13(12日)	民法・民事訴訟法普及支援		
8	第48回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(12)	H27. 3. 1～3. 14(14日)	ベトナム民法改正支援		
9	第3回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(12)	H27. 3. 1～3. 14(14日)	立法起草・法案審査能力向上支援		
平成27年度	1	第4回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(11)	H27. 6. 28～7. 11(14日)	立法起草・法案審査能力向上支援	
	2	ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)第3回本邦研修	ラオス(17)	H27. 8. 23～9. 2(11日)	法曹教育・研修改善支援	

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考	
	3	第49回ベトナム法整備支援研修(OOG)	ベトナム(10)	H27. 9. 10～9. 17(8日)	立法起草・法案審査能力向上支援		
	4	第7回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H27. 9. 7～9. 18(12日)	民法・民事訴訟法普及支援		
	5	第5回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(12)	H27. 11. 22～12. 5(14日)	裁判官・検察官人材育成支援		
	6	第50回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(10)	H27. 11. 24～12. 3(10日)	立法起草・法案審査能力向上支援		
	7	ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「刑事関連法」本邦研修	ラオス(19)	H27. 11. 8～11. 21(14日)	刑事関連法分野の執務参考資料等作成支援		
	8	ネパール裁判所能力強化プロジェクト第4回本邦研修	ネパール(20)	H27. 3. 1～3. 14(14日)	裁判所能力強化支援		
	9	ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「経済紛争解決法」本邦研修	ラオス(18)	H27. 12. 6～12. 19(14日)	民事経済関連法分野の執務参考資料等作成支援		
	10	第6回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(14)	H28. 2. 21～3. 5(14日)	知的財産関連法起草・法案審査能力向上支援		
	11	第8回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(15)	H28. 2. 29～3. 11(12日)	民法・民事訴訟法普及支援		
	平成28年度	1	第7回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(14)	H28. 6. 12～6. 25(14日)	ミャンマー倒産法起草支援	
		2	ネパール裁判所能力強化プロジェクト第5回本邦研修	ネパール(15)	H28. 7. 18～7. 30(13日)	事件管理に関する支援	
3		第53回ベトナム法整備支援研修(首相府)	ベトナム(10)	H28. 7. 19～7. 29(11日)	法令の整合性及び明確性確保のための能力向上支援		
4		インドネシア法整備支援第1回本邦研修	インドネシア(21)	H28. 7. 20～7. 29(10日)	知的財産権保護体制の強化支援		
5		第54回ベトナム法整備支援研修(司法省)	ベトナム(10)	H28. 9. 4～9. 17(14日)	ベトナム財産登録法制定支援		
6		ラオス法律人材育成強化プロジェクト「経済紛争解決法」第8回本邦研修	ラオス(18)	H28. 9. 25～10. 8(14日)	民事経済関連法分野の執務参考資料等作成支援		
7		第9回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H28. 10. 10～10. 21(12日)	民法・民事訴訟法普及支援		
8		インドネシア法整備支援第2回本邦研修	インドネシア(14)	H28. 10. 23～11. 5(14日)	知的財産権保護体制の強化支援		

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考	
	9	インドネシア法整備支援第3回本邦研修	インドネシア(9)	H28. 10. 24～11. 4(12日)	法令の整合性確保等のための支援		
	10	ラオス法律人材育成強化プロジェクト「刑事関連法」第9回本邦研修	ラオス(19)	H28. 10. 30～11. 12(14日)	刑事関連法分野の執務参考資料等作成支援		
	11	第55回ベトナム法整備支援研修(最高人民裁判所)	ベトナム(10)	H28. 11. 6～11. 19(14日)	家庭裁判所(家事・未成年者法廷)実務改善支援		
	12	第8回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(14)	H28. 11. 20～12. 3(14日)	和解・調停制度導入支援		
	13	ネパール裁判所能力強化プロジェクト第6回本邦研修	ネパール(13)	H28. 11. 27～12. 10(14日)	司法調停等に関する支援		
	14	ラオス法律人材育成強化プロジェクト「教育・研修改善」第10回本邦研修	ラオス(22)	H29. 1. 29～2. 11(14日)	法曹教育・研修改善支援		
	15	インドネシア法整備支援第4回本邦研修	インドネシア(16)	H29. 2. 12～2. 22(11日)	法令の整合性確保等のための支援		
	16	第9回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(16)	H29. 2. 26～3. 11(14日)	ミャンマー倒産法起草支援		
	平成29年度	1	第56回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(11)	H29. 5. 22～6. 3(13日)	判例制度・争訟原則に関する実務確立支援	
		2	ミャンマー法整備支援プロジェクト第10回本邦研修	ミャンマー(16)	H29. 6. 18～7. 1(14日)	ビジネス環境・制度基盤整備支援	
		3	第57回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H29. 7. 17～7. 29(13日)	財産登記法制定及び法規範文書審査能力向上支援	
		4	インドネシア法整備支援第5回本邦研修	インドネシア(14)	H29. 7. 24～8. 5(13日)	法令間整合性確保支援	
		5	ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)第11回本邦研修	ラオス(19)	H29. 8. 13～8. 26(14日)	民事経済関連法分野の執務参考資料等作成支援	
		6	ミャンマー法整備支援プロジェクト第11回本邦研修	ミャンマー(15)	H29. 10. 29～11. 11(14日)	知的財産関連法起草・法案審査能力向上, 人材育成支援	
		7	第58回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H29. 11. 21～12. 1(11日)	民事判決執行運用改善支援	
		8	インドネシア法整備支援第6回本邦研修	インドネシア(14)	H29. 11. 23～12. 2(10日)	ビジネス関連法令整合性確保支援	
9		第1回バングラデシュ法整備支援研修	バングラデシュ(15)	H29. 12. 3～12. 16(14日)	法・司法機関関係者能力向上支援(ADR等)		

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
	10	ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)第12回本邦研修	ラオス(21)	H29.12.10~12.23(14日)	法曹教育・研修改善支援	
	11	平成29年度WIPOジャンプファンド・ラオス裁判官知財制度研修	ラオス(10)	H30.1.28~2.2(6日)	知的財産紛争処理能力向上支援	
	12	インドネシア法整備支援第7回本邦研修	インドネシア(14)	H30.2.12~2.24(13日)	知的財産権保護体制の強化支援	
	13	ミャンマー法整備支援プロジェクト第12回本邦研修	ミャンマー(16)	H30.3.4~3.17(14日)	裁判適正化及び迅速化支援(新しいタイプの証拠)	
	14	ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)第13回本邦研修	ラオス(21)	H30.3.4~3.17(14日)	新民法典草案作成支援	

※ 国際民商事法研修は、平成14年度までは集団研修として実施。
 ※ 中央アジア比較法制研究セミナーは平成20年度から地域別研修として実施。

各国プロジェクト等紹介・成果

ベトナム

ベトナムでは、1986年にドイモイ（刷新）政策が採用され、それまでの社会主義計画経済に代わり市場経済が導入されました。しかし、市場経済への移行は、それを支えるための新たな法制度を整備しなければなりません。そこで、ベトナムは、我が国に対し、市場経済化に向けた法整備支援の要請を行い、法務省は、この要請に応じて、1994年にベトナムの司法関係者を国内に招いて研修を実施したことを契機として、それ以降、ベトナムに対する法整備支援を続けてきました。

1996年には長期専門家1名（弁護士出身）が派遣され、JICA（当時の特殊法人国際協力事業団、現在の独立行政法人国際協力機構）による法整備支援プロジェクトがスタートしました。2000年からは、法務省から長期専門家2名（検事出身と裁判官出身の各1名）を派遣するようになり、検事出身・裁判官出身・弁護士出身の各長期専門家が首都ハノイに常駐し、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会の4機関を協力機関として、民法、民事訴訟法などの基本法令の起草支援や、法令を実際に運用する人材の育成支援、実務の改善支援など幅広い活動が続けられてきました。

2015年4月からは、ベトナムの法・司法改革の目標年である2020年を見据えた、「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」が開始されました。同プロジェクトでは、長期専門家による現地での日常的・継続的な支援活動に加え、ベトナム人研修員に対する日本国内での研修、日本の有識者を派遣して行う現地セミナーなどが活動の中心となっています。同プロジェクトでは、これまでの4つの協力機関に対し、起草支援、実務改善支援を引き続き行うほか、新たに首相府を協力機関に加え、法令の整合性・明確性の確保といったベトナムで新たに問題となっている分野への支援を開始しており、それに伴い、長期専門家も従前から1名増員して合計4名体制をとるなど、その活動内容は今なお質・量ともに拡大を続けています。

このような日本の長年の支援により、ベトナム法・司法関係者の意識及び能力も向上しているところ、今後は、従来のような具体的な法令起草支援や実務改善支援のみにとどまらず、将来にわたり、ベトナムが法・司法分野においてますます自律的な発展を遂げるため、どのような協力を行っていくべきか、より大局的な見地から検討すべき段階にあります。

カンボジア

カンボジアでは、1970年代のポル・ポト政権時代に行われた法律の廃止や、知識人の大量虐殺等により、基本法の整備が不十分で、それらを適切に解釈・運用できる法律家も乏しい状態であったため、法律の整備と法律家の育成による司法制度の確立が国家的課題となり、カンボジア政府から我が国に対して法整備支援の要請がなされました。

これを受けて、1996年から、JICA（当時の特殊法人国際協力事業団、現在の独立行政法人国際協力機構）の枠組みにより、法務省も参加してカンボジアに対する法整備支援が開始され、1999年からは、民法と民事訴訟法の起草支援のための法制度整備プロジェクト

トがスタートし、その成果として、2006年に民事訴訟法が、2007年に民法がそれぞれ成立しました。その後も、法制度整備プロジェクトでは、民法・民事訴訟法の普及や、民事関連法令の起草支援が続けられています。

これと並行して、2005年からは、王立裁判官・検察官養成校での人材育成支援プロジェクトも開始されました。このプロジェクトでは、将来の自立的運用を目指し、カンボジアの若手裁判官の中から選出された教官候補生に対して集中的に指導を行い、その能力強化を図りました。現在では同養成校出身者が教官を務めています。

2012年4月には、カンボジアの主要法律機関である司法省、王立司法学院（前記王立裁判官・検察官養成校の上部組織）、カンボジア弁護士会、王立法律経済大学の4機関を対象として、新たな枠組みでプロジェクトがスタートし、民法・民事訴訟法の更なる普及を目的とした支援が実施されました。

2017年4月からは、民法・民事訴訟法が広く適切に適用されるため、これらの法律に従った適切な実務の基礎が確立することを目的とした新たなプロジェクトが開始されました。このプロジェクトでは、不動産登記法等の民事重要法令の起草、訴状等の書式例の作成、判決書等の公開を柱としています。国際協力部は、教官を専門家（長期・短期）として派遣し、裁判官・検事・弁護士出身の長期専門家らが各ワーキンググループを分担して指導するなどして支援を実施しています。

ラオス

ラオスは、1986年に「新思考（チンタナカーン・マイ）」政策を導入して自由化を進める一方、経済面では、「新経済メカニズム」を導入し、経済開放・市場経済化に向けた改革を行ってきました。そして、1997年に東南アジア諸国連合（ASEAN）に加盟した後、2013年には世界貿易機関（WTO）への加盟を果たしました。この間、ラオスでは、市場経済化を促進するための法整備が進められてきましたが、基本法の整備も十分ではなく、存在する法律も体系化されたものではありませんでした。また、立法手続は必ずしも効率的とはいえ、法の運用面でも統一性及び迅速性に欠けていました。こうした問題の背景には、法・司法分野における人材不足が課題として存在すると指摘されてきました。

このような中、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、技術プロジェクトの一環として、2003年から2008年にかけて、(1)民法及び商法の教科書作成支援、(2)民事判決書マニュアル及び検察官マニュアル作成支援等を実施することになり、国際協力部では、長期・短期の専門家を現地に派遣するなどして協力しました。

その後も、国際協力部では、JICA、名古屋大学等と協力して、ラオス支援のニーズを把握するため、現地調査等続け、これを踏まえ、2010年7月から4年間にわたり、関係4機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学）を実施機関とし、ラオスの法学教育や実務を改善する人的・組織的能力の向上を目指し、JICAの「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ1）」が実施され、ラオスの民法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の執務参考資料の作成等を通じて人材育成能力強化の土台が築かれるなどの成果を上げました。2014年7月からは、「同プロジェクト（フェーズ2）」（4年間）が開始され、フェーズ1の成果を土台にして、引き続き、関係4機関を実施機関とし、関係4

機関及びその職員の(1)法令の起草, (2)法令の運用・執行, (3)法学教育・法曹養成研修, 継続的実務研修の改善, (4)法令の普及・理解促進のそれぞれの能力の向上を目指して, 活動を行っています。また, フェーズ2のプロジェクト期間は, 2018年7月で終了しますが, その後も引き続き, 新たなプロジェクトが開始されることも決まっています。

国際協力部では, 上記プロジェクト(フェーズ1及びフェーズ2)のために教官を長期・短期の専門家として現地に派遣しているほか, 日本での研修を受け入れるなど全面的に協力しています。

中央アジア

国際協力部では, ウズベキスタン共和国最高経済裁判所からの支援要請に基づき, 2004年から, 独立行政法人国際協力機構(JICA)等の関係機関及び日本の倒産法専門家等の協力を得て, ウズベキスタン倒産法注釈書の作成支援を実施し, その成果として, 2007年3月に同注釈書ロシア語版, 同年9月にウズベク語及び日本語版, 翌2008年3月に英語版がそれぞれ発刊されました。

また, 2008年度から2013年度まで, 中央アジアのカザフスタン, キルギス, タジキスタン及びウズベキスタンを対象国として「中央アジア諸国における企業法制」をテーマとする地域別研修「中央アジア地域法制比較研究セミナー」を実施するなど, 民商事法分野で法制度整備支援活動を行ってきました。

ウズベキスタンに対しては, JICAが, 法学研究者等の協力の下, 2005年から2008年及び2010年から2012年まで, のべ約5年間にわたり, 企業活動の活性化や民間セクターの活用を目的として, 行政手続等を改善するための法整備支援プロジェクトを行ってきました。

2012年に同プロジェクトは終了したものの, その後も同国においては, 行政手続の透明化を促進するための行政改革や司法制度改革が進められ, 2017年には行政裁判所が設立され, 2018年1月には新たに行政手続法及び行政訴訟法が成立して採択されました。

ウズベキスタンは, 「法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)」において, 重点支援国に指定されており, 同国からの日本の法制度整備支援に対する期待も大きいものがあります。

国際協力部は, 2018年3月, 同国の裁判官や検察官を招へいし, 新たに成立した行政手続法, 行政訴訟法の内容や運用上の問題点等を議論する共同研究セミナーを開催し, 課題を共有するなど, 法律分野での友好関係を維持しつつ, 今後の協力関係強化に向けた活動を行っています。

韓国

国際協力部では, 我が国及び韓国の研究員が両国の民事法制の制度上及び実務上の問題点の検討及び比較研究を共同で行うことを通じて, 相互に知識を深め, 研究の成果を各制度の発展及び実務の改善に役立てるとともに, 両国間のパートナーシップを醸成することを目的として, 1999年から, 日韓パートナーシップ共同研究を実施しています。

研究員は, 韓国の法院職員から選ばれた韓国側研究員と我が国の法務省, 法務局及び裁

判所職員から選ばれた日本側研究員により構成され、我が国で開催する日本セッションと韓国で開催する韓国セッションの2つのセッションにおいて、両国の研究員が、相互に相手国に派遣され、実務研究等を行うことが中心となります。研究の成果は、資料集として冊子にまとめられます。

なお、韓国において、法院とは、我が国の裁判所に相当し、大法院とは、我が国の最高裁判所に相当する機関です。大法院法院公務員教育院とは、韓国の法院の職員の研修を実施する、我が国の裁判所職員総合研修所に相当する機関です。

また、我が国においては、登記、戸籍及び供託は、法務省が、民事執行は、裁判所が事務を担当していますが、韓国においては、登記、家族関係登録（戸籍）、供託及び民事執行は、いずれも法院が事務を担当しています。

中国

中国は、1949年に中華人民共和国として社会主義国家を建設しましたが、1990年代には社会主義を維持しながらも市場経済を本格導入し、2001年には世界貿易機関（WTO）に加盟して、現在、市場経済に適した法整備を進めています。

日本と中国とは隣国どうしで、古来より密接な関係がありましたし、近年は中国に進出する日本企業も数多く、中国との関わりがますます深まっていることから、中国で公正な市場経済に適した法律が整備されることは日本側にも重要な関心事項でした。他方、中国側も、明治以降に近代法を整備して戦後には先進国入りした日本の法制度に強い関心があったことから、2006年、日本に対し、民事訴訟法等の改正にあたって、日本の知見を提供して欲しいとの支援要請を行いました。

これを受けて、国際協力部では、独立行政法人国際協力機構（JICA）等と協力し、2007年から、民事訴訟法及び民事関連法の立法支援、2012年から、行政訴訟法及び行政関連法の立法支援を実施し、これらの支援の結果、2009年に権利侵害責任法（不法行為法）、2010年に涉外民事関係法律適用法（国際私法）が制定され、2012年に中国民事訴訟法、2013年に消費者権益保護法が改正されるなどの成果が上がっています。

さらに、2014年からは、経済及び社会分野の立法に関する支援を実施しています。支援の中心は、中国現地でのセミナーや日本での研修を実施して、支援対象とした法令について日本の知見を提供することです。これまでに、2017年に中国で成立した民法総則の起草にあたり、日本の知見が提供されたほか、現在中国で編纂中の民法典分則（物件法、債権法等）についても、日本での研修を実施するなどして、支援を行っています。

インドネシア

約2億4900万人の人口を擁するインドネシアは、近年、着実な経済成長を続けており、更なる経済発展を支える基盤として、法制度、司法制度の整備を必要としています。

国際協力部では、インドネシア政府からの支援要請に基づき、独立行政法人国際協力機構（JICA）及び財団法人国際民商事法センター（ICCIC）等と協力して、2007年3月から2年間にわたって、(1)裁判所における和解・調停制度に関する最高裁判所規則の改正支援、(2)調停人養成に必要な仕組みの改善支援、(3)裁判所における和解・調停制

度の広報支援を内容とする和解・調停制度強化支援プロジェクトを実施しました。

同プロジェクトの終了後も、インドネシア最高裁判所からは引き続き日本の法制度や経験から学びたいとの要望が寄せられたため、2010年4月以降、法務省独自の取組みとして、裁判官を日本に招いて人材育成制度の共同研究を行うなどして、裁判官研修制度の改善に協力してきました。

さらに、2015年12月から、インドネシア最高裁判所、同法務人権省法規総局及び同省知的財産総局を対象機関として、同国の知的財産法の起草・審査における法的整合性を向上させる体制を整備するとともに、知的財産を保護する体制を強化することを目的としたJICAの新プロジェクトが5年間の予定で開始され、国際協力部も職員を同国へ長期派遣したり、同国関係者を日本に招いた本邦研修を企画・実施したりするなど、同プロジェクトに全面的に協力しています。

ミャンマー

ミャンマーは、2011年3月に、長らく続いていた軍事政権から民政移管を遂げました。その後のミャンマーにおける民主化に向けた改革を受けて、日本政府は、2012年4月、日ミャンマー首脳会談において、「ミャンマーの民主化及び国民和解、持続的発展に向けた改革努力を後押しするため、それら改革の配当を広範な国民が実感できるよう支援を実施する。」旨の支援方針を表明しました。

法制度整備支援は、「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」として、ミャンマーの民主化・経済改革を後押しするとともに、日本企業を含む外国投資の環境整備にも資する重要な協力の一つです。

国際協力部は、ミャンマーへの法制度整備支援を進めるべく、2012年以降、外務省や独立行政法人国際協力機構（JICA）、大学等の教育機関等の関係機関と連携しながら、現地調査を実施し、連邦最高裁判所長官や連邦法務長官をはじめとした方々を日本に招いて、共同研究を行うなどして、法律分野での交流を促進してきました。

そして、2013年8月には、JICAにおいて、連邦法務長官府と連邦最高裁判所との間で、法整備・運用のための組織的・人的能力向上を通じて、ミャンマーにおける法の支配・民主化・持続的な経済成長を推進することを目的とした「ミャンマー法整備支援プロジェクト」の合意に至り、2013年11月から同プロジェクトが正式始動しました。当初は、2016年11月までの3年間の予定でしたが、起草支援、審査支援や人材育成支援の分野で積極的に協力を押し進め、ミャンマー側との間でプロジェクト期間を1年6か月間延長するとの合意がなされました。その結果、現在のプロジェクトの終期は2018年5月となりましたが、その後も2021年3月まで継続して「法制度整備支援プロジェクト・フェーズ2」が実施されることが決まっています。

国際協力部は、プロジェクト開始以降、検事出身の教官を現地に数年単位で長期派遣しており、それに加えて、JICAとともに、ミャンマー人研修生を対象とした我が国における研修や現地での研修に協力するなど、関係機関と緊密に連携をとりながら、同プロジェクトに全面的に協力しています。

ネパール

ネパールは、民主化運動を経て、2008年5月、約240年続いた王政を廃止するとともに連邦民主制への移行を宣言し、暫定憲法・制憲議会の下で新しい国家の整備を始めました。翌2009年3月、独立行政法人国際協力機構（JICA）は、ネパール司法省から要請を受け、民法起草支援を中心とする法整備支援活動を開始しました。その過程で、1853年に制定され、その後も効力を有し続けていた「ムルキ・アイン法典」（民事実体法・民事手続法・刑事実体法・刑事手続法の4分野を包摂する法典）の分割改正作業が着手され、2014年には民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・量刑法・調整法の各法案が制憲議会に提出され、2017年10月、これらの法案が成立するに至りました。

国際協力部は、このようなネパールの民主化への歩みを支援するため、JICA等と協力しながら「民主化プロセス支援プログラム」として、民法や民法解説書作成に関する研修を実施しました。そのほか、ネパールで大きな問題となっている訴訟遅延については、2012年、裁判官等を対象とした「事件管理」の研修を実施するとともに、2013年9月から2018年3月までの間に実施されたJICAによる「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」では、最高裁判所を主な実施機関として、事件管理能力の強化や司法調停の活用について支援が実施され、国際協力部においても同プロジェクトの本邦研修等を実施するなどの協力を行いました。また、刑事法分野については、これまで国際協力部独自の支援として、ネパールの検事総長府との間で共同研究を行っていましたが、2013年8月以降においては、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）との共催で、ネパール検事総長府検事らを招へいして刑事司法に関する共同研究を実施しています。

東ティモール

東ティモールは、1975年にポルトガル植民地支配から脱しましたが、その直後インドネシアに侵攻され、長い紛争後の2002年によりやく独立回復を果たした国です。独立回復後は、諸外国、国際機関等の支援を受けながら国づくりを進めており、ASEAN加盟を目指し、法及び司法制度の整備、法曹人材の育成等に取り組んでいます。

しかしながら、東ティモールでは、いまだ、制度の基盤、人材、情報、経験が不足しており、外国人アドバイザーの支援による立法作業、外国人専門家の講義による法曹人材育成、諸外国、国際機関等の支援を受けた訴訟手続等、諸外国、国際機関等による支援に、法及び司法制度の整備、法曹人材の育成等の大部分を委ねている状況にあります。

我が国としても、2009年以降、独立行政法人国際協力機構（JICA）の枠組みによる支援又は法務省の独自支援により、東ティモールに対する法制度整備支援を行ってきました。支援の内容としては、東ティモール司法省の職員等を対象とし、東ティモールの優先度及び要望を踏まえた具体的な法律案の起草支援を行いながら、司法省の法案起草能力の向上を主な目的とするものであり、これまで、逃亡犯罪人引渡法、違法薬物取引取締法、少年法、調停法等を採り上げ、現地セミナー、共同法制研究等を実施してきました。その結果として、起草の対象とした法令が成立するとともに、東ティモール司法省において、立法手続に係る基本的知識が習得され、具体的な法案起草に役立てられるなど、支援の成果は着実に上がっています。

バングラデシュ

法務省は、約20年前から、法制度整備分野において、東南アジア諸国を中心に、独立行政法人国際協力機構（JICA）の技術協力プロジェクトを通じるなどして、継続的な支援を実施してきましたが、近年までバングラデシュに対しては特段の支援は実施していませんでした。

しかし、バングラデシュは、極めて親日的な国民性を有する友好国である上、近年高い経済成長を遂げ、日系企業の進出も急増するなど、我が国にとっての重要性は高まっており、2013年に改訂された「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」において、重点支援国の一つに新たに追加されたほか、2014年には、日本・バングラデシュ間の「包括的パートナーシップ」も構築されました。

それらの状況を踏まえ、国際協力部では、2013年度以降、バングラデシュの司法制度等についての調査委託や、国際協力部教官による現地調査を実施したり、同国の法務・司法・国会担当大臣（日本の法務大臣に相当）らを日本に招へいして共同研究を実施したりするなど、バングラデシュに対する法整備支援を本格的に開始する準備を進めてきました。

そして、今般、2017年度から3年間の予定で、バングラデシュに対し、法務・司法・国会担当省を実施機関として、司法関係機関職員の能力開発等を目的としたJICA国別研修が日本において実施される運びとなり、国際協力部も同研修の実施に全面的に協力しています。

現在バングラデシュ司法の最大の問題は、多数の未処理滞留事件の存在とされていますが、上記研修では、かかる問題の解決に寄与することなどを目指しています。

平成29年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		(法務省29- (15))					
施策名	施設の整備 (熊谷拘置支所整備等事業)						
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (VII-14-(2))						
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。						
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	9,567	191,925	199,878	164,836	709,741
		補正予算(b)	0	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	9,567	191,925	199,878	164,836	709,741
執行額(千円)		9,567	191,925	199,878	164,836	709,741	
政策評価実施時期	平成30年8月			担当部局名	大臣官房施設課		
評価方式	事業評価方式						

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

熊谷拘置支所の旧庁舎は、昭和34年に建築されたコンクリートブロック造の建物であったところ、経年による老朽化が著しく、建具が腐食していたほか、給排水設備の劣化により不具合が随所にみられ、施設運営に支障を来していた。

(2) 目的・目標

施設の老朽を解消するとともに、被収容者の人権に配慮した施設を整備することにより、適切な収容環境を確保することを目的とした。

(3) 具体的内容

事業場所：埼玉県熊谷市箱田1丁目16番1号

事業時期：平成20年度から（平成24年度から供用開始）

延べ面積：3,001平方メートル

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要¹⁾」（以下「旧システム」という。）に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業の緊急性・優先性 109点

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、収容能力、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果（費用対効果）2.1

※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。

※ 事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による効果（安全性の向上、業務効率・処遇改善、建物価値の向上、過剰収容への対応、環境への配慮、地域への寄与、位置の改善）を比較した数値である。

(3) 有効性

計画の妥当性 100点

※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。

- ① 地域との調和（周辺環境との調和）
- ② 業務の効率化・処遇改善（来訪者対応機能の充実、円滑な業務の遂行、被収容者の処遇・生活環境の改善、職員の執務環境の向上）
- ③ 環境負荷の小さな施設づくり（環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設））
- ④ フレキシビリティの向上

(4) 総合的評価

以上（1）（2）（3）より、新規事業採択の要件を満たしていた。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム²」（以下「新システム」という。）に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B2」という。）の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性（新システムにおいては、「事業計画の効果（B1）」に関する評価指標（別紙1）」の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B1）」に関する評価指標（別紙1）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（B1）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果（B2）」に関する評価指標（別紙2及び3）により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については、当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 事後評価の内容

(1) 事業の情報となる項目（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化

事業は総額約13億円で平成20年度から平成24年度にかけて実施し、平成24年度に完成した。

(2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果（B1）」に関する評価指標（別紙1）、「事業計画の効果（B2）」に関する評価指標（別紙2及び3）のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・業務を行うための基本機能（B1評価）：133点
業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる（別紙1参照）。
- ・政策及び重点施策に基づく付加機能（B2評価）：人権、環境保全性、防災性、保安性（以上評価A）、ユニバーサルデザイン、耐用・保全性（以上評価B）、地域性（以上評価C）（別紙2及び3参照）。
- ・本事業により適切な規模の敷地に庁舎を新営できたことで、施設の老朽の解消及び

収容環境の改善を達成できた。

(3) 事業実施による環境の変化

環境保全性（評価A）の結果から、環境への負荷も抑えられており、特に問題はない。

(4) 総合的評価

以上（1）（2）（3）より、事業の目的を果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

(2) 実施方法

(3) 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

〔反映内容〕

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

本書に記載の延べ面積は、整備後の面積であり、事前評価書においては、予算要求時の計画面積であるため、両者は異なっている。

【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】

*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

5 事業計画の効果 (B1)

事業計画の効果(B1)に関する評価指標(熊谷構置支所)

分類	項目	係数				評価点		
位置	1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5		
196	用地取得の見込	取得済み、現地建替	固有地の所管管予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件が災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件が災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画・ビッツコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない		1.0
	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定	1.0
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある				1.0
	構造	単独行舎、		単独行舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	1.0
		総合庁舎		総合庁舎としての整備条件が整っている			総合庁舎としての整備条件が整っていない	
		としての整備条件		標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要機能が満足される計画である	適切な構造、機能として計画されている	適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要機能が満足されないおそれがある	1.0
機能性等								
評価点 (各係数の積 × 100倍)						133		

別紙 2

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	人権	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	防災性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	保安性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標【熊谷構置支所】

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価(※2)
社会性	地域性	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携 ・既存建造物(歴史的建築物)の有効活用 ・跡地の有効活用 ・地域性のある材料の採用 ・地域住民との連携 ・オープンスペースの設置 		A:3つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下
		<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の人権に配慮した建物計画 	地域と調和した外堀のない都市型収容施設	A:2つ以上該当
		<ul style="list-style-type: none"> ・被災者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画 ・来庁者の人権に配慮した建物計画 ・特別な省エネ機器の導入 ・緑化のための特別な対策 ・自然エネルギー利用のための特別な対策 ・水資源の有効活用のための特別な対策 ・断熱性向上のための特別な対策 ・木材利用促進 ・建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。 ・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。 ・建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。 ・火災への特別な対策 ・浸水への特別な対策 ・強風への特別な対策 ・落雷への特別な対策 ・構造体に係る業務継続のための特別な対策 ・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策 ・災害時の対策 ・保管室の防火性能の確保 ・保安性の確保 ・被災者、被収容者、保護観察対象者等の監視を容易にする工夫 ・保管室の防犯性能の確保 ・将来の模様替えに配慮した階高の確保 ・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 ・可動間仕切等の活用 ・清掃を容易にするための取組 ・メンテナンスを容易にする工夫 ・増築可能な建物配置 	来庁者との動線分離(護送用車両専用車庫) 犯罪被害者、面会人等と一般来庁者との動線分離(面会者専用待合室) 水蓄熱、照明制御(人感センサー) 屋上緑化 太陽光発電、ハイブリッド外灯、ライトシェアリング 内装等の木質化(床木質化、木手すり)	A:4つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下
環境保全性	ユニバーサルデザイン(※1)			A評価 B評価 C評価
機能性	防災性		電気室を浸水深以上に設置(GL+500mm、浸水深500mm未満)	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし
			高度な雷保護(SPD:通電流保護装置)	A
経済性	保安性		護送用車両専用車庫(シャッター付)、生体認証装置	A:2つ以上該当
			監視カメラ 鉄格子	B:1つ該当 C:該当なし
経済性	耐用・保全性		移動間仕切	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし
				B

※1 ユニバーサルデザインについて
 一般来庁者が単独で利用する部分を評価の対象とする。
 ※2 評価について
 A:特に充実した取組がなされている、B:充実した取組がなされている(関連する法令、条例、計画、協定、基準等と整合が図られている。)
 C:一般的な取組がなされている

平成29年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		(法務省29- (16))				
施策名	施設の整備（郡山第2法務総合庁舎整備等事業）					
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （VII-14- (2)）					
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度		
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	13,957	209,055	822,257	
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	13,957	209,055	822,257	
執行額(千円)	13,957	209,055	822,257			
政策評価実施時期	平成30年8月	担当部局名	大臣官房施設課			
評価方式	事業評価方式					

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

福島地方法務局郡山支局の旧庁舎は、昭和54年に建築された鉄筋コンクリート造2階建ての建物であったところ、登記事件増加とそれに伴う大型機器の導入等に加え、統合受け入れのため、事務室・書庫ともに面積不足となっていた。

一方、仙台入国管理局郡山出張所の旧庁舎は、昭和61年に建築された鉄骨造1階建ての建物であったところ、職員数、OA機器等の増加に伴い、執務面積不足となっていた。

(2) 目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって、面積不足の解消を図るとともに、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図ることを目的とした。

(3) 具体的内容

事業場所：福島県郡山市希望ヶ丘31番26号

事業時期：平成21年度から（平成24年度から供用開始）

延べ面積：5,174平方メートル

入居官署：福島地方法務局郡山支局

仙台入国管理局郡山出張所

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要¹⁾」（以下「旧システム」という。）に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業の緊急性・優先性 120点

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、事務所の借用、庁舎の分散、都市計画の関係、立地条件の不良、衛生条件の不良、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果（費用対効果）3.0

※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。

※ 事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による効果（利用者の利便、地域への寄与、安全の確保、環境への配慮）及び法務総合庁舎としての加算効果（来庁者対応機能の充実、業務効率・適切な業務の遂行、防犯性の向上、位置の改善）を比較した数値である。

（3）有効性

計画の妥当性 121点

※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。

- ① 位置（用地取得の見込み、災害防止・環境保全、アクセスの確保、都市計画・土地利用計画等との整合性、敷地形状）
- ② 規模（建築物の規模、敷地の規模）
- ③ 構造（単独庁舎、総合庁舎としての整備条件、機能性等）

（4）総合的評価

以上（1）（2）（3）より、新規事業採択の要件を満たしていた。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム²」（以下「新システム」という。）に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B2」という。）の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」（新システムにおいては、「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別紙1））の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別紙1）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（B1）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別紙2及び3）により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については、当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 事後評価の内容

（1）事業の情報となる項目（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化

事業は総額約10億円で平成21年度から平成23年度にかけて実施し、平成23年度に完成した。

（2）事業の効果の発現状況

「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別紙1）、「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別紙2及び3）のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・業務を行うための基本機能（B1評価）：133点
業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる（別紙1参照）。

・政策及び重点施策に基づく付加機能（B 2 評価）：人権，環境保全性，ユニバーサルデザイン，防災性，保安性，耐用・保全性（以上評価A），地域性（以上評価C）（別紙2及び3参照）。

・本事業により適切な規模の敷地に庁舎を新営できたことで，面積不足の解消，業務効率の改善及び利用者へのサービスの向上を達成できた。

(3) 事業実施による環境の変化

環境保全性（評価A）の結果から，環境への負荷も抑えられており，特に問題はない。

(4) 総合的評価

以上（1）（2）（3）より，事業の目的を果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

(2) 実施方法

(3) 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

〔反映内容〕

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

本書に記載の延べ面積は，整備後の面積であり，事前評価書においては，予算要求時の計画面積であるため，両者は異なっている。

【行政事業レビュー点検結果の平成31年度予算概算要求への反映内容】

*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため，平成12年度に策定したものである。なお，平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお，平成21年度からは，新システムに基づき評価を行っている。

5 事業計画の効果 (B1)

事業計画の効果(B1)に関する評価指標(郡山第2法務総合庁舎)

分類	項目	係数				評価点		
位置	1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5		
202	用地取得の見込	取得済み	国有地の所管管予定・公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの	条件整備により都市計画等との整合が可能	建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1	
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる	自然条件が災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件が災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件が災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1	
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり			整備の見込なし	1.1	
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画・ビッツコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合			都市計画等と整合しない	1.0	
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している	敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない		1.0	
	規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している		規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定	1.0	
	構造	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			1.0
			単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
		総合庁舎としての整備条件	総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている			総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
			機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要機能が満足される計画である	適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
<p style="text-align: center;">評価点 (各係数の積 × 100倍)</p>						133		

別紙 2

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	人権	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	防災性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	保安性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標【郡山第2法務総合庁舎】

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価(※2)	
社会性	地域性	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携 ・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用 ・跡地の有効活用 ・地域性のある材料の採用 ・地域住民との連携 ・オープンスペースの設置 ・景観性 		A:3つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下	
		人権	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の人権に配慮した建物計画 ・被害者、被被害者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画 ・来庁者の人権に配慮した建物計画 ・特別な省エネ機器の導入 ・緑化のための特別な対策 ・自然エネルギー利用のための特別な対策 ・水資源の有効活用のための特別な対策 ・断熱性向上のための特別な対策 ・木材利用促進 	来庁者との動線分離(送迎専用車庫専用車庫)、外部からの視線制御(ガラスブロック) 相談者等と一般来庁者との動線分離(個別相談室) 照明制御(人感センサー) 太陽光発電、ハイブリッド外灯 高性能ガラス(Low-Eガラス) 内装等の木質化(ウッドテラス)	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし
		環境保全性	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化のための特別な対策 ・自然エネルギー利用のための特別な対策 ・水資源の有効活用のための特別な対策 ・断熱性向上のための特別な対策 ・木材利用促進 	太陽光発電、ハイブリッド外灯 高性能ガラス(Low-Eガラス) 内装等の木質化(ウッドテラス)	A:4つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下
		機能性	ユニバーサルデザイン(※1)	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。 ・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。 ・火災への特別な対策 ・浸水への特別な対策 ・強風への特別な対策 ・落雷への特別な対策 ・構造体に係る業務継続のための特別な対策 ・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策 ・災害時の対策 ・保管室の防火性能の確保 ・保安性の確保 ・被疑者、被被害者、保護観察対象者等の監視を容易にする工夫 ・保管室の防犯性能の確保 ・将来の模様替えに配慮した階高の確保 ・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 ・可動間仕切等の活用 ・清掃を容易にするための取組 ・メンテナンスを容易にする工夫 ・増築可能な建物配置 	電気室を4階に設置 高度な雷保護(SPD:通電流保護装置)
経済性	耐用・保全性		防火器具、防火設備(FD:ファイヤーダンパー)、耐火間仕切、防火ガラスブロック 入車専用車庫(シャッター付) 生体認証装置	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし	
			リブレイズゾーン 移動間仕切	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし	

※1 ユニバーサルデザインについて
 一般来庁者が単独で利用する部分を評価の対象とする。
 ※2 評価について
 A:特に充実した取組がなされている、B:充実した取組がなされている(関連する法令、条例、計画、協定、基準等と整合が図られている。)
 C:一般的取組がなされている

参 考 资 料

法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

平成28年12月改定
法務省大臣官房施設課

目次

1	政策評価とは	1
2	法務省における政策評価	2
3	法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価)	3
4	事業評価システムの流れ	4
5	法務省大臣官房施設課における評価体制	5
6	事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1)	事前評価システム	6
(2)	再評価システム	12
(3)	事後評価システム	12

1 政策評価とは

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

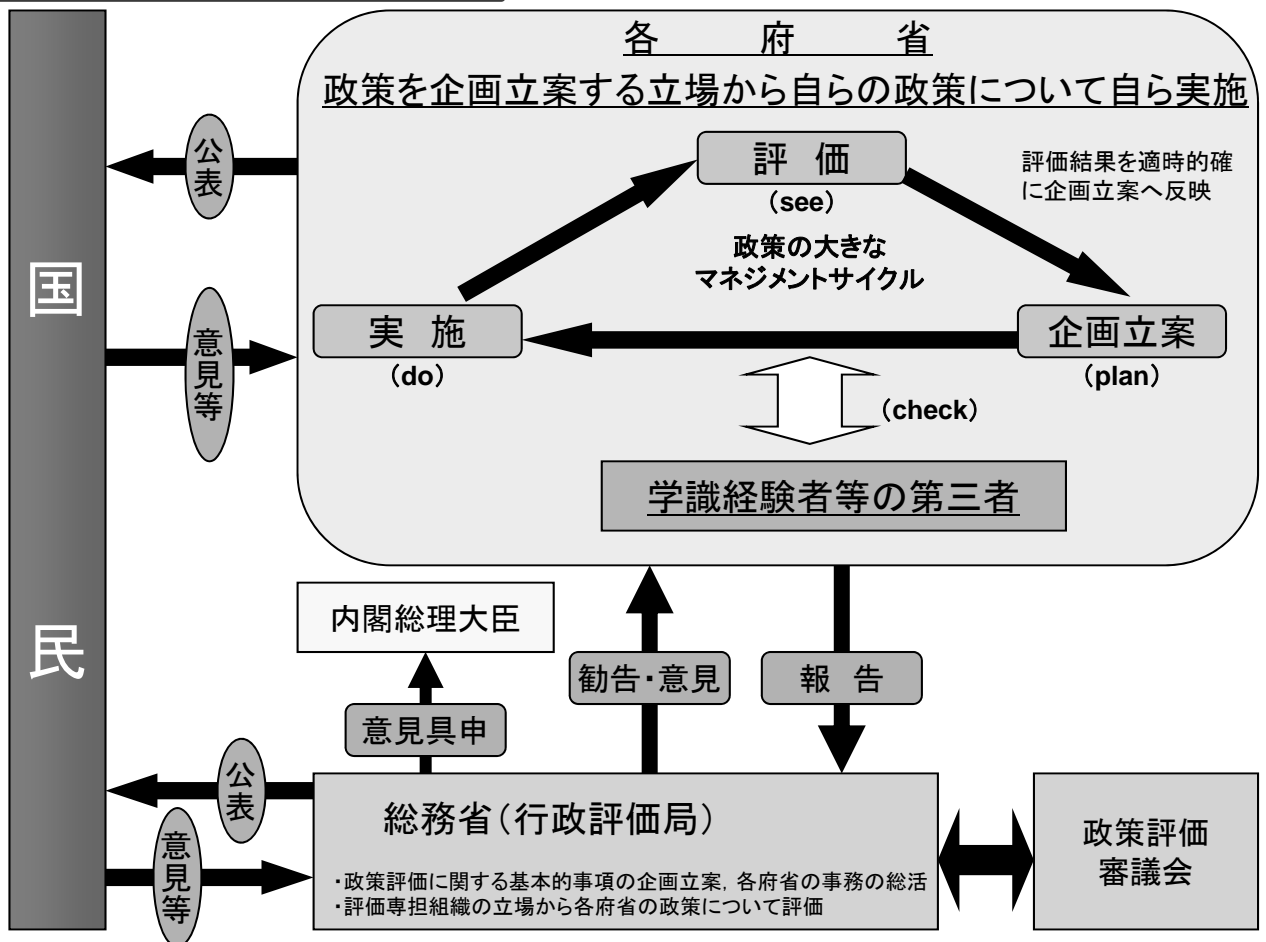
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価審議会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

① 法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

② 評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③ 評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④ 評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

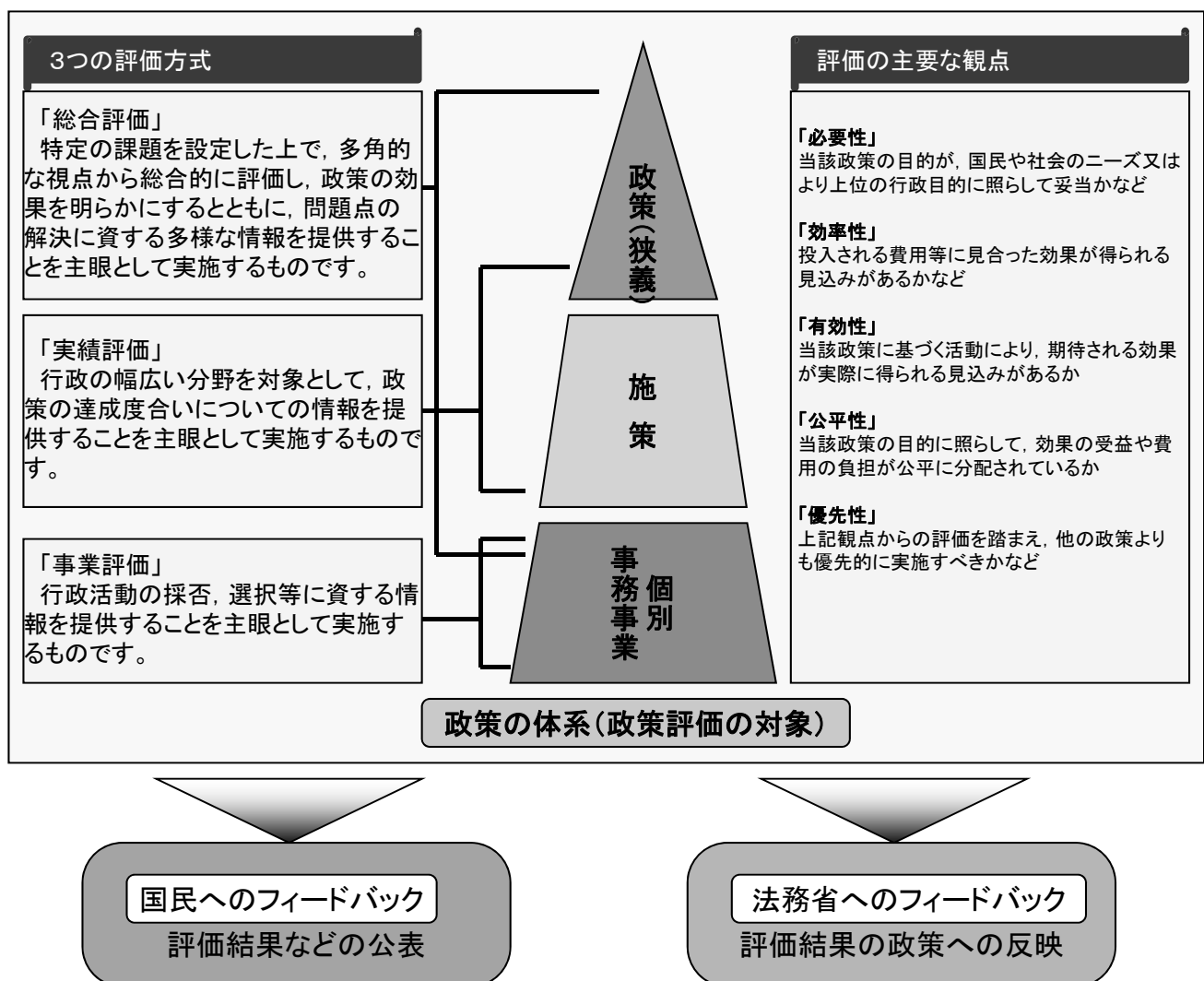
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤ 評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

⑥ 評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ（<http://www.moj.go.jp>）を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課事業評価の概要

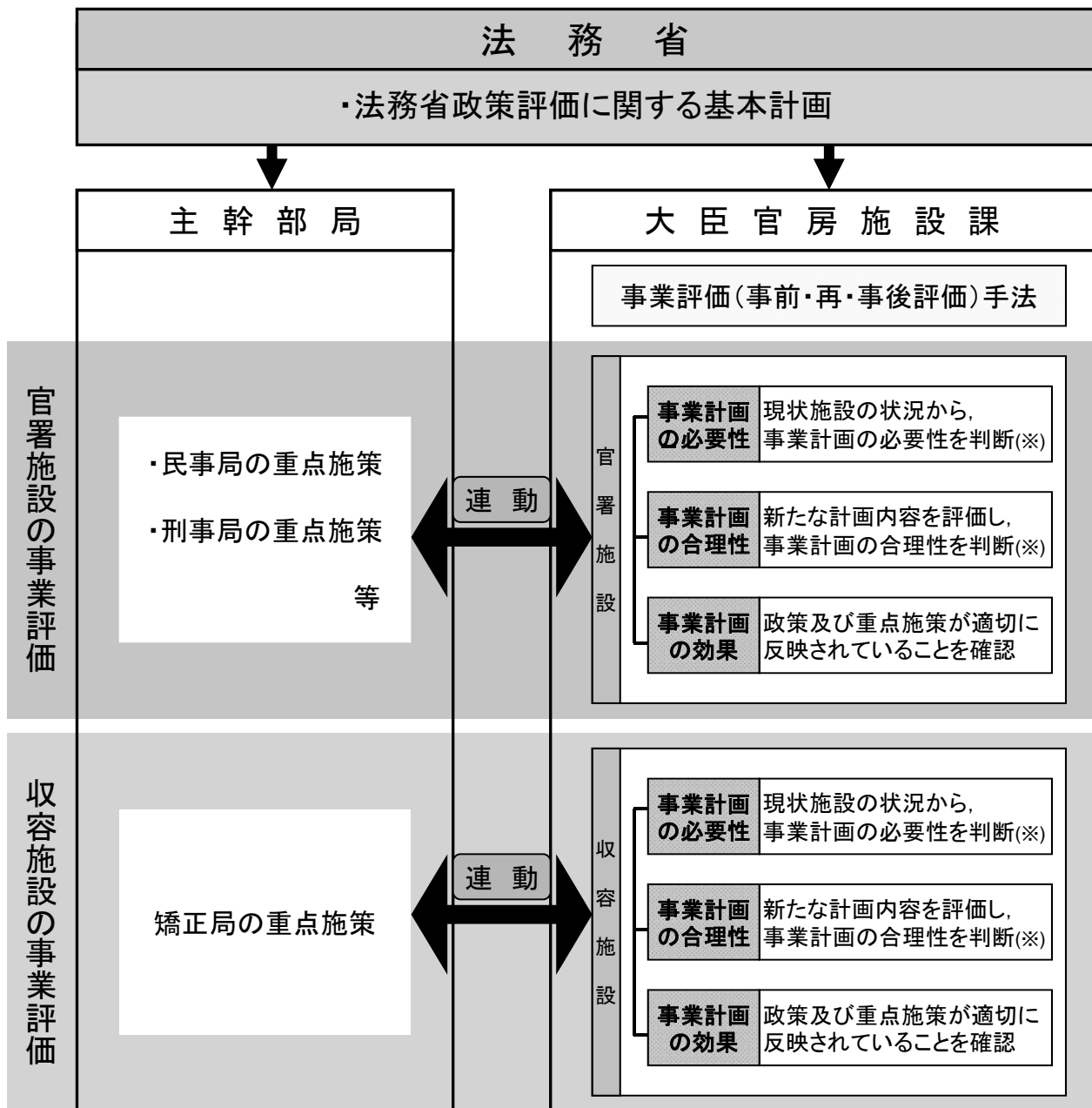
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。（「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）（「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。

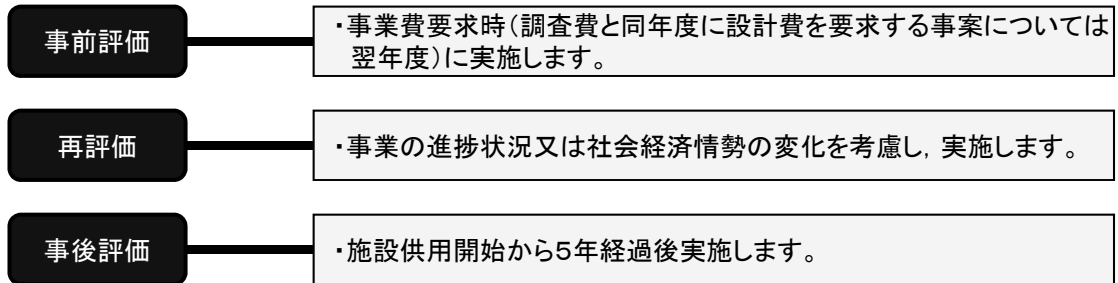


(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

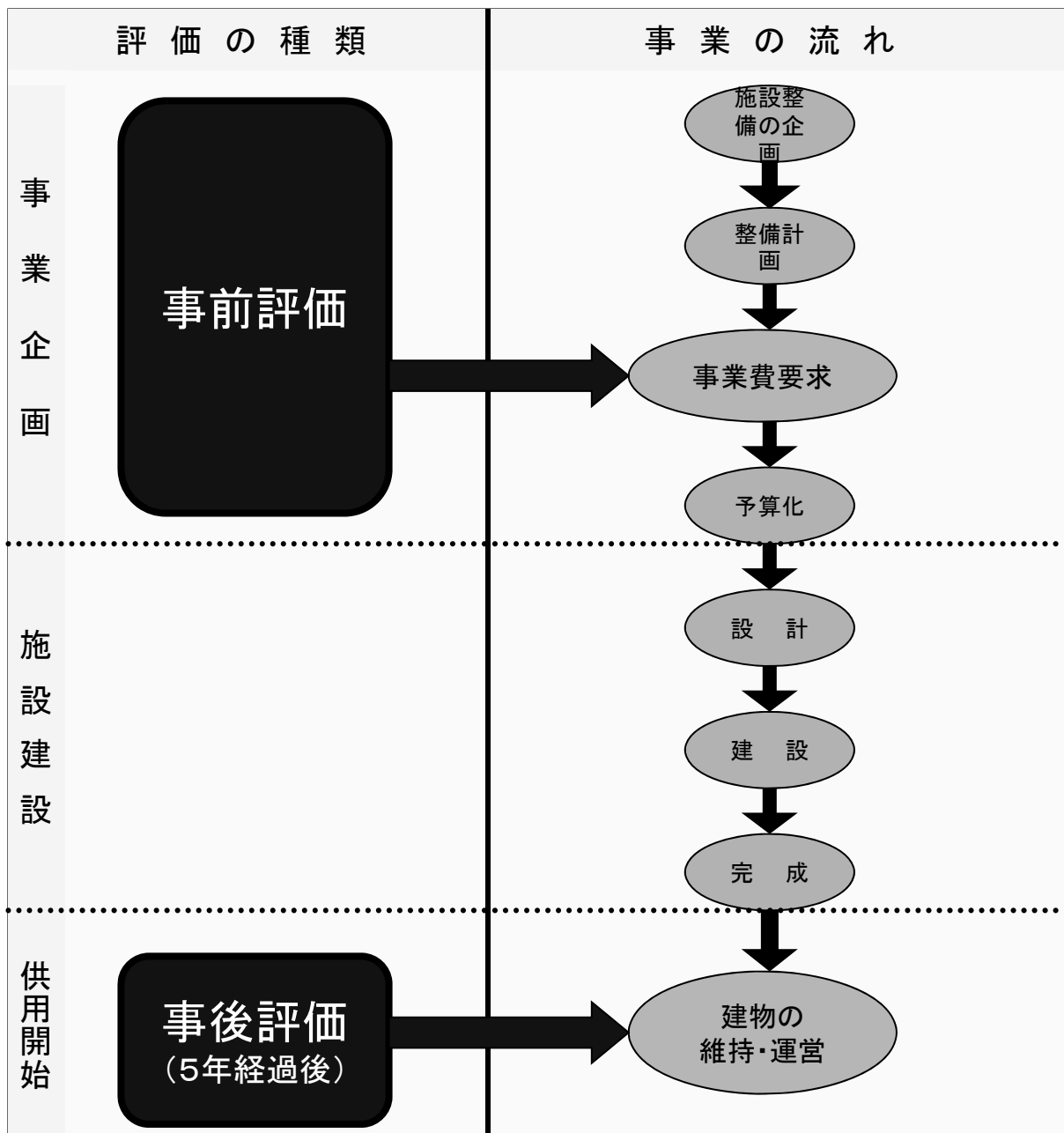
4 事業評価システムの流れ

事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。



施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ

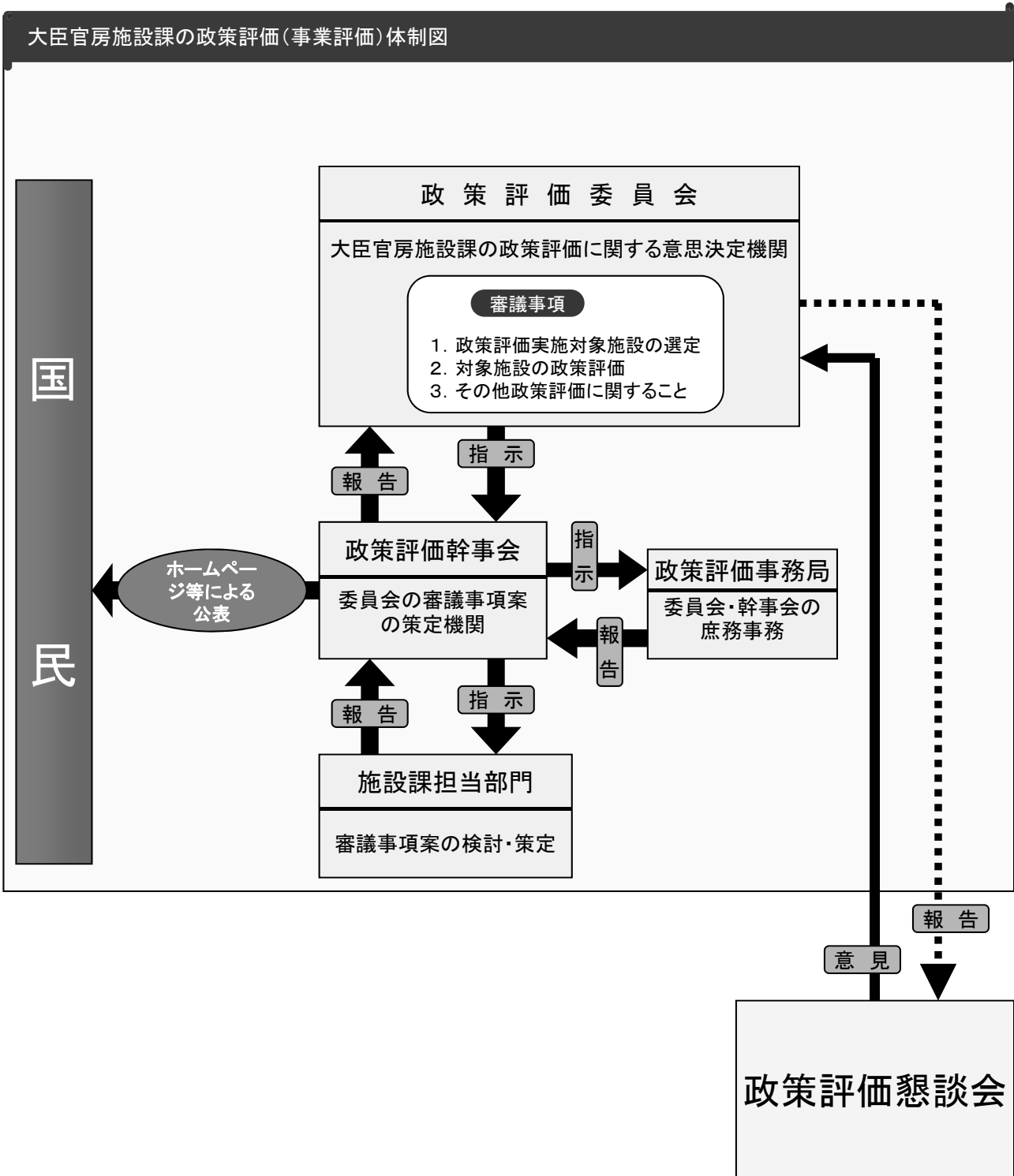


5 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価(事業評価)体制図



6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

(1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要

事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します(同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。)
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画, 特々計画又はシビックコア計画(一団地の官公庁施設計画を含む)に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル(100点)以上のものを必要性のある事業計画とします。

[事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度 : 木造施設の経年による構造, 設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。
建設時点を約9000とします。

現存率 : 非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。
建設時点を100とします。

面積率 : 現状施設の延床面積(m²) / 新営施設の延床面積(m²)

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて適当な場所にある場合、10点を加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	80%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭あい	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借入返還	立退要求がある場合		借入期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務効率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づいたもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域制上の不道			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不道			位置が不道当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不道当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不道当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、審議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移設及び機構統合等に適用する。ただし、機構統合による場合は主理由として取り上げない。

●新規施設の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、審議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

イ 事業計画の合理性

○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

ウ 事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止、環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			
構造	単独行舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独行舎の場合	単独行舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

(2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等、事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり、再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

(3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件が災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件が災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シブツコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			
構造	単独行舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独行舎の場合	単独行舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	人権	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている

FACILITIES DIVISION
MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL: 03-3580-4111(代表) Fax: 03-5511-7203
URL: <http://www.moj.go.jp>



大臣官房施設課における 事業評価の概要

法務省大臣官房施設課

目 次

1. 政策評価とは	1
2. 法務省における政策評価	2
3. 法務省の政策の体系	3
4. 法務省大臣官房施設課における政策評価	4
5. 事業評価システムの流れ	5
6. 法務省大臣官房施設課における評価体制	6
7. 事業評価（事前評価）システムの概要	
(1) 官署施設	7
(2) 収容施設	13
参考資料	
・費用対効果算出方法	19

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメント・サイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

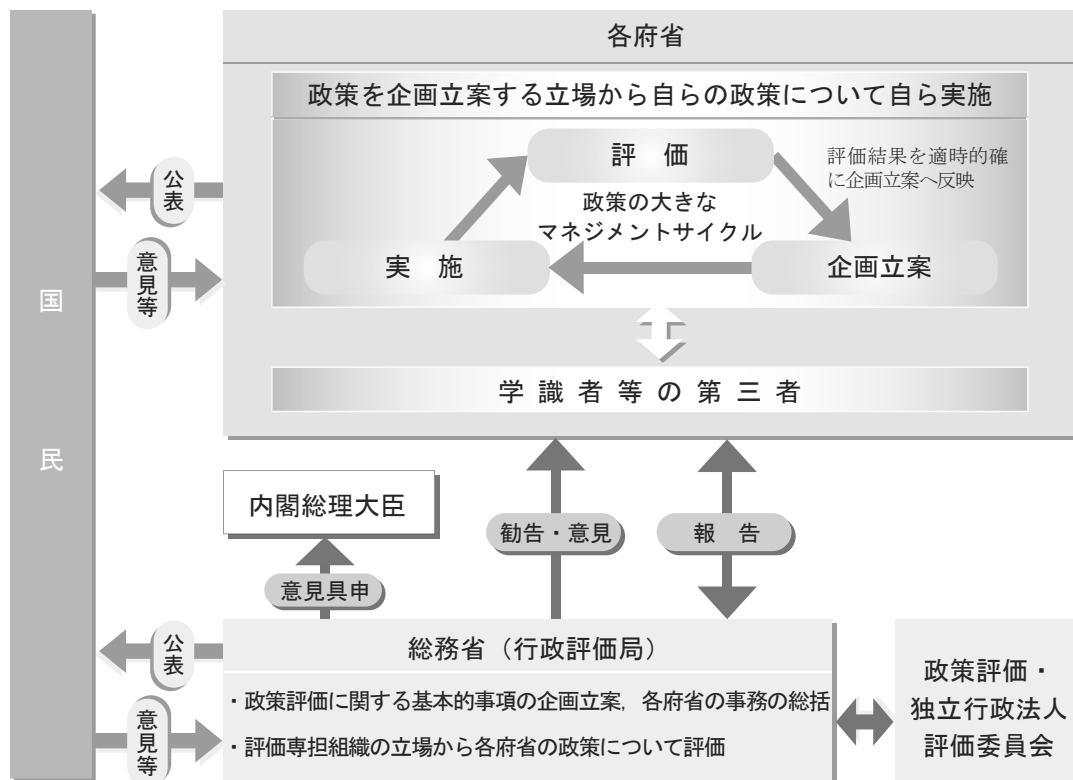
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価・独立行政法人評価委員会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2. 法務省における政策評価 (法務省政策評価に関する基本計画)

① 法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

② 評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策(狭義)」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的の手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③ 評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④ 評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤ 評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用され、これに適切に反映される仕組みを構築しています。

⑥ 評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ (<http://www.moj.go.jp/>) を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。

3つの評価方式

「総合評価」

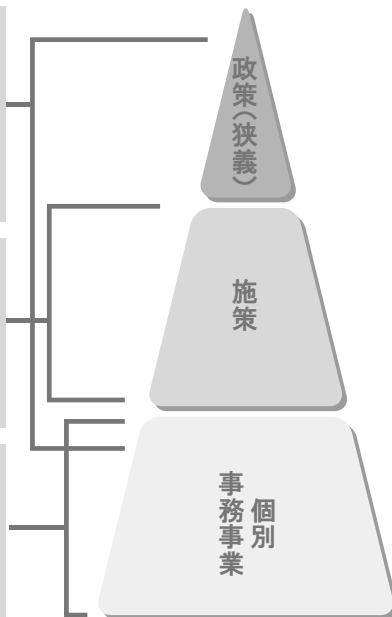
特定の課題を設定した上で、多角的な視点から総合的に評価し、政策の効果を明らかにするとともに、問題点の解決に資する多様な情報を提供することを主眼として実施するものです。

「実績評価」

行政の幅広い分野を対象として、政策の達成度合いについての情報を提供することを主眼として実施するものです。

「事業評価」

行政活動の採否、選択等に資する情報を提供することを主眼として実施するものです。



政策の体系 (政策評価の対象)

評価の主要な観点

「必要性」

当該政策の目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当かなど

「効率性」

投入される費用等に見合った効果が得られる見込みがあるかなど

「有効性」

当該政策に基づく活動により、期待される効果が実際に得られる見込みがあるか

「公平性」

当該政策の目的に照らして、効果の受益や費用の負担が公平に分配されているか

「優先性」

上記観点からの評価を踏まえ、他の政策よりも優先的に実施すべきかなど

国民へのフィードバック

評価結果などの公表

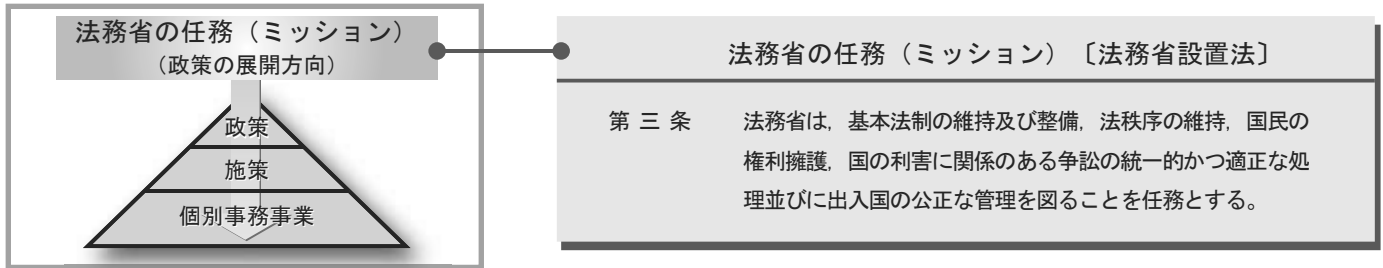
法務省へのフィードバック

評価結果の政策への反映

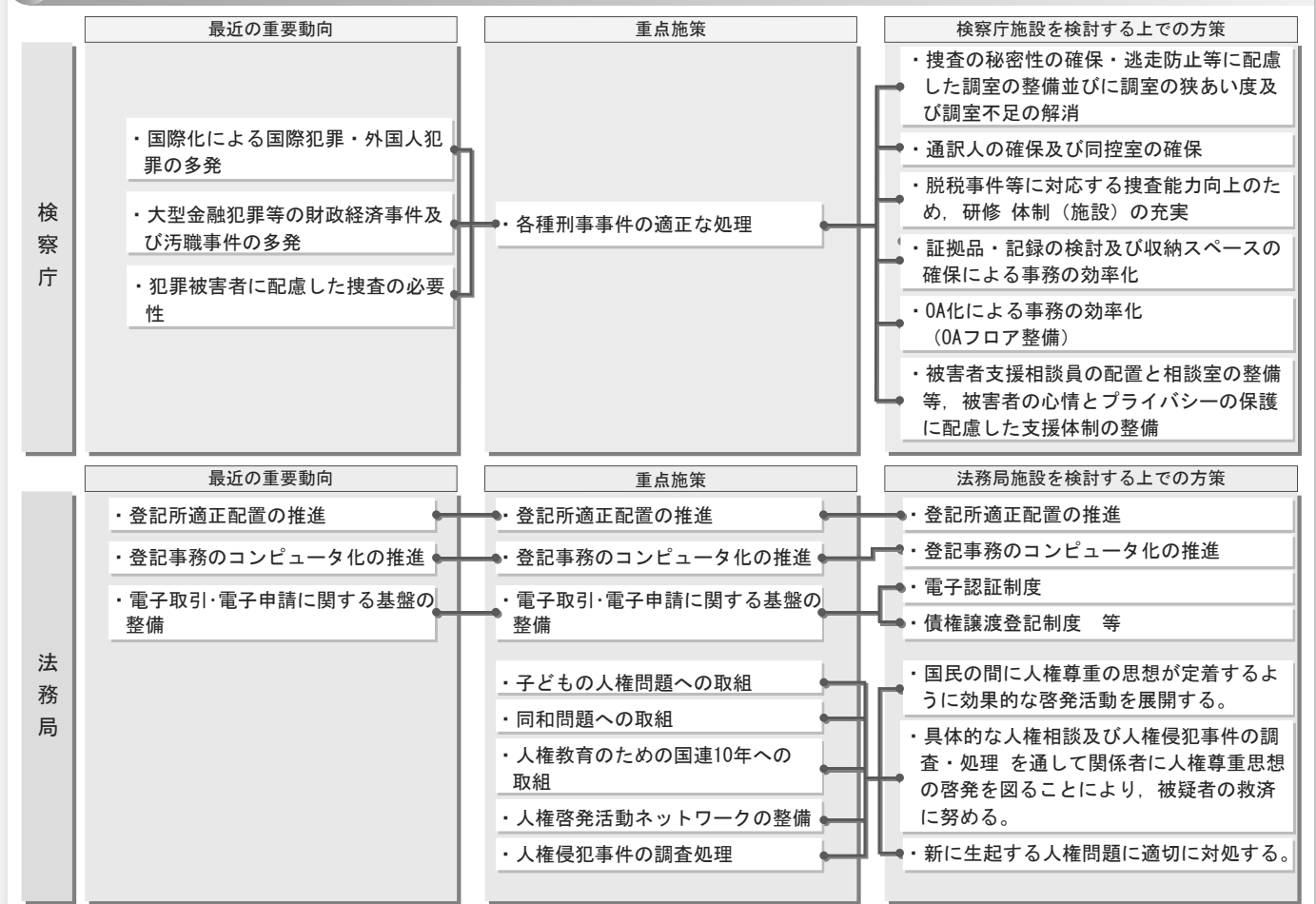
3. 法務省の政策の体系

政策の体系

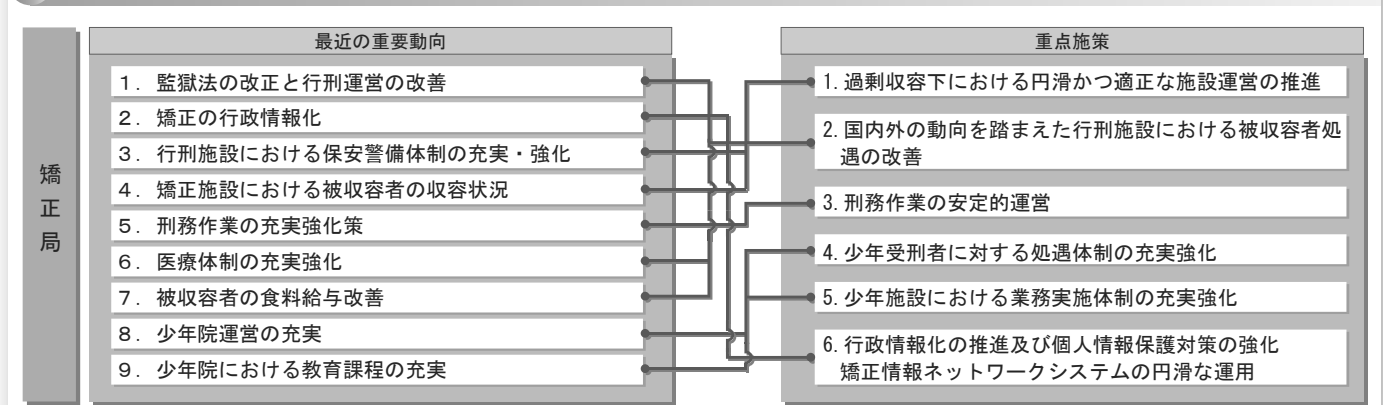
法務省では、政策の展開方向である法務省の任務（ミッション）を受け、毎年度、主幹部局（刑事局、民事局、矯正局等）が重点施策を策定しています。



官署施設の重点施策(施設整備に係る部分) (平成14年度)



収容施設の重点施策 (平成14年度)



4. 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課の事業評価の概要

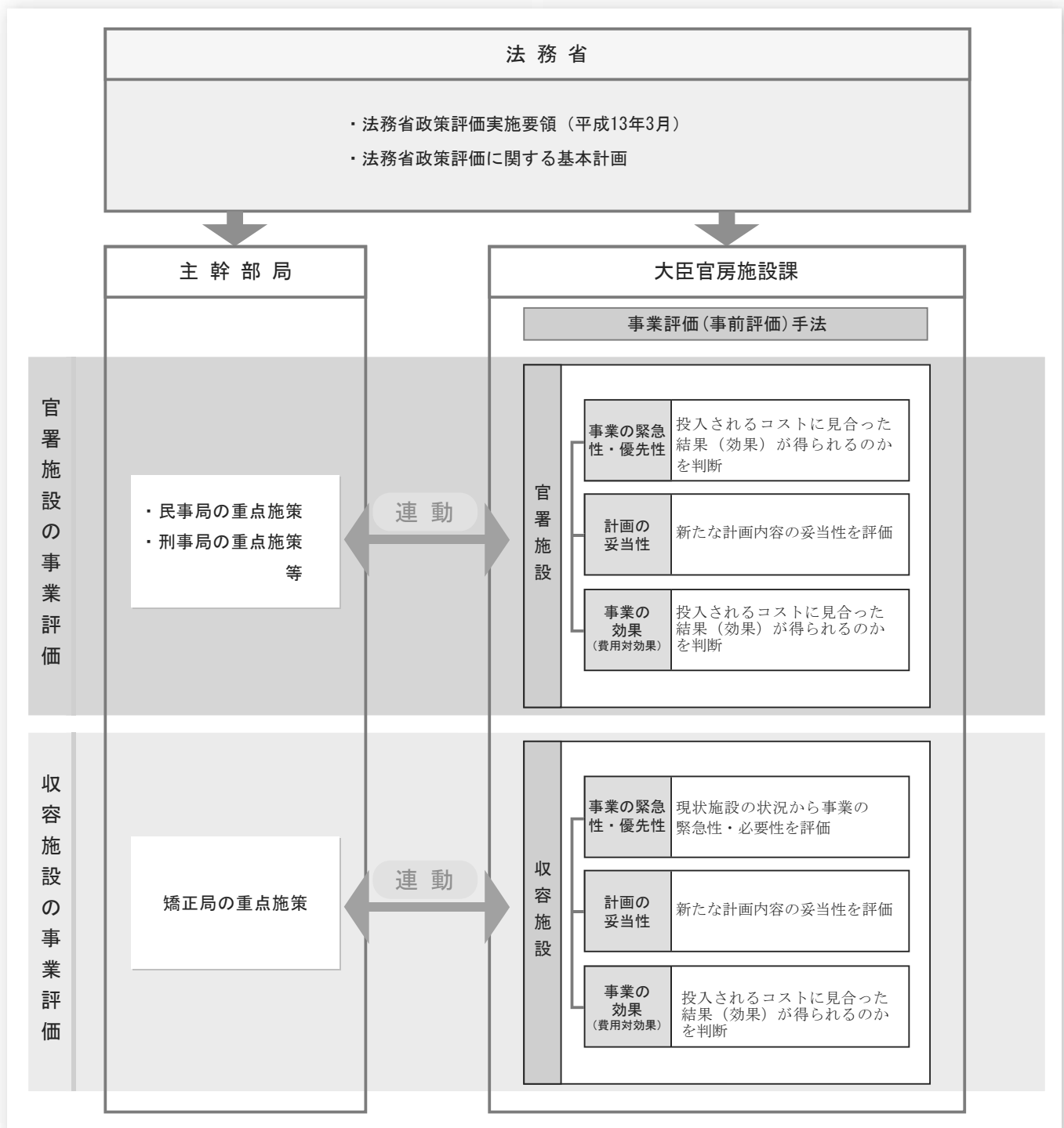
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の管轄する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の大きく2つの事業評価を構築しています。
(官署施設とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、保護観察所、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。)

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

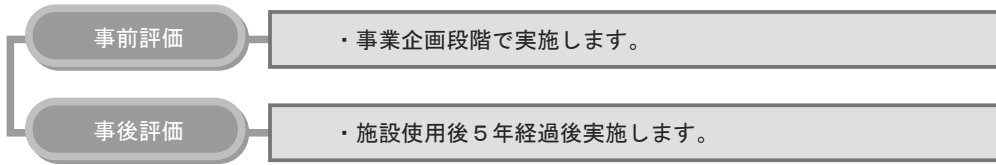
大臣官房施設課の事業評価では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した政策評価を確立しています。



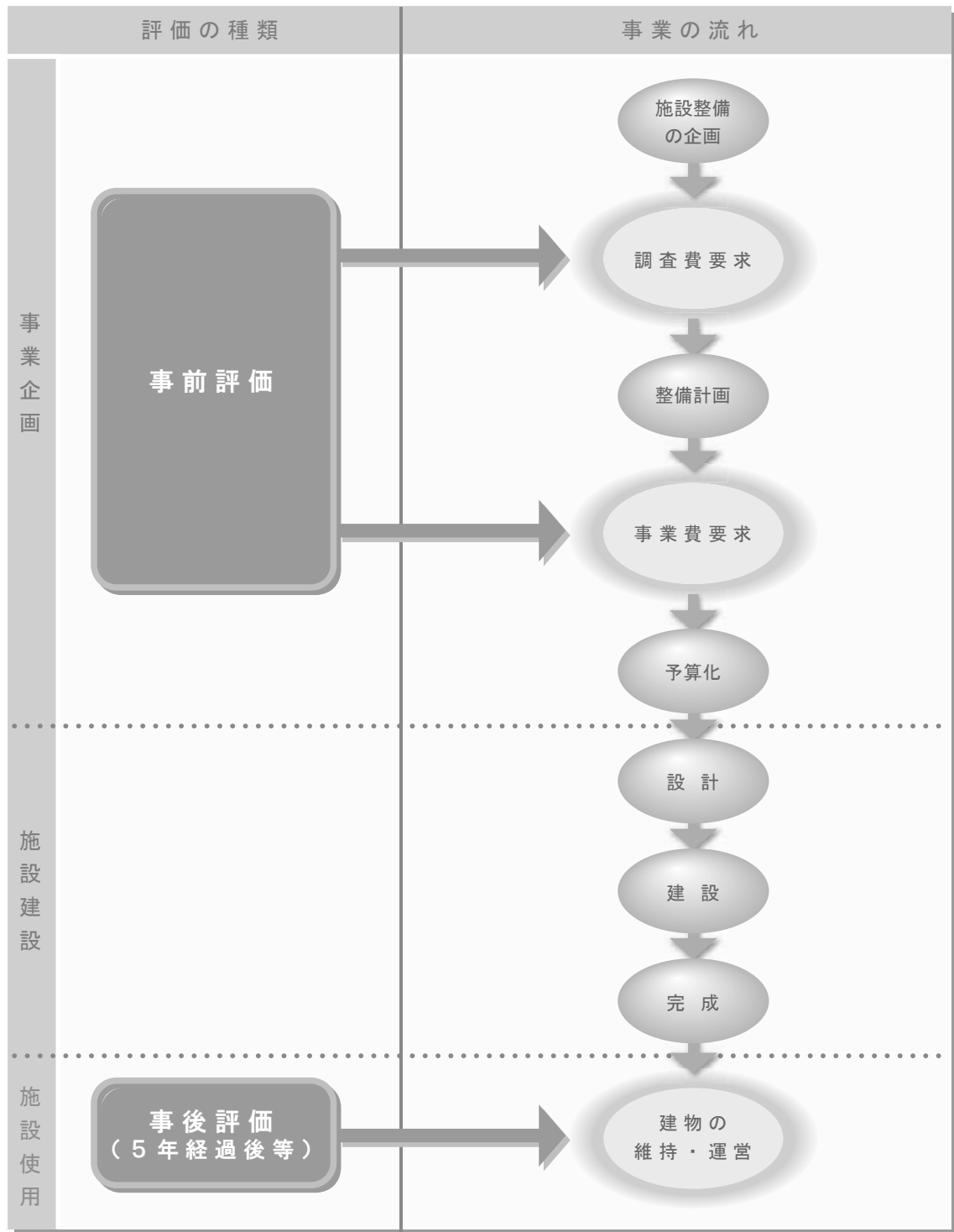
5. 事業評価システムの流れ

事前と事後の大きく2つの評価の実施

大臣官房施設課では、大きく以下の時点で事業評価を実施します。



施設整備に関する業務の流れと評価の位置付け

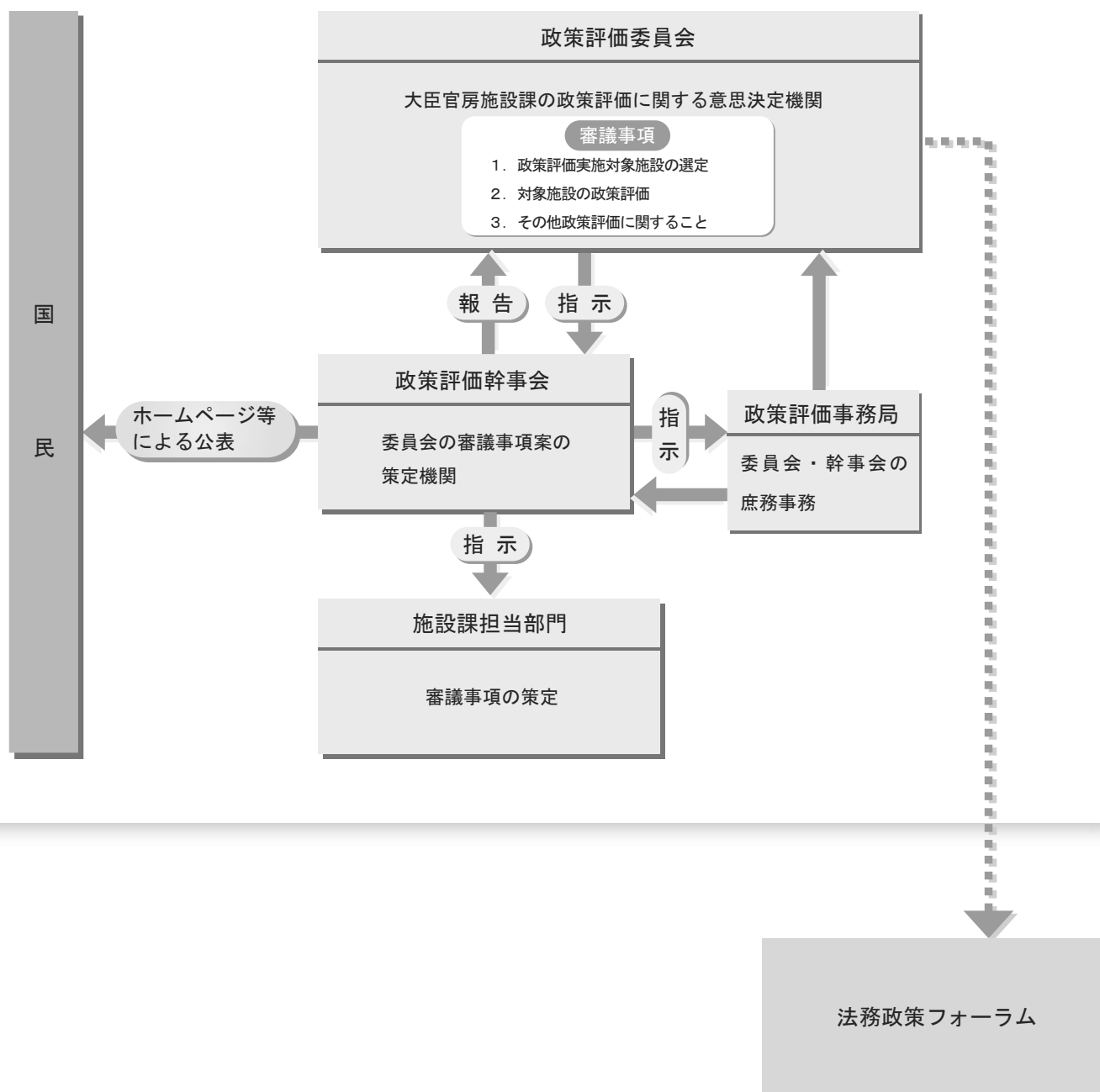


6. 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価（事業評価）を迅速かつ適正に実施していくため、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価（事業評価）体制図



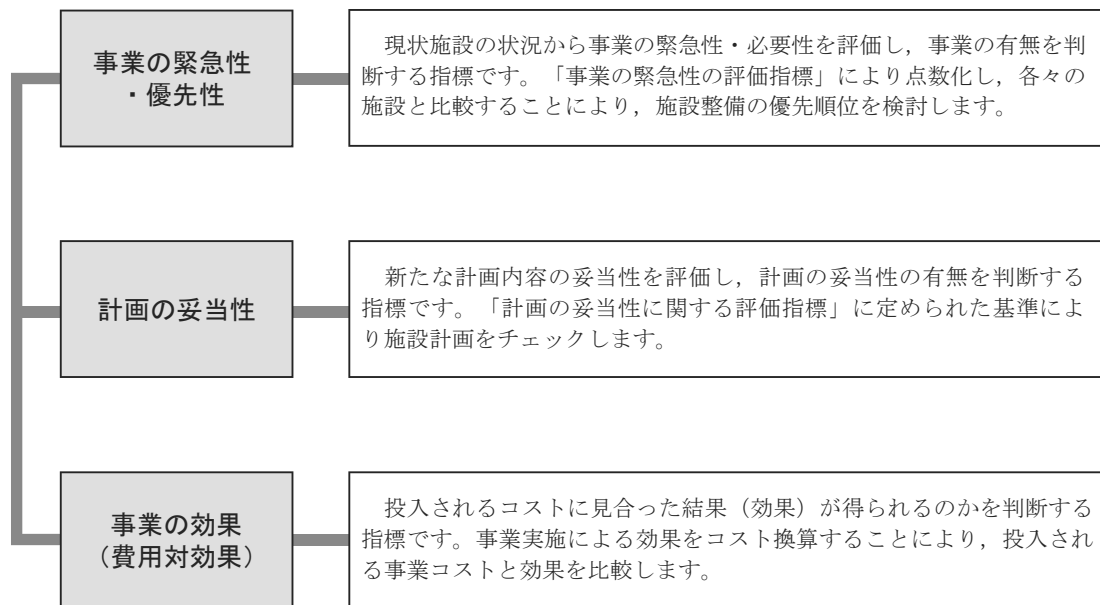
7. 事業評価(事前評価)システムの概要

(1) 官署施設

官署施設の事業評価(事前評価)システム

官署施設の事業評価(事前評価)は、「事業の緊急性・優先性」、「計画の妥当性」、「事業の効果(費用対効果)」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要



事業の緊急性・優先性

○ 目的

現状の施設を、施設の現状から事業の緊急性・必要性を評価し、事業の有無を判断します。

○ 評価方法

- ① 入居官署を建替等の場合と新規施設の場合に分け、以下に示す評価指標を用いて官署ごとの評点を算出します。
- ② 計画理由に該当する内容を抽出します。
- ③ 計画理由が2以上のときは、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業の緊急性・優先性の評点とします。
- ④ ただし、法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア整備計画(一団地の官公庁施設計画を含む)に基づくものには、それぞれ10点を加算します。

事業の緊急性・優先性に関する評点が基準レベル(100点)を越えたものを緊急性のある事業とします。

用語の説明

保安度	木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。 建設時点を約9000とします。
現存率	非木造施設の経年による構造や設備等の劣化の度合いに関する指標です。 建設時点を100とします。
面積率	現状施設の延床面積(m ²)/新営施設の延床面積(m ²)

○ 事業の緊急性・優先性の評価軸と基準

●建替の場合

評価軸		判断基準				
		100	90	80	50	40
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	5,000以下	6,000以下
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下	70%以下		
狭あい	庁舎面積	面積率 0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.75以下	0.80以下
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退きが必要なもの		なるべく速やかに返還すべきもの	
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの	なるべく速やかに返還すべきもの	
分散	事務能率低下、連絡困難			2か所以上に分散、相互距離が1km以上で（同一敷地外）、業務上著しく支障があるもの		同一敷地内に分散業務上支障があるもの
都市計画の 関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行区分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立ち退かないと妨害となるもの			区画整理等が計画決定済であるもの
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築で防火度50点以下のもの	80点以下	都市計画的に見て地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度100点未満のもの
立地条件の 不良	位置の不備			位置が不相当で業務上非常な支障を来している又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不相当で業務上又は環境上好ましくないもの
	地盤の不備	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの
衛生条件の 不良	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来訪者の利用上著しく支障があるもの
施設の不備	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準以下であるもの
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの				

●新規施設の場合

評価軸		判断基準				
		100	90	80	50	40
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの				
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの

○ 目的

新たな計画内容を評価し、計画の妥当性の有無を判断します。

○ 評価方法

- ① 各項目の該当する係数を抽出します。
- ② 各項目の係数をすべて掛け合わせ、100倍した数値を計画の妥当性の評点とします。
- ③ 施設計画の妥当性がある基準の100点以上を計画の妥当性の判断基準とします。

計画の妥当性に関する評点が基準レベル（100点）を越えたものを妥当性のある事業とします。

○ 計画の妥当性の評価軸と基準

評価軸		判断基準		
		1. 1	1. 0	0. 5
位置	用地取得の見込み	取得済み	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画有り、又は民有地を長期間借用可能なもの	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支援がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込み有り	整備の見込みなし
	都市計画・土地利用計画との整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画との整合	都市計画と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接している	
規模	建築物の規模	業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ、適切な規模が設定されている	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建物の規模に応じ適切な規模となっている	
構造	備条件 単独庁舎、 単独庁舎、 合同庁舎、 合同庁舎 としての整備	単独庁舎の場合	単独庁舎計画としての整備が適当	合同庁舎計画として整備が必要
		合同庁舎の場合	合同庁舎としての整備条件が適当	合同庁舎計画として整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能が満足されないおそれがある

事業の効果（費用対効果）

○ 目的

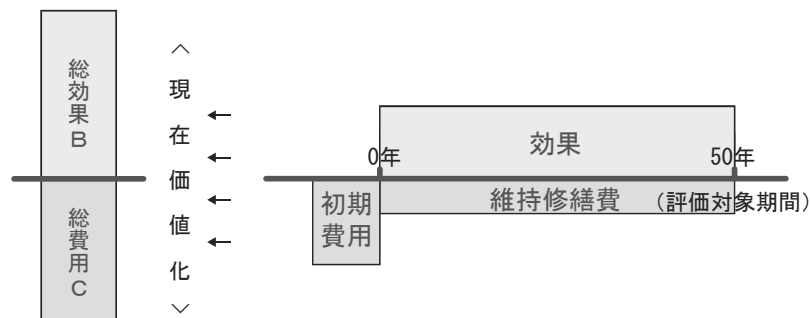
投入される事業コストに見合った結果（効果）が得られるかを評価します。具体的には、事業実施による効果をコスト換算し、投入される事業コストと比較します。

費用対効果分析方法の考え方

事業にかかる費用を上まわる効果があるかを表わす指標として費用対効果（B/C）を算出します。

費用対効果（B/C）		=	$\frac{\text{総効果}}{\text{総費用}}$
総費用	初期費用	<ul style="list-style-type: none"> ・建設費 ・企画・設計関係費 	
	維持修繕費	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕費・保全費・水道光熱費 	
総効果	利用者の利便	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地利用の改善（立地の改善）（規模の改善） ・行政サービスの向上（執務能率の向上）（来庁者の利便性の向上） 	
	地域への寄与	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の満足度の向上 ・地域経済効果 	
	安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策 ・長期的耐用性 	
	環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・施設機能維持効果 ・防災安全性の向上 	
	施設改善による各官署（検察庁・法務局）の行政サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ○検察庁の効果 <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者対応機能の充実 ・被害者への配慮 ・業務効率・適切な業務の遂行 ○法務局の効果 <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者対応機能の充実 ・業務処理機能の充実 	
<p>・費用及び効果の各項目は、当面の運用とし、適正な観点から適宜見直しを行います。</p>			

費用対効果分析算出イメージ図



・評価対象期間は、原則として50年とします。

事業の効果（費用対効果）が基準レベル（1）を越えたものを効果のある事業とします。

○各効果項目の考え方

効果項目			効果の分類		考え方
			業務上の効果	利用者及び関係者の効果	
利用者の 利便	敷地利用の 改善	立地の改善		利便性の 向上	立地場所の変化による最寄駅からのアクセスの短縮化を効果とします。
		規模の改善		利便性の 向上	現状施設から新営施設の駐車スペースの増減を効果とします。
	行政サービスの 向上	執務能率の 向上	円滑な業務 の遂行	利便性の 向上	施設の新営に伴う狭あい解消、情報化への対応等による執務能率の向上を効果とします。
		来庁者の 利便性の 向上	円滑な業務 の遂行	時間短縮	施設の新営に伴う来庁者の利便性（待ち時間短縮等）を効果とします。
地域への 寄与	地域住民の満足度の向上			満足度の 向上	施設整備により敷地及び建物の景観の向上を効果とします。
	地域経済効果			賑わいの 創出	当該施設への来庁者による周辺への各種経済的向上を効果とします。
安全の 確保	施設機能維持効果		LCCの削減	LCCの削減	現状施設のライフサイクルコストと新営した施設でのライフサイクルコストの差を効果とします。
	防災安全性の向上		耐震、防災 安全性の 向上	耐震、防災 安全性の 向上	新営施設が持つ耐震性、防災安全性のレベルまで現状施設のレベルを高めるために必要なコストを効果とします。
環境への 配慮	地球温暖化対策		LCC02の 削減	LCC02の 削減	現状施設と新営施設の運用段階のエネルギー消費に伴うCO ₂ の排出量の低減を効果とします。
	長期的耐用性		長期間の 使用が 可能	経済性の 向上	新営施設をより長期間使用できるように計画することによって経済的効果を出すものです。



検察庁が入居する場合

施設改善による検察庁の行政サービスの向上の効果を加算することにより、
検察庁の「事業の効果」の項目とします。

	効果項目		効果の分類	
			業務上の効果	利用者及び関係者への効果
検察庁としての加算効果項目	来庁者対応機能の充実	情報提供スペースの充実	・社会的合意の形成 ・職員の意識改革	・検察業務への理解 ・国民の満足度の向上
		地域住民の満足度の向上		・利用者の安全性の向上 ・利便性の向上
	被害者への配慮	被害者支援相談機能の設置	・被害者支援相談員制度の円滑な実施	・犯罪被害者の保護 ・人権への配慮
		カウンセリング室の設置	・事件の協力への貢献 ・適切・迅速な事件処理	・被害者の安心感の向上 ・人権への配慮
	業務効率・適切な業務の遂行	調室の充実	・適切・迅速な事件処理 ・円滑な業務の遂行	・社会秩序の維持 ・事件の早期解決
		関係機関との打合せスペースの確保	・適切・迅速な事件処理 ・警察官等捜査関係者の利便性の向上	・事件の早期解決
		保管機能の充実		・記録や証拠品等を適切・安全に保管 ・検察行政に対する信頼性の向上 ・プライバシーの配慮
	防犯性の向上	被疑者専用動線、控室等の充実・確保	・防犯性の向上	・プライバシーの保護
	位置の改善	立地場所の改善	・円滑な業務の遂行	・利用者の利便性向上

法務局が入居する場合

施設改善による法務局の行政サービスの向上の効果を加算することにより、
法務局の「事業の効果」の項目とします。

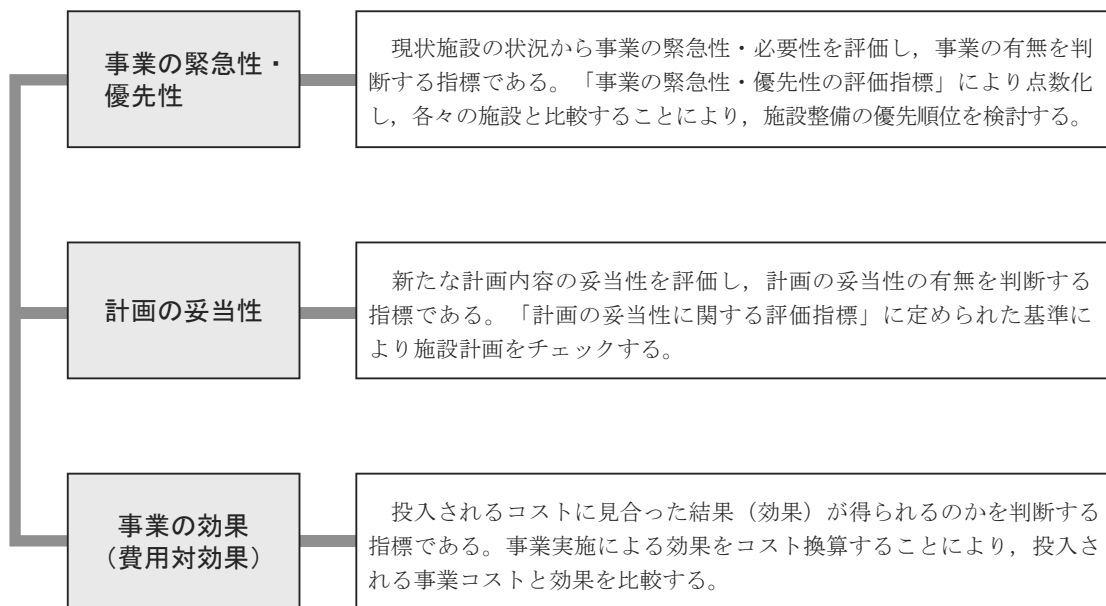
	効果項目		効果の分類	
			業務上の効果	利用者及び関係者への効果
法務局としての加算効果項目	来庁者対応機能の充実	待合機能（情報提供スペース）の充実	・法務行政への理解の促進 ・アカウントビリティの向上 ・人権啓発の推進 ・職員の意識改革	・登記制度、戸籍・国籍制度、人権問題の正しい理解 ・人権啓発効果の向上
		相談機能の充実	・多様な人権問題への対応の充実・向上	・利用者の満足度の向上 ・利用者の利便性の向上
		バリアフリー化（高齢者・身障者）への対応	・安全性の向上	・利用者の利便性の向上 ・利用者の安全性の向上
	業務処理機能の充実	登記窓口・事務室の充実	・適正・迅速な業務の遂行 ・円滑な業務の遂行	・利用者の待ち時間の短縮 ・利用者の利便性の向上
		閲覧機能の充実	・適正・迅速な業務の遂行	・利用者の利便性の向上
		書庫の充実	・データの安全管理の向上	・住民の財産権の保護への寄与 ・社会基盤の維持

(2) 収容施設

収容施設の事業評価（事前評価）システム

収容施設の事業評価（事前評価）は、被収容者等を収容するという施設の特性を考慮し、「事業の緊急性・優先性」、「計画の妥当性」、「事業の効果（費用対効果）」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要



事業の緊急性・優先性

○ 基本的な考え方

現状施設の状況から事業の緊急性を評価し、政策的観点から事業の優先性を判断します。又、各々の施設と比較し、施設整備の優先順位を検討する資料の1つとしても活用します。

○ 評価方法

- ① 対象施設を建替施設の場合と新規施設の場合に分け、以下に示すそれぞれの評価指標を用いて評点を算出します。
- ② 計画理由に該当する内容を抽出します。
- ③ 計画理由が2以上のときは、主要素（評点が最も高い計画理由等）と従要素（その他の計画理由）に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業の緊急性・優先性の評点とします。
- ④ 施設運営上非常に問題があり、建替の必要がある基準の100点以上を、事業の緊急性の判断基準とします。

事業の緊急性・優先性に関する評点が基準レベル（100点）を越えたものを緊急性のある事業とします。

用語の説明

保安度——木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。
建設時点を約9000とします。
現存率——非木造施設の経年による構造や設備等の劣化の度合いに関する指標です。
建設時点を100とします。
面積率——現状施設の延床面積（㎡）／新営施設の延床面積（㎡）

○ 事業の緊急性・優先性の評価軸と基準

●建替の場合

評価軸		判断基準			
		100	90	50	40
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	5,000以下	5,500以下
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左		
狭あい	施設面積	面積率 0.50以下	0.55以下	0.75以下	0.80以下
収容能力	過剰収容	収容定員より3割以上多く収容している	収容定員より2割以上多く収容している		
施設の不備	機能・設備の不備	矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため建替えが必要	矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため施設の大規模な改善が必要		
法令等	現行法規（都市計画法、建築基準法）との適合	都市計画法に適合していない 建築基準法上、建替えないと適合しない	建築基準法上、施設全般にわたり、施設の大規模な改善が必要		

●新規施設の場合

評価軸		判断基準			
		100	90	50	40
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要な			
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの			整備を行わない場合、業務上好ましくないなもの

○ 目的

新たな計画内容を評価し、計画の妥当性の有無を判断します。

○ 計画の妥当性に関する評価軸と基準

評価軸			評価基準	
			1. 1	1. 0
地域との調和	周辺環境との調和	景観への配慮	周辺環境に調和する景観計画が十分に行われている	周辺環境に調和する景観計画がある程度行われている
		安全性の確保		①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、②保安全管理体制の確保、③外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、3点とも充たす計画である
	地域の相談窓口の充実	相談窓口の設置	相談窓口が設置されている	
		地域の人々が気軽に利用しやすい配置		外来鑑別機能の存在を示す見やすい看板・案内の設置等、地域の人々が利用しやすい配慮がなされている
		地域に密着した青少年育成に係る各種相談窓口機能の充実		情報機器による相談対応が可能なよう機器設置スペース、または教育機関に対する研修が行える研修室等が確保されている
	業務の効率化・処遇改善	来訪者対応機能の充実	面会待合室・面会室等の機能改善	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている
円滑な業務の遂行		面接調査室・調室等の機能改善	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
職業訓練の充実		職業訓練機能の充実	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が十分確保されている	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が適度に確保されている
社会復帰体制の充実		改善更生の充実	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
教育環境の充実		教育内容・教育方法の充実	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
被収容者の処遇・生活環境の改善		居室（単独室・共同室）の機能改善	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
職員の執務環境の向上		機能改善	職員数に応じた、十分な量と質が確保されている	職員数に応じて適度な量と質が確保されている
環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）	周辺環境の配慮	建物配置、建物形、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を十分に考慮した設計が行われている	建物配置建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土をある程度考慮した設計が行われている
		ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、3つ以上について配慮されている	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、2つ以上について配慮されている
		環境負荷の少ない材料の選択	自然材料（木材・石材）やリサイクル材が積極的かつ適切に利用されている	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がある程度利用されている
フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上	施設のフレキシビリティの向上	特に耐久性の高い材料・工法を使用している、または、将来の機能改善に適度に対応できる計画となっている	将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている

○ 評価方法

- ① 各項目の該当する係数を抽出します。
- ② 各項目の係数をすべて掛け合わせ、100倍した数値を計画の妥当性の評点とします。

計画の妥当性に関する評点が基準レベル（100点）を越えたものを妥当性のある事業とします。

評価基準	
0.7	0.5
周辺環境との調和があまり考えられていない計画である	
	①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、②保管理体制の確保、③外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、1点も満たさない計画である
全く確保されていない	
全く確保されていない	
1つの職業訓練しか出来ない	
全く確保されていない	
全く確保されていない	
全く確保されていない	
全く確保されていない	
自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、どれについても配慮されていない	

対象施設ごとの評価項目		
刑務所	地域との調和	周辺環境との調和
	業務の効率化・処遇改善	来訪者対応機能の充実
		円滑な業務の遂行
		職業訓練の充実
		社会復帰体制の充実
被収容者の処遇・生活環境の改善		
職員の執務環境の向上		
環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）	
フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上	
拘留所	地域との調和	周辺環境との調和
	業務の効率化・処遇改善	来訪者対応機能の充実
		円滑な業務の遂行
		被収容者の処遇・生活環境の改善
		職員の執務環境の向上
環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）	
フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上	
少年院	地域との調和	周辺環境との調和
	業務の効率化・処遇改善	地域の相談窓口の充実
		来訪者対応機能の充実
		円滑な業務の遂行
		教育環境の充実
被収容者の処遇・生活環境の改善		
職員の執務環境の向上		
環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）	
フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上	
少年鑑別所	地域との調和	周辺環境との調和
	業務の効率化・処遇改善	地域の相談窓口の充実
		来訪者対応機能の充実
		円滑な業務の遂行
		被収容者の処遇・生活環境の改善
職員の執務環境の向上		
環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）	
フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上	

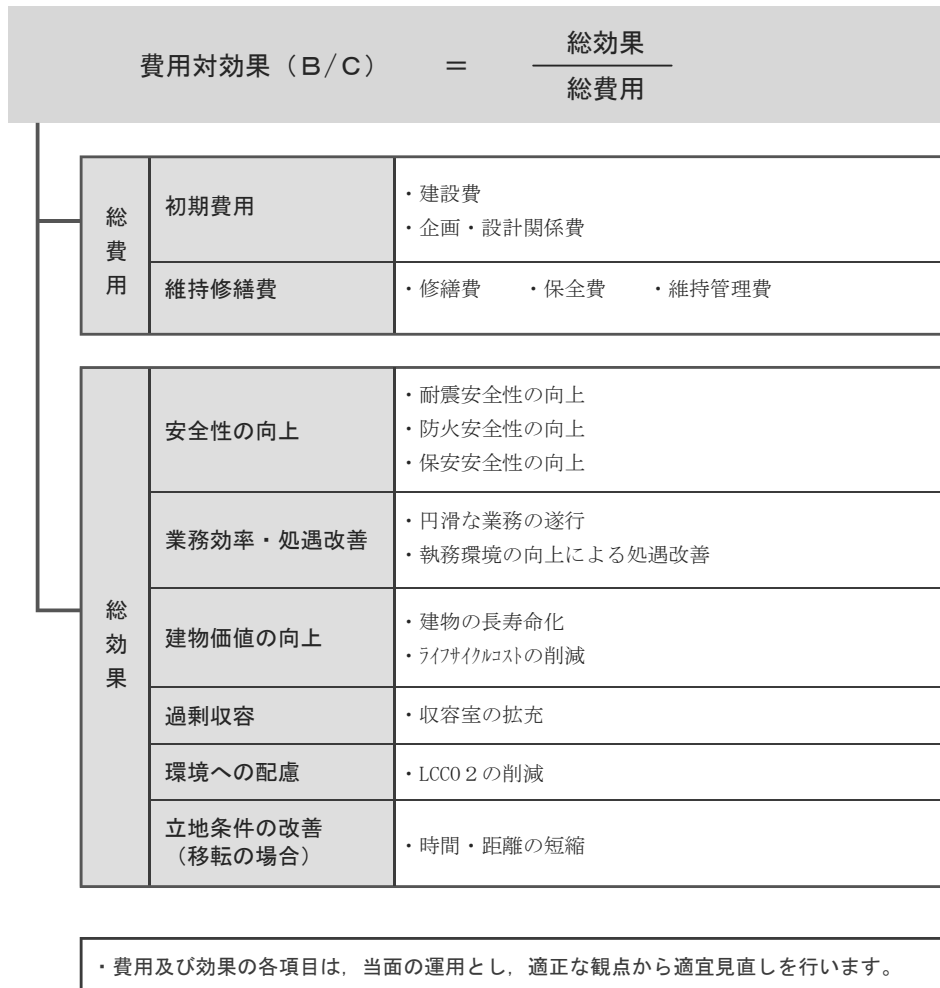
事業の効果（費用対効果）

○ 目的

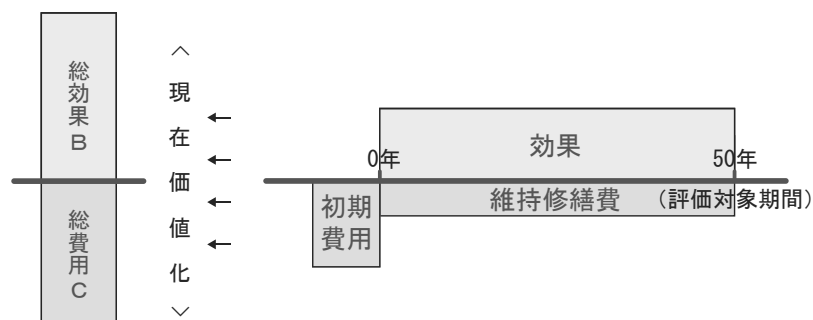
投入される事業コストに見合った結果（効果）が得られるかを評価します。具体的には、事業実施による効果をコスト換算し、投入される事業コストと比較します。

費用対効果分析方法

事業にかかる費用を上まわる効果があるかを表わす指標として費用対効果（B/C）を算出します。



費用対効果分析算出イメージ図



・評価対象期間は、原則として50年とします。

事業の効果（費用対効果）が基準レベル（1）を越えるものを効果のある事業とします。

○ 各効果項目の考え方

効果項目	効果	効果の分類		
		業務上の効果	利用者及び関係者の効果	考え方
安全性の向上	耐震安全性 防災安全性 保安安全性 の向上	保安警備の充実	安心感の向上	新営施設が持つ耐震性，防火・防災性，保安安全性のレベルまで現状施設のレベルを高めるために必要なコストを効果とします。
業務効率・ 処遇改善	円滑な業務の遂行	円滑な業務の遂行	処遇の改善 (人権への配慮)	施設の新営に伴う面会室，調室の充実による利用機会・利用時間の向上を効果とします。
	執務環境の向上による 処遇改善	執務環境の向上	処遇の改善	施設の新営に伴う狭あい解消，情報化への対応等による執務能率の向上と被収容者の処遇の改善を効果とします。
建物価値の 向上	建物の長寿命化	長期間の使用が可能	経済性の向上	新営施設をより長期間使用できるように計画することによって，経済効果を出すものです。
	ライフサイクルコストの削減	LCCの削減	LCCの削減	現状施設のライフサイクルコストと新営でのライフサイクルコストの差を効果とします。
過剰収容への 対応	収容室の拡充	過剰収容への対応	処遇の改善 (人権の配慮)	新営施設の収容室を適性に確保することによる過剰収容への対応を効果とします。
環境への配慮	LCCO2の削減	LCCO2の削減	LCCO2の削減	現状施設と新営施設の運用段階のエネルギー消費に伴うCO2の排出量の低減を効果とします。
地域への寄与	施設の開放利用		福祉の向上	新営施設の一部を地域住民に開放することによる地域福祉の向上を効果とします。
	災害時の緊急避難 場所として利用		安心感の向上	新営施設の一部を災害時の緊急避難場所として開放することによる地域の安心感の向上を効果とします。
	地域経済効果		地域経済の向上	食糧・衣類・原材料等を地域から購入することによる地域経済の向上を効果とします。
位置の改善	時間・距離の短縮	円滑な業務の遂行		立地場所の変化による関係機関へのアクセスの短縮化を効果とします。

(参考資料) 費用対効果算出方法

官署施設費用対効果算出方法

○総費用の算出方法

凡例 毎年費用が発生する項目

項目		(各年の費用の) 算出方法
初期費用	建設費	建設工事に要する費用を積み上げにより算出する。
	企画・設計関係費	・建設企画, 現地調査, 設計, 環境管理(アセスメント), 効果分析に要する費用を積み上げ算出する。 ・ただし, 積み上げが困難な場合は, 建設費の5%とする。
維持 修繕費	修繕費	評価対象期間中の大規模修繕, 各所修繕に要する費用を実績値等により算出する。
	保全費	評価対象期間中の経常的に発生する建設維持に要する費用(点検及び保守, 運転・監視, 清掃等)を実績値等により算出する。
	水道光熱費	評価対象期間中の電気, ガス, 水道, 油等に要する費用を実績値等により算出する。

○検察庁・法務局共通の効果項目の算出方法

凡例 毎年効果が発生する項目 現状施設 新営施設

項目		(各年の効果の) 算出方法	効果計測イメージ
利用者の 利便	敷地利用 の改善	立地の改善 (現状施設までの距離 - 新営施設までの距離) ÷ 80m/分 × 年間来庁者数 × 時間短縮費用(40円/分)	
		規模の改善 (新営施設駐車台数 - 現状施設駐車台数 ^(注1)) × 8時間 × 周辺駐車料金 × 240日 × 稼働率0.5	
	行政サービスの 向上	執務能力 の向上 職員平均年収(6,000千円/年) × 生産性向上率 × 職員計画人員	
		来庁者の 利便性の向上 滞在短縮時間 × 年間来庁者数 × 時間短縮費用 (40円/分)	
地域への 寄与	地域住民の満足度 の向上 (新営建設費 - 現状再建設費 × 現状施設現存率/100) × 評価係数0.7		
	地域経済効果 (新営施設経済効果額 - 旧庁舎経済効果額) × 年間来庁者数		
安全の 確保	施設機能維持効果 現状施設の修繕費 + 増築想定庁舎の修繕費		
	防災安全性の向上 (耐震改修単価(56.6千円/㎡) + 防災改修単価(18.4千円/㎡)) × 現状施設延床面積		
環境への 配慮	地球温暖化対策 (現状施設CO2排出量 - 新営施設CO2排出量)(kg-C) × 原単位(1640円/kg-C)		
	長期的耐用性 新営施設の建設費(円) × 残存率*(%) ※残存率 = (耐用年数 - 評価対象期間) / 評価対象期間		

○検察庁の加算効果項目の算出方法

凡例 ■ 毎年効果が発生する項目 □ 現状施設 □ 新営施設

項目	(各年の効果の) 算出方法	効果計測イメージ
来庁者対応機能の充実	$(\text{新営待合室面積} - \text{現状待合室面積}) (\text{坪})$ $\times \text{周辺オフィス相場} (\text{円/坪}\cdot\text{月}) \times 12\text{か月}$	
バリアフリー化 (高齢者・障害者) への対応	$\text{バリアフリー化対策費単価} (6,400\text{円}/\text{㎡})$ $\times \text{新営延床面積} (\text{㎡})$	
被害者への配慮	$(\text{新営被害者支援相談室面積} (\text{坪}))$ $\times \text{周辺オフィス相場} (\text{円/坪}\cdot\text{月}) \times 12\text{か月}$	
カウンセリング室の設置	$(\text{新営カウンセリング室面積} - \text{現状カウンセリング室面積}) (\text{坪})$ $\times \text{周辺オフィス相場} (\text{円/坪}\cdot\text{月}) \times 12\text{か月}$	
業務効率・適切な業務の遂行	$\text{調室の増加数} (\text{室}) \times \text{配置人員} (2\text{人}/\text{室})$ $\times \text{労働時間} (2,000\text{時}/\text{年}) \times \text{労働コスト} (3,200\text{円}/\text{時})$	
関係機関との打合せ室の確保	$(\text{新営打合せ室床面積} - \text{現状打合せ室床面積}) (\text{坪})$ $\times \text{周辺オフィス相場} (\text{円/坪}\cdot\text{月}) \times 12\text{か月}$	
保管機能の充実	$(\text{新営保管機能面積} - \text{現状保管機能面積}) (\text{坪})$ $\times \text{周辺倉庫相場} (\text{円/坪}\cdot\text{月}) \times 12\text{か月}$	
防犯性の向上	$(\text{新営被疑者専用控室の床面積} (\text{坪}) \times 1.5)$ $\times \text{周辺オフィス相場} (\text{円/坪}\cdot\text{月}) \times 12\text{か月}$	
位置の改善	$\text{裁判所との移動短縮時間} (\text{分}) \times \text{機会費用} (500\text{円}/\text{分})$ $\times \text{年間移動回数} (\text{台}/\text{年})$	

○法務局の加算効果項目の算出方法

凡例 ■ 毎年効果が発生する項目 □ 現状施設 □ 新営施設




項目	(各年の効果の) 算出方法	効果計測イメージ
来庁者対応機能の充実	$(\text{新営待合室面積} - \text{現状待合室面積}) (\text{坪})$ $\times \text{周辺オフィス相場} (\text{円/坪}\cdot\text{月}) \times 12\text{か月}$	
	$(\text{新営相談室面積} - \text{現状相談室面積}) (\text{坪})$ $\times \text{周辺オフィス相場} (\text{円/坪}\cdot\text{月}) \times 12\text{か月}$	
	$\text{バリアフリー化対策費単価} (\text{円}/\text{㎡}) \times \text{新営延床面積} (\text{㎡})$	
業務効率・適切な業務の遂行	$(\text{登記事務室の増加床面積} (\text{㎡}) \div \text{基準面積} (\text{㎡}/\text{人}))$ $\times \text{労働時間} (2,000\text{時}/\text{年}) \times \text{労働コスト} (3,200\text{円}/\text{時})$	
	$(\text{新営閲覧スペース面積} - \text{現状閲覧スペース面積}) (\text{坪})$ $\times \text{周辺オフィス相場} (\text{円/坪}\cdot\text{月}) \times 12\text{か月}$	
	$(\text{新営書庫} - \text{現状書庫}) (\text{坪})$ $\times \text{周辺倉庫相場} (\text{円/坪}\cdot\text{月}) \times 12\text{か月}$	

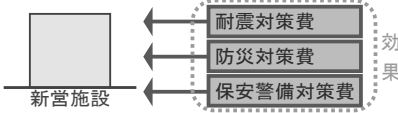
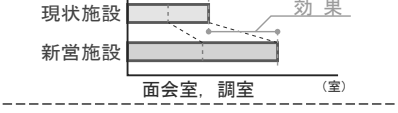
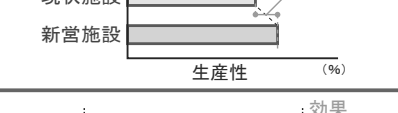

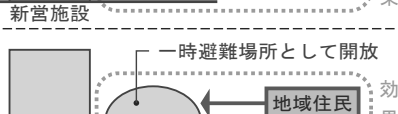
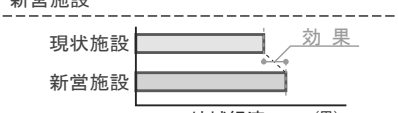

○総費用の算出方法

凡例  毎年費用が発生する項目

項目		(各年の費用の) 算出方法
初期費用	建設費	建設工事に要する費用を積み上げにより算出する。
	企画・設計関係費	・建設企画, 現地調査, 設計, 環境管理(アセスメント), 効果分析に要する費用を積み上げ算出する。 ・ただし, 積み上げが困難な場合は, 建設費の5%とする。
維持修繕費	修繕費	評価対象期間中の大規模修繕, 各所修繕に要する費用を実績値等により算出する。
	保全費	評価対象期間中の経常的に発生する建設維持に要する費用(点検及び保守, 運転・監視, 清掃等)を実績値等により算出する。
	水道光熱費	評価対象期間中の電気, ガス, 水道, 油等に要する費用を実績値等により算出する。

○総効果の算出方法

凡例  毎年効果が発生する項目  現状施設  新営施設

効果項目	効果	算出方法	効果計測イメージ
安全性の向上	耐震安全性 防災安全性 保安安全性)の向上	$(耐震対策費(56.6千円/m^2) + 防災対策費(18.4千円/m^2) + 保安警備対策費(15.6千円/m^2)) \times 新営施設の延床面積(m^2)$	
業務効率・処遇改善	円滑な業務の遂行	$(面会室の利用時間の増加 + 調室の利用増加時間) \times 機会費用(3千円/年)$	
	執務環境の向上による処遇改善	$職員の平均年収(6,300千円/年) \times 生産性向上率 \times 職員計画人員$	
建物価値の向上	建物の長寿命化	新営施設の建設費 \times 残存率	
	ライフサイクルコストの削減	現状施設のLCC - 新営施設のLCC	
過剰収容への対応	収容室の拡充	必要面積(m ²) - 建設単価(円/m ²)	
環境への配慮	LCCO2の削減	$(現状施設CO2排出量 - 新営施設CO2排出量) \times 原単位(1,640円/kg-C)$	
地域への寄与	施設の開放利用	$年間利用者数(人/年) \times 1人当りの利用時間(分) \times 機会費用(10円/分 \cdot 人)$	
	災害時の緊急避難場所として利用	避難場所の収容定員(人) \times 1人当りの被害軽減額(28.3千円/人)	
	地域経済効果	$(新営収容定員 - 現状収容定員)(人) \times 被害者1人当りの地域からの購入費(円)$	
位置の改善	時間・距離の短縮	移動短縮時間数 \times 機会費用単価(500円/分)	



FACILITIES DIVISION
MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL:03-3580-4111(代) FAX:03-5511-7203
URL:<http://www.moj.go.jp>